大正三年六月七日印刷
大正三年六月十日発行

百人一首一夕話（非売品）
有朋堂文庫

編輯兼発行者　三浦理
印刷者　平井登
印刷所　凸版印刷株式会社分工場
発行所　有朋堂書店

大正三年六月七日印刷
大正三年六月十日發行

有朋堂文庫
百人一首一夕話（非賣品）

編輯兼發行者　東京市神田區錦町一丁目十九番地　三浦理
印刷者　東京市本所區番場町四番地　平井登
印刷所　東京市本所區番場町四番地　凸版印刷株式會社分工場
發行所　東京市神田區錦町一丁目十九番地　有朋堂書店

（岡山製本）

上永久が我に親しきをしりて、たのみつたへおこせるは、正月の望の日なり。ひらき見もをへず、ふと其事をおもひ出侍りて、今夜しも、とりあへず萬水樓のかり居の窓に、かたぶくまでの月見つゝ、昔にさへ打むかふこゝちして、書きしるし侍るも、さるべきゆかりならざらむやはといふ。

長門介景樹

跋

ことし天保四とせといふまで、世はあら玉の二十年ばかりにもや成りぬらん、おのれ百人一首の歌どもを注釋して、世にひろめんとする事ありけり。其百首が中に、やすらはで寐なましものを云々の歌を、人にかはりて赤染がよめりしは、きはめて望の夜ごろなりけん。其證もあらばと、ふるき文どもをしらべ煩ひける折しも、難波なる尾崎雅嘉翁も、はやくより此百首を說きて、わきてよみ人の事實をしもつばらかにしるしものせりと聞傳へ侍りて、かの翁は世に名高き物識人ならんには、かの歌よみけむ年月をもしらるべきよしもやと、その頃同じ難波にありける穗井田忠友がもとへあつらへつかはして、こととひし事なん侍りし。其時の書は、果してこの一夕話なりけらし。さるが草稿のまゝにて有りけんを、文海堂のあるじ松村忠敬、その翁の志を世にとげしめんとて、此年頃にしらべ淸めて、こたび梓にのぼせんとす。そのしりへに、おのが一言をもくはへよと、やがて彫工丼

尾崎雅嘉大人著

大石眞虎圖　年魚市郡故鄕

天保四年癸巳秋新刻

浪華書肆　心齋橋南一丁目　敦賀屋九兵衛梓

百人一首一夕話終

したがひまゐらせたる人々は、夢の心地して悦ぶ事かぎりなし。さて鎌倉の使者秋田城介義景、出羽前司行義等、かの朽たる門の傍に傘を取寄せ、番屋として篝をたかせて、よもすがら守護したれば、翌日邦仁君御元服の儀式あるべしとて、一條左大臣良實公、左中辨定嗣等參られ、良實公加冠の役、定嗣理髮の役にて御元服なし奉られければ、其夜やがて冷泉萬里小路殿へうつらせ給ひ、閑院殿より神璽寶劔をわたされて、御卽位の儀式をとり行はせたまへり。これすなはち後嵯峨院なり。かくて左大臣良實關白として新帝を輔佐し奉られ、同年六月西園寺右大臣實氏公の女姞子を納て女御とし、冬十月皇妣源通子を追尊て皇后位を贈られ、外祖父參議源道宗に從一位左大臣を贈らせたまひ、十一月に大嘗會を行はせ給へり。此帝は後鳥羽院の御孫順德院の御甥にて、久しく世に落ぶれさせたまひしに、此度はからずも帝位につきたまひしは、全く御父帝土御門院賢王にてましませしかば、配所にてはうせたまひしかど、御こゝろざし神慮にや叶はせたまひけん、四條院世を早くしたまひて、其御子孫なかりしかば、ふたゝび帝位の此君にさだまりたまひしは、不思議にも目出度かりし御事なり。

實父子、外戚の權を擅にせんが爲に、御讓位の事を促し奉られければ、止事を得ずして御位をおりさせ給ひ、二歲にならせ給ふ皇子秀仁君、御讓りをうけさせたまへり。これすなはち四條院なり。しかるに仁治三年正月、四條院御年十二にて崩じ給ひ、皇子もましまさゞりしかば、何れの宮をか御位につけ奉らんと、鎌倉の評議まち〳〵なりけるに、北條泰時朝臣、鶴が岡へ參りて鬮をとられければ、河波にてかくれさせ給ひし土御門院の皇子、邦仁君にぞ定りける。かゝりければ、鎌倉の使者城介義景都に馳上りて、此事を告奉らんとす。此邦仁君は、承久の亂の時は、御年わづかに二歲なりしかば、御父土御門院土佐へ遷らせたまひし時、御母がたの外舅源大納言通方卿にあづけおかせたまひしかど、通方卿早く世をさられしかば、御祖母承明門院の御方により居させ給ひて、今年二十三歲にならせたまへど、いまだ御元服もせさせたまはざるに、はからずも此たびの事出來ければ、鎌倉の使者城介義景、承明門院のおはします土御門殿へ參りければ、門は葎茂り、扉は苔生ひ、柱も半は朽て、哀れなる御栖なるに、内にさし入てみれば、猶しも草深くて、人の通ひし跡もなし。故源大納言通方卿の養子たる定通朝臣、なえ萎れたる烏帽子直垂にて、中門に立出て、義景に對面せらる。義景は切戸の脇に畏り、此度の御位は、阿波院の若宮御つぎあるべきにて候と申て立出ぬ。此事を聞て、若宮につき

貞信公

詩曰孝子匪匱永錫爾類。

らずして、番匠只今大切なりと、御詞をぞ賜はりける、かゝりければ、今は降雪も物ならずして、夜も明にければ、御送りの人も參り重り、御迎への輩も加はりしほどに、此者どもに道をふみわけさせて、阿波國へならせたまふとて、

うら〳〵に寄するしら波こと問はんおきの事こそ聞まほしけれ

などよませたまへり。かくて阿波國の畑といふ所につかせたまひ、この所にてうき年月を明しくらさせたまひけるが、寛喜三年十月十二日、阿波國にてかくれさせたまへり。此時御年三十七、土御門院と號し奉る。此帝順德院へ御位を讓らせ給ひし後に、御子十三人おはしましき。第二の御子邦仁君、次に尊守、道仁、道圓、靜仁、最仁、尊助、仁助の七法親王、又正親町院、仙華門院、准三宮諄子など三人の皇女まし〳〵、增仁、懷仁の御僧もおはせしとぞ。扨都には土御門院崩じ給ひしよし聞せたまひて、御母修明門院の御なげき大かたならず、うき事のうへに又うきことを聞ことよと、かきくどかせ給ふ折しも、院の阿波にて手なれさせたまひし御調度、御手筥やうの都へのぼりたる中に、隱岐國より御父上皇の贈らせたまひし御ふみ、女院の御消息なども有ければ、今更に御日をもあけさせたまはず、なげきかなしませたまふことかぎりなし。しかるにことし貞永元年の冬、今上後堀川院御年二十二にならせたまふに、關白教

りて、配所へおもむかせたまふに、御外戚土御門大納言定通公、泣く〳〵御車をよせ奉りたまひ、君臣互に悲涙にむせばせ給へり。御供には、少將雅具朝臣、侍從俊平朝臣、女房三人、醫師一人ぞまゐりける。御みちすがらも、哀れなる事ども多かりけるが、ほどなく土佐國につかせたまふに、御栖居のあまりにちひさきよし申せば、阿波國へうつらせたまふほどに、阿波と土佐と兩國の中山にて、俄に大雪降出でて、前後の道も分がたく、御輿かきもあゆみかね、上下の輩行やらざりければ、御輿をかきすゑて、いかなるべしともおぼえざるに、院御なみだにくれさせたまひて、

うき世にはかゝれとてこそ生れけめことわり知らぬわが涙かな

と詠じさせたまへり。こゝに都よりめしつかはれたる番匠あり。眉目かたちよかりければ、侍次郎と名づけられたりけるに、此度の御供つかまつらんと頻りに望み申けるを、田舍にて造作をもせばこそ番匠をもめしつれめ、たゞ〳〵罷りとゞまれよと仰けれど、あながちにすゝみてまゐりけるが、こゝざかしき者にて、斧鎌など持て、あたりの木にのぼり、枯たる枝ども多く伐おろし、御輿の前にとりつみて、火を焚てあて奉り、供奉の武士共の前にても、又燒火をしたりければ、供奉のともがら悦ぶ事かぎりなく、院もすこし御心のびさせたまひければ、叡感淺か

院と申奉りしは、後鳥羽上皇の御子なり。後に土御門院と追號し奉る。去ぬる承元三年三月、上皇の御はからひとして、させる御あやまちもなくて御位を卸させたまひ、御弟みこの順徳院を御位につけさせたまひければ、さすがに御父上皇をうらみ奉らせたまひて、常に父子の御中不快なりしかば、此度の御隱謀にもかつてあづかりたまはざりし故、上皇新院はおの〳〵遠島にうつされたまひしかど、此中院に於ては、鎌倉よりもとかくの沙汰に及ばずして、其まゝ都にさしおき參らせられしところに、中院勅諚ありけるは、承元のいにしへ、位を押おろさせたまひしその恨淺からずといへども、一度帝位にのぼりし事、これ全く父上皇の厚恩なり、しかるに上皇遠島にうつされたまひ、朕ひとり都に安堵して住ん事、不孝の罪のがるべからず、朕も同じく遠國に住べしと、九條禪定殿下、ならびに右大將公經卿に仰せられしかば、此旨を鎌倉へ仰せつかはされけるに、二位禪尼、并に右京權大夫義時、叡慮の程を大に感じ奉り、御いたはしくは思はれしかど、勅命なればいなみ奉らず、土佐國へうつし奉るべきにぞ定められける。中院は去年の春、若宮一方まうけさせたまへり。これは御母承明門院の御兄土御門宰相中將通宗卿とて、早世したまひし人の女の腹にてまし〳〵ければ、通宗卿の舍弟中院大納言通方卿の許にあづけ置せ給ひて、同じき閏十月十日、鷹司萬里小路の御所より、御出立あ

らせたまひて、彼人々の褒詞もそひたり。すべて昔よりこのかた、天子の御歌に御堪能も數多ありけれど、みなそれ〴〵にほしいまゝなる御よみくちどものおはしますに、此帝の御製ばかりは、すがた麗しく、御よみくちやはらかして、しかもたゞしく、まことに後世の模範とすべき御風體のよし、或縉紳家の說あり。又此帝、俊成卿を竝びなくいみじき此道の聖とおぼしめされければ、八雲御抄にかゝせたまふにも、凡中比よりこのかた、此道に得たる人もすくなし、たゞ經信ちかくは西行があとをまなぶべし、その樣は別にあらず、たゞ詞をかざらずして、ふつ〳〵といひたるが聞よきなり、これをば此道の堪能にていひ出たるやうを、今の世の人あしざまにとりなして、一定平懷に片腹いたき事にて有ぬべし、俊頼、俊成、いづれにもわたりたらば、そのやうを學ばんこそいたく題そるまじけれとも宣まへり。又此帝、御こゝろばへは土御門院よりもすこしことめきて、洒落なるところのまします御生質なりけれど、御治世の間、鎌倉に對して憤らせたまふ事はあらざりけるに、御父後鳥羽上皇、此帝の御母修明門院を御寵愛のあまりに、いまだ四歲にてまします時、土御門院を廢して御位につけさせたまひ、御みづから政務をいろひたまふ上に、鎌倉を亡さんと企てたまひし故、其わざはひこの帝の御身に及びて、少しの御罪もあらざるに、佐渡へ遷幸なし奉りしこそいたましけれ。扨其時、中

九條殿此御うたをたまはらせたまひければ、いよ〳〵數行の御なみだにくれたまひ、御かへしの長歌あり、其反しうたに、

厭ふともながらへて經る世の中のうきにはいかで春を待べき

其外彼國にてよませたまひし御製に、あはれにも恐れおほくもおぼゆる御うたども多かりしが、仁治三年九月十三日、彼國にて崩じ給へり。其時御年四十六歲なりしとぞ。後に寛元元年、御骨を奉じて大原の法華堂の側に納め奉れり。百練抄に曰く、寛元元年四月廿八日、佐渡院の御骨を康光法師首にかけ奉りて、大原に渡御ならせたてまつり、五月十三日に、大原の御墓所に納め奉るとあり。是は御父後鳥羽院の御骨も此所に納め奉りたるによりてなり。此帝佐渡におはしましける時、延應元年、後鳥羽院隱岐にてかくれさせたまひ、御骨を大原に納め奉るよしを聞せたまひて、

入る月のおぼろの淸水いかにして終にすむべき影をとむらん

とよませたまへりし。此帝御在位の御時は、もとより聰明にまし〳〵ければ、唐、倭の書籍をよませたまひ、ことに和歌をよく詠せたまへりければ、御作の書も、八雲御抄、禁祕抄などあり。又御集を紫禁和歌草と名づけらる。此御集の外に御百首一卷あり。定家家隆の兩點をと

國に遷し奉るに、御供には冷泉中將爲家朝臣、花山院少將能氏朝臣、甲斐左兵衛佐範經朝臣、上北面には藤左衛門大夫康光、女房には右衛門佐以下三人ばかりぞ御供にはまゐりける。かくは聞えしかども、爲家朝臣は一先の御送りも申されず、都に止られけるは、いかなる故にてか有けん。又花山院少將能氏朝臣も病によりて、路のほどより歸り上られしかば、院にはいとゞ御心ぼそくて、宸襟をなやまされけり。越後國寺泊につかせ給ひて、これより御舟にめされけるに、甲斐左兵衛佐憲經、やまひ大事に及ければ、御船にものらずして寺泊にとゞまり、こゝにて保養せられけれど、其病日を逐て重りけるほどに、終に寺泊にてむなしくなられたり。順德院は免につけ角につけ、御なみだのみとゞまらず、日數もすでに重りしかば、遠き海山をこえて佐渡國につかせたまふ。都より御送りとして、したがひまゐらせしものども、駕輿丁にいたるまで、御いとまをたまはりて歸り上り候はんと、度々申上しかども、汝等に別れなば、何をたよりにかなぐさまん、今日ばかり、明日ばかりと、御別を惜ませ給ひ、今暫しくとゞめさせおはしますト叡慮のほどこそ、おそれおほくもいたましけれ。御送りのものどもが都へかへりのぼるたよりにつけて、長歌をつらねさせたまひ、九條殿へ贈らせたまひけるおくに、

ながらへてたとへば末に歸るともうきは此世の都なりけり

風俗通云
南陽酈縣有甘谷谷水甚美云其山有大菊水從山上流下得其滋液谷中有三十餘家不復穿井悉飲此水上壽百二三十中百餘下七八十名之大夭

太平記曰

猶々あまりのある昔の世の事どもよと、よませられたるなり。

順徳院の話

此帝は後鳥羽の第三の皇子にてまし〳〵けるに、父帝殊に御鍾愛有ければ、承元二年、上皇の御計ひとして、先帝土御門院、させる御失徳の事もあらざるに、にはかに是を廢して、順徳院を御位に即させられ、同じき四年十二月廿八日、御年十四歳にして太政官の廳に即位したまひ、翌廿九日從三位藤原立子を女御としたまへり。しかるに此時、鎌倉には源實朝將軍として北條義時執權たりければ、天下の威權鎌倉につよくして、朝家を蔑にしける故、御父上皇ふかくこれをふづくみたまひ、殊に當今御年幼少にまします故、みづから禁廷の政務をとり行ひ給へり。然るに承久元年正月、實朝將軍、公曉が爲に失はれ給ひしかば、今年七月、左大臣藤原道家公の御子頼經を迎へて三代の將軍とせり。然るに同じき三年四月、帝の御父後鳥羽上皇、鎌倉を亡さん事を思しめしたゝれしより、都の大亂となりしに、程なく鎌倉より大軍向ひて、官軍敗れければ、當今の御位を卸し奉り、御父帝、御兄帝なども、おの〳〵遠島に遷し奉るべき由、鎌倉の執權泰時など相はからへるによりて、今年八月廿二日、當今順徳院を佐渡の

順徳院

御諱守成、後鳥羽院第三の皇子なり。御母は修明門院、建久八年九月十日に生れさせたまへり。正治元年十二月親王となりたまひ、承元四年十二月廿八日御卽位あり。承久三年四月御讓位、太上天皇とならせたまひ、仁治三年九月十二日佐渡に崩じたまふ、御年四十六。

百敷やふるきのきはのしのふにも
なほあまりあるむかしなりけり

新後撰集雜下に、題しらずとあり。御集の紫禁和歌草には、建保八年三月の比詠せられたる二百首の中に入てあり。此御製のこゝろは、百敷とは禁裏の事なり。帝の御德のおとろへさせたまふことを、ふるき軒端とよませられて、ふるき軒のはじが荒ぬれば、しのぶ草といふ草がはゆるものなるによりて、その草の名によせて、むかしのすなほなりし御代をこひしのぶにも、

院の靈祠に申し賜へと申さくと云々。こゝに元弘建武よりこのかた、聖怨世に滿て國を亂したまふと、記文のあるによりて四海治まらず、一朝朴ならざる事ひとへに期によれると、今おもふところありて、坐すところの號を以て、水無瀬の神と申さんは宜しかるべしとあり。此宣命は新文章博士章長が草するところなりと記したり。此水無瀬は上皇御在世に、わきて御心を留めたまひし所なるよしは、增かゞみに又いはく、水無瀬といふところに、えもいはずおもしろき院つくり、しば〳〵かよひおはしましつゝ、春秋の花もみぢにつけても、御こゝろゆくかぎり、世をひゞかして、あそびをのみし給ふ。所がらはる〴〵と河にのぞめる眺望、いとおもしろくなん。元久の比、詩に歌を合せられしにも、とりわきてこそは、

見渡せば山もとかすむ水無瀬河ゆふべは秋となに思ひけん

これすなはち上皇の御製なり。かくみこゝろをとゞめさせたまひしところなりける故、末の世にほこらをたてられて、水無瀬の神といはひ奉らせ給へるなり。水無瀬川は山崎の南、廣瀬村にあり。其西を水無瀬山といふなり。此所は津國山城のさかひなれば、歌枕にも、或は津國としるし、又山城ともしるしたり。

させたまへるぞ、あはれにもなさけふかき御事なるとて感じあへり。これを遠所歌合といひて、今の世にもてはやせり。かくて隱岐にましますす事十九年なりしかば、世の人、隱岐院と申奉れり。後に延應元年二月、御年六十歳にして隱岐に崩じたまひければ、彼國の苅田の山中に於て火葬にし奉り、故の北面の士藤原能茂といふもの、御骨を收めて都に歸りければ、其御骨を大原の西林院に藏め奉り、顯德院と申奉れり。其後仁治二年二月、法華堂を大原に造りて、彼御骨を移し奉る。此事を增鏡にしるしていはく、延應元年といふ廿二日、六十にてかくれさせ給ひぬ。御骨をば能茂といひし北面の、入道して御供にさぶらひしが、首にかけて都にのぼりける。さて大原の法華堂とて、今もむかしの御座の所々、三昧料に寄られたるにて勤めたえず、此法華堂には、修明門院の御沙汰にて、故院わきて御心とゞめたりし水無瀨殿をわたされたりとしるされたり。又後愚昧記にいはく、寛元三年三月十二月、公家宸筆の御書を、御白川院、後鳥羽院、土御門院等の法華堂に獻ぜしめたまふとあり。さて後嵯峨帝御位に卽せたまふに及て、顯德院を改めて御鳥羽院と稱し奉り、寶治元年四月に、北條時賴、御鳥羽院の祠を鎌倉の鶴が岡に建て、新宮と稱し奉り、又はるかの後明應三年八月、津國水無瀨に後鳥羽院の靈祠を建て、神號を奉らるゝ、宣命に曰く、天王恐れみ恐れみて、掛まくもかしこき後鳥羽の

人々は、懐舊の情わすれがたきのみにあらず、叡慮のほどをかしこみあはれみ奉りて、われもわれもと歌をよみて奉りければ、上皇御みづから歌合にしたまひて、判の詞をもつけさせたまへり。

左　　御製

人ごころうつりはてぬる花の色にむかしながらの山の名もうし

右　　家隆

なぞもかくおもひそめけん山ざくら山とし高くなりはつるまで

又山家といふ題にて、

左　　御製

軒はあれて誰か水無瀬のやどの月すみこしまゝの色やさびしき

右　　家隆

さびしさはまだみぬ島のやまざとを思ひやるにもすむ心地して

上皇御みづから此歌合の判の詞をかゝせたまひて、まだみぬ島を思ひやらんよりは、年久しく住ておもひ出なんは、今すこしこゝろざし深きかたにやとて、みづからの御うたを勝とつけ

をまゐらせられたる中に、和歌所のむかしの面影、かず〳〵わすれがたしなど申て、つらき命のけふ迄も世にながらへ候こそ、うらめしく候へなど、さま〴〵あはれなる事どもを書きつゞけて、奥に、

寐覺してきかぬを聞きてわびしきは荒磯波のあかつきの聲

上皇はこれを御覽じて昔の事どもを今のやうにおぼしめし出されて、御袖をしぼらせたまひ、

なみ間なきおきの小島の濱びさし久しくなりぬ都へだてゝ

こがらしのおきの杣山吹しをりあらくしをれて物思ふころ

と詠ぜさせたまふぞあはれなる。又折にふれてよませたまひし御歌をかきあつめたまひて、御后修明門院の御かたへ送らせたまへる中に、あはれなる御うた多かりし、

みなせ山わが故郷はあれぬらんまがきは野らと人も通はで

かざし折る人も有ばやこと問んおきの深山に杉はみゆると

限りあればさてもたへける此うさを民の藁屋に軒を並べて

かくものわびしき御すまひに年月を送らせたまふにも、かねて御數奇の道なりければ、都の便につけては、歌の題をつかはされて、人々の歌をめされければ、昔御かたはら近く仕へ奉りし

とよませたまひて、うちしをれさせたまふ夕ぐれに、沖のかたよりちひさき舟のこぎ來るが見えければ、例のあまの釣舟のかへり來るならんと思しめしたるに、さにはあらで、都よりの御使にてぞ有ける。墨染の御衣、夜の御衾などやうのものを、此比の夜寒につけて、隱岐の海邊の御すまひを思し召やらせたまひて、御母七條の女院より贈らせたまふなりけり。上皇は御母ぎみの御ふみを御覽じて、龍顏におしあてさせたまひ、しばし御なみだにむせばせたまひしが、やうやう御心をとり直させたまひて、くはしく御覽ずるにあさましくもつれなき命をながらへて、年月をおくり侍るとも、命のうちに今ひとたび見もし見え奉らん事もやと、それを賴みにこそ明しくらしさぶらへなど、かゝせたまひしかば、

八百よろづ神もあはれめたらちねのわれ待えんとたえぬ玉の緒

と詠じたまひ、其御使をことにいたはらせたまひて、しばしはとゞめ置たまひぬ。都よりの御使は御母ぎみのみならず、こゝろざしある人々は、此たよりにつけて、こゝかしこより消息を奉るを御覽ずるにつけては、少し御つれづれもなぐさみたまへり。家隆卿は、新古今集の撰者にも召しくはへられし人にて、常々歌の御會にもめされて、殊にむつまじくめしつかはせたまひし人なれば、ことに君をこひしく思ひ奉らるゝあまりに、卷かさねてかきつらねたる消息

知らめや憂きみを崎の濱千鳥なく〳〵絞る袖のけしきを

かくて御舟にめされ、荒き波路を過させたまひて、八月五日隱岐國阿摩郡苅田の郷につかせたまふ。御所とて造り設けたる苫ぶきの庵の、見るもいぶせき所へ入らせまし〳〵けるに、海水岸をあらひて、風の木をわたる音のはげしかりければ、

我こそは新島もりよ隱岐の海のあらき波風こゝろして吹け

同じ世に又すみの江の月やみん今日こそよそにおきの島守

など詠ませたまへり。かくて今年も暮れぬ。春になりたれど、都には事かはりて、何の賑はしきこともなく、たゞほのかに霞み渡れるそらに、遠近の島々をながめやらせたまふのみにて、それにつけても過にしかたの戀しく思しめし出されて、御袖のかわくひまなきに、

うらやまし長き日影の春にあひて鹽くむ蜑も袖やほすらん

春もいつしかふけ過て夏になりければ、茅の軒端に雨のふり過るを御覽じて、

あやめ葺くかやが軒端に風過ぎてしどろに落る村さめの露

など詠ぜさせたまふ。又秋になりぬれば、

故鄉をわかれ路に生る葛の葉の秋はくれども歸るよもなし

かやうにあそばされけるとなん。さて明石につかせたまひて、こゝはいづくぞと御尋ねあり。明石の浦にさふらふと申上ければ、

都をばくらやみにこそ出しかど月はあかしの浦にきにけり

と口ずさませたまへば、白拍子龜菊、

月かげはさこそ明石のうらなれど雲居の秋ぞなほも戀しき

美作と伯耆とのさかひなる中山といふ所を越させたまふに、向ひの岸に細道あり。いづくへかよふ道ぞと御尋ね有ければ、都へ通ふ古き道にてさふらふと申上けるに、

みやこ人たれふみそめて通ひけん昔の道のなつかしきかな

とあそばされけり。かくて日數をかさねさせたまふほどに、廿七日、出雲の國大濱湊につかせたまふ。これより御舟にうつし奉り、警固の武士どもは大略御いとまたまはりて、三尾が崎といふ所より都へかへりのぼりければ、御母七條の女院と、御后修明門院とへ、御文をことづてさせたまへり。七條の女院へは、御ふみのおくに、

たらちねの消やらで待つ露の身を風より先にいかで問まし

又修明門院の御方へは、

參りて、かく申上ければ、今更に驚かせ給ひて、こはいかになり行く身の上ならんと歎かせ給ふ事かぎりなし。當時近衞家實公攝政にておはせしかば、此度いかにもして、しがらみともなりて、流れゆく我身をとゞめたまへかしとあそばしたる御ふみのおくに、

墨染の袖になさけをかけよかし涙ばかりに朽ちもこそすれ

とあそばされて、さし遣はされしかば、家實公もなみだにむせびながら、御乳母卿の二位にあはせたまひ、勅命のほど怖れ入りさふらへども、君君にてわたらせたまふ御時こそ、臣が攝政の威もさぶらふべけれ、今は天下の政みな鎌倉より相はからひ候へば、ちから及びさぶらはずとて、二位の局をぞかへされける。かくて上皇はあやしげなる御輿にめされ、御供は殿上人出羽前司重房、内藏權頭淸範入道まゐられしが、淸範は俄に道のほどよりめしかへされ、施藥院使長成入道、左衞門少尉能茂入道、幷に伊賀の局、白拍子龜菊、僧一人、醫師一人まゐりけり。已に都を出させたまひ、水無瀨殿を通らせたまふとて、年來此殿にて御あそびありし事などを、おぼしめし出さるれば、皆夢かとのみ思しめさる。せめてはこゝにだに置ればやとおぼしめさるれどかひなし。

たち籠むるせきとはならで水無瀨河きり猶はれぬ行末の空

あらんかと疑ひて、武藏太郎近く參り、弓の筈にて御車の簾をかゝげて、改め奉るこそ、理ながらあまりに情なく見えけれ。やがて上皇も鳥羽殿へ幸なりて、内に入せ給へば、武士共四方を圍みて守護し奉るのみにて、常々御傍に近づき奉られし臣下は一人も見えず、女御更衣もましまさず、たゞ御一所おはします御心の程ぞ、あはれにも勿體なき。同じき八日、六波羅より御出家あるべきよし申入れたれば、すなはち御戒師をめされて、御髮をおろさせたまひ、御法名を良然とあらため奉りけるに、たちまちに變りはてさせたまへる御姿を、信實をめして似せ繪にうつさせたまひ、御母七條院へ奉らせ給ひければ、御覽じもあへず、御目もくれさせたまふ御こゝちして、御寵愛の御后修明門院を誘ひまゐらせられて、一つ御車にて鳥羽殿へ御いとまごひに幸あり、御車をさしよせて事のよしを申させたまひければ、上皇御簾を引やらせたまひ、龍顏をさし出させたまひて見えおはしまし、とく〳〵御歸りあれと、御手にて御沙汰ありければ、兩女院はいよ〳〵御目くれて、絶入らせ給ふもことわりなり。同十三日北條武藏太郎時氏、同掃部助時盛、又鳥羽殿へ參りて、隱岐國にうつし奉るべきの由、鎌倉よりのはからひにて候と奏す。上皇もかねてより、遠島に遷幸あらんとは思し召まうけし事ながら、已に御出家ありし上は、よも遠流までは有べからずと思しめされける所に、時氏、時盛等

途におぼしめしたゝれし事故、かつて光親のいさめを用ひたまはざりしかば、今は止事を得ず、命に從ひて陣中に在けるを、軍破れて後、東軍是を捕へて殺害せり。然るに、上皇の宮中を點檢せし時、たまく光親のさゝけられし諫疏數十通を見出て、これを義時にさゝぐ。義時是を見るに、光親の申されし所、みな今度の御企を思しとまらるべき事を勸め奉る直言なりければ、義時此卿を殺せし事を後悔せり。かくて洛中靜謐の後、諸軍鎌倉に凱陣しければ、今年七月當今順德院の御位を廢し奉り、後鳥羽上皇を隱岐國に遷し奉り、順德院を佐渡に遷し、上皇の御子雅成を但馬に遷し、賴仁親王を備前に遷し奉るべく定めらる。さて北條義時、新に持明院守貞の御子茂仁親王を御位につけ奉れり。是すなはち後堀川院なり。此茂仁君は高倉院の御孫にして、御母は藤原陳子と申て、中納言基家卿の女なり。是より後は、天子の御讓位踐祚の御事など、こと〴〵く鎌倉よりとりはからふ事となれり。さる程に泰時のはからひとして、後鳥羽上皇を先づ鳥羽殿へうつし奉らんとて、七月六日、武藏太郎、駿河次郎、武藏前司、數萬騎の勢を相具して院の御所四辻殿へ參り、鳥羽殿へ遷し奉るべきよし奏聞しければ、上皇かねておほしめし儲けさせたまひたる御事ながら、さしあたりては御心惑はせ給ひて、先女房達を出さるべしとて、出車に取のせて遣出すに、もし謀叛の者共が、此女車に忍びて乘たる事も

上皇大に周章し給ひ、山田次郎、伊藤左衛門尉をして、叡山の衆徒三千に將として勢多を守らしめ、甲斐宰相朝俊、伊勢前司清定、佐々木判官、小松法印をして、二萬騎に將として宇治を守らしめ、帝と上皇とは、叡山に幸し給ひしに、已に東軍泰時等宇治川に到りぬ。官軍橋板を放ち亂杭を構へ、鏃を揃へて河邊を守りけるに、此時大に雨ふりて、河水漲り、波浪蕩々として渡るべからざりけるに、泰時大河を事ともせず、軍兵を麾ねきて、其身先河におり立ければ、芝田橘六兼義、佐々木信綱等魁して渡しければ、數十萬の東軍歩騎を連ねて渡りけるに、さしも漲る大河の波も、是が爲にせかれてたゝざりけり。此時、官軍は陣勢を壯にして、矢石を亂し發しければ、東軍死傷甚多し。然れども寄手その死をかへりみず、討るゝ者を踐こえて岸に上り戰ひければ、攻鼓の音、矢さけびの聲、天地を動かすに、さしもいさみし官軍、色めきたちてひらきなびく所を、寄手の軍兵勝に乘てすゝみたゝかふ。こゝに於て、官軍の大將たる佐々木廣綱、筑後知尚等悉く討死し、殘兵大に潰えければ、泰時、時房、直に洛中に入、六波羅に在て餘黨を誅しける故、洛中の騒動漸にして靜まりぬ。今度上皇、鎌倉を亡し給はんと思しめしたゝれし時、寵臣按察使大納言藤原光親卿をして相議せしめ給ひけるに、光親あらかじめ其事の成るべからざるを知りて、諫を獻ずる事はなはだ切なりけれど、上皇一

ず、其上三浦胤義等の在京の士共、多く志を上皇に通じて、京都の守護伊賀判官光季を殺す。こゝに於て、院宣を發して兵を五畿七道に召るゝに、狎松丸といふ無雙の早足のもの有て、院宣を持して鎌倉に來り、武田、小笠原、千葉、小山、宇都宮、三浦、葛西等の一族を催促す。時に三浦義村、上皇の招に應ぜずして、此由を義時に告ぐ。義時大に驚き、二位尼公の命と稱して群士を募ければ、鎌倉に在所の士、こと〴〵く尼公の館に馳集る。尼公簾の中に居て軍事を問るゝに、泰時が曰く、今鎌倉の小兵彼大敵に當り難し、遠近の兵を募りて、關を足柄、筥根の二道に構へ、官軍の下向を待て戰はんにしかじと。時に大江廣元が曰く、烏合の兵たのむにたらず、もし兵を集るが爲に數日を費す間に、官軍四方に起らば大事たらん、只速かに兵を進めて戰はんに如じなど、衆議決し難かりければ、義時此兩議を尼公につぐ。尼公の曰く、上洛せずんば官軍を敗り難かるべし、速かに都に發すべしと申されければ、時房、泰時、十萬餘の兵に將として東海道より向ひ、武田五郎信光、小笠原次郎長清、小山左衛門朝長、結城左衛門尉朝光等五萬餘騎に將として東山道より出づ。式部丞朝時、結城七郎朝廣、佐々木太郎實信等四萬騎を帥て北陸道より進み、東軍凡十九萬人齊く進みて上洛す。爰に於て、官兵は株川、洲俣、市脇等の砦を守て、東兵を遮る。時房、泰時しきりに諸城を拔て都に迫ければ、後鳥羽

などとも詠ませ給へり。しかるに承久二年四月、上皇御企ありて、鎌倉を亡さんと欲したまへる事は、上皇かねて鎌倉の權威つよくて、王威の衰ふるを憤り給ひ、御讓の後、白川院の古事にならひたまひ、北面、西面の士を置せたまひけるに、上皇、ある時熊野に幸し給ひけるに、信州の士仁科盛遠といふ者、途中にして幸にあひ奉りけるが、彼盛遠が子、歲十五なりけるに、容貌ことに麗しく見えければ、上皇其色にめでさせたまひ、盛遠に請て西面に侍せしめ給ひければ、此緣によりて、父の盛遠も院參せり。しかるに、此よし鎌倉に聞えければ、執權義時これを怒り、鎌倉恩顧の士、その許しなくして院參をほしいまゝにすることは、柳營の命を輕んずるなりとて、遂に盛遠が領地を沒收しければ、上皇義時に勅して、其地を返し與へしめんとしたまふに、義時これを肯ひ奉らず、又上皇御寵愛の白拍子龜菊に、攝州長江倉橋の兩庄を賜はりけるに、鎌倉より置ところの地頭、龜菊を侮りければ、龜菊此事を上皇に訴へ奉る故、上皇又義時に告て、地頭を改め易んとし給ふに、義時是を拒み謝して、地頭の事は、故幕府賴朝それ〴〵の忠功によりて定め補する所に候へば、犯せる罪なきに、私を以て改めがたく候とて、是を果さず。こゝに於て、上皇義時を恨み惡みたまふ事大かたならずして、いよ〳〵鎌倉を亡さんと思し召立けるを、先帝土御門院、とかくに諫めたまへども用ひたまは

にしても搦められざりければ、御船より、上皇みづから櫂をとらせたまひて、御掟ありけり。其時、彼八郎すなはち搦められけり。水無瀬殿へ引てまゐりたりけるに、めしすゑて、いかに汝ほどの奴が、これ程たやすくは搦められたるぞと、御たづね有ければ、八郎申けるは、年來捕手むかひ候事、其數をしらず候が、山にこもり水に入て、すべて人を近づけず候、此たびも北面の人々向ひて候ひつるほどは、物の數とも覺え候はざりしが、御幸ならせおはしまし候て、御みづから御掟の候ひつる事、かたじけなくも申上べきには候はねども、船の櫂ははしたなく重きものにてさふらふを、扇などをもたせられ候樣に、御片手にとらせおはしまして、やすやすと御おきて候ひつるを、少し見まゐらせ候ひつるより、運つき力もよわ〳〵と覺え候て、いかにも遁るべく覺え候はで、からめられ候ひぬと申上たりければ、御けしきあしくもあらで、おのれめしつかふ奴なりとて、ゆるされて御中間になされにけり。かくて後は、みゆきの時は烏帽子がけして、くゝり高くあげてはしりければ、興ある事におぼし召されたりとぞ。又此帝は、王道のおとろへ行ことをくちをしく思しめして、再興なされたくおぼしめす御心ありけるにや、御位の時の御製にも、
奥山のおどろが下もふみわけて道ある世ぞと人に知らせん

上皇守成親王を寵愛したまふによりて、御位をゆづらしめたまへるなり。これより土御門院を新院と稱し奉り、上皇みづから本院と號して、政務を執せたまへり。是より先に、上皇鳥羽殿、白川殿などにおはしまし、又水無瀬に離宮を造らせて、前栽、遣水などをこのませたまひ、歌よみどもを召れて、風流の御遊など有り。又上皇御鞠も無雙の御わざにて、承元二年四月七日、此道の長者と號し奉るべき由、按察使泰通卿、前陸奥守宗長朝臣、右中將雅經朝臣など連署して表を奉れり。然るに、上皇武事を好ませたまふ御性質なりければ、刀劍をうつ事を好ませたまひ、みづからうたせたまふ時の御相槌は、九條太政大臣時信公、二位僧都、大宮中納言等の人々なりし。さて正月より十二月に至るまでの番鍛冶をさだめたまひ、備前則宗、粟田口國安、其外名ある鍛冶共を召れて、刀をうたしめ給へり。後に隱岐國へうつらせたまひても、猶彼國にて、十二月の番鍛冶を置せたまひ、御手づからうたせたまふ刀の御銘を助秀とき らせたまへり。菊一文字の刀も此御時の事なりし。又御力の強くわたらせたまひし事は、此御時代に、交野八郎といふ强盜の張本あり、今津に宿したるよし聞しめして、北面のともがらをつかはして、搦めさせらるゝとて、やがて御幸なりて、御船にめされて、其樣を御覽ぜられけり。彼奴は究竟のものにて、捕手のものども四方をとりまきて責るに、とかく飛違ひて、いか

しめ、當年九月に靜を都にかへされたり。翌三年の春、義經ひそかに奥州秀衡が館に赴んとて、近士十餘人と共に山伏の姿になりて奥州に赴ける。同年六月、頼朝先に安德帝入水の時、寶劍も海に入ければ、西國の海人共に命じて、是を探らしむるといへども、終に得ずしてやみぬ。同じき四年、頼朝ふたゝび東大寺を修造せらる。五年三月伊達泰衡義經に叛き、其弟泉三郎が義經に從ふを以て、是を殺し、同年閏四月、泰衡義經を攻て、是を衣川の壘に殺せり。今年八月、頼朝大軍を引て奥州に到り、國衡と戰ひ、國衡軍敗れて戰死しければ、同じき九月、兵を進て、平泉に到りて泰衡を討つ、泰衡厨川に奔る時、泰衡が家人河田次郎、主を弑して降ければ、奥羽悉く定りける故、十月頼朝鎌倉に凱陣あり。其後建久九年正月、當今後鳥羽院御位を太子爲仁君に譲らせ給へり。是則土御門院なり。是より後鳥羽院は太上天皇と申て、鳥羽殿、或は白川殿に住せたまへり。翌年正治元年正月、頼朝薨ぜられければ、嫡子頼家二代の將軍たり。建仁元年、後鳥羽上皇和歌所を定め給ひ、源家長を開闔として、藤原清範、同じき秀能、鴨長明等寄人たり。又詔して、通具等をして新古今集を撰せしめ給ふ。元久二年正月、當今土御門院十一歳にて元服し給へり。承元四年十一月、當今御位を御弟守成親王に譲り給ふ。是すなはち順德院なり。帝此時御年十六歳にして、御失德の事なしといへども、後鳥羽

んと思はれけるに、頼朝の妻政子、もとより靜が舞の上手たる事を聞れければ、靜を召て、その藝を見んことを願はれける故、頼朝是をめすに、病と稱して出ざりければ、政子これをほいなく思はれけるが、或日頼朝、政子と共に鶴が岡へ詣でらるゝに、靜をも召連れらる。其折にも、政子又靜に舞を望まれければ、止事を得ず、其命に從ひて舞うたひければ、頼朝夫婦をはじめとして、貴賤ともにこれを感じけるが、其歌の詞に、とかく義經の事を悲しみしたふ心あらはれて、鎌倉の繁榮をいはふ詞は、少しもあらざりければ、頼朝、我今日神に詣でて幸を祈るに、いまはしき歌をうたひ、愁ひ貌にて立舞ふ事、奇怪なりと怒られける故、近習の人々も色をうしなひけるに、政子、頼朝にむかひて申さるゝは、むかし石橋山の軍の時、わらはひとり伊豆山にとゞまりて、君の安否をしらざるほどは、まことに魂も消るばかりにかなしく思ひ侍りき、これを以て、今の靜が心を察し侍れば、君にへつらひて笑を獻ぜず、御とがめをもかへり見ずして、姿にも詞にも、憂ひをあらはすは、貞女のみさをには侍らずやと申されければ、頼朝、此いさめをむべなりとして、衣裝あまた靜に賜はれりとぞ。しかるに、靜懷姙の由なりければ、猶しばし鎌倉にとゞめて其子を生しめ、若男子ならば、是をうしなふべきよし命ぜられけるに、月滿て安産しけるが、果して男子なりければ、安達新三郎をして其子を害せ

寺を燒き、猛威をふるひて、朝政をほしいまゝにするによりて、京都の貴賤大に是を苦しめり。かゝりければ翌元暦元年正月、賴朝是を怒り、義經をつかはして義仲を追討せられ、義仲江州粟津に敗死せり。同年二月、平家攝州一の谷に城を築きて、兵士十萬を聚むるよし聞えければ、範賴、義經、是を攻落す。同年九月、平家範賴と備前の小島に戰ひ、平軍破て八島に歸る。翌文治元年二月、義經兵を率て八島の皇居を焚く。同年三月長州壇浦に戰ひて、大に平軍を破り、宗盛、清宗などを生捕ければ、安德帝入水し給ひて、平家悉く亡びたり。今年五月、義經生捕る所の宗盛父子を引て、鎌倉に赴くに、賴朝梶原景時が讒言によりて、義經を腰越驛に止めて鎌倉に入られず。同六月、宗盛父子を江州篠原に誅す。同年義經伊豫守に任ぜらるゝに、賴朝、土佐坊昌俊を京都に遣して討しめんとす。昌俊都にのぼりて、義經の堀川の第を襲ふといへども、敗北して鞍馬山に奔るに、義經の家人、昌俊を鞍馬の山奥より執へて都に歸りければ、義經昌俊が首を斬て六條河原に懸く。同年十一月義經を討ん爲、賴朝大軍を引て駿州黄瀨河に到られければ、義經都を落られけるに、義經の妾靜を和州吉野山に捕ふ。文治二年三月、賴朝靜を鎌倉に召て、義經のありかを問しむといへども、實ならざる事をのみこたふる故、猶その實を問しめんが爲に、なだめて鎌倉にとゞめらる。其後賴朝、今は靜を都にかへさ

治承四年二月平清盛のはからひとして、當今高倉院、御位を東宮言仁君にゆづらせたまふ。此時東宮三歳にておはせり。御母は建禮門院平德子と申て、太政入道清盛の女なり。此東宮を後に安德天皇と申奉れり。然るに今年、清盛都を攝州福原に遷されしが、其費莫大なりし。同年八月、源頼朝豆州にて兵を起す。是すなはち、去年伊豆に流されし文覺上人の勸によりてなり。頼朝ひそかに上京して、藤原光能によりて院宣をこひ、北條時政、佐々木秀義等と共に謀反し、先山木兼隆を討に、兼隆力盡て自殺す。斯て頼朝、相州石橋山に軍立するに、大庭三郎景親大軍を率て來り戰ひければ、頼朝軍破れて筥根に奔る。さて筥根を出て後、畠山重忠も源軍に降りければ、頼朝の軍威漸く張大になりたり。淸盛此よしを聞て、惟盛、忠度、知教をして頼朝を討しむるに、平軍未だ戰はずして敗北す。此時源義經、奥州より黃瀨川に至て、先頼朝に對面しければ、十二月、頼朝相州鎌倉に新館を造る。翌年養和元年正月、高倉上皇崩じ給ひ、同年閏二月平淸盛薨ぜらる。同年九月木曾義仲、城長茂と信州筑摩川に戰ひ、長茂敗北して越後に歸る。平家義仲と會戰ひて、平軍敗北す。それより義仲、師を帥て洛中に入ければ、平家安德帝を奉じて西國に奔るによりて、高倉院の皇子尊成親王、四歳にして位に卽せ給ふ。是則ち後鳥羽院なり。今年九月、平家西國より四國に奔る。十一月義仲、法住

後鳥羽院

御諱は尊成、高倉の院第四の皇子、御母は七條院、治承四年七月十五日に生れさせたまひ、建久九年正月十一日皇子爲仁を立て皇太子としたまひ、即日御位をゆづらせたまふ。後隱岐國に遷幸ありて、顯德院と申す、又後に後鳥羽院と稱し奉る。

人もをし人もうらめしあちきなく
よをおもふゆゑにものおもふみは

續後撰集雜中に、題しらずとあり。此御歌の意は、今の世の有樣にては、人ををしくも思ひ、又人をうらめしくも思ふ事ぞ。かやうにおもふも無益なる事ながら、世の中のことをとやかく思ふ故に、もの思ひをするわが身なればといふことなり。

後鳥羽院の話

たえにけりとぞ。

なはの海を雲居になして眺れば遠くもあらずみだの御國は
ふたつなくたのむ誓はこゝの品の蓮の上のうへもたがはず
八十路まであるかなきかの玉緒はみださで救へ救世の誓に
憂ものとわが故郷をいでぬとも難波の宮のなからましかば
あみだぶと十度申して終りなば誰もきく人みちびかれなん
かくばかり契りましますあみだぶを知ず悲き年をへにけり

かくて九日に、兼て其期をしり、酉の刻に端座合掌して終られぬ。本尊をも安置せざりけれど、只今生身の佛來迎したまはんずれば、本尊よしなしとぞいはれける。さていたゞきを洗ひ、よきむしろなどしかせられけり。今年八十歳なりし。後世天王寺村に家隆卿の墓を築きて、碑をたてたり。碑文は享保六年に、安井門主大僧正道恕かゝせたまへり。家隆卿の子を隆祐といへり。從四位侍從にて、是も和歌をよくせられしかば、定家卿人にかたりて曰く、隆祐壯年の歌は、その麗しき事殆父の家隆にも及ぶ程なりしが、年よりての歌は、かへりてその初に似ずと申されたるよしを、隆祐きゝて、恨みて曰く、しからば何ぞわが若き時の歌は採たまはざると。又定家、家隆の歌を賞美しながら、少し亡室體ありと申されしが、果して三世にして其嗣

以圖果報之念而業佛終無成佛之日矣。學佛者從慧眼入較易。

さとりえて心の花しひらけなば尋ねぬ先に色ぞ添ふべき

家隆卿七十七になられける年、七月七日九條前内大臣のもとへつかはされける、

思ひきや七十七つの七月のけふの七日にあはんものとは

さだめてこれが返しの歌もありけんかし。

又松殿僧正行意、疾篤かりし比、假寐せられける夢に、信貴山の毘沙門天に參りて、一人の神人に逢たるに、彼神人行意の名を呼て一首の歌を唱へたまふに、其聲心耳に徹すると覺えて目さめたれば、日比の病頓に愈たり。其歌は建保年中九月十三夜、禁中の御宴に家隆卿のよまれたる、

長月の十日あまりのみかのはら河波きよく澄める月かな

といふ歌なりしとぞ。又家隆卿は、若き時より後世のつとめはなかりけるが、嘉禎二年十二月廿三日病に侵されて剃髪し、名を佛性と改めて、やがて津國に下り、天王寺に居られけるが、次の年、或人の教によりて、俄に彌陀の本願に歸して、他事なく念佛せられけるに、四月八日七首の歌を詠ぜられける。

契あれば難波の里にやどり來て波の入日を拜みつるかな

るゝは、圓位は往生の期已に近づき侍りぬ、此歌合は愚詠をあつめたれども祕藏のものなり、末代に貴殿ほどの歌よみはあるまじきなり、おもふ所侍れば、これを附屬し奉るなりといひて、彼二卷の歌合をさづけられけり。家隆卿は重代の歌よみにはあらねど、よみくち人にすぐれて、新古今の撰者にくはゝり、重代の達者たる定家卿にならびて、其名を殘せるは、いみじき事なり。彼二卷の歌合は、宰相の局のもとに傳はりて有けるにや、御裳濯河歌合の表紙にかきつけたる、

藤波をみもすそ河にせき入てもゝ枝の松にかけよとぞ思ふ　俊成卿

かへし

藤波もみもすそ河の末なればしづえもかけよ松のもとはに　同じ卿

又二首をそへられける、

契りおきし契の上にそへおかん和歌の浦路のあまの藻鹽火

此道のさとりがたきを思ふにもはちす開けば先たづね見よ

かへし

わかの浦にしほき重なる契をばかける焚藻の跡にてぞしる　圓位上人

ると、十訓抄にかゝれたり。又定家卿も勅を奉じて集を撰する時は、いつも家隆の歌を多く採入れられたり。其互に推重ぜられたる事かくのごとくなりしとぞ。又後鳥羽院、後京極殿にとはせたまひけるは、朕、歌を學ばんと欲す、誰をか師とせんと仰せられければ、家隆をすゝめ奉りて、此人は當世の人麿にて侍るなりと奏せられしとぞ。元久年中上皇の勅を奉じて、通具等と共に新古今集を撰ぜられけるが、素より上皇に昵近せられければ、隱岐にうつされさせ給ふ後も、遠所より題を賜はりて、歌をさゝげしめたまへり。家隆は一代のうちに歌を多くよみたる人にて、凡六萬首ありけるが、今傳はる所は十が一にも及ばず。其家集を玉吟集とも、壬二集ともいへり。正徹が曰く、家隆卿の歌は、詞きゝてさつ〳〵としたる風體をよくよまれたり、定家卿大に賞美して、新勅撰には、ことに家隆の歌を多く入られたれど、亡室體とて、子孫の續かざる姿ありとて、恐れたまひしとかや。又西行法師、昔よりみづからよみ置れたる歌を抄出して、三十六番につがひ、御裳濯河歌合と名づけて、色々の紙をつぎて、慈鎭和尙に清書をたのみ、俊成卿に判の詞をかゝせ、又一卷は宮河歌合となづけて、これも同じ番につがひて、定家卿の侍從なりける時、判の詞をかゝせ、諸國修行の時も、笈に入て身を放たざりけるを、家隆卿のまだ若くて、坊城の侍從とて、寂蓮の壻となりて同宿せられけるに、尋ね行て申さ

従二位家隆の話

家隆卿は壬生の中納言光隆卿の第二子にて、母は大皇大后宮亮實兼のむすめなり。家隆卿、寂蓮法師の婿にて有しが、若き時、寂蓮に相具せられて俊成卿の家に行き、門弟となられたり。俊成、人にかたらるゝは、家隆は後の世の歌仙となるべき人なり、我に見參の度ごとに、和歌の故實難義などいふ事はとはず、いつも、歌よむべき正しき心はいかに侍るぞ、といふ事を問るゝなりとて、深く心に感ぜられしが、果して歌を以て其名をあらはし、定家とともに世に稱せられたり。ある時、後京極殿家隆に對して、當時の歌人は誰をか第一とすべきと仰せられけるに、家隆、いづれとも分ち難くさぶらふとばかり答へて、心におもふやう有りげに見えければ、後京極殿、いかに〳〵としきりに問せたまひければ、ふところよりたゝう紙を落して、やがて退出せられけり。かのたゝうがみをとらせて御覽ずるに、歌かきてあり。

明ば又秋のなかばも過ぬべしかたぶく月のをしきのみかは

といふ定家卿のうたなりけり。家隆、此殿のかゝる御尋ねあらんとはかねて知らるべくもあらず、もとより此歌のおもしろくて、書て持れたるなるべし。これらぞ用意の深きたぐひなりけ

従二位家隆

家隆卿はじめ宮内卿に任ぜられ、従二位にいたる。俗本に従三位に作るはあやまりなり。此卿を世に壬生の二品と稱したり

風そよくならの小河の夕くれは
みそきそ夏のしるしなりける

新勅撰集夏部、寛喜元年女御入内の御屏風にとあり。此女御と申は、光明峯寺攝政道家公の御女にて、御入内の後、後堀川院の御后とならせられて、藻璧門院と申奉れり。此歌のこゝろは、涼しき風が吹て、そよめく楢の木の葉といふことを、ならの小河といふ名所にかけて、此ならの小河の夕ぐれのけしきを見れば、あまりに風がすゞしさに、秋のやうにおもはるゝが、此河邊に六月の末にするはらへのやうすが見ゆる、此なごしのはらへぞ、まことに夏のしるしなりけるといふ事なり。楢の小河は山城の名所なり。

の歌人たりしかば、正二位權大納言となり、後宇多上皇の勅を奉じて、新後撰集、續千載集等を撰せられ、嘉暦四年剃髪して法名明釋と號し、建武五年八十九歳にして薨ぜらる。其子爲明二條家を相續して歌よみの名高かりしが、新拾遺集の撰者たりし時、四季の部を撰して病死せられければ、勅諚によりて、其弟子たる頓阿法師をして、戀雜の部を續撰せしめたまへり。爲明卿子息早世によりて、二條家の歌道斷絶せり。

爲家卿、播州の細川の庄といふ知行所を、嫡子の爲氏に讓るべき由申されたるに、後妻の腹に爲相生れられし後、彼細川の庄を爲相に與ふべきよし、劵文を書て殘されしかば、爲家卿沒後に至りて、爲氏、爲相、彼庄を爭ひて兄弟不和になれらしかば、爲相の母剃髮して阿佛と申せしが、鎌倉に下り、此事を將軍家に訴へられしに、爲家卿の證文あるを以て、彼庄遂に弟爲相の有となれり。是より愈兄弟不和にして、爲氏、爲相各一家を立らる。兄の爲氏卿を二條家と號し、弟の爲相卿を冷泉家と號せり。爲相の母阿佛後に北林の禪尼と稱して、女ながらも才學ありければ、爲相卿をたすけて冷泉の一家を興されたり。此人の作に十六夜日記一卷あり。是は彼細川庄の公事によりて、鎌倉へ下られし時の道の記なり。其時東海道の大井川にてよまれたる歌に、

おもひ出るみやこの事はおほゐ川かはせの石の數も及ばじ

此うたあまねく人の耳に殘れり。然るに兄の爲氏卿は、曾祖父俊成卿より傳來の二條家の歌道を繼て、正二位權大納言に任ぜられ、才思秀られしかば、連歌をもよくし、能難題の歌をもよまれて、其名高かりしかば、龜山上皇の勅を奉じて、續拾遺集を撰し、弘安八年に剃髮して法名を覺阿と號し、翌年六十五歳にして薨ぜらる。其子爲世も父祖の業をつぎて、二條家正統

永二年七月の條に曰く、天明に退出の間、去々年より養ふところの猫、放犬の爲に嚙殺さる、曙の後放ち出す、年來予更に猫を飼ざりしに、女房此猫を儲けて後、日夜これを養育せしかば、これを悲しむ事人倫に異ならず、三年已來つねに衣の中にあり、他の猫は、時々啼叫ぶ事あれども、此猫は其事なし、荒たる屋四の壁全からず、隣家そのへだてなくして、放犬多くして致すところ歟と、かゝれたり。定家卿、著述の書は、詠歌大概、雨中吟、未來記、萬時顯註密勘、僻案集、毎月抄、源氏奥入等なり。家集は拾遺愚草、同員外等なり。明月記は其家の日次の記錄なり。此外に、此卿の奥書ある書あまた有といへども、皆後人の僞作なり。又ものの奥書に、戸部尙書とかゝれたるは、民部卿の唐名なり。此卿の子息を爲家といへり。嘉祿の初藏人頭に補せられ、參議に任じ、從三位權中納言に進み、權大納言に任ぜられ、後嵯峨院の勅を奉じて、續後撰集を撰し、正元年中に、續古今集を撰ぜられ、康元年薙髮して、名を融覺と改めらる。世に民部卿入道、或は中院禪門とも稱したり。建治元年、七十八歲にして薨ぜらる。其子爲氏、爲敎、爲相とて三人あり、爲氏は正二位權大納言たり。弘安八年、剃髮して覺阿と號す。此を二條家と稱せり。其弟爲相、兄の爲氏と共に歌よみの名高かりし。此爲相の母は安嘉門院の四條とて、歌よみなりしが、爲家卿の後妻にて、爲氏は繼子なりし。然るに、

永福門院内侍

わすれじな宿はむかしに跡ふりてかはらぬ軒に匂ふ梅がえ

此事は兼好の徒然草にも、京極入道中納言は、猶ひとへ梅をなん軒近くうゑられたりける、京極の屋の南むきに、今も二本侍るなりと書けり。されば此梅、南朝の比までも殘りて有けるなるべし。此卿九條にも家ありけるにや、明月記建仁元年の條に、申の時許九條に歸るとあり。同書に八月廿二日、私に九條の宿所に向ひ、夜に入りて馬に騎て家に歸るとあり。又磧礫集に、大納言爲廣の云ふ、我曩祖中納言定家、明月記の日次を勘るに、今日は病氣に逼り、或は九條小倉の別業に行ぬと書れたり。此外北邊の亭といふ家も有けるにや、此亭の北には、出雲路の道祖神の社、南には梅忠の社、西には一條西殿等ある事、明月記に見えたり。又彼記に、寛喜三年十月十八日、日來寒風甚雨に依て本所に宿せず、北邊の小屋に宿すとあり。又正徹物語に曰く、定家卿母におくれて後、俊成の許へ行て見侍りしかば、家をば秋風吹あらして、いつしか俊成も心細ありさまに見えしほどに、定家の一條京極の家より父の許へ、

玉ゆらの露もなみだもとゞまらずなき人こふるやどの秋風

と詠みて送られたるうたをのせたり。又定家卿猫を愛せられたること、明月記に見えたり。建

爲家卿、此時右衛門督なりし故、唐名にて金吾と書れたるなり。此入道より定家卿へ色紙の染筆を頼れし故、いそぎ書て、夜に入て、子息の爲家卿にもたせて贈られたるものなるべし。今の世に殘れる小倉色紙の形に大小あり。あるひは反古の裏などにかゝれるなどもあるは、彼の時の下書にてや有けん。もと百枚ながら世に傳はりたるを、足利の時亂世うちつゞきければ、あたら重寶の一時に亡びうせん事もはかりがたしとて、東野州常緣、宗祇法師と半をわけて持傳へたる由、彼聞書に見えたり。それらのちりぼひたるが、たま〳〵今も殘りて、諸家の重寶となりたるなるべし。扨定家卿自らの記録を、明月記と名づけられたる事は、或時、住吉の社に詣でられたるに、汝月明なりと明神ののたまへるよし、夢想を蒙られしによりて、かくは名附られたるなり。又京極黄門と稱するは、此卿の家、一條の北、京極の西にありたる故なり。黄門は中納言の唐名なり。此京極の家にてよまれたる歌は、拾遺愚草に、

　宿からぞ都のうちもさびしきは人めまれなる庭の月かげ

又此家にてみづから植られたる梅有けるよしは、風雅集に、

　定家卿はやう住みける家にしばし立入りて、ほど經侍りける折から、かのみづからうゑて侍りける梅の木に、むすびつけける、

此時定家卿は、父俊成卿の喪に籠りて、其撰に預られざりければ、此集なりて後、花やかなる歌多く入て、實なる歌のすくなきを見て、定家卿心ゆかずおもひて、小倉の山莊に隱居せられし後、實なる歌どもを百首撰びて、山莊の障子に、色紙に書て押れたるなりといへり。しかれども新古今集は、建仁元年十二月に、院の勅を承はり、同じき三年四月に、其書成りて奉りたるに、後鳥羽院御撰みにて、或は外の歌を加へ、又削などし給ひければ、年月を經て元久二年四月に竟宴ありて、承元元年六月、初て彼集を世に行はせ給へり。俊成卿は右の元久元年十一月に薨ぜられたれば、彼集撰定より後の事なり。歌の花實の事も、定家卿の心にさも思ひ給はじ、貞永元年に、一人して撰ばれたる新勅撰集にて、其心足りぬべき事なるに、それより後文暦の比、書れし百人一首を待て云べき事にあらねば、此東野州の說はうけがたき事なり。又百人一首を、文暦の比かゝれしといふ證は、明月記文暦二年の條にいはく、五月乙未、朝空晴る、予文字を書事を知らず、嵯峨の中院の障子色紙形予にかくべき由、彼入道懇切なり、愁に筆を染て、これを送る古來の歌、天智天皇より家隆、雅經卿に至る、夜に入て金吾に示し送るとあり。定家卿みづから記せられたる明月記の文かくのごとくなれば、これは歌を撰れたるにはあらず。さて此中院入道は、宇都宮彌三郎賴綱入道蓮生の事にて、爲家卿の室の父なり。

家卿こゝに住てよまれたるうたは、新後撰に出たり。

　住そめしあとなかりせばをぐら山いづくに老の身をかくさまし

又此山莊を嵯峨の家ともいへり。玉葉に

　前中納言身まかりて後、前大納言爲家嵯峨の家にすみける比申つかはしける、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　後鳥羽院下野

　たづねばや見ぬいにしへの秋よりも君が住けんやどはいかにと

又同じ集に

　前中納言定家はやう住侍りける嵯峨野の家のあとを、右大臣のつくりあらためてかよひ住けるに、八月廿日、定家卿の遠忌に佛事などして、人々うたよませ侍りけるに、秋懐舊といふことを、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　爲相

　めぐりあふ秋のはつきのはつかにも見ぬ世をとへば袖ぞ露けき

扨定家卿小倉山莊にて、百首の和歌を撰ばれし事を、世にいひ傳へたる說は、東野州、宗祇法師に申けるは、新古今集は、通具、有家、定家、家隆、雅經等に仰下りて、撰びて奉りけれど、

蘭省花時錦帳下　廬山雨夜草菴中

といふ句などを吟じて歌をよむ時は、其歌もおのづからこゝろ深く、しらべも高くよまるゝなりとのたまへり。これらの心もちひ、又俊成卿の桐火桶の事にも劣らざりしなり。又此卿小倉山の山莊の事は、明月記建永二年四月廿七日の條にいはく、三月より嵯峨を以て本所とす、今夜宿すべきよし、宣憲朝臣これを示すによりて宿すと有り。然れば、かねて嵯峨の小倉山に、山莊をいとなみおかれたるが、今年三月よりそこを本所にして、住れたるなるべし。此山莊の跡は、嵯峨の清凉寺の西二町ばかり、愛宕路の北にありて、中院といひし所なり。定家卿こゝにてよまれし歌は、續古今に、

露霜のをぐらの山に家居してほさでも袖のくちぬべきかな

又風雅集に

忍ばれんものともなしに小倉山のきばの松ぞなれて久しき

又拾遺愚草に

結びおきし秋の嵯峨野のいほりより床は草葉の露に馴つゝ

後に子息の爲家卿も、老年にいたりてこゝに住れし故、此卿をも中院大納言と申せしなり。爲

さとり知られたる故に、此勅撰の業を早く成就せんと思はれければ、殊に力を用ひていそがれけるに、此書いまだならずして、帝かくれ給ひければ、定家卿大に遺憾の事に思はれたり。此事を、明月記の文暦元年八月七日の條に記して曰く、撰集いまだ巻軸をなさずして、主上の大喪にあふ事、わが不幸にして、大に本意を失へば、其草稿をとゞめて益なしと、勅撰の草稿廿巻を中庭に焚棄つとあり。其後天福元年十二月、剃髪して名を明靜と改め、仁治二年八月廿日、八十歳にして薨ぜられたり。此卿、上皇の御意に逆たまへる事ありて後、歌の事をもおとしめて論じたまひしかど、當時諷詠の道大に興りて、歌よみたちあまた出けるにも、其才みな定家に及ばず。藤原季經、僧顯昭など、博學の聞えありけれども、詠歌に於ては、此卿に及ばざる事遠かりしとぞ。又定家卿、わが家にて歌をよまるゝに、かならず南面の障子をひらかせて、遠く外を望み、衣を整へ正しく座してよまれたり。此事を人に申されけるは、つね〴〵心をきよく正しくしてよみならはざれば、高貴の御前にてよむ時、心あわただしくして、よみ誤る事ありと申されしとぞ。又申されけるは、歌よまんと思ふ時は、先白樂天が

故鄉有母秋風涙　旅館無人暮雨魂

と作れる詩の句と、又、

不足のうらみあり。其父俊成卿は三位にて終られけるに、此卿は正三位に叙せらるゝといへども、猶その心に足りとせずして、怨み懟るの詞など、度々述懐の歌にあらはされたり。その上、ともすれば人にほこり、勝ことを好みて人とあらそはれける故、後鳥羽上皇もはじめのほどは、御寵愛ありけれども、後にはその所行をうとませたまひしに、傍より讒言するものも有りければ、ます〳〵うとみ屏けたまへり。其故に、後鳥羽院口傳といふ書にも、定家は才學たぐひなけれども、心術すこぶる正しからず、推奬むるところ有にいたりては、私なき事あたはず、且みづから高ぶりて他人を見くだすを以て、あるひは其よみうたを稱するに、わが得意の歌にあらざるを譽れば、かへりて忿の色を面に現はせり、又定家のうたは、他人の摸し學ぶべきものにあらず、いかにとなれば、もつぱら流麗の姿を尙びて、意味深きことを主とせず、かの人に勝れたる才を以て、歌を作ることに巧なり、こゝを以て、其歌のすがたよく麗はしきさまをなせども、骨力に於ては、よわき所あるなりなどと、そしらせたまへり。かくのごとく後鳥羽上皇、後には此卿をうとみ思しめしける故、御謀反の事にて、隱岐國へ遷されさせたまふ時の御供にははづれられけるは、かへりて此卿の幸といふべし。扨其後に後堀川院、新勅撰集勅撰の事を定家に仰出されけるに、此時、帝ほどなく御位を讓り給ふべき御心あることを

あしたづは雲居をさして歸るなりけふ大空のはるゝけしきに

かくてほどなく定家卿に殿上の出仕をゆるされけり。其後定家、和歌に巧なる名いよ〳〵高かりければ、漢學を好みて詩をもよくせられ、其餘弓を射、馬に乘などの諸藝ありけれど、皆歌に蔽はれて顯れざりけり。後鳥羽院、ある時定家卿を小御所に召れ、和歌を判ぜしめたまひて勅諚ありけるは、汝をひそかに此所にめすは、朕汝を重んずる故なり、然れば朕にむかひて和歌の事を批判するに、汝が心の底に思ふことを殘さず、少しもはゞかるところなく申べし、しからざれば、朕が汝をめす本意にあらずと宣ひければ、定家深く叡慮のあつき事を感じ奉られたるよし、明月記にみづからしるされたり。さて元久の始め、上皇の勅によりて、源通具、藤原有家、家隆、雅經等とともに新古今集を撰せらるゝに、はじめは四季戀雜の部、いづれも卷頭には、古人の歌を置れたるを、上皇勅諚ありて、定家、家隆の歌を卷頭に入替させ給ふ事あり。又承元のはじめ上皇の仰にて、當時和歌に名ある人々をして、最勝四天王院の障子におさるゝ名所の歌をよましめたまふに、上皇みづから其うたどもをえらびたまひ、定家のうたを多く採用ひたまへり。それより官位昇進いよ〳〵すみやかなりけれど、定家卿は、性質人に競ひて、騷しき所ある氣象なれば、とかく官職を望む心やまず、其才を自負せられければ、常に

徹山

我身も彼來ぬ人を待わびて、戀こがれつ〳〵するといふ心なり。松帆の浦は淡路の名所なり。やくやもしほのやの字はたすけ字なり。夕なぎとは、日ぐれに風のなぎたる事なり。和の字をなぎとよむなり。

權中納言定家の話

定家卿は五條三位俊成卿の子にて、母は若狹守親忠の女なり。是は美福門院の女房、伯耆といひし人なり。はじめ藤原爲經に嫁して澄信朝臣を生み、後に俊成卿へ嫁せられしなり。定家卿はじめの名は光季といひしに、季光と改め、又定家と更られたり。此卿若りし時、文治元年、何事の起にかありけん、殿上にて源雅行と爭論に及び、燭を以て雅行の頰を扺れたる事あり。此越度によりて勅勘を蒙り、殿上の籍を削られしを、父俊成卿驚きながら、深き罪にもあらじと思ひたゆまれけるに、勅勘のまゝにて其年もむなしく暮ければ、俊成卿深くこれをうれひ、歌をよみて此事を歎き、職事につけられける。

あしたづの雲居にまよふ年くれて霞をさへやへだてはつべき

職事此うたを奏聞せられければ、御感ありて、定長朝臣に仰せて、御返歌をたまふ。

權中納言定家

治承壽永の間、正五位下、文治五年左近衛少將兼因幡、安藝權介を歷て正四位に轉じ、建元年中左近衛權中將兼美濃介、建曆元年從三位、建保年中參議治部卿正三位に進み、尋で民部卿に遷る。貞應元年參議を辭し、安貞元年進で正二位に敍せらる。貞永元年權中納言に任じ、尋で帶劔を授けられ、天福元年祝髮。

來ぬ人をまつほの浦の夕なぎに
やくやもしほの身もこがれつゝ

新勅撰集戀三に、建保六年内裏の歌合にとあり。此うたは、萬葉集の
なきすみの、船瀨ゆ見ゆる、あはぢしま、松帆のうらに、朝なぎに、玉藻かりつゝ、
夕なぎに、もしほやきつゝ云々
といふ長歌を、本歌にしてよまれたるなり。今此歌のこゝろは、まてども〳〵こぬ人を待といひかけて、其松帆の浦の夕なぎとて、日ぐれに風のなき時にやく藻鹽の火にこがるゝやうに、

も、いとふりたるに、なつかしきほどの若木のさくらなど植ゑわたすとて、公經のおとゞ、

山ざくら峯にも尾にも植ゑおかんみぬ世の春を人や忍ぶと

又中務內侍日記に曰く、弘安八年七月五日、北山殿に行啓御幸もなりし、十九日妙音堂の御幸なりとあれば、もと大地にて、帝の行幸なども度々有たるところと見えたり。又玉葉集に、琵琶の道につきていさゝかうれふる事侍りける、祈り申さんため妙音堂へまゐりける折ふし、雪ふかく降て侍りければ、

入道前太政大臣

音たえてむせぶ道にはなやむともうもれなはてそ雪の下水

又太平記に、康安二年三月十三日、西園寺の舊宅へ還幸なる、これは后妃遊宴のみぎり、先皇臨幸の地なれば、樓閣玉をちりばめて、客殿雲にそびえ、丹青を盡せる妙音堂、瑠璃を展たる法水院とあり。これらの文によりて考るにも、其莊嚴思ひやるべし。此古跡は、今の北山の鹿苑寺なり。寺は今京極小山口に遷し、本尊彌陀、幷に地藏の像等今にあり。西園寺殿の第は、大北山村の北、鹿苑寺の東にて、築土の跡今に存するよし、土人いへり。公經公は、寛喜三年十二月、病によりて出家せられ、法名を覺空といへり。此時六十六歳なりし。すなはち後の西園寺家、洞院家の祖なり。

拾芥抄に曰く、衣笠岡の艮、太政大臣公經の家を北山殿と號すと。又相國寺御塔供養記に曰く、一條の太政大臣公經、北山の山莊を結構して、西園寺といふ御堂をぞ建られける。額をば光明峯寺殿かゝせ給ふ。供養の願文は、菅原爲長卿草せられけるとあり。又增鏡に曰く、おほきおとゞ公經、そのかみ夢見たまへる事ありて、北山の邊りに、世にしらずゆゝしき御堂をたてゝ、名をば西園寺といふめり、此ところは伯三位資長の領なりしを、尾張國松枝といふ庄にかへ給ひてけり。もとは田畠などおほくて、ひたぶるに田舍めきたりしを、更にうちかへしくづして艶なる園につくりなし、山のたゝずまひ木深く、池のこゝろゆたかに、わたつ海をたたへ、嶺より落つる瀧のひゞきも、實に涙もよほしぬべく、こゝろばせ深きところのさまなり。本堂は西園寺、本尊の如來まことに妙なる御姿、生身もかくやといつくしう顯はれさせたまへり。又せんみやく院は藥師、功德藏院は地藏菩薩にておはす。池のほとりに妙音堂、瀧のもとには不動尊、此不動は、津の國より生身の明王の簑笠うち奉りて、さし歩みておはしたりと云々。又石橋の上には五大堂、成就心院といふは、愛染王のさまさぬ祕法とりおこなはせらる。又法水院、化水院、無量光院とかやとて來迎のけしき、彌陀如來廿五の菩薩、虛空に現じたまへる御すがたも侍るめり。北の寢殿にぞおとゞは住たまふ。めぐれる山のときは木ど

入道前太政大臣

西園寺公經公、貞應元年八月太政大臣に任ぜらる。

花さそふあらしの庭のゆきならて
ふりゆくものはわかみなりけり

新勅撰集雜部に、落花をよみ侍りけるとあり。歌の意は、梢の花をさそうてちらす、嵐のふく庭が、雪のふるやうに見ゆるが、此花のゆきならずして、年ふりゆくものはわが身にてありけりとよめるなり。

入道前太政大臣の話

西園寺公經公の事なり。坊城内大臣實宗公の二男にして、母は前中納言基家卿の女なり。公經公嘉祿年中に、北山に西園寺を建立せられし故、西園寺殿と稱して、後々も家の稱號となれり。

る故、これらの地名をとりあはせて、心に思はるゝ事をいはずしてしのび居らるれば、何事をもえぞ知り侍らず、願ひ望みたまふことあらば、つぼのいしぶみの如く、くはしく書きつくして、見せ給へといふ意なり。壺の碑は、奥州宮城郡市川邑より南、多賀城の址にあり。其碑の面に、多賀城　京を去る事一千五百里、蝦夷國の界を去ること四百二十里、常陸國の界を去ること百十二里、下野國の界をさること二百七十四里、靺鞨國の界をさること三千里、此城は神龜元年歳甲　子に次る。按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人の置ところなり。節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將　軍藤原　惠美朝臣朝獦修造す。天平寶字六年十二月一日とあり。此いしぶみの事を慈鎭のよまれたる歌二首あり。

陸奥の壺のいしぶみ行て見んそれにもかたしたゞ惑へとは
思ふ事いなみちのくのえぞ知らぬ壺の石碑かきつくさねば

又西行のうたに、

陸奥はおくゆかしくぞ思ほゆるつほのいしぶみそとの濱風

扨慈鎭和尚は、堀川院の嘉祿元年九月廿五日、七十一歳にて入滅したまへり。

皆人のひとつの僻はあるぞとよわれには許せしきしまの道とありければ、門主これを御覽じて、沙汰のかぎりなりとて、其後は又申させ給ふ事もなくてやみたまひしとぞ。又右大將賴朝鎌倉より上洛の時、慈圓道までむかへに出たまひし事、東鑑に見えたり。又家集の拾玉集にも、賴朝と贈答のうたあまた有て、賴朝卿都より鎌倉にかへらせたまふ時、慈圓の贈られたる歌、

あづま路のかたに勿來の關の名は君を都にすめとなりけり

かへし賴朝卿、

都には君にあふさか近ければなこそのせきは遠きとを知れ

又新古今集に、前大僧正慈圓、文にてはおもふほどの事も申つくしがたきよし、申つかはし侍りけるかへりごとに、

前右大將賴朝

陸奥のいはでしのぶはえぞ知らぬかきつくしてよ壺の石碑

とよまれたるも、此時のことなるべし。これは慈圓より賴朝へふみをさゝげて、何ごとも心におもふほどの事は、えこそ申さねと申遣はされたるかへりごとなり。此歌のこゝろは、陸奥に磐手郡磐手山あり、又信夫郡信夫山等あり、又蝦夷も奥州の地なり、壺の石碑も奥州にあ

どかやうに出來たる、よろしきよし申されて、千首ながら見終りて後、壬生の二品家隆卿にも見すべきよし申されけり。かくて家隆卿へも見せられければ、これも多く點を合せてかへされけり。これよりいよ〳〵歌道にすゝみて、遂に道の宗匠として、父祖の跡をます〳〵興されたる事、全く慈鎭和尚の教訓によれるものなり。又奈良の一條院の御門主は、慈鎭の御弟なり。ある年の八月十五日の暮がた、中門にたゝずみたまひける折しも、御力者あまた御庭を掃除しけるに、傍輩ども、いかにこよひは慈圓坊の歌よませ給ふらんと、いひあへるを聞しめし、さて翌日、慈鎭の御許へ狀を進ぜられし樣は、恐れある申事ながら、又心底を殘すべきにてもさふらはず、和尚は今一山の貫首として、三千の衆徒の棟梁にておはしませば、眞言、止觀の兩宗をこそ鑽仰もせられ、興行も在べき事に候へ、しかるに日夜歌をのみよみ給ひて、風月の戯をもてあそびたまふ事、釋門の義にも背き、かへりて凡俗の體に著せられ給はん事、勿體なく候、御室のめしつかひ候奴原、去ぬる夜の月につけて、御身の上の事を申し沙汰仕り候、まして天下のものいひ、さこそと推量仕り候へば、向後は此道を御指き候へかしと存じさふらふと、教訓狀を進ぜられしかば、慈鎭、御返事によろこび入候とて、おくに一首の歌をかきたまへり。

心なしと人はのたまへど耳しあれば聞さふらふぞ庭の松風

とよみて、かへしを送られたり。後鳥羽上皇此贈答を聞せたまひて、無心座の宗行が慈圓に對して、耳しあればと詠みたるがなまさかしきぞと、勅諚ありて笑はせたまへり。此和歌所の松は、上皇ことに御心をとゞめさせ給ひし木なり。後に隱岐へうつらせたまひても、此松に押つくべしとて、遠所より御製を贈らせたまへり。

いにしへの花ぞあるじを慕ひける松は人をも思はざりけり

此御歌出されて後、此庭の松ほどなく枯にけるとぞ。又爲家卿若かりし時、和歌の道不堪能なりければ、祖父俊成、父定家のあとを繼ぐ身として、此道不堪にては世の人に交りても詮なければ、出家せんと思立て、日吉社へ御いとま申しにまうでられけり。其ついでに、慈鎭和尙のもとへまゐりて、所存のおもむきをのべて、暇を申されけるに、慈鎭、爲家卿のとしはいくつぞと問はせたまふに、廿五歲になり侍るよし申されければ、いまだ是非の見ゆべきとしにては侍らず、先出家を思ひとゞまりて、歌道の稽古をふかくつみての上の事にせらるべきよし申されければ、爲家卿この敎によりて、出家をも思ひ止まりて、五日が間に、千首の歌をよまれけり。さてよみ終りて、父の定家卿にみせ申されければ、先立春の歌の十首を見て、立春の歌な

んと申されしに、西行の曰く、密教をまなびたまはゞ、先和歌をよみならひたまふべし、和歌をよまざれば密教の奥旨は得られずと申けるを、深く感心せられしとぞ。後鳥羽院の仰に、慈圓僧正の歌は、大抵西行が風體なり、すぐれたる歌はいづれの上手にもおとらねど、とかくめづらしきさまを好まれたるよしのたまへり。扨此慈圓は、度々天台の座主になられしかど、又度々辭退せられし事、愚管抄に見えたり。建暦二年より後四度座主となりて、其度々ほどなく辭退せられしは、建暦の比、南都の衆徒と淸水寺と爭論の事出來て、それ故に辭退せられし事もありとぞ。後鳥羽院の御時、柹本、栗本とて、歌よみの座を分ちて置せ給ふ事あり。柹本の方は尋常の歌よみどもにて、是を有心座と名づく。栗本は狂歌とて、賤くよろしからぬ歌よみどもの座なり。是を無心座と名づく。其有心座の方は、後京極殿、慈鎭和尙以下、其時代に秀逸の聞えある歌人達なり。又無心座には、光親卿、宗行卿、泰覺法眼等の名高からぬ人々なり。水無瀨宮の和歌所に庭をへだてて、無心座をおかせ給ふに、其庭に大なる松あり、風吹て殊におもしろき日、有心座の方より慈鎭和尙、

こゝろあると心なきとがなかに又いかに聞けとや庭の松風

といふうたをよみて、無心座の方へ贈られければ、無心座のかたより宗行卿、

ら三藐三菩提の佛とは、無上正遍智とて、此うへもなくたゞしき智恵のすぐれたる佛といふ事にて、其佛たち、何とぞ今日我入りたつ杣山に、冥加とて目に見えぬ所より御力を加へられて、よき材木をきり出すやうに守らせたまひ、此叡山に中堂を建立する我に、ちからをそへたまへとよまれたるなり。三藐三菩提を、さみやさぼだいとつめてよむがよみくせなり。扨此慈圓の歌のこゝろは、徳もなき愚僧が身には不相應におほきなる事なれど、世の中の萬民の祈りをして、此叡山に住といふすみ染の袖を、彼下萬民の身の上におほふやうに、祈禱をもする事かなとよまれたるなり。此歌千載集に、法印慈圓と書て入られたり。千載集は、文治三年に撰ぜらるれば、其頃は法印位なりしが、建久二年十一月、權僧正にて天台の座主となられたるよし、記錄に見えたり。

前大僧正慈圓の話

法性寺入道前　關白太政大臣忠通公の御子なり。延暦寺の座主覺快法親王の弟子となりて、初の名を道快といひしが、養和元年十一月に慈圓と改められたり。慈鎭といふは諡號にて、嘉禎三年三月八日に此號を贈らる。後には吉水　和尙　ともいへり。若かりし時、西行に和歌を習は

前大僧正慈圓

愚管鈔に曰く、座主前大僧正、又還補、建暦二年正月宣命、五十八、治一年にして公圓法印に讓り、又辭退、同年十一月南京の衆徒清水寺爭論の事出來る。仍て辭退、前大僧正慈圓 再 還補、同三年十一月宣命、五十九、治一年建保二年六月十日又辭退

おほけなくうきよの民におほふかな
わかたつそまにすみそめのそて

千載集雜中に、題しらずとて入たり。我たつ杣とは、後世に叡山の異名のやうになりたり。此事は、叡山の開祖傳教大師中堂建立の時、材木を伐とて杣に入られし時の歌に、

　阿耨多羅三藐三菩提のほとけたち我たつ杣に冥加あらせたまへ

とよまれたり。此うたのわがたつ杣とは、今日愚僧が木をきりに入たつ其杣といふ事にて、山の名にはあらず。此うたをよりどころにして、後々に叡山を我立杣とよめるなり。扨あのくた

百人一首一夕話　卷之九

目録

して、禁裏の御會などの時も、三行五字に書るゝ事が變めにて、其外は二條家と異なる事なきよし、徹書記もいへり。此雅經卿は、和歌に堪能なるのみならず、蹴鞠を好みて、兄の宗長卿とともに其世に名高かりしが、後に兩家とわかれ、兄の宗長卿を難波家と稱し、弟の雅經卿を飛鳥井家と稱して、殊に飛鳥井は、歌、鞠、兩道の譽高し。順徳院の御時、高陽院にて御鞠ありしに、刑部卿宗長、右兵衛督雅經など其人數にて、又なき見ものなりしよし言傳へたり。雅經卿の子を教定といひて、正三位なりしとぞ。

參議雅經の話

雅經は權大納言忠教の曾孫、刑部卿頼輔の孫にして、父は刑部卿頼經、母は顯雅の女なり。雅經若かりし時、花山院の釣殿に寓居せられし比、日ごとに賀茂の社に參詣せられしが、ある時歌をよまれたり。

世のなかに數ならぬ身のともちどり鳴こそわたれ賀茂のかはらに

しかるに、賀茂の社司に夢の告ありて、かう〳〵の歌よみたる者あらんに、汝必其人をもとめよと明神の告げさせたまふと見て、社司あまねく其歌よみたる人を尋ねもとめ、からうじて雅經を尋ね得て、彼夢の告を語りければ、雅經、さてはわが述懐の歌よみたるを、明神のあはれませたまふにやと、いとたふとく心に感じおもはれけるが、これより官途にすゝむことを得られたりとぞ。さて建永の比、越前介、加賀介より左近衛少將などを歷られたるに、ほどなく後鳥羽院の勅を奉じて、源通具、藤原定家等と共に、新古今集の撰者になられ、後に參議になりて、承久三年に、五十二歳にて身まかられたり。歌は俊成卿の弟子にて、其子孫も代々二條家の弟子の分なり。總て二條家の懐紙の書法は、三行三字なるに、雅經の子孫は飛鳥井家と稱

參議雅經

雅經、建仁建永の比、越前加賀介、左近衞少將、承久二年從三位、同年十二月參議たり。

みよしのの山の秋風さよふけて
ふるさとさむく衣うつなり

新古今集秋下、擣衣のこゝろをとあり。擣衣とは、衣をうつとかきてきぬたの事なり。歌の意は、よしの山の秋風が夜のふくるまゝに、身にしむやうに覺ゆるに、ふるさととなりたるよしのの里人が、夜寒にわびて衣をうつ音の聞ゆるが、あはれなりといふ事なり。よし野をふるさとといふは、昔は吉野の離宮とて、皇居のありたる所なれど、後に天子の行幸もなきやうになりたれば、ふるさとゝといふなり。

郎泰村以下十人、次に若君三虎御前御輿に召るれば、御輿の左右には、佐貫次郎以下十人、歩行にて扈從せり。殿上人には伊豫少將實雅朝臣、諸大夫三人、侍三人、醫師には權侍醫賴經、陰陽師には大學助晴言、護持の僧は大進僧都寬喜なり。次に後陣の隨兵十六人、次に後陣は引下りて、義時の舍弟北條相摸守時房にてぞありける。其夜の酉刻に、政所始の儀式を執行はる。此若君、後に征夷大將軍藤原賴經と申せし。扨御幼稚の程は、二位の尼公御後見として、簾中におはして天下の政事を聞給ふによりて、時の人尼將軍と號して怖れあへり。舍弟義時は執權と號して、政道大小となく心のまゝにぞ執行ひける。實朝公武事にはうとき人なりしかど、歌の道には志し深くして、定家卿の弟子の內にて、常磐井相國と、衣笠內大臣と、此鎌倉の右大臣とは、いづれも歷々たる歌よみにて、殊に實朝公は近體を好まれず、萬葉集の古風をよく詠れし故、定家卿も及ばざる風骨ありと申されたり。家集を金槐集といひて三卷あり。又文學をも好まれて、源仲章を師とし、其外蹴鞠などをも嗜みて、風流好み給ひしかど、武事に疎かりし故、其終をよくせられざりしこそ遺憾なれ。

無常に心を驚かして、むなしく歸りのぼり給ふに、駿河國浮島が原を通りたまふに、霞める空の長閑なるに、姿も見えぬ雁の聲を聞て、左衛門督實氏卿、かくぞ詠ぜられける。

歌 春の雁の人にわかれぬならひだに歸る空には鳴てこそ行け

扨鎌倉には、京都より將軍の御跡目御下向あらん事を、内々議せられけるが、二位の尼公のたまひけるは、故頼朝卿の御妹、一條の二位能保卿の北の方の腹にまうけ給ひし姫君は、すなはち右大將公經卿の御臺所にておはさずや、その腹の姫君は、九條左大臣道家公の北の政所にそなはりたまへり、此御腹の三男の若君、三虎君今年二歳にてましますよし、これぞ母方につきての源氏なれば、故頼朝の御ゆかりにまぎれなし、此若君を鎌倉へ申し下しまゐらせて、將軍と仰ぎ、三代將軍の遺跡を全くし奉らんとのたまへば、義時これに同じ、やがて御使者として、舍弟相摸守時房を京都に上せ、強て此事を望み申されしかば、六月三日宣下を蒙りて、七月十九日に、鎌倉に著せ給ひければ、義時大倉の宿所に、兼てより新造の御所を構へ置て、是に入れ參らせらる。其行列、諸人の目を驚かせし事どもなり。先は乘輿の女房達其數をしらず、次に雜仕一人、乳母二人、御局は右衛門督の局一條局なり。此外、北條相摸守の北方も供奉せらる。次に先陣の隨兵は、三浦太郎兵衛尉朝村以下九人、狩裝束の人々は、三浦左衛門次

し鬢の髪を御首のかはりとして、棺に納めて葬りたるよし、東鑑に記せり。今按ずるに、慈鎭和尚の愚管抄に、此時の事を記して、公曉義村が宅へ行んと出たゝれたる時、一人實朝の首を持て從ふ者ありしが、其夜大雪の積りたる中に、岡山のありけるを越て、義村がもとへ行ける道にて討手に行あひ、そこにて討れければ、其時、彼首を持て從ひたる者も討れたると見えて、實朝の御首は、後に彼岡山の雪の中より求め出たりとしるせり。然れども、送葬の後に出たる故、東鑑にはわざとしるしもらせるなるべし。されば故右大將頼朝卿よりこのかた、鎌倉三代將軍の威權も、只一時に消失て、無主の世となり、諸人暗夜に燭をうしなひたる心地せしに、頼朝の後室二位の尼公は、北條義時の姉君なる故、義時をはじめ北條一家の人々、幷に廣元、入道覺阿、三善康信、入道善信已下、宗徒の老臣會合して、一日も鎌倉に將軍ましまさずしては叶ふまじ、然れども頼朝卿の御子孫、已に斷絶に及びぬる上は、都より冷泉宮、六條宮、御兩所の内いづれにても御下向を願ひ、實朝公の後嗣として四代の將軍と仰ぎ、義時後見し參らすべしとて、同じき二月十三日、白尾信濃守行光を使者として、都に上せ、仙洞の叡聞に達すといへども、帝御兄弟京鎌倉に立ならびたまはん事、いかゞ有べきとて勅許なかりけり。かくて此度、大臣の大饗につきて、都より下りたまひし公卿、殿上人、はからざる眼前の

近づき得られざりけるところに、此頃義典、忍やかに來りて申けるは、此度實朝公右大臣に昇進したまひ、明年の正月には、鶴が岡の神前にて拜賀の儀式を行はるべき由、しかも夜陰の事にて候へば、年來の御本意を遂られ候はん事、此時に候べしとすゝめしかば、公曉も思ひ定めて、今夜の手筈を待居られけるが、實朝公は父頼家の敵とはいひながら、其比公曉は幼少にて、何事をも辨へられざりしかど、實に頼家を弑せしは、北條なる事をも粗しられたる事なれば、實朝をうつからには、北條をも生おくべしとは思はれず、今晩御劍を持しは義時なりと思ひあやまちて、恨なき仲章をも討れたるなり。義時はかくあらん事を察し、虚病をかまへて其場を逃れし事、奸惡の甚しきものなり。さて今晩公曉に徒黨したる者どもを、今夜中に討取るべしと、二位の尼公より仰出されし故、信濃國の住人中野太郎助能、少輔阿闍梨勝圓といふ人を生捕て、義時の館へ引來る。此勝圓は公曉の弟子たりしによりてなり。扨又、其内意を通ぜし者共を討取り、又餘類の者の坊を皆燒拂へり。かくて翌廿八日の曉、加藤判官次郎を使として、此大變を京都へ奏聞せられ、同日辰の刻、御臺所御落飾あり。又武藏守親廣以下、御家人百餘人出家し、戌の刻に、實朝公の遺骸を勝長壽院の傍に葬り奉つるに、御首のありか知れざりし故、五體不具にて葬り奉る事恐ありとて、昨日公氏へ、記念にせよとてたまはり

討手の定景行合たりければ、雜賀次郎それとみるより、やがて公曉に組附たりければ、心得たりとて互に强力の事なれば、雌雄を爭ふところを、定景太刀をとりて公曉の首を討落し、やがて其首を持かへりければ、義村すなはち義時の亭に持參して、實檢にぞ入ける。公曉今年十九歲、是は故將軍賴家卿の君達にて、當時鶴が岡若宮の別當職なりしが、北條義時、いかにもして天下を掌握せんと、多年思慮を廻しければ、白川左衛門尉義典といふ佞奸の者を、忍やかに相語らひ、兼て公曉に申させけるは、當將軍實朝公は、正しく御父賴家卿の敵にておはせずや、早く討奉りて怨を報じ、御父への孝養にそなへ給へとぞすゝめさせける。これみな義時の謀計にて、實朝公を公曉に討せ、又公曉をば將軍家を弑せし謀反人なりと披露し、搦捕りて首を刎ね、賴朝卿の子孫を斷て、我身自然と天下の權を奪はんと工けるこそ恐しけれ。公曉はもとより其心剛强にして、氣早なる人なりけるが、義典に勸められて義心鐵石の如くになり、いかにもして父の仇を討んと思ふより、每夜御所中に忍び入り、女の姿にもてなして、こゝ彼所と窺はれしが、其身もとより兵術に達し、早業、早走、凡人とも見えざりければ、若人にあふ時は、風の發るが如く、鳥の飛に似て、行方もしらず迯失らる。さるによりて、其頃御所中にては、變化の物ありとて男女ともに恐怖れけり。かく伺ひねらはれけれども、實朝公に一度も

ばし支へて敗北しけれど、公曉は此坊中にあらねば、寄手は空しく引退きぬ。公曉は兼て狙ひつる實朝公をたやすく討おほせて、早く其場を立去り、我本坊へは歸らずして、日比後見たる備中阿闍梨の雪の下北谷の宅へかけ入て、居たる膳にむかひて、食する間も彼首を放たず。やがて此所より使者を義村の館へつかはして、今將軍の職闕たり、我は先將軍の嫡裔なり、願はくは足下これを計議せらるべしと、申遣したり。これは義村の子息駒若、公曉の弟子たりしかば、そのよしみを思ひて義村を頼まれたるなり。義村此よしを聞て、先將軍頼朝公以來の事を思ひて、そゞろに落涙せしが、使者に對して僞り諾ひ、先私宅へ御來臨あるべし、やがて御迎への軍兵をつかはし候はんとて、使を返し、直に義時のもとへ此よし申遣はしければ、子細に及ばず、公曉を誅し奉るべしと下知しければ、義村一族を集めて評議し、公曉阿闍梨は、武勇ありて尋常の人にあらずとて、勇敢の者を選みけるに、長尾新六定景その選みに當りて、討手に定まりければ、黒革縅の甲を著し、西國の住人にて強力の聞えある雜賀次郎、その外郎從五人を具して、公曉の在所、備中阿闍梨の宅に赴く。此時公曉は、義村の迎の軍兵の來るを、今や今やと待居られけるが、餘に待遠なりとて、鶴が岡のうしろの峯にのぼりて、窺がはれけれど、むかへの來るべきけしきも見えねば、さらば義村が宅に行んとて出たゝれける、途中にて、

前の石橋を下り、列立し給へる公卿の前を揖して、下襲の尻を長く引き、笏を持て、靜々と過行きたまふ所に、いづくよりか忍びよりたりけん、石階の際に於て、白き薄衣を被きたる女とおぼしきが、見物の體にて、將軍をさし窺き奉ると見えしが、やがて御傍につとより、下襲の上にあがり、薄衣とりて投すて、かくし帶たる太刀を拔手も見せず、はたと斬る。初の一太刀は笏にてうけさせ給ひしかど、次の太刀にてあへなくも御首を打落し、又次の太刀にて、御供に具せられたる文章博士仲章も斬殺さる。因幡前司師憲も疵を蒙りけるが、翌日終に死したり。さて彼曲者は、御首を引提て馳去ければ、列び立給ひし公卿をはじめ、御供の輩蛛の子をちらす如く逃惑ひて、その騷動大かたならず。此時義時は病によりて中門の外に退き居て、是をしらず、其外數千の武士ども、鳥居の外に在しは追々に聞つけて馳入るに、第一番は武田五郎信光といふものなりしが、目ざすところの敵何者といふ事をしらざれども、一の刀を打かくる時、親の敵はかく討ぞといひける聲を、公卿たちあざやかに聞れたるよしなりければ、さては八幡宮の別當とせられたる公曉阿闍梨の所爲なりとて、我一と彼の公曉の雪の下の本坊へ押寄せたり。此時公曉の方人する惡僧ども、坊中にたてこもりて討手とせめたゝかふに、寄手の內にて長尾新六定景、子息太郎景茂、同次郎胤景、親子兄弟一番乘をあらそへり。扨惡僧どもし

き時より今にいたるまで、未だ涙のこぼるゝと申事を覺え候はざるに、今日君に謁し奉るに、思はず頻に涙の溢れ候は、たゞ事ならず覺え候、それにつきて存じ出候事は、先將軍賴朝卿東大寺供養の節、御裝束の下に腹巻を著させられ候例もさぶらへば、是非ともに御用心の爲腹巻を著たまふべきよし申上らるゝに、又仲章が申には、大臣大將に昇りたる人の腹巻を著るは、例なき事なりとて、又これをも止めしかば、廣元重ねて申べきやうもなくて默しぬ。又今日奏公氏をして御髮を梳しめたまふに、實朝公手づから鬢の髮を一筋ぬきて、これを記念にせよとて公氏に賜はれり。又御庭の梅の花を見たまひて、

〽出ていなばぬしなき宿となりぬとも軒端の梅よ春をわするな

かゝる不祥の歌をよみたまへり。かくて廿七日の暮がた南門を出御の時、いづくよりか鳩の飛來りて頻に鳴たり。今日供奉の行粧は、公卿、殿上人を始として、隨兵のともがらは銘々黑糸縅、小櫻縅、萌黃縅、藤縅等の鎧を著して、一千騎の武者花々しく出立ち、御車の前後を供奉せり。此日夜に入て雪降出で、二尺餘も積りたるに、酉刻より出御ありて、鶴が岡の神宮寺の樓門に入せらるゝ程より、御劍を持て扈從したる執權義時、俄に不快なりとて、神宮寺にて御拜の後、御劍を仲章朝臣に讓りて、其身は中門の外に退きね。實朝公は八幡宮に奉幣終りて、實

命じて、もろこしに渡る爲の大船を造らしめたまふ。和卿命をうけて役夫を督し、晝夜をわかたずいそぎて大船をいとなみ造れり。其費數百萬金にして、大船成就しければ、由比の浦に船おろしして、是を漕試んとて、實朝公御覽の棧敷を構へられ、事嚴重にして、數百人の人夫を水中に立て、これを曳卸さんとすれど、あまりに重く造りたる船なる故にや、すこしも地上を離るゝ事なくて止ければ、其大船は、徒に由比の濱邊にて朽果たりとぞ。扨今年六月、先に政子の計ひとして、實朝公の猶子とせられたる公曉を、鶴が岡の別當に補せられければ、公曉頗不平の志を抱けり。翌六年、政子に從二位を授られて、是より二位禪尼と稱す。かゝる所に、今年十二月、實朝右大臣に任ぜられければ、翌年承久元年正月、實朝公右大臣拜賀の爲、鶴が岡八幡宮に詣給ふべきに依て、都より大納言藤原忠信、中納言藤原實氏等を始めとして、姻好ある公卿たち鎌倉に下向ありて、大饗を行はれ、かねて社參の日を擇ばしめたまふに、正月廿七日亥の刻を以て期とす。時に廣元申さるゝには、かゝる大切の御參に、夜陰を用ふる事不虞の恐あれば、晝の儀に定めて然るべしと申すに、文章博士源仲章、か樣の儀式は、古來より必夜陰を用ふる事に候と申さるゝ故、今は廣元も力及ばずして詞をひかへたり。斯て出御あらんとする前に、廣元、實朝公の御前に出て諫て申さるゝには、廣元人となり候て後、若

なり、我これを思ふに、先君頼朝卿は莫大の勳功ありて、帝より官位昇進の事を仰出さるゝ度ごとに、恐れ入て辭したまへり、これ則長久の福を子孫に殘さんと思せし故なり、當將軍は御歳わづかに二十五にして、尺寸の功なく、常に蹴鞠歌詠を事として、望みを極官にかけ給ふ事、亡國のきざしなるべしと歎かはしく存ずるなり、足下は當家の老臣たるに、いかにして諫めたてまつられざるやと。廣元が曰く、拙老もかねて此事を歎息すといへども、敢て諫を奉らず候、今幸に此密意をうけたまはれば、急ぎ諫を奉るべしとて、それより廣元詞を盡して諫むといへども、實朝、これを拒みてのたまひけるは、汝が申す所我これを察せり。しかれども、我往事を思ひ以後をはかるに、源氏の正統は我代に絶ぬべし、子孫には相續すべからずと思へば、此身あくまで高官に登りて、家名を後世に殘さん事、わが望むところなり、汝等またいふ事なかれとありければ、廣元もせん方なく、心に愁ひながら退きぬ。さて後鳥羽上皇は、兼て鎌倉の權勢をにくませたまへりければ、實朝官位昇進の事は、わざと請にまかせて許させ給へり。これは諺に、おごるもの久しからずといふが如く、官位高くなるまゝに、ます〳〵驕の心つのりて、みづから倒るゝを待せ給へるなり。かくて實朝公は、いよ〳〵陳和卿が詞を信じ、宋朝に入て、育王山を拜せんと思ふ心頻なりければ、群臣の諫を用ひず、今年の冬和卿に

子とし、剃髮せしめて、名を公曉と改めさせられしが、今年政子又これをはからひて、實朝の猶子とせられしなり。其後建保三年、北條時政七十八歳にして豆州の奥山に卒す。同じき四年六月、宋人陳和卿といふ者鎌倉に來りて、實朝に謁す。此陳和卿は、先年唐土より日本に來りて、東大寺の大佛を造りしものなり。其時賴朝、和卿が法德ある事を聞て、是にまみえんと申されしに、和卿辭謝して曰く、君は天下草創の主にして、人命を絶給ふ事おびたゞしければ、吾輩謁見を願ひさぶらはずとて、遂にまみえざりしに、今年殊更に鎌倉に來り、實朝公に謁せんと願ければ、實朝大に喜びて、和卿をめし招かる。和卿、實朝を見て拜首しければ、實朝も又答拜せらる。和卿が曰く、君敢て吾を拜し給ふ事なかれ、君は前生にては、もろこし育王山の禪師たり。其時吾前生にて君の弟子なりし故に、今日來りて君を拜し、師弟の道を盡すなりと云り。これより先に實朝の夢に、一人の老僧來りて前身を告ると見られしが、今和卿がいふところ符合するを以て、和卿が言に惑ひて、大にこれを信じ、唐土に渡りて、前生に住たる育王山を拜せんとおもふ念を生じたまへり。今年實朝權中納言に任ぜられ、同じき七月、左近衛中將に轉任せらる。然るに、實朝猶昇進を望みて、右大將に任ぜられんと欲するのこゝろざし有ければ、義時是を聞て、廣元を招き、密に語て曰く、仄に聞けば、我君猶昇進の望みまします山

近常、成清等これをみて共に討死しければ、殘兵もこと〴〵く戰死しける故、義時、時房は兵を引て鎌倉に歸れり。かくて牧の方は、重忠、重保を讒し殺しても、姦惡の心猶止ず、此上は實朝公をもなきものにし、わが婿の朝雅を立て將軍とし、いよ〳〵權勢を振はんと思へり。此時實朝は時政の館におはする故、たよりよしと思ひ、時政とはかりて、かゝる企をせしなり。しかるに政子此事をもれ聞て大に驚き、俄に長沼五郎宗政、結城七郎朝光をつかはして、將軍を義時の亭にむかへ移されしかば、時政惡事の洩たるを覺り、難を恐れて剃髮し、其妻とともに北條に蟄居す。今年六十八歲なり。こゝに於て、義時、五條判官有範、後藤基淸、佐々木盛綱等を京都に遣して、朝雅を殺しめ、鎌倉には、軈て相摸守平義時を以て執權として、將軍を輔佐せしむ。今年實朝公の家人、朝親といふもの、京都より鎌倉に來り、新古今集を獻ず。實朝甚これを悅ばる。此集奏覽を經ていくばくならざる故、いまだ竟宴に及ばずといへども、實朝もとより定家卿の弟子にて、和歌を好まれ、且此集に賴朝の歌を撰入せられたるを以て、頻に見ん事を希はれける故、定家卿、朝親にことづてこれを贈られしなり。翌年建永元年十月、實朝前將家賴家の子公曉を猶子とせらる。公曉初の名は善哉といへり。賴家、時政に弑せられし後、公曉山野を流離へありかれたるを、政子是を哀みて、鶴が岡の社司尊曉の弟

臣をだすけんとするは、わが繼母たるを以て、讒者とせんとするなるべしと、言せたりければ、義時、時房、止事を得ずして是に從へり。此時重保鎌倉にありければ、佐久間某をして是を討しむるに依て、重保遂に自殺せり。義時、時房等、重忠を討んが爲に大兵を發して、武州の二俣川に軍だちす。近國の軍兵旗を荷ひ、兵糧を齎して、鎌倉の軍に屬しければ、軍卒山谷に充ち、旌旗村野を蔽へり。重忠は無實の罪を陳んが爲に、從兵百三十騎にして鎌倉に赴かんとする道にして、討手已に向へる由を聞き、重臣本田近常、榛澤成淸、重忠に向て申けるは、今此途中にして討手の大軍に出合なば、一騎が百騎に當るとも、我兵勝利を得ん事難かるべし、兵を本國にかへし、討手の襲ひ來るを待て戰ひ候はんと申ければ、重忠の曰く、否然らず、正治の軍に、梶原景時一宮の館を退きて中途にして誅に伏せり、これ暫時の命を惜むに似たる譏りあり、今敵軍大なりとして、兵をかへして勝負の可否をはからば、實に反逆の志あるに似るべし、しからば重忠逆臣の名を蒙るのみならず、先君頼朝の御目がねをくらますに似たりとて、其まゝ小勢にて敵軍に向ふ。義時、時房、大軍に將として是を取圍むに、重忠みづから百騎を左右にして挑み戰ひ、討手の軍兵を殺す事甚多しといへども、大軍を支へたゝかふ事能はずして、終に愛甲三郎季隆が爲に命を殞せり、重忠此時四十二歳なりし。重忠の二男重秀、幷に

られしよしを世にいひふらさしむ。此時頼家二十三歳なりし。此子細を洩聞たる頼家の家人等、大に怒り憤りて謀反せんとするを、北條義時武士どもに命じて、ことぐ〳〵く討とらしむ。翌二年六月、時政の後妻牧の方、義時、時房を遣はして、畠山重保、并に其父重忠を殺さしむ。此事の起りは、去年十月坊門前大納言信淸卿のむすめ、京より鎌倉に下向して、實朝の室となり給へり。北條政範及び畠山重保等、上洛してこれを迎ふ。時に京都の守護源朝雅、時政の婿たるにより、其權をかりてみづから高ぶり、諸士を侮りけるに、重保その無禮を怒りて、朝雅を辱しめたる事あり。牧の方、鎌倉にて此よしをきゝて、大にふづくみ怨みて、重保反逆の企あるよしを時政に讒しければ、時政妻の詞に惑ひて大に怒り、義時、時房をして、重保、重忠を殺さしめんとす。義時、時房、詞を等くして諫めて云く、重忠は治承よりこのかた、忠功指を折てかぞふるにいとまあらず、殊に先將軍その忠實を鑒み給ひて、子孫をも奉護すべきの遺詞あり、しかるに今何の故を以て、不義を存じ、逆意を企てさぶらはんや、願はくは實否をたゞして後、誅を加へたまへと申ければ、時政ふたゝびいふべき詞なかりしに、牧の方これを聞て大に怒り、備前守時親を遣して、義時、時房にいはしむるは、重忠父子が謀反すでに發覺せしかば、君の爲家の爲を思ひて、其事を夫時政に告たり、しかるに汝たち言を巧にして逆

皆此計に同ず。こゝに於て佛事にかこつけ、使をつかはして能員を招くに、かゝる祕計ある事を悟らず、能員、時政の館に至る時、忠常、蓮景、廊下に伏して能員が過る所を組伏て刺殺せり。能員が從卒走り歸りて、此由を告ければ、一族郎從、皆一幡君の館に籠りて謀反せり。時政禪尼政子の命にかこつけて、義時、泰時、重忠、義盛、忠常等をしてこれを討らしむるに、諸軍すゝみて一幡君の館を圍みければ、能員が一族ふせぎたゝかふといへども、大將なければ力盡て、館に放火し、一幡君を害してみな自殺せり。此時頼家、嫡子一幡君、幷に舅能員が死を聞て大に怒り、時政を討んが爲書を發して、義盛、忠常等を召す。堀藤次書を持て彼二人の館に向ふ。忠常は漸くこれに應ずれども、義盛は從はずして、此よしを時政に告ぐ。時政、則ち工藤小次郎行光をつかはして、かの使せし親家を殺し、加藤次景廉をして忠常を殺さしめければ、頼家難の身に及ばん事を恐れて、にはかに剃髪せらる。時政政子と相議して、頼家を伊豆の修禪寺に蟄居せしめ、弟の實朝を以て鎌倉の主とす。實朝ことし十二歳にして、征東大將軍に任ぜらる。實朝は頼朝の二男にして、童名八千幡君といへり。頼家と同じく政子の腹に出生せらる。かくて時政、頼家を豆州に配せし後、ます／＼權勢を恣にせんとおもへど、猶後の害をおもんぱかりて、潛に人を豆州につかはして頼家を害せしめ、頼家修禪寺にて病死せ

ければ、頼家謹で命をうけたまはるよしこたへられけれど、少も其行を改められず。此時諸士連書して梶原景時が罪を頼家に訴へければ、景時鎌倉を出奔して、其領地たる相州一宮に引籠り、翌二年正月、一族をあつめて反逆をくはだてけれど、其事ならずして誅に伏せり。其次の年建仁元年二月、城四郎長茂謀反して、これも誅に伏せり。かくの如く近年反逆の輩相つゞきて起るといへども、頼家は蹴鞠の戯にのみふけりて、政事を聞れざりければ、北條泰時、しば〳〵これを諌れども聴れず。然るに今年八月、將軍頼家病重くして、醫療の驗もはかばかしからざりければ、將軍の職を辭し、天下を以て二分とし、關西三十八箇國を以て弟の實朝に讓り、逢坂關を域として坂東二十八箇國を嫡子一幡君に讓らる。ことし一幡君六歳なり。時に一幡の外祖比企能員、わが孫たる一幡わづかに二十八箇國の主となれば、權威の恣ならざることを憤り、頼家に說すゝめて、實朝、幷に北條の一族を滅さんとす。折しも禪尼政子障子のあなたにおはして、ほのかに此事を聞れければ、いそぎて父の時政に告らる。時政大に驚きて、大江廣元、幷に仁田忠常、天野蓮景等と相議し、兵を發して能員を討んとす。時に蓮景が云く、これはさのみ事騷しくとりはからふには及び申まじ、たゞ何となく詭り誘ひて、彼を御館に招きよせ、力者をしてこれを討しめたまへと申ければ、時政をはじめ相議する人々、

て營中に入らる。景盛參州より賊を討て歸るに、其妻を奪はれたる由を聞て、不平の志を抱きしが、謀反の徵あるよし鎌倉に流言しければ、賴家これを聞より、彼四人の近侍、幷に大江廣元等とこれを議せらる。廣元が云く、昔鳥羽の帝は源仲宗が妻を奪ひて宮中に入れたまへり、祇園女御これなり、其後仲宗を隱岐に流さる。しかれば已に其例あり、いはんや景盛は先將軍の御時より已來、當家に近侍して恩澤を蒙りながら、僅に一婦人の事によりて、君を恨み奉る事以の外の事なり、早く是を誅するにしかじと。こゝに於て、賴家急ぎ兵を募り、小笠原彌太郎を將として、景盛が館を圍まんとせらる。母の政子此よしを聞給ひ、趨りて景盛が館に入り給ひ、使を馳て賴家を諫められけるは、古將軍他界の後、悲歎いまだ止ざるに、汝妄りに戰ひ爭ふ事を好む、これ亂世のはしを啓くものなり、早く此事を思ひ止まるべし、さなくば此母も景盛と共に死せんと、申遣されければ、賴家、母公の命もだしがたくて、兵を止られたり。さて政子、佐々木盛綱を以て再び賴家を諫めてのたまひけるは、汝先將軍の基業をうけつぎながら、政道に怠りて民の苦みをしらず、女色に耽りて世の謗をかへりみず、其うへ左右近侍の輩、こと〴〵く辨佞にしておもねりへつらふもの共をしたしみ、譜代勳功の士を疎んず、故に忠賢の輩心に恨を含むもの多し、願くは今より後、其行を改むべしと、申遣され

吾いのちもつねにあらぬか昔みし象の小川を行てみんため

とよめり。此類のうたなり。

鎌倉右大臣の話

土御門院の正治元年正月に、征夷大將軍源賴朝薨ぜられしかば、嫡子賴家十八歲にして二代の將軍たり。賴家の母は北條時政の女政子なり。賴家、又賴朝の業を繼れければ、宣下を蒙りて諸國の守護を奉行すと雖も、性質懦弱にして、訴論を糺し、賞罰を行ふ事能はざる故、鎌倉の營中に於て、同年四月新に問注所を造り、三善善信を執筆職として公事を決せしめ、又時政、廣元、善信、幷に三浦義澄、八田知家、和田義盛、梶原景時、比企能員、藤九郎盛長等をして、政務を執行はしめられければ、天下大小の政事盡く此輩の計議に決せり。然るに賴家、又小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等の四人を近侍として、常に傍を去しめず、其外は古老の家臣といへども、たやすく見ゆる事を許されざりければ、彼四人の輩驕を恣にして、威を鎌倉に振ふ事限りなし。同年七月、賴家、足立景盛が妻の艷色ある由を聞て、其夫景盛を參州の盜賊の討手につかはし、其隙に中野能成を景盛が家につかはし、彼妻を奪はせ

鎌倉右大臣

實朝公、建仁三年九月從五位上に敍し、征夷大將軍に補せられ、建暦三年二月正三位建保四年六月權中納言、同六年十月內大臣、同年十二月右大臣左大將元の如し。同七年正月薨ず、時に二十八歳なり。

よのなかはつねにもかもな渚こく
あまのをふねのつなてかなしも

新勅撰集羇旅部に、題しらずとあり。歌の意は、此人間世界がいつまでも常に變らぬものにてもあれかし、此海際の渚をこぐ蜑の舟の、綱をつけて手にて引ゆく景色のおもしろさよ、命さへあらばいくたびも來てみんとよめるなり。かなしは、ほめて感ずる意なり。すべてあまり景のよき所をみては、いくたびも見たく思ふ故、わが命までがをしく思はるゝといふやうによみたるが、萬葉集などの古風なり。既に萬葉第三に、帥大伴卿の歌に、

り。御年三十歳なりしとぞ。頼政は武略のみならず、和歌をよくして風流の才に富たる身にてありながら、よしなきいきどほりによりて高倉宮をもすゝめ奉り、其身年老て終りをよくせられざりしこそほいなけれ。其女の讃岐も歌よみの名高くして、有家、雅經、家隆などにもおとらざる人なるよし、定家卿はのたまへり。家集一巻ありて、其中に御製の御かへしなども見えたり。又沖の石のといふ歌をよまれて後、沖の石のさぬきとよばれたるよしいへり。又女にて十三經をもよみたる人のよしもいひ傳へたり。

くして且兵少し、しかるに敵をこゝに待うけん事よき謀にあらず、南都に入て戰を決せんにはしかじと。三井寺の衆徒、頼政等、一千五百の軍兵を以て、宮を守護して南都に赴く。此節宮軍事によりて三夜いね給はざりければ、身心勞れて快く馬に乘給ふ事能はず、三井寺と宇治との間にて七度落馬したまひければ、其疲れを養ひ奉らん爲に、平等院に入て息はせ奉る。此時清盛、知盛、忠度、重衡等をして二万餘騎に將として、是を追撃しむ。平軍追て宇治川に到るに、川水漲り流れて渡るべくもあらぬに、宮の軍早く宇治橋の板を刎ね、川岸に據て陣をとる。平軍猶豫してわたり戰ふ事能ざるに、三井寺の衆徒、筒井淨妙、一來法師等、殘るところの橋桁を渡りて、平軍と戰ふに、其輕捷兩軍の目を驚かせり。時に足利又太郎忠綱、年十七なりしが、平軍に魁して大に呼り、漲り立たる川に入るに、平家の萬卒此勢を借て、續て川を渡しければ、さしも廣き宇治川の水も、是にせかれて流れあへず、川下は陸地の如くになりければ、三井寺の衆徒、頼政が輩、今は是までなりとて、萬死を侵して血戰すれども、寡きは衆きに敵せずして、宮の軍大に敗れければ、仲綱、舍弟兼綱、仲宗、及び六條藏人仲家等思ひ思ひに討死して、頼政も自殺せり。今年七十五歳なりしとかや。宮は此まぎれに南都をさして落給ふに、平軍これを追て、雨の如く矢を射かけければ、終に矢に當りてかくれさせたまへ

けれども、宮は早く落給ひしかば、信連と宮女三人とを生捕り、又頼政の館を圍み、殘り留りたる渡邊競等を捕へて六波羅に還る。宗盛、信連を引出さしめて謀反の事を問に、信連是に答ふる樣甚いさぎよかりければ、清盛これを聞て、信連が勇氣に感じ、其死罪を免す。宗盛又競をめして問て曰く、汝何とて頼政と共に落行ずして其家に留りたるやと、競こたへて曰く、主人頼政、何事をも我にしらせず候程に、殘り留まり候といふ。宗盛又曰く、汝我に從はんや、頼政に從はんやと。競がいはく、頼政常に我を疑ひて密事を知らせいはず、主人ながらも其恨なきにあらねば、只願はくは向後君に仕へ奉りて、忠勤を盡し侍らんと。宗盛大に此言をよみし、許して終日側に侍座せしむ。然るに日の暮るに及て、競、宗盛に申やう、願くは一疋の良馬を賜はらん、しからば我馳往て頼政を討侍らんと。宗盛、則良馬を引せてこれに與ふ。競直に其馬に打乘り、馳て三井寺に至り、則其馬を仲綱に獻じければ、仲綱大に悅びて、鬣をきりて平宗盛の三字を馬の脊に燒印して、これを六波羅に放つ。宗盛是をみて、怒り悔むといへども及ばず。かくて高倉宮は、三井寺に入せたまふといへども、とかくに不勢なりければ、書を叡山と興福寺とに通じて援兵をこひたまふに、叡山の衆徒はこれに應ぜず、興福寺の衆徒は命に應じて宮の軍を援んとしけれども、いまだ果さず、頼政等相議して云く、三井寺の地狹

ぶらふ、しかれども平家の勢を畏れて、手を出す者候はず、君には法皇第二の皇子にてましましながら、建春門院の讒によりて、かくひそまりまします事の恐れ多くさぶらふに、何ぞ大義を思し召たゝせられて、父帝の御憤をも慰めたまはざるなど、勸め奉りければ、宮にもやうやく御心を傾けたまへり。しかれども、とかくに平家の勢を憚りて、いまだ御心を決したまはず。時に少納言惟長といふもの有て、よく人相を看定めければ、時の人相少納言といへり。頼政ひそかに彼と謀りて、相術の事を以て宮に說て申けるは、臣、君の御面を見奉るに、正しく帝王の相おはしますに、天下の事何ぞおぼしたゝざるやと。宮こゝに於てはじめて御心を決し給ひければ、頼政大に悅び、十郎行家をして、高倉宮の令旨を持しめて關東に赴かしむ。行家東國に下りて、宮の令旨を傳へければ、頼朝等の源氏多くこれに從はんとす。此事深くつつむといへども、いつしか洩て都に風聞有ければ、平清盛大に怒り、則ち三條實房、頭辨光雅等をして、三百騎に將として高倉宮を捕へ奉りて、遠國に遷し、其徒黨を誅せんとしけるを、頼政早くこれを知りて、使を高倉宮に馳て急を告奉る。こゝに於て、宮は三條を出て三井寺に落給ひ、長谷部信連一人留りて御殿を守る。官兵宮を圍むに、信連防戰力を盡し、人を殺す事夥しとへいども、多勢に敵する事能はずして、遂に虜となりければ、官兵たゞちに馳入て捜し求め

二條院讃岐の話

讃岐は二條院の官女にして、源三位頼政のむすめなり。父の頼政は三河守頼綱の孫、兵庫頭仲正の子にして、源頼光の裔なり。もとより弓馬の道に達して和歌に長ぜり。近衛院の仁平三年四月、禁裏に怪鳥ありて、夜毎に鳴て殿上を過ければ、人是を鵺なりといへり。是より主上御惱ありけるに、醫禱ともに驗なかりければ、頼政に命じて、これを射さしめたまへり。是より頼政いよ〳〵武名高くなりたるに、高倉院の治承四年四月に謀反せらる。其故は、先に頼政の男伊豆守仲綱良馬を飼たり。その名を木下と號けて、甚これを愛しけるに、平宗盛これを聞き、人をして是を所望せしむ。仲綱深く惜みて是を與へず。宗盛怒りて、いよ〳〵請て止ざりければ、仲綱止事を得ずして、彼馬を宗盛に贈る。宗盛其贈る事の遲きを怒て、彼馬の名の木下を改めて仲綱と號し、其名を馬の脊に燒印してこれを厩に繫ぎ、舍人をして每に仲綱々々と呼しめて、是を嘲哢す。仲綱此事を聞て深く憤り、遂に父頼政と共に謀反せり。然れども勢の平家に敵すべからざるを知る故、頼政、仲綱、密に三條高倉宮に參り、諭て申けるは、近頃平家の一族權勢に誇り、至尊を犯し、民人を苦しめ候故、諸國の義士共常に不平の心を抱きさ

二條院讃岐

二條院御諱を守仁と申奉る。後白川院第一の皇子にて、御母は皇太后宮懿子と申、大納言經實卿のむすめなり。保元三年御年十六にて即位し給ひ、永萬元年七月御年三十三にて崩じたまへり。

わか袖はしほひにみえぬ沖のいしの

人こそしらねかはくまもなし

千載集戀二に、寄石戀といへる心をとあり。歌のこゝろは、わが袖は汐干の時も目にかゝらぬ沖中の石のやうなるものにて、人にはすこしも知られぬ涙にぬれて、かわく間もなき事ぞといふこゝろなり。

れたる故なり。又能書の聞え高くして、後世にいたりても後京極様とて傳はれり。御子三人あり、道家、教家、基家と申せしなり。

皇、歌の事に於ては殊に推重じ給へり。しかるに建永元年三月、當今土御門院、良經の亭へ行幸ならせたまはんと有ければ、良經公門墻館舍を構へ、修理嚴重にして御駕を待奉られけるに、何者ともしれず、良經公の寢所に忍び入り、天井より槍を指下し、突殺して迯去ければ、帝甚惜みかなしませ給ひ、詔して、其盜賊をあまねく捜し索めしめたまへども、終に捕へ得ずといへり。此事を論じたる說あり。日本史の細註に曰く、世に傳ふ、良經一夜寢に就に、天井より槍を降してこれを刺せり。何ものの仕業といふ事を知らず。一搢紳家の藏書に曰く、これは菅原爲長の所爲なり、此事其代にはふつに知れざりしを、良經十一世の孫、關白政基、菅原在數のもとより書籍を借たまひしに、その書籍の縫際に、後京極殿を死して志を逞しくせしといふ數字ありければ、はじめて爲長の所爲なる事を知り給ひ、直に在數を召て、これを殺して、以て先祖の讐を報ぜられしといへり。然れども親長記に據るに、明應五年關白政基、在數を召て其無禮を責め、其子尙經と共に謀て、手づから是を殺し給へりとあれば、良經、爲長の事に相與からざるべし。蓋良經の暴に薨ぜられし事、傳說紛紜として其たしかなる說を得ず。又相傳へていふ、建仁元年、新古今集勅撰の節、菅原爲長其序をかゝるべかりしを、良經公これを押へて作らしめ給はざりしかば、爲長憾みて、人をして是を殺さしむといへりと云々。拗

方の衣が下へしかるゝ事なり。秋の末つかたの夜寒の頃に、ひとりねする事のわびしさをよませられたるなり。しかるに萬葉の歌に、

我こふる妹にあはさず玉のうらに衣かたしきひとりかもねん

とあり。下句全く同じ事なり。契沖は此歌を引て、萬葉はひろきものなれば、下句此全句なる事を覺えたまはざりけるなるべしといへり。眞淵は、萬葉の句を用ひられしといへり。いづれにしても、此歌の難とすべきにはあらざるなり。

後京極攝政前太政大臣の話

後京極殿、御名を良經といへり。祖父は法性寺忠道公、父は後法性寺兼實公、母は從三位藤原秀行の女なり。後鳥羽院の建久二年六月、良經公左大將たりし時、藤原能保の女を娶り給ひしに、源頼朝使をさゝげて、其婚禮を册れたり。同九年正月、帝御位を皇子爲仁に讓り給へり。初帝、爲仁君を立て皇太子とせんと思し召けるに、良經これを拒みて果されざりしかば、今年に至りて、謀を定めて御位を讓らせ給へり。是を土御門院と申奉る。此時良經公の蟄居をゆるして本位に復し、內大臣元の如し。良經公もつとも和歌に長じたまひしかば、後鳥羽上

後京極攝政太政大臣

良經公、權中納言を歷、正二位に敘せられ、建久元年權大納言に轉ぜられしかど、病によりて官を免れ給へり。同六年起て內大臣となり、正治元年左大臣に轉じ、建仁二年內覽を蒙り、同年十二月攝政となり、元久元年正月從一位、同年十一月左大臣を辭し、同十二月太政大臣たり

きりぎりすなくや霜夜のさむしろに衣かたしきひとりかもねむ

新古今集秋下に、百首のうたたてまつりし時、とあり。歌の意は、きりぎりすは秋の末、冬の初になれば、床の下へ來るものなるが、其きりぎりすのなく霜夜のさむきむしろの上に、帶をもとかずに著物の片一方を下に敷ながら、ひとりねる事かとよめるなり。さむしろは狹筵と書て、たゞ敷物の事なり。それを霜夜の寒き事にかけていへり。衣かたしきは、丸寐をすれば片一

とよめり。血の涙の事はもと漢土の故事にて、周易にも、泣血漣如とあり。又韓非子に、楚人卞和其璞を抱て楚山の下に哭すること三日三夜、涙盡きて、これに繼に血を以てすといへり。

殷富門院大輔の話

後白川院の皇女殷富門院は、御名を亮子と申奉れり。安徳天皇、後鳥羽院、二代の准母にして、順徳院の養女とならせ給へり。文治三年六月に門院號を奉り、建保四年四月に崩じたまへり。御母は從三位成子と申して、大納言季成卿の女なり。此大輔といふは、門院につかへ奉れる官女にて、祖父は後白川院の判官代行憲といひて、高藤公の後なり。父は從五位下信成といへり。一說に信成、本名說輔といひしよしなり。信成むすめ二人あり。姉は殷富門院の播磨といひ、妹は同院の大輔といへり。

賢能の士

殷富門院大輔

殷富門院は、後白川院の第一の皇女にして、二條院、高倉院、式子内親王とも御兄弟なり。

みせばやな雄島の蜑の袖だにも
ぬれにぞぬれし色はかはらず

千載集戀四に、歌合し侍りける時、戀の歌とてよめる、とあり。此歌の意は、彼つれなき人に見せたき事かな。奧州の雄島といふ所の蜑は、和布を刈たり、鹽を汲たりして、いつも袖は濡にぬるゝが、其蜑の袖さへも、濡る事はぬれてあれど、わが袖のやうに血の涙にぬれて、色の變る事はなし。此涙にぬれ〳〵て色のかはりたる袖を、彼つれなき人に見せばやと、上へかへしてよみたるなり。涙の色をいふは、血の涙の心なり。貫之の歌にも、

しら玉に見えしなみだも年ふればからくれなゐに移ろひにけり

と、眞靜ものがたりなり。明月記にも、ひたと内親王へまゐられたる事書のせてありとのたまへりと云々。

のと、すべて緒に緣のある詞をつゞけたまへるなり。

式子内親王の話

此内親王、もとより和歌をよくし給ひし事、齋院紀に見えたり。平治元年に、加茂の齋院に立せたまひ、准三宮の位にならせ給ひしかど、嘉應元年、御病によりて職を辭したまひ、建久八年に、藏人兼仲、僧歡心が事によりて、都の外に出し奉らんとせられけれど、其儘になりて、後薙髮したまひ、御法名を承如法と申せし由、又齋院記に見えたり。後の書に、大炊御門の齋院とも萱の齋院とも、高倉宮ともあるは、皆此内親王の御事なり。さて此式子内親王と定家卿とのみそか事を、昔より世にいひ傳へて、謠曲にも作りたり。此事たしかに物に見えたる事はなけれど、溪雲院殿の御物がたりを記したる溪雲問答にいはく、式子内親王と定家卿との事、世にいひ傳へたり、されど何にも見えたる事なし、或人のいふ、此事父の俊成卿ほのきゝたまひけるが、ある時、定家の常に住給へる所を見たまへば、玉の緒よたえなば絕えねの歌かきたる内親王の手跡あるを見たまひて、定家が心をつくすもことわりとおもひて、終にいさめ申されずとかたる、何の書にあるぞと問たりしに、かやうにかたり傳へたると聞置しよし申人ありき

式子内親王

後白川院の御むすめにて、御母は從三位成子といへり。大納言季成卿の女なり。後白川院皇女二人ましくて、第一の皇女を殷富門院と申し、第二の皇女を式子内親王と申せしなり。

玉乃緒よ絶えなば絶えね長らへば
忍ぶる事の弱りもぞする

新古今集戀一に、百首の歌の中に、忍戀の心を、とあり。歌の意は、玉を緒とは、もと玉をつなぎたる糸の事なり。それを魂の緒とかよはして、命の事にいひならはせり。此歌は、わが命がたゆるならば、たえよかし、此まゝながらへ居るならば、人目をつゝみ忍ぶ心がもしよわる事もあらんかと案じらるゝ。もし人めをしのぶ心がよわりて、浮名が世間へもれたらば、かなしからんによりて、といふ意を言殘したるものなり。玉の緒といふからに、絶ゆるのながらふる

かさどる官なれども、此別當はたゞ呼名にてや有けん。此人は大皇太后宮亮俊隆の女なり。俊隆は具平親王五代の孫なり。

心によみあはせたるものなり。みをつくしは淺瀨をしらする棒杭の事なり。

皇嘉門院別當の話

皇嘉門院は、法性寺關白忠通公の御むすめにて、御母は大納言宗通卿のむすめなり。續古事談に云く、門院の御名を聖子と申せしが、聖の字を上下にわけてよめば、聖ははらむといふよみありとて、王子をはらむといふ心にてつけ奉りけるを、或人難じていはく、聖の字の下のつくり王にはあらず、壬といふ字なり。壬はむなしといふよみあり、むなしき子をはらみたらん、此御名はゞかりありといひける程に、たゞならぬ事にて、御產の月になりて、御祈何くれと犇めくほどに、水を多く生せたまひにけり、かゝる事はさのみこそは侍るに、果してむなしき子なりける、いと不思議の事なりけりとあり。今按ずるに、聖の字を別てば、耳王となりて、壬は王にあらずといふはうべなり、されど、もとより耳といふ文字なければ、孕とよむべきいはれなし、又壬の字に、むなしといふ訓もあるべからず、字書に壬は善なり、澄なり、又挺生なりとも註せり。すべて中古の書にひがごとを書つたへたるが多ければ、古書といへども心してみるべきものなり。さて此歌ぬしは、皇嘉門院につかへ奉りし女別當なりけるにや。別當はものをつ

皇嘉門院別當

皇嘉門院は崇德院の后にて、大治三年二月に立后あり。久安六年二月に門院號を奉れり。

なには江のあしのかりねのひとよゆゑ
身をつくしてやこひわたるべき

千載集戀三に、攝政、右大臣の時、家の歌合に、旅宿逢戀といへる意をよめるとあり。此攝政とは、後法性寺入道前關白太政大臣兼實公の事にて、兼實公まだ右大臣なりし時、其家にて歌合せられし時の歌なり。歌の意は、津國の浪華あたりにて、ふと或人に逢初めて、彼浪華江に生てある芦の刈たる根に、一つ節の殘りてあるといふ事を、假に寐たる一夜と言かけて、わづか一夜の契り故に、我身を盡すまで、一生の間其人を心にわすれず、戀こがれて年月を渡るべく思はるゝといふ心なり。彼なにはにみをつくしといふもの有故、わがみをつくすといふ

記にしるしおかれたり。其文に云く、建仁二年七月廿日午時、御所に參上す、左中辨少輔入道寂蓮逝去のよし、これを聞てすなはち退出す、おのれ輕服たるに依てなり、今これを聞て哀傷の思ひ禁じ難し、幼少の昔より久しく相馴たる事數十回、いはんや和歌の道に於ては、傍輩誰人ならんや、已に以て奇異の逸物なり、としるされたり。これをみて、定家卿も心に深く寂蓮を重ぜられし事のしらるゝなり。

昭とは、一日もかゝずまゐりて爭はれけり。此時、顯昭は聖にて獨鈷を持ち、寂蓮はかまくびをもたげていさかひけり。德大寺家の女房たち、例の獨鈷かまくびと名附られたりとぞ。鴨長明の曰く、御所に朝夕侍りし比、常にも似ずめづらしき御會ありき、六首のうたに皆姿をかへてよみて奉れとて、春夏はふとく大きに、秋冬は細くからび、戀旅は艶にやさしくつかうまつれと仰せられしかば、いみじき大事なりけるに、其座にまゐりて列れる人々は、殿下、大僧正、定家、家隆、寂蓮、予と六人なりき、愚詠にふとくおほきなる歌に、

雲さそふあまつはる風かをるなり高間のやまの花ざかりかも

此歌は、かねて春の歌あまたよみて寂蓮に見せ申せし時、此たかまの歌をよしとて點合れたりしかば、此度書て奉りてき。既に講ぜらるゝ時にいたりて、是をきけば、寂蓮の歌に同じくたかまの花をよまれたり、我歌に似たるは違へんなどおもふ心もなく、ありのまゝにことわられたる事、いと有難き心なりしぞかし、といはれし。又寂蓮の申さるゝは、歌といふものはよきものにて、ゐのしゝなど云ふおそろしきものも、ふするゐの床といへばやさしくなるを、もとよりやさしきものを、おそろしく詠みなすは、あまりに無下なる事なるよしいはれたりと、順德院は八雲御抄にしるさせたまへり。さて寂蓮の卒せられし事を、定家卿みづからの記錄の明月

寂蓮法師の話

寂蓮は俗名を定長といひて、俊成卿の甥にてありしが、若かりし時、俊成卿養子とせられけれど、定家卿生れられければ、自ら退きて、出家せられたり。もとより才智ありて、歌よみの名世に高かりし。其頃顯昭法橋も歌よむことを自負せられしに、寂蓮と友だちなりけれど、顯昭は博學にして、才思は少し寂蓮に及ばず、寂蓮は文學はなかりけれど、歌には堪能なりし。顯昭の曰く、和歌の藝は至て難きものにあらず、其故は、寂蓮不學なれども猶歌よむことを能すと。寂蓮の曰く、天下の藝のよくしがたきものは和歌に過るものなし、其故は、顯昭博學なりといへども、猶歌に堪能なる事能ずと。又寂蓮、人に對して申さるゝには、手をならふも、おとりたる人の文字は學びやすく、あがりざまの人の手跡は習ひ似する事かたしといへり、しかれば、我等がよまんやうに歌をよめといはんに、季經卿、顯昭などが、幾日案ずともえ詠れじ、我は彼人々のよむやうには筆さし濡して、いとよく書てんなどいはれたり。其比德大寺殿に、歌の間といふ所あり、寢殿の西の角の間なり。六百番歌合の時、左方、右方の人々、日々に此歌の間に參りて、評定をくはへ、左右の申詞を書れたり。自餘の人數は參らざる日あれども、寂蓮と顯

寂蓮法師

父は醍醐の俊海阿闍梨といへり。俊成卿の弟なり。寂蓮俗の時は定長といへり。左中辨、中務少輔従五位下なり。建仁二年七月廿日卒す。

むらさめの露もまだひぬまきのはに
きりたちのぼるあきのゆふぐれ

新古今集秋下に、五十首の歌奉りける時に、とあり。歌の意は、はら〳〵と一しきり村雨がふり過て、その露もまだひあがらぬ槙の葉へ、霧が下よりたちのぼりて、ほのぐらうなる秋の夕暮のけしきのあはれさよと、いふ意をいひのこしたるなり。むらさめは、ひとしきりづつむらむらとふる雨をいふなり。

こと〴〵くは信じがたきものなり。又西行吉野に住れたるよしいひて、其古跡を苔清水とも雫の庵ともいひ傳へ、西行のうたとて、

とく〳〵と落るいはまの苔清水汲乾すほどもなき住居かな

といふうた、あまねく人の耳にあり。これを西行のうたとおもふは、大なるひがごとにて、一向になき事なり。とかく名高き人の上は、後の世にあとなき事をいひ出て、附會する事多し。まことの西行のよしのにてよまれたる歌は、

よしの山やがて出じとおもふ身を花ちりなばと人や待らん

これこそまことの西行のうたなれ。

かへして東國へ下られたり。又西行みづからよみたる歌を左右に番ひて、定家卿の少年にてまだ侍從なりし時、これが判の詞を乞れたり。それを宮川歌合といふ。後に西行人のもとへ贈られたる狀に、侍從こそ歌判して出し候へ、これもよからんずるにこそ、とかゝれたり。さて又文治の末に、東山の雙林寺にいほりをむすびて、花を植られたり。常に釋迦如來の入滅の日終りをとらんことをねがひて、

ねがはくは花のもとにて我死なんそのきさらぎの望月の比

と詠まれしが、果して建久九年二月十六日七十三歲にて、此所に往生を遂られたり。此よしを聞て、左近中將定家朝臣、菩提院三位中將のもとへつかはされける、

もち月の比はたがはぬ空なれば消えけん雲の行方かなしな

かへし　　　　　　　　　　　　　三位中將

むらさきの雲ときくにぞ慰むる消えけん空は悲しけれども

後鳥羽院口傳に、西行は才思天成にして、常人の學び得るところに非ず、人麿の後身といふべしとのたまへり。西行の家集を山家集といふ。又御裳濯河歌合、宮河歌合、撰集抄などの著述あり。しかれども今世に流布する所の山家集、撰集抄、ともに後の人の筆の入たるものにて、

とよまれければ、彼あるじの遊女うちわらひて、

世をいとふ人とし聞けばかりのやどに心とむなと思ふばかりぞ

とかへして、いそぎ内に請じ入れぬ。たゞ時雨のほどのしばしの宿とせんと思ひしに、此歌のおもしろさに一夜のふしどとしたり。其あるじの遊女は、今は四十餘りにもやあらん、みめこともがらさもあてにやさしかりき。よもすがら何となき事どもかたりし中に、此遊女のいふやう、いとけなかりしより、斯る遊女になり侍りて、年比其ふるまひをし侍れど、いとほいなく覺えて侍り、女は殊に罪のふかきよしうけたまはるに、此ふるまひをさへし侍る事、誠に先の世の宿習のほど思ひしられて、うたてしく覺え侍りしが、此二三年は、此心いと深くなり侍りし上、年もたけ侍れば、樣をもかへんと思ひ侍るよしいへりといふ事、今流布する撰集抄にあれど、此江口の里の故事、同じ書に、尼の事と遊女の事とふたつありて、何れかまことならんと覺つかなし。又、西行東國行脚の頃、今度都に千載集といふ勅撰有と聞て、都をさして上り來る道にて、はからず登蓮法師に逢たり。先勅撰の事を尋ねられければ、早世間に披露ありて、御歌も數多入りて侍りといふ。西行又とはれけるは、其集に、鴫立澤の秋の夕暮といふ歌入りて侍るやとあるに、登蓮それは見及び申さずと答へられければ、さらば其千載集見ても詮なしとて、又引

とくちずさまれければ、彼尼いそがはしく周章はしりながら、何とてか聞きけん、彼板をなげすてて、

月はもれ雨はとまれとおもふには

とつけたり。さも優におぼえて、見過しがたかりければ、此庵に一夜とまりて連歌などして、曉がたに、つれたる僧のくちずさみけるは、

こゝろすまれぬ柴のいほかな

又あるじの尼

都のみおもふ方とはいそがれて

とつけたり。六十餘州をありきて、多くの人を見馴たれど、これほどの人にはあはず、あはれ此尼男にてあらば、とかくこしらへすゝめていざなはましものをと思はれたり。此つれの聖も、立出る道すがら、さても戀しき江口の尼かなといはれしとぞ。又此江口のさとにて雨のはれまを待あひだ、しばし宿をからんとせられし家のあるじは、遊女にて、ゆるすけしきの見えざるに、西行何となく、

世の中をいとふまでこそ難からめかりのやどりを惜しむ君かな

れを拜受せられけるが、わづかに門外に出て、そこに遊びゐたる小兒に、彼猫を與へて過られたり。此度鎌倉を通られたる事は、俊乘坊重源上人と約して、東大寺建立の沙金勸進の爲に、奥州に赴く順路たるによりて、鶴岡に詣でられしなり。陸奥守秀衡入道、西行の一族なりければ、奥州へ志して下られたるなり。其後嘉禎年中、北條泰時、海野幸氏が射禮に精きを以て、時賴に傳へしむるに、西行の告られたる射法を擧て、射家の法則とせしとぞ。又西行在俗の時、初は德大寺家の家人なりければ、多年修行の後、都へ歸りて、年比の主君にておはしけるむつまじさに、後德大寺左大臣の御許にたどり參りて、先門外より見入られければ、寢殿の棟に繩を張られたり。怪しく思ひて、人に尋ねられければ、あれは鳶を居させじとて、はられたるなりと答ふるを聞て、鳶の居る事何か苦しかるべき、此殿の御意もしられたりとて、其後は參られざりしとぞ。又治承二年九月の比、西行ある聖と伴ひて西國に赴かれけるに、津國の江口の里を過んとせられたる折しも、村雨のはげしく降來りければ、人の門口に立やすらひて、内を見入られければ、あるじの尼とおぼしきが、村雨のもるをいぶせく思ひて、板一枚を手にもちて、あちこちと走りありきたるをみて、西行何ごころもなく、

賤がふせ屋をふきぞわづらふ

十五日、西行鎌倉を通られける時、頼朝卿、鶴岡へ御參詣ありしに、老僧一人鳥居のほとりに徘徊しければ、怪しくおぼしめして、梶原景季を以て名を問しめたまひけるに、西行と申す者のよし答へられければ、頼朝卿奉幣の後、心しづかに對面して、和歌の事をも談ずべき由、仰せ遣されけり。西行承りぬるよし申して、宮寺を拜み廻りて、法施などせられけり。頼朝卿は早く歸館したまひて、西行を招きたまひ、營中にして御物語有けるに、歌道幷に弓馬の事ども、條々御尋ね有ければ、西行申さるゝは、弓馬の事は、在俗の昔なまじひに傳來いたし候へども、保延三年に遁世いたし候時、先祖秀鄕以來九代嫡家に相承いたし候兵法の書ども、ことごとく燒捨て候、兵家の事は罪業の因たるによりて、かつ以て心底に殘し留めさぶらはず、皆忘れはて侍る、又歌を詠ずる事は、花月に對して感の動き候折節には、僅に三十一字を綴り侍るのみにて、全く奥旨は存じ侍らず、しかれば此も彼も申上べきところ侍らず、しかしながら、恩問をうけ奉りて、答へ奉らざるもあまりに不敬に侍れば、弓馬の事に於ては、すこし心に覺え候事を申上さふらはんとて、兵法の事どもを具に述られければ、すなはち俊兼に命じて、その詞をしるしとゞめさせたまへり。かくて明る十六日の午の刻、西行營中を退出せらるるに、しひて留めさせたまへども、固く辭せられければ、頼朝卿白銀の猫を賜はれり。西行こ

ならば、一途に佛道修行の外他事あるべからず、しかるに數奇をたてて、こゝかしこに嘯きありく條にくき法師なり、いづくにても見あひたらば、かしらを打割るべきよし、つね〴〵いはれたり。文覺の弟子ども、西行は天下の名人なり、若さる事もあらば珍事たるべしと歎きけるに、或年の高雄の法華會に西行まゐりて、花の蔭などながめありきけり。弟子どもこれを、かまへて上人に知らせじと思ひて、法華會も果て坊へ歸りけるに、庭に物申候はんといふ人あり。上人たそと問れたりければ、西行と申ものにて候、法華結縁の爲にまゐりて候、今は日も暮候程に、一夜此御菴室にて明し候はんとて、參りて候といひければ、上人、内にて手ぐすねを引て、思ひつる事叶ひたる體にて、明り障子を明て待居られけるが、しばし西行の顔を打守りて、これへ入給へとて入れて對面して、年來承り及び候て、見參に入たく候ひつるに、御尋ね悦び入候など、念比に物語して、非時など饗應し、次の朝又齋など進めて歸されけり。弟子たち手に汗をにぎりつるに、無爲にかへされたることを悦び思ひて、上人はさしも西行に見あひたらば、かしら打割んなど御あらましごとにのたまひしに、殊に心しづかに御物がたり候ひつる事、日比の仰にはたがひて候と申ければ、あらいひがひなの法師どもや、あの西行は、此文覺に打れんずる顔つきか、文覺をこそ打てんずるものなれと、申されけるとぞ。又文治二年八月

れたり。出家の時は保延六年十月十五日なりし。西行在俗の時は、家富たる上に、君の寵遇も尋常ならざりしに、よくも名利を棄られたるとて、心ある人々は嗟嘆しあへり。其妻も又尼となりて、高野の天野といふ所に住て、練行して一生を送られたり。西行常の言に、桑門は家なし、行脚して身を終るべしといはれしが、出家の後、關東、西國、遠として往ざる所なく、わが心に入たる所にては、歌を詠じて樂しまれたり。伊勢の二見浦にいたりて、假に菴をむすび、草を藉て茵とし、石に穴して硯とし、和歌の會には扇、或は花筐を用ひて文臺にかへられたり。つね〴〵みづから嘆じていはく、人間の一生はいく程もなし、來世近きにありと。又ある時、遠江に行とて、天中河の渡にて、船頭、乘人のあまりに多しとて、先に乘れたる西行を船より上らるべしとて叱りけるを、聽ざる顏して居られければ、舟人怒りて西行を打けるに、頭より血出て面に流れかゝりけれど、少も怒れる色なく、從容として舟より上られたり。時に西行に從ひたる僧、これを怒りければ、西行の曰く、我は法の爲に旅行してこゝにいたれり、彼等に凌ぎ辱しめられて死にいたるとも憾るところにあらず、かやうの心をもたざれば、剃髮染衣したるかひなし、汝はいまだ世を遺るゝ事能はず、我徒なるべがらずとて、こゝより別れて彼僧をかへされたりとぞ。又高雄の神護寺の文覺上人は、西行を憎まれけり。其故は、遁世の身と

衛尉とて有けるに、目を見合せたるばかりにて、外の人にも知らせず、さりげなくいさゝかけしきもかはらで居られたりしは、有がたき心なりしと、西住後に人に語りけり。これもよく物に堪忍せる類にて、心をよくもて靜めぬ人は、何事もはな〲しく、けしからぬ賤の女などが物歎きたる聲けしきなるは、あさましき事のよし、十訓抄にも書れたり。又或時、一族の左衛門尉憲康と共に鳥羽殿に朝して、歸りざまに別るゝとて、又明日と相約しけるが、翌朝又同じく朝せんとて憲康を誘ひに行れけるに、其家に人の哭聲の聞えければ、怪しみて是を問ふに、憲康昨夜頓死したるよしなりければ、義淸惕然として出家の志ます〱決せり。かゝりければ、其情を陳て官を辭せられけれど、上皇其才を惜ませ給ひて、御許あらざりけるが、或時、義淸外に遊びて家に歸り來るに、彼女の四つになりけるが、父の歸りたるをよろこびて、嬉しげにうちゑみつゝ出迎へて、衣を牽てたはぶるゝを見て、義淸心に甚いとをしく思ひけるが、ふと心づきて、我出離を妨るものは是に過る事なし、恩愛を割斷つ事はこれを始めとすべしと思ひて、かの女を立蹴に蹴落しけるに、女はいよ〱父をしたひ泣きて迯もやらぬを、心強くかへり見もせで、家を出られければ、家の人々驚ろき怪む事限りなし。義淸其夜より妻子を捨て、嵯峨に行きて僧となれり。此時廿三歳なり。扨法名を圓位と號し、後に西行と改めら

西行法師の話

佐藤義清は、藤原秀郷九代の孫にして、代々武勇の譽ある家に生れられしに、義清殊に勇氣ありて弓射るわざをよくし、すこぶる六韜三畧の兵法に通ず。後鳥羽院に仕へ奉りて、北面の士となり、從五位下に敍し、左兵衛尉に任ぜらる。生得和歌を嗜みて、其妙に到りければ、後鳥羽上皇其才を愛したまひて、殊なる寵賞あり。しかれども素より榮利を喜ばずして、常に世を遁るゝ志ありき。或時、上皇義清を檢非違使に補せんと思しめしけるに、義清の心に、檢非違使は罪人を糺明する職なれば、好まざる事に思ひて、固く是を辭せられたり。其後、鳥羽の新殿成就の時、上皇當時の名人共に命じて、畫障子の和歌を奉らしめ給ふに、義清、即日十首の歌をよみて奉られければ、大に叡感有りて、朝日丸といふ御劍を下し賜はり、宮中よりも亦恩賜ありければ、親族こぞりて義清の譽を賀しけれど、其身は是を樂まず。又鍾愛のむすめありて、みつよつばかりなるに、重く煩ひて限なりける比、北院の北面の者ども弓射て遊びあへりけるに誘はれて、心ならずのゝしりくらしけるに、郎等男の走り來りて、義清の耳に物をさゝやきければ、心しらぬ人々は何とも思はれず、西住法師、其程はまだ男にて、源次兵

西行法師

藤原秀郷の裔なり。秀門は下野國の押領使なりしが、將門を射たる賞に、天暦二年從四位下に敍せられたり。西行俗の時佐藤義清といへり。此人の名を則清又憲清と諸書に記せり。宇治左大臣頼基公の台記に、義清と記されたるによりて、義清に決する由、日本史に記させ給へり。父は左清門尉康清、母は監物源清經の女なり。

なげゝとて月やは物をおもはする
かこちがほなるわがなみだかな

千載集戀五に、月前戀といへることをよめる、とあり。歌の意は、月をみてため息をつけよとて、月が人に物を思はするか、さはあるまじ、もとよりわが心に物思ひが有るゆゑに、月をみればものがなしうなる事なるに、それを月にかこつけがましうこぼるゝわが涙かな、といふ事なり。

參議雅經 歌譯

二條院讃岐　歌譯

鎌倉右大臣　歌譯

百人一首一夕話　巻之八

目録

ともしするみやぎが原の下露に花すりごろもかわく間ぞなき
東路を朝たちくればかつしかの眞野のつぎはしかすみ渡れり
夕されば野べの秋風身にしみてうづら鳴なりふかくさのさと
はじめの歌はすがた清げに遠白ければ、たかまの山ことにかなひて聞ゆ。ともしの歌、詞づかひやさしければ、宮城が原に思ひよれり。あづま路のうた、わりなく思ふところある體なれば、かつしかのまのの繼橋さもと聞ゆ。秋風のうた、物さびしきすがたなるにより、深草の里ことにたより有り。これらにて心得つべしなど、いろ〳〵に譬をとりて人に示されたるよしなり。
又此法師の自讚のうたは、
みよし野の山かきくもり雪ふれば麓のさとはうちしぐれつゝ
とよまれたるなりといへり。

播磨なるしかまにそむるあながちに人を戀しと思ふ比かな
思ひ草葉末にむすぶ白露のたまく來ては手にもたまらず

これらの歌なり。飾磨に染るあながちとは、播磨の飾磨郡にて染る褐布のことなり。それを強といふ詞につゞけたり。又露の玉といふことを、白露の邂逅といひかけたり。これらを秀句とはいふなり。一には秀句ならねどたゞ詞づかひおもしろく續けつれば、又見どころあるなり。

あさでほすあづま乙女のかや筵しきしのびても過す比かな
あしのやのしづはた帶の片結び心やすくもうちとくるかな
今ははやあまのとわたる月の舟又むら雲にしまがくれすな

これらのうたなり。一には名所をとるに故實あり。國々の歌枕に數もしらず多くあれど、其歌のすがたにしたがひてよむべき所のあるなり。たとへば、山水を作るに、松を植べき所には岩をたて、池をほり、花をさかすべき地には山をつき、眺望をなすが如く、其所の名によりて、歌のすがたをかざるべし。これらいみじき口傳なり。もし歌の姿と、名所とかけ合ずなりぬれば、事たがひたるやうにて、いみじき風情あれど、やぶれて聞ゆるなり。

よそにのみ見てややみなん葛城やたかまの山のみねの白雲

おもひかねいもがり行けば冬のよの河風さむみちどり鳴なり

此歌ばかりおもかげあるたぐひの歌はなし。六月の末などの暑き日も、これをだに吟ずれば寒くなると、ある人は申せしなり。すべて優なる心詞なれど、わざともとめたるやうに見ゆるは、歌にとりて失とすべし。たゞ葉を結ばぬ峯の梢、色を染ぬ野邊の草葉に春秋につけて、花の色々をあらはすがごとく、おのづから風情のよりくる事を、やすらかにいへるやうなるが、秀歌なり。故實の體といふ事あり。よき風情を思ひえぬ時、心のたくみにて作りたつべきやうをならふなり。ひとつにはさせる事なけれど、たゞ詞つゞき匂ひ深くいひながしつれば、よろしく聞ゆるなり。

風のおとに秋のよ深くねざめして見はてぬ夢の名殘をぞ思ふ

一には古歌の詞のわりなきをとりて、をかしくいひならせる、又をかし。

わがせこをかたまつ宵の秋風は荻のうは葉をよきてふかなん

狩人の朝ふす野邊の草わかみかくろひかねてきゞすなくなり

これらのうたなり。又きゝよからぬ詞をおもしろくつゞけなせるが、わざとも秀句となれるあり。秀句とは詞をいひかくるなり。

月さゆるこほりの上にあられ降りこゝろくだくる玉川のさと

是は、たとへば庭に石をたつる人の、よき石を得ずして、ちひさき石どもをとりあつめて、めでたくさし合せつゝたてたれど、いかにもまことの大きなる石にはおとれるやうに、わざとしたるが失なり。匡房の歌に、

しら雲と見ゆるにしるしみ吉野のよしのの山の花ざかりかも

これこそよき歌の本とはおほゆれ。秀句もなくかざれる詞もなけれど、姿うるはしく清げにいひくだして、たけ高く遠白きなり。たとへば白き色は異なる句もなけれど、もろ〳〵の色にすぐれたるが如し、萬の事極めてかしこく見ゆるは、かへりてすさましくあさはかなり。此歌の體は、やすきやうにてきはめてよみ得がたし。ひと文字もたがひなば、あやしの腰折れになりぬべし。又、

心あらん人に見せばや津の國のなにはわたりの春のけしきを

これは、はじめの歌のやうに限りなく遠白くなどはあらねど、優にたをやかなり。たとへば能書のかける假名の文字の如し、さして點をくはへ、筆を揮へるところもなけれど、たゞやすらかに事ずくなにて、しかもたへなる歌なり。又、

俊惠法師の話

俊惠法師は、父の俊頼朝臣につゞきて歌よみの名高く、鴨長明も此人の弟子なりし。俊惠の住るゝ家を歌林苑といひて、毎月歌の會をせられたるよし、彼長明の無名抄に見えたり。俊惠他人の歌を見て、さまぐ〵にたとへをとりて論ぜられたり。其論に曰く、尋常のよき歌は、たとへば堅紋の織物の如し。其艶にすぐれたるうたは、浮紋の織物を見るが如く、そらに景氣のうかべるなり。

ほのぐ〵と明石のうらの朝霧に島がくれゆく舟をしぞおもふ

月やあらぬ春や昔のはるならぬ我身ひとつはもとの身にして

これらこそ餘情うちにこもり、景色そらにうかびてはあれ。又させる風情もなけれど、詞をよくつゞけつれば、おのづから姿にかざられて、此德を具する事もあるべし。杢頭のうたに、

うづら鳴まのの入江のはま風にをばななみよる秋のゆふぐれ

これもたゞはぬ浮紋の歌なるべし。たゞしよき詞をつゞけたれど、わざともとめたるやうになりぬるは、又失とすべし。或人の歌に、

俊惠法師

大納言經信卿の孫にして、俊頼朝臣の子なり。

よもすがら物思ふ頃は明やらぬ
ねやのひまさへつれなかりけり

千載集戀二に、戀のうたとて詠めるとあり。歌の意は、夜どほしにものをおもふ此頃は、夜が明たらばものにまぎれて、うさをもわすれんと思へば、はやう夜なりとも明よかしと思ふに、まだ明やらずして、すこしもしらまぬ閨のすき間までが、彼人の心のやうに氣づよくつれなきやうに思ふといふ事なり。これは拾遺集に出たる增基法師の

冬の夜にいくたびばかり寐ざめして物おもふ宿のひましらむらん

といふうたを本歌にしてよまれたるなり。

ことなかりしといへり。扨清輔の著述の書は、袋草紙、奥儀抄、初學抄、一字抄、牧笛抄、今撰抄などあり。

承安二年三月十九日於二寶莊嚴院一講レ之。講師石見介成仲宿禰、讀師右京權大夫賴政朝臣。此外垣下の人々は、太宰大貳重家、皇后宮亮季經、盛方、伊豆守源仲綱、片岡禰宜、從四位上加茂政平、散位藤原憲盛、散位祝部忠成、學生藤原尹範、僧顯昭等にて、其人々も皆歌を詠じたり。此垣下の人衆の中なる僧顯昭は、淸輔の弟にして、國學に精く、其比いにしへの學に心をよせし人は、此顯昭一人なりし。古今集の註、袖中抄などを著されたるにて其名高く、後世まで傳はれり。六百番歌合の時、寂蓮法師と德大寺殿の歌の間にてあらそはれたる故、獨鈷かまくびと名をつけられらるよしいへるも、此人の事なり。又長明の無名抄に、俊成卿と淸輔朝臣と、二人ながら歌の判に偏頗ある事をいへり。偏頗とはかたよりたる事なり。其事を顯昭論じていはく、此頃和歌の判は、俊成卿と淸輔朝臣と、いづれを左とも右とも定めがたき事なり、然れども、此兩人ともに偏頗ある判者にて、其さまかはりたり、俊成卿は我も僻事をすると思へるけしきにて、人の難ずる時にいたくもあらがはれず、淸輔朝臣は外よりみれば、いみじく淸廉なるやうにて、偏頗なることをすこしもけしきにあらはさず、淸廉とは、いさぎよくすなほなる事なり、さて人の少にても判のこゝろを難じ顏なるを見ては、日比の淸廉なるけしきを損じて、あらがひ論ぜられしかば、後にはみな人其癖を心得て難ずべき事あれどもいひ出る

ちる花は後のはるともまたれけりまたも來まじき我がさかりかも

散位藤原敦頼

まてしばし老木のはなにこと問はん經にけるとしは誰かまさると

大常卿顯廣王

年をへて春のけしきはかはらぬにわが身はしらぬおきなとぞなる

前石州別駕祝部成仲

なゝそぢによつあまるまで見る花のあかぬは年にさきや增すらん

李部侍郎永範

いとひこし老こそ今日はうれしけれいつかはかゝる春にあふべき

予爲三代之侍讀迫七旬之頽齡位昇三品今列七叟故有此興矣

右京權大夫源頼政

むそぢあまり過ぬる春の花ゆゑになほ惜しまるゝ我がいのちかな

散位大江維光

としふりて身さへおほ江にしづむ身の人なみ〳〵に立いづるかな

かれたり。

前大長秋給事藤原清輔

暮春白川倘歯會和歌序

あはれ、すべらぎの君の御まつりごとを、よろづの民も承安き、ふたとせの春野邊の草、彌生の月、林のうぐひす歸りなんとする比、もゝせ川にちかづきて、みづはぐみ八十坂にかよりて、こしふたへなるどちあひかたらひて、おほくつもれる年をあはれびて、たかきよはひをたふとぶあそびは、もろこしよりはじまりて、わが國にもつたはれるをや。われらかうべにはゆきの山をいたゞけど、心はきえぬものなりければ、はだへは氷の梨になりても、柿のもとの風をわすれがたみなり。いざや大原のあとをたづねて、小町のことばにうつさんとならし、なゝのおきなひとつ所にともなひて、老髮の名もむつまじみ、しら川のわたりにまうきたりて、水にのぞみ、花にたはぶるゝ興にぞあるらし。清輔昔は秋のみやまべの草のうちにかずまへられて、おのづから色めかしきことのはもいへりけん。今は日くれ道とほきなげきにそみて、春の心もわすれはてにしも、ちとせにひと度あへることのよろこばしさに、萬代までのあざけりを殘しつるをなん、はぢ思ひけるとしかいふなり。

暮春白川倘歯會和歌

藤原清輔

藤原清輔の話

清輔は堀川院、鳥羽院、崇徳院、三代の朝に仕へて、殊に歌よみの聞え有て、勅諚によりて詞花集を撰せらる。後又二條院の勅によりて、續詞花集を撰せられけれど、其書奏覽より前に帝崩じたまひければ、今の二十一代の勅撰集には入らざるなり。此續詞花集には、俳諧體の歌を戯笑歌として部を起られたり。戯笑歌の名目他の集には見えざるなり。又清輔は平生こゝろを歌學に委ねられし故、其才識をこゝろみんとて、此事はいまだ見及ばれじと思ふ事共を、さし出して問ふに、いづれも皆研き究めてありたるよし。つねに晴の歌をよまんと思はるゝ時は、とかく大事は古き集を見るべき事なりとて、萬葉集をかへす〴〵見られしよしなり。承安二年の三月、清輔年來の望みによりて、長壽の人々をあつめ、自身も其中に加はりて、尙齒會といふ事をせられたり。その所は白川の寶莊嚴院にて行なはれし。尙齒とは、よはひをたつとぶといふ事にて、白氏文集にも其事有り。それを學びてせられたるなり。其會に預る人々は、散位藤原敦頼 八十四歲、神祇伯顯廣 七十八歲、日吉禰宜成仲 七十四歲、式部大輔藤原永範 七十一歲、右京權大夫源頼政 六十九歲、清輔朝臣 六十九歲、前式部少輔大江維光 六十三歲、都合七人なりき。其序文は清輔か

藤原清輔朝臣

左京大夫顯輔の子なり。正四位下大皇太后宮大進兼長門守たり。承元年中に卒す。

なからへはまた此頃やしのはれむ
うしとみし世そ今はこひしき

新古今集雜下に、題しらずとあり。家集には、いにしへ思ひ出られけるに、三條内大臣の未だ中將にておはしける時、つかはしけるとあり。昔の事をおもひ出されたる比、よみてつかはされたるなり。歌のこゝろは、此まゝに生ながらへて年月を過すならば、其時には又今此比の事を戀しのぶやうにやならん、その證據には、うき事ぞと見たりしむかしの世が、今にては戀しきによりてといふ事なり。

かにといはれけるに、かぎをもとめうしなひてと答へけるを聞て、何となく口すさびに、

かぎあづかるもしやうの大事や

といはれたりけるを、こともなき女房のありけるが、うちきゝてとりあへず、

あけくれはさせることなきものゆゑに

とぞつけたりける、たはぶれにても俊成卿のいひいだされたる事に、きもふとくぞ付たる、女は恐しきものなりと、著聞集にしるせり。又俊成卿は、此道の長者にておはしけれども、ある所にて富士の鳴澤といふことを、なるさと詠みあやまられたる事有ければ、德大寺殿とひとつに番ひて、なるさの入道、名なしの大將といはれ給ひしこそ遺恨なれと、長明はいはれたり。さて此卿を五條の三位といふ事は、五條室町に住れし故なり。家集を長秋詠藻といふ。此長秋といふ事は、皇大后宮の御殿をもろこしにて長秋宮といふによりてなり。著述の書は、古來風體抄なり。

常にうたよむ心得を申さるゝには、歌はかならず才覺をふるひて、繪師の繪の具を盡し、作物司の木の色をさま〴〵にわりすゑたるやうにはあらざるべし、たゞ詠みあげうちながむるに、げにと覺えて、をかしくも聞ゆるすがたあるべしといはれたり。又外より此卿に題詠をこふ者あれば、やゝ其よみがたき題なりとおもはるれば、先家人、子弟をしてこれをよましめ、その詞と心とのとるべきものをえらび、それを潤色してわが歌とせられたり。故にすぐれたる歌多しといへり。又定家卿わかくして殿上人たりし時、後白川院の叡慮にさかひて勘氣を蒙り引籠りておはせしが、其年も暮たれど、許させたまふべき御けしきの見えざれば、父の俊成卿、此事を歎きてよまれたる歌、

芦たづの雲居にまよふ年くれてかすみをさへや隔てはつべき

此歌を主上叡覽ありて、いたく感心したまひ、此卿の甥の定長朝臣に仰せて、御製の御かへしを下されけり。其御製は、

芦たづは雲居をさしてかへるなりけふ大空のはるゝけしきに

かくて御門の御けしきなほらせたまひ、定家卿の勘氣をゆるさせ給へり。又此卿、最勝光院の花見られたるついでに、御堂を明させて拜んとて、預りを尋ねられしに、遲く來ければ、い

せしかば、俊成卿申さるゝには、

夕ざれば野邊の秋風身にしみてうづら鳴なりふかくさのさと

これをなん身にとりてのおもて歌とはおもひ侍ると、いはれしかば、俊惠申すには、世にあまねく人の申侍るは、

おも影に花のすがたをさきだてゝいくへ越えきぬ峯のしら雲

是をすぐれたる御歌のやうに申侍るは、いかゞと申ければ、俊成卿、いさ、よそにはさもや定め侍らん、猶みづからは、先に申せし歌にはいひ較ぶべからずとぞ言れしと云々。又俊成卿常に歌をよまるゝ時は、古き浄衣を著てたゞしく坐し、桐火桶をいだきながら心をこらしてよまるゝ事にて、聊もくつろぎたる姿をせられざりしが、歌の出來たるさま何となく心たゞしくして、其ことばやはらかに調ひければ、世の人、桐火桶の體といへり。此卿老後に至りても、耳目ともにおとろへず健なりければ、禁裏の御會にも度々參られ、御鳥羽院の御師範たりければ、いたく御寵ありて、建仁三年、此卿九十歳なりければ、光孝天皇遍昭に賀を賜ひし例にならはせ給ひ、禁中の和歌所に於て九十の賀を賜はり、屏風褥などをも設させたまひ、御製の歌と鳩の杖とをたまはりければ、子息たち俊成卿をたすけて、殿上にのぼられしとぞ。又俊成卿、

れんとわけ入りたる山の奥にも、ものかなしげに鹿が鳴て居るといふ意なり。

皇大后宮大夫俊成の話

俊成卿わかかりし時、母方の祖父藤原顯隆の養子となりたまひて、名を顯廣といひしが、後に俊成と改名せられたるなり。一説には顯輔の養子といへり。和歌は基俊を師として、古今集の傳もかの人より受られたり。其頃基俊と俊頼と、兩人ながら世に名高き歌よみなりけれど、中あしくて、其弟子どもかた〴〵に流義をたてゝ譏りあへり。俊成卿もとより基俊の弟子にて有けれど、一途に基俊の事を譽られず、俊頼に於ては其歌の風體よき事をほめ、基俊に於ては其學力の長じたる事をほめられたり。或人俊成卿に不審していふ。足下には師匠基俊のにくまるゝ俊頼の歌を好みたまふときく、これいかなる事に侍るやといへりければ、俊成申さるゝは、下官はたゞ歌を見てしたひ侍るのみなり、其人がらによる事には侍らずと、申されければ、時の人俊成卿の心に偏頗なきを尊べり。俊成卿自讃の歌の事は、俊恵法師の物語にいはく、五條三位俊成の御許にまうでたりしついでに、御詠の中にはいづれをか勝れたりとはおぼす、人はよそにてさま〴〵に沙汰し侍れど、それをば用ひ侍らず、正くうけたまはらんと思ひ侍ると申

皇大后宮大夫俊成

俊成、御堂關白道長公四代の後、大納言忠家の孫、權中納言俊忠の第三子なり。母は伊豫守敦家の女、又一説に顯隆の女といへり。仁安二年正月正三位、承安二年二月皇大后宮大夫、安元二年九月六十二歳にして出家、法名釋阿と號す。元久元年十一月晦日九十一歳にして卒す。

世乃なかよ道こそなけれおもひいる
やまのおくにもしかぞなくなる

千載集雜部に、述懷の歌よみ侍りける時、鹿の歌とてよめるとあり。述懷とは、思ひをのぶるといふ事にて、わが心にかなしき事にもあれ、うれしき事にもあれ、何にても心におもふ事をよみあらはすをいふなり。此歌のこゝろは、嗚呼まゝならぬ世のなかよ、いづかたへなりとも引こまんと思ふその道もなき事かな。それをいかにといふに、心に深く思ひ入て世をのが

かりけるものなりとて、十八首を入られたりけるに、夢のうちに、來りて涙を流してよろこびをいはるゝと見られければ、ことにあはれがりて、今二首を加へて廿首にせられたりとぞ。又藤原忠實公、鏡宿の遊女をめされ、歌をうたはしめたまふ事ありけるに、俊頼のよまれたる、世の中はうき身にそへるかげなれや、といふうたを歌ひたる由をきゝて、永縁僧正は、いつもはつねのこゝちこそすれといふうたを、琵琶法師にかたらひ物をあたへて、こゝかしこにてうたはせられたる事を、をかしき事に思ひて、人々の語り傳へたるを、道因又これを聞て、いか許うらやましかりけん、めくらどもをかたらひて、何ひとつ引出ものをもあたへずして、わが歌をうたへ〳〵とせめてうたはせられしことを、人またいひ傳へてわらひけれど、これもひたすらに歌このまるゝ心より、かやうの事もありけるなるべしとて、そしらずなりぬ。

馬飼どもにとらせらるゝ事なり。しかるに敦頼馬の助として彼裝束をとり收めて、馬飼どもにあたへず、これは假借するなり、他日其價をむくゆべしとて、そのまゝに打過られければ、馬飼ども、度々これを請へども與へられざりしかば、馬飼ども大にこれを恨めり。明年敦頼、齋宮の行列の事を司どる役にて、一條大宮を過らるゝ時、彼馬飼ども、思ひがけず出來り、口々に責罵り、果には敦頼の衣冠より襪帶までもはぎとりければ、敦頼はせんかたなく、あかはだかにて逃歸られけり。敦頼もとより馬助なりければ、是より後は、はだし馬の助と人々異名しけりとぞ。扨後に剃髮して道因と名を改められたり。道因歌の事に志深かりし事は、七八十になる迄、秀歌よませたまへと祈らん爲に、かちにて住吉へ月詣せられたり。ある歌合に、淸輔朝臣、判者にて道因の歌を負せたりければ、わざ〳〵判者のもとにまゐり、實々涙を流して泣恨まれければ、淸輔、何ともいはん方なし、歌の事につきて、未だかほどの大事にはあはざりしと、人々にも語られけり。又道因九十ばかりにもなりて、耳などもおぼろなりけるにや、會の時は、殊更に講師の座の際に分寄りて、脇もとにつと添居て、みづはさせる姿に、耳をかたぶけつゝ他事なく聞れけるけしきなど、等閑の事とは見えざりき。俊成卿勅を奉じて、千載集撰ばれし事は、彼法師うせて後の事なり。されどなきあとにも、さして歌の道に志しふか

道因法師

祖父は對馬守敦輔、父は治部丞清孝。道因俗名敦頼、從五位下右馬助たり。

思ひわひさても命はあるものを
うきにたへぬはなみだなりけり

千載集戀三、題しらずとあり。歌の意は、年月に其人の事を思ひくして、今は思ひうんじたるが、さやうにありても戀死もせず、命はあるものなるに、うき事にえこたへずに、とかくこぼれやすきはわが涙にてありけりといふ事なり。

道因法師の話

道因在俗の時、名を敦頼といへり。内大臣高藤公の裔にて、崇徳院に仕へ奉り、從五位上左馬助となれり。保延四年、寮の御馬の事を掌りしが、舊例にて其事終れば、其時の裝束を下司の

上徳大寺左大臣實定卿の家にて、元三の儀式をとり行はせたまひし事見えたり。かの物語を琵琶に合せてかたるときは、實定卿を、しつていのきやうとすみてかたることなり。

かなふべきにあらねば、浮世にながらへんよりは、千尋の海にも沈まばやと思ひつゝ、小舟に便船して、有し人の戀しさに、都近き所にてともかくもならんとて、波の上にたゞよひけるが、船の中のなぐさみには、日比好める琵琶を彈じけるが、終に津の國住よしの沖にて、海上をはるかに見渡して、

はかなしや波の下にも入ぬべし月の都の人や見るとて

とうちながめ、忍やかに念佛して、海の中にぞ入にける。かゝりければ、同船の人々あはやとおどろきさわぎけれども、ふたゝび其かたちも見えざりければ、せんかたなくてこぎ過けるに、いつしか彼女の入水の事、最期によみたる歌の事など、都にてとり〴〵にうはさありければ、德大寺左大將此よし傳へきゝたまひて、胸うちおどろきたまひ、嚴島にてしばしがほどなれど、たゞならず思ひけるに、われをしたひてうかれ出で、はて〳〵は身をあだなるものになしけるものよとて、人しれず不便にも、かなしくも思はれけれど、今はせんすべなくて、彼が爲に佛事など内々にてとり行ひ給へりしとぞ。長明が無名抄にいはく、此實定卿はいみじき歌よみにてありけれど、無明の酒といふことを、無名とこゝろえられたるにや、なもなき酒とよみたまひしかば、其後は名なしの大將といふ異名をつけられ給ひしよしいへり。又平家物語に、主

は、德大寺の大納言殿、今度大將に漏させ給へりとて、御祈誓の爲に、はる〴〵と嚴島へ御參籠七箇日したまひ、よのつねの人の社參にも似ず、おぼしめし入たる御ありさまも尊く見えさせたまへる上、事にふれて御情ふかく、内侍どもを殊に不便におぼしめしければ、又もの御まるりもありがたければ、都まで送りつけ侍りしに、さま〴〵いたはらせたまひて、御引出物賜はりて下り侍るに、いかでかかくと申入れずして歸んとて、參りさぶらふ、と申ければ、入道もとよりいちじるき人にて、涙をはら〴〵と流したまへり。やゝありて宣まひけるは、近衛の大將は家の前途なり、歎かるゝもことわりなり、それに都のうちに靈佛靈社おほきに、此佛神をさしおきて、西海はるかに漕下り、此淨海が深く崇めたのみ奉る嚴島まで參詣せられたることそいとをしけれ、明神の御照覽も測りがたし、其上今度の大將は理の當然なりしを、入道がはからひにて、宗盛を擧たるによりての事なりとて、けしからず泣給ひ、内侍共をもてなし、引出物など下されけり、扨程なく、重盛左大將にておはせしを、辭し申させて右に遷し、實定卿を擧て左大將となされければ、同年五月八日、御よろこび申あり。今日佐藤兵衛近宗を左衛門尉になされける上、但馬國城崎の大庄を賜はれり。これ全く近宗が謀の神妙なりしむくいなりし。扨も有子は、德大寺殿の何となき言の葉を得て、思ひ日々にまさりけるが、とても其事

郷をもわすれぬべしと思はるゝほどなり。ある時、かの有子とくまゐりて、たゞ一人御前に侍らひけるを、汝は此國のものかと尋ね給ふに、貌うちあかめて、御こたへも申さず、はづかしげなるありさまの、いとよし有て御覽じければ、實定思し召入たる御けしきにて、たゝう紙に歌をかきて、有子がまへになげさせたまひける、

やまのはに契りていでんよはの月めぐりあふべき折をしらねど

有子此御うたをたまはりて、堪ず思ひしめたるけしきにて御前をたちぬ。實定はたゞ尋常の情に思し召けるを、内侍はしのびがたくぞおもひしづみける。さて七日過ぬれば、都へかへり上りたまふに、内侍どもも御送りにぞ參りける。有子はさらぬだにかなしきに、都へのぼり給ひなん後は、よそにてもいかでか見奉らんとて、きぬ引かづきてふしにけり。外の内侍ども、一夜の泊まで御供申して、明ぬればいとま申けるを、實定のたまひけるは、又もと思ふ見參もいつかはと覺えて、あかぬ思ひのするを、都まで送りつけ給へかしと仰せければ、やがて都まで送り奉る。鳥羽の渚に舟をつけ、これより人々上りて德大寺の館へ相具したまひ、兩三日いたはりて、さまぐ〜の引出物を賜はれり。さて内侍どもはよきついでなれば、太政入道殿の見參に入らんとて、西八條の御館へまゐりければ、入道出あひて、いかにと問給ひければ、内侍申ける

のかた君につかへ奉りて、代々既に大臣の大將を歷たり。しかるに今宗盛に越られて世にへつらはん事、身の爲、家の爲、人の嘲を招くべければ、出家せばやと思ふが如何あるべきと仰せられけるに、近宗申けるは、御出家までにはあるべからず、勿論今度大將に漏させたまふ事、朝家をうらみ奉るべきにもあらず、ひとへに太政入道の我意の所行なり、かゝるとき世に生れあはせたまへる御事、口惜しけれども、賢は愚にかへると申す事も候へば、今はいかにもして入道の心をとらせたまひて、一日なりとも、大將となりたまふべき御謀こそ大切なれ、それにとりては、安藝の嚴島へ御參詣ありて、ほに出して此事を祈り申させたまへ、彼明神をば平家深く崇め奉りて、其社に内侍といふものを居られ侍り、彼内侍ども每年一度は上洛して、入道の見參に入ると承れば、かゝる御事有ける由語り申さば、入道もいちじるき人にて、思ひ直さるる事も侍らんと申ければ、近宗がはからひ然るべしとて、やがていつくしまへ詣でられ、參籠七箇日なりけるに、其間内侍ども常に參りて今樣朗詠し、琴琵琶ひきなどして、旅のつれ〲を情あるさまになぐさめければ、實定卿もたゞならず御目をかけられたり。此内侍の中に、有子といふものあり、十六七にやなるらん、年若くて、常にはまゐらず、時々見え來りけるが、希代の琵琶の上手にして、あてやかなる事柄ものいとをしきかほかたちにて、是をみれば、故

覺優長にましくける上、家の重代なれば、今度大將となりたまはんは相違なき事なるべきに、宗盛に越えられたまへるこそ極りなき御恨にて有けれ、定めて御出家もやあらんと、人々申沙汰しけるほどに、大納言を辭し申て、山家の栖に籠居したまへりしが、嵐はげしき朝、前中納言顯長卿につかはされける、

夜半にふくあらしにつけて思ふかな都もかくや秋は淋しき

顯長卿かへし、

世の中にあきはてぬれば都にも今はあらしの音のみぞする

實定は既に山ふかく籠居して、出家あるべきよし披露ありければ、禁中にも仙洞にも、驚ろき思しめしけれども、此度大將にもらせし事は、太政入道のはからひなれば、末の世こそ心うけれとおぼしめしながら、別に仰せ出さるゝ事はなかりけり。こゝに實定卿の身近くめしつかはせ給ふ侍に、佐藤兵衛尉近宗といふものあり。事にふれて賢しき者なりければ、何事にもへだてなくうちとけて仰せ合されけり。是によりて、實定彼近宗をめして宣ひけるは、平家は桓武帝の後胤とは名のれども、無下にふるまひ下して、わづかに下國の受領を拜任せしに、忠盛はじめて家を興して、昇殿を許されし子孫なり、わが家は閑院の始祖、太政大臣仁義公よりこ

くも、かしこくも思はれしとぞ。又此大臣の御方へ、西行法師常に參られしに、或時、寢殿のやねに鳶を居させじとて繩をはられたることあり、それを西行が見て、鳶のとまりたらん事何ばかりくるしかるべき、此殿の御心もさばかりにこそとて、其後はまゐらざりけるよしきけり。しかるに、後に綾小路宮のおはします小坂殿の棟に、繩を曳れたりしかば、彼例の思ひ出られしに、まことは此寢殿のむねに烏のむれゐて、御庭の池の蛙をとりければ、それを御覽じ悲しませたまひて、繩を曳せたまひしよし人のかたりしを聞て、御こゝろばへのいみじくたふとく覺えしかば、德大寺殿にもいかなる子細かありけん、おぼつかなき由、兼好はいへり。又此德大寺殿の寢殿の西の角の間を歌の間といひて、六百番歌合の時などは、あまたの歌人ども日々に參りあひて、歌の事どもを論ぜし所なるよしいへり。扨嘉應三年四月に改元ありて、承安元年といふ。此年三月に、淸盛入道の第二の御女、十五歲にて入內あり、中宮德子と申けり。妙音院入道師長公、其時は內大臣左大將にておはせしが、太政大臣を望みたまはんが爲に、大將の官を辭し申されけり。今度は後德大寺實定卿、御理運の大將たるべきに、おもひもよらず平家の嫡子小松大納言重盛、今まで右大將にておはせしを左大將にうつし、弟の宗盛中納言なりしを右大將として、兄弟左右の大將となり給へり。後德大寺實定は、一の大納言にて、才

後徳大寺左大臣の話

實定公和歌に堪能なりし事は、高倉院の嘉應二年の頃にや、道因法師、人々を勸めて、住吉社に於て歌合せられし時、此大臣大納言にておはせしが、社頭月といふ題にてよみたまひし歌、

　ふりにける松物いはゞとひてましむかしもかくやすみの江の月

其歌合の判者は俊成卿なりしが、殊に此歌を感心せられ、外の人々もほめのゝしりたる事なりしに、其頃徳大寺家の知行所、筑紫の瀬高庄より貢米を都につみのぼれる舟、津の國に入らんとしけるに、俄に難風吹出て已に、其舟くつがへらんとするに、舟人どもとかくふせぎけれども、今はかうよと見えたる時、いづくよりとも知らず、一人の老翁出來て、彼舟をかひ〳〵しく漕直せしかば、大風高波もさはらずして、つゝがなくうかびければ、舟人どもよろこびあやしみて、翁はいづくの人にて、かくあやふかりし舟をかひ〳〵しく漕ぎ浮べてすくひたまはりしぞといへば、彼翁のいはく、殿の、松ものいはゞとよみ給ひし御歌のおもしろさに、此あたりに住む翁がまゐりたるよし申せといひて、いづちともなく失たるこそふしぎなれ。後に思へば、住吉の明神、彼うたをめでたまひて、まさしく御すがたを現はしたまへるにやと、たふと

後徳大寺左大臣

實定公と申す。大炊御門右大臣公能公の子なり。母は中納言信忠卿の女なり。祖父を徳大寺左大臣實能公と申せし故、此おとゞを後徳大寺殿といへり。壽永二年正月内大臣、文治二年十月右大臣、同五年七月左大臣、建久二年六月出家、時に五十三歳なり。

時鳥なきつるかたをながむれば
ただありあけの月ぞ残れる

千載集夏部、曉聞郭公といへるこゝろをよみ侍りけるにとあり。歌の意は、時鳥が鳴たりしと思ふかたを見やりて居れば、何も目にかゝるものはなくて、たゞ曉がたの月が空に殘りてあるばかりなりと、眼前のけしきをよみたるものなり。在明の月とは、夜ふかく出て空に在ながら夜の明るといふ意なり。

の后に立たせ給へり。此堀川は、神祇伯顯仲のむすめにして、前齋院の六條といふ人の妹なり。女の歌よみにて名高かりし人なり。續世繼に、此人の事を堀川の君とも、兵衛の君ともいへり。此人の家集一巻あり。其中に、新院の御前にて、時鳥の歌十賜りて、御返しとく〳〵とめせば、やがて書きて參らせてしかど、皆わすれにけり、これひとつぞ見ゆる、といふことがき有りて、

みどり子やふりわけ髪のむかしより厭でやみぬる時鳥かな

とありしおほんかへし、

きかでのみわれぞやみぬる時鳥君はちとせもきかんとすらむ

又新院の百首の中とことがきしたる歌もあれば、待賢門院に仕へたる女房なるゆゑ、其御子たる崇德院の御前にもさぶらはれたる事と見えたり。又其集に、具したる人のなくなりたるを歎くに、をさなき人のものがたりするに、

いふかたもなくこそ物は悲しけれこは何事をかたるなるらむ

といふ歌あり。これをみれば、其夫に別れられたる事知らるれど、その人誰なる事をつまびらかにせず。

待賢門院堀川

待賢門院の御父は、閑院大納言公實卿なり。康治二年御落飾、久安二年にかくれさせたまへり。

なかゝらむ心もしらす黒髪の
みたれてけさはものをこそおもへ

千載集戀上、百首の歌奉りける時、戀のこゝろをよめる、とあり。歌の意は、をとこの心が末ながくかはる事もあるまじきかは知らねど、朝起き別れたる跡にて、髪のみだれてあるやうに、とやかくと案じすごしがせられて、今朝は色々にものをおもふ事ぞといふ意なり。

待賢門院堀川の話

待賢門院、閑院大納言公實卿のむすめにておはせし時、白川院の御養子とならせられ、鳥羽院

りて、その風體をあらためられたり。顯輔常におもて歌といふ事をたてて、古人の歌三首を擧られたり。後拾遺集の戀の歌の中には、

ゆふぐれはまたれしものを今はたゞ行くらん方を思ひこそやれ

これを表歌とし、又金葉集には、

待しよのふけしを何になげきけん思ひ絶えてもあられける身を

これをすぐれたる歌とせり。又みづから撰ばれたる詞花集には、

忘らるゝ人目ばかりをなげきにて戀しきことのなからましかば

此うたを彼たぐひにせんと思ふといはれたり。又此人のよまれたる歌の中にて秀たるは、

あふと見てうつつのかひはなけれどもはかなき夢ぞ命なりける

此歌を俊頼朝臣は感じていはく、これはむくの葉みがきして、鼻油ひける歌なり、よのつねの人ならば、うつつのかひはなけれどもはかなき夢ぞうれしかりけるとよまゝし、誰がかくは詠まんぞとほめられけり。扨此顯輔を六條家の和歌の一流といへり。六條家といふ事は、父の顯季より六條烏丸の家に住れし故、後々までもかくは言傳へたるなり。顯輔の子は、淸輔、重家、顯昭法師にて、孫は有家、知家なり。いづれも名ある歌よみたちにてありしなり。

左京大輔顯輔の話

顯輔の父顯季は、春宮大進隆經の次男なり。大納言實方の養子となられ、歌をよくよみて一家の風をなされしが、常に人麿を慕はれしに、先に藤原兼房、夢に人麿を見て、其夢中の像を畫工に描せ、後に白川院に獻ぜられしを、顯季かねて信ずる人麿の像なる故、甚それを懇望し、白川院にこひ奉りて彼像を申おろし、右衞門大夫信茂を賴みて、是を寫させ、藤原敦光にこひて其贊を作らせ、源顯仲をしてかの贊をかゝせ、元永の初めつかた、源俊賴などを招きて、彼人麿の影供を行はれけるが、それより後、每年是を祭らるゝよしを帝きこしめして、其篤きこころざしを賞したまひ、讃州の里海士邑を賜はりて、人麿影供の祭田とせしめたまへり。しかるに其後、白川院の御物たりし人麿の像の本紙燒失しければ、今は顯季の寫されたる像ばかりになりける故、顯季いよ〳〵これを重寶として、自誓ひて、我子といへども和歌を善せざる者には、是を傳ふべからずと思はれたり。しかるに末子顯輔特に歌をよくよまれたる故、彼像を讓られたり。此顯輔は和歌に譽ありければ、詞花集をも勅に依て撰せられたり。俊成卿もはじめは顯輔の養子となられて、名を顯廣といひ、此人の風體を詠れたれど、後に基俊の弟子とな

左京大夫顯輔

顯輔の父は、房前公の子、魚名の後にして、正三位修理大夫輔季といへり。顯輔保延三年從三位、同年左京大夫、久安四年正三位、久壽二年五月出家せらる。

秋かぜにたなびく雲のたえまより
もれいづる月のかげのさやけさ

新古今集秋上に、崇德院に百首の歌奉りける時、とあり。歌の意は、秋風が吹來れば、たなびきたる雲がその風にふかれて、きれぐ〱になる、そのあひだより、きら〱ともれ出たる月の影のあざやかさよ、といふ意なり。

源兼昌の話

此兼昌は、堀川院次郎百首のよみ人の中に見えたる人にて、其行狀つまびらかならず。此あはぢしまかよふちどりのといふ歌を本歌にして、定家卿のよまれたる歌あれば、早く世に聞えたる歌にてありけるなるべし。續後拾遺旅の部に　定家卿、

旅寐する夢路はたえぬ須磨の關かよふ千鳥のあかつきの聲

源兼昌

父は美濃守俊輔といへり。敦實親王六代の孫なりし。兼昌は二男にして、從五位下、皇后宮の大進たり。

あはぢしまかよふ千鳥のなくこゑに
いくよねさめぬすまのせきもり

金葉集冬部に、關路千鳥といへる事をよめる、とあり。歌の意は、こよひ此すまの浦に旅寐をして居れば、此浦にさしむかひてある淡路島より、通ひて來る千鳥の鳴聲に、ふと目がさめて物あはれに思ふが、此須磨の關をもる者は、幾夜も〳〵此ちどりの聲に目がさめて、物淋しきねざめをする事にてあらんと、思ひやりたる心なり。

靈を祭らしめたまひ、粟田の宮と號したまへり。今年文化十年、崇德院六百五十囘の聖忌にあたらせたまふとて、白峯の御廟に搢紳家より和歌御奉納の事あるよし、讃岐人語れり。

りと申ければ、猶も御靈をなだめ奉られんとて、元暦元年正月、後白川帝の勅によりて、春日の末、北河原の東に御廟を造營せらる。此所は大炊殿の跡にして先年の戰場なり。今年正月の比より、民部卿成範卿、式部權少輔範季、兩人を奉行として造營せられけるが、成範卿は故少納言入道信西が子息なり。信西保元の軍の時、御方にて專事を行ひ、新院を傾け奉りしものなりければ、其子たる成範、造營の奉行神慮憚り有とて、成範を改めて權大納言兼雅卿奉行せられけり。かくて程なく御廟成就しければ、同年四月十五日、崇德院御遷宮の儀式あり。法皇御宸筆の告文を書せ給ひ、權大納言兼雅卿、紀伊守範宗勅使をつとむ。御廟の御正體には御鏡を用ひらる。此御鏡は、先に御遺物を兵衞局に御尋ありけるに、とり出て奉りける八角の大鏡にて、もとより金銅にて普賢菩薩の像を鑄つけたるなり。それを此度箱に納め奉られぬ。さて遷宮の儀式は、先權大納言兼雅卿拜殿に著て再拜畢り、法皇の告文を披かれて又再拜あり、俗別當神祇大副卜部兼友朝臣に其告文を下したまふ。兼友告文を祝し卒りて、前庭にて是を燒ぬ。さて故教長卿の子玄長を以て別當とし、故西行法師の子慶緣を以て權別當としたまへり。今日遷宮の樣、事に於て嚴重なりけるとぞ。又此御廟の東の方に、故宇治左大臣賴長公の廟をもたてさせたまへり。それより後建久四年に勅ありて、每年八月に勅使をつかはされて、其御

とよみて、支度といふ山寺に遷らせたまひても、年久しくなりにければ、御跡なきもことわりと覺えて、御墓はいづくぞと問ひければ、白峯といふ山寺にありときゝて、尋ねまゐたりけるに、あやしの下﨟の墓よりも猶草茂くして、其寺は住持の僧もなくて、いとものさびしかりければ、

よしや君むかしの玉の床とてもかゝらん後は何にかはせん

とよみて、七箇日逗留して、花を手向け、香をたき、讀經念佛して、聖靈決定往生極樂と回向し奉りて立けるが、御廟のかたはらに松の有けるもとを削りて、なからん時のかたみにもとて、一首の歌をぞ書つけける。

久に經て我後の世をとへよ松あとしのぶべき人もなき身ぞ

かく書しるして出けり。後の世に久の松とて、好事の人々の歌よみなどするは、此松の事なり。新院讃岐にて崩御ありし後は、讃岐院と申奉りしが、治承元年六月廿九日、追號ありて崇德院とぞ申ける。かやうに御靈をなぐさめ奉られけれど、猶御憤の散ぜざりけるにや、同じき三年十一月十四日に、淸盛朝家を恨み奉り、太上天皇を鳥羽の離宮に押込め奉り、太政大臣以下四十三人の官職を止め、關白殿を太宰權帥にうつす。是唯事にあらず、崇德院の御祟な

昔御覽ぜしものなれば、やがて御前へも召れたくはおぼしめしけれど、問ふにつらさもおもひ出ぬべし、又かゝるあさましき貌を見えん事もつゝましければ、中々よしなしとて、只御涙をのみぞ流させたまひける。彼人院の御けしきかく〳〵と申ければ、蓮如げにもとて、一首を詠じ見參に入れたまへとて、

朝くらや木丸どのに入ながら君にしられでかへるかなしさ

院御返歌あり、

朝倉やたゞ徒にかへすにもつりする蜑の音をのみぞなく

蓮如いとかなしく覺えて、これを笈に入て、泣々都へぞかへりける。其後長寛二年八月二十四日、御年四十六にて、讃岐の支度にて終にかくれさせ給ひけり。讃岐へ御下向の後九年にぞなりたまひける。白峯といふ山寺に送り奉り、火葬になし奉りけるが、御骨はかならず高野へ送れとの御遺言ありけるとかや。其後仁安二年の冬の比、西行法師諸國修行のついでに、讃岐國に入て、松山の津といふ所に行ぬ。こゝは新院の流されて渡らせたまひし所ぞかしと、思ひ出し奉り、昔戀しく尋ねまゐらせけれども、其御跡もなかりければ、あはれに覺え奉りて、

松山の波にながれてこし舟のやがて空しくなりにけるかな

ず、後生までの敵にこそと仰せられ、御舌の先をくひきり給ひ、其血を以て、御經の軸の本毎に御誓狀をぞあそばしける。其文、書寫し奉る所の五部の大乘經を以て、三惡道に抛籠畢ぬ、此大功徳の力に依て、日本國の大魔王となりて、天下を亂り國家を惱さん、大乘甚深の回向何の願か成就せざらん、諸佛證知證誠したまへ、顯仁敬て白す、とあそばし、讃岐の海の千尋の底に沈めたまへり。其後は御爪もきらせ給はず、御髮も剃せたまはず、生ながら天狗の形に現れておはしますこそ恐ろしけれ。其比都に、小川の侍從入道蓮如とて、世を捨たる上人あり。昔は陪從にて、御神樂の次などには、幽に見參に入參らせけるばかりの人なれば、さしも歎き思ひ奉るべきにもあらねど、大方情深き人なりければ、只一人みづから笈をかけて都を出で、遙に讃岐國へ下りて、御所のわたりによそながら立廻り見けるに、目もあてられぬ御有樣なり。いかにもして內に入り、かくと申入ればやと、志深く伺ひけれど、守り奉る武士嚴しくとがめければ、むなしく其日も暮にけり。折ふし月くまなかりければ、蓮如心をすまして、笛をふきてよもすがら御所をめぐりけるに、曉方に黑ばみたる水干袴きたる人內より出たり。蓮如便をよろこびて相共に內に入てみるに、柴の御所の樣など、まことにいぶせき御住居なり。蓮如涙に咽びながら、有つる人して、かくと申入れたりしかば、院はさしも戀しき都の人なる上、

入れまゐらせければ、わづかに宮女三人みやづかへしける。扨程なく、國司眞島といふ所に御所を造りければ、それにうつらせおはしましけるが、又志度の鼓が岡といふ所にすませたまへり。四方の築垣たゞ口ひとつ明て、日に三度の供御まゐらする外は、事問奉る人もなく、つれづれと明しくらさせたまふ御歎きの積にや、御惱の事有ければ、關白殿へよきやうに申させたまへと、仰有けれども、御披露もなかりければ、今は思し召きらせ給ひて、三年の間に、五部の大乘經をあそばしあつめて、かゝる遠國に此經を捨置ん事も心うし、御經ばかりは、都近き八幡鳥羽邊まで入れまゐらせばやと、御室守覺法親王へ彼經に御ふみをそへて申させたまふ其御ふみの奥に、

はまちどりあとは都へかよへども身は松やまに音をのみぞなく

とよみ給ひて、書そへさせたまひしかば、御室より此御文を以て、關白忠通公へ仰られける故、忠通公又主上へ申上られければ、主上少納言入道信西を召て仰合さるゝに、信西さる事いかでか候べきと、大に諫め申ければ、御許しなくて、彼御經をすなはちかへし遣はさる。御室よりも力及ばせられぬよし御返事ありければ、新院此由聞しめすより、大に怒らせ給ひ、今は今生の事を思ひ捨て、後生菩薩の爲にとて書奉る經の置所をだに宥されねば、今生の怨のみにあら

す。院も都を出させたまふべきよしは、内々聞しめしけれども、けふあすとは思しめさざりしところに、正しく勅使參りて事定まりしかば、御心ぼそくおぼしめさるゝに、新院の一の宮を、父のおはしますほどいかやうにもなし奉れと、華藏院僧正寛曉が坊へわたし奉る。僧正しきりに辭し申されけれども、勅諚背きがたくて請取奉り、御出家なさせ奉れり。翌廿三日、未だ夜あけざるほどに、仁和寺を出させたまふ。美濃前司保成朝臣の車をめさる。佐渡式部大輔重成が郎等御車さしよせて、先女房たち三人を御車にのせ、其後新院御車にめされければ、女房たち聲をひとしくして泣悲しめり。まことに日比の御幸には、庇の車を廳官などによせしかば、公卿、殿上人、庭上におりたち、御隨身左右に連り、官人、番長、前後に從ひしに、これは怪しげなる男、或は甲冑をよろひたる兵どもなれば、目もくれ心も惑ひて、泣かなしむもことわりなり。夜もほのぼのと明行けば、鳥羽の南の門へ御車をやり出すに、國司季頼朝臣、御船并に武士兩人をまうけて、草津にて御船にのせ奉りけるが、勅諚なればにや、御船に召れて後、御やかたの戸には外より鎖をぞおろしける。是を見て、御供にしたがふ者はいふに及ばず、あやしの賤の女迄も、袖をしぼらぬはなかりけり。ほどなく讃岐につかせたまひしかど、國司いまだ御所を造り出さざりければ、當國の在廳散位高季がつくりたる、松山の一宇の堂に

清盛以下の武士に命じて誅せらるべき由、勅定重かりしかば、義朝今は力なく、涙を抑へて、鎌田次郎に申されけるは、綸言かくの如し、父を討ば五逆罪を侵すべし、君に背かば不忠の者となるべし、いかゞすべきと有しかば、政清かしこまりて申すには、恐入り候へども、愚なる御諚に候ものかな、私の合戰にて討たまはんこそ其罪も候はんずれ、これは朝敵となりたまふなれば、終にのがるまじき御命なり、たとひ御承りにて候はずとも、時日をめぐらすべき御命ならぬにとりては、御方に侍らはせ給ひながら、人手にかけて御覽候はんより、同じくは御手にかけまゐらせられて、後の御孝養をこそよく〳〵せさせたまはんずれと申せば、さらば汝計へとて、なく〳〵内へ入られけり。かくて爲義は鎌田次郎介錯して、首實檢の後、義朝に賜はりければ、圓覺寺に納め墓をたて、卒都婆などいとなみて孝養をぞいたされける。されど義朝、眞に父を助けんとおもはんには、などか其道なかるべき。今度の恩給に申替るとも、わが身を捨るとも、いかでかこれをすくはざらん、勅命にしたがふといへども、實は義に背ける故にや、無雙の大忠なりしかど、ことなる勸賞もなく、其上いくほどもなくして、其臣長田が爲に身をほろぼしけるこそあさましけれ。かくて保元二年七月廿一日、藏人左少辨資長、綸言をうけたまはりて仁和寺へまゐり、明廿三日、新院を讃岐國へうつし奉るべきよしを奏聞

りしを左京大夫に遷されて、義朝を左馬頭になされける。去程に新院は、御室をたのみ參らせて入せたまひしかども、門跡には置申されず、寛徧法務が坊へぞ入參らせられける。御室は五の宮にてわたらせたまへば、主上にも仙洞にも、御兄にておはしましけり。此よし五の宮より内裏へ申されたりければ、佐渡式部大輔重成をまゐらせられて、新院を守護し奉られけり。あまりの御心うさに、かくぞ思しめしつゞけさせたまふ。

おもひきや身をうき雲となしはてゝあらしの風にまかすべしとは

うきことのまどろむ程はわすられてさむれば夢のこゝちこそすれ

かくて近仕の人々、或は遠國へ落行き、あるひは深山に迯隱れて、其行方を知ざれば、謀にて、少納言入道信西陣頭に於て、其人は其國、彼人は彼國と配所を定めらるゝ由披露せしめければ、扨は命ばかりは助からんとや思ひけん、皆出家の形になりて、こゝ彼所より出來るを、それ〴〵に刑に行はれけり。さて爲義も、忠政も、おの〳〵出家のすがたとなりたるを、尋ね出して誅せらる。爲義法師が首を刎べき由、左馬頭義朝に宣下せられければ、宥め置べきのむねやう〳〵に兩度まで奏聞せられけれ共、主上逆鱗ありて、淸盛既に伯父を誅す、何ぞ緩怠せしめん、甥は猶子の如しと云り、伯父豈父に異ならんや、速に誅すべし、もし違背せしめば、

藏人右少辨資長を以て、朝敵追討早速に其功をいたす由、叡感ねんごろなり。すなはち周防判官承りて、三條烏丸新院の御所へ馳向ひて燒拂ひ、賴長公の壬生の亭をば、助經判官うけたまはり發向して、火をかけけり。同じく謀反人の宿所ども十二箇所、各檢非違使ども行向ひて追捕し、燒拂ふ。こゝに於て、京中はしづまりたれども、南都の方ざま未だしづまらざれば、狼藉もやあるとて、申の刻に、宇治橋の守護の爲に、周防判官季實をさし遣さる。扨同十一日夜に入て、關白忠通公もとの如く氏の長者になりたまへり。去ぬる久安の比、左大臣になり給ひしが、今又もとにかへりたまへり。扨子の刻ばかりに及て、不次の勸賞行はれ、安藝守淸盛を播磨守に任じ、下野守義朝を左馬權頭になされけるに、義朝申しけるは、此官は先祖多田滿仲法師はじめて賜はりしかば、其跡芳しく候へども、もとは左馬助に候、今權頭に任ぜらるゝ條、莫大の勳功にしては、更に面目とも覺え候はず、朝敵をうつ者には半國を賜はり、其功世々に絕ずとこそ承れ、其上今度は、父を背き兄弟を捨て、一身御方に參りて合戰を致す事、自餘の輩に越え侍り、是勅命の重きによりて背きがたき父に向ひて、弓を引き矢を放つ、全く希代の珍事に侍り、然れども身の不義を忘れ、君命に隨ふ上は、他に勝るゝ恩賞何ぞなからんやと申ければ、此條尤道理なりとて、中御門中納言家成卿の子息、高季朝臣左馬頭た

殿の烟の中をまよひ出たまひて後は、其行方をしらざりければ、殘りとゞまる者共もみな逃うせて人なし。さらば少輔内侍がもとへとて、入れまゐらせんとすれども、それもきのふけふの世の中なれば、諸事にむづかしくや有けん、敲けども音もせず。かゝりければ、今は御身をよせらるべき家もなきに、光弘等も、ならはぬ業によもすがら御輿をつかまつり、明なば捕へからめられて、いかなる憂目をかみん事と心ぼそく思へども、山中にて水きこしめしつるばかりなれば、とかくして智足院の方へ御幸なし奉り、あやしげなる僧房に入れ參らせて、おも湯などをぞすゝめ奉りける。新院これにて御髮おろさせたまひければ、家弘も髻切てけり。かくては終にあしかりなん、何處へか渡御あるべきと申ければ、仁和寺へこそゆかめ、それもよも入れられじ、たゞおして輿を舁入よと仰せられければ、御室へぞなし奉る。此仁和寺の門主守覺法親王は、鳥羽院第五の宮にて、新院と御連枝なりけるが、折しも故院の御佛事の爲に、鳥羽殿へ御出ありて、御留主のほどにてぞ有ける。かくて家弘は、これより御暇申して、北山の方へまかりける道にて、修行者に行逢しかば是をかたらひ、戒を授かりて、出家の形になりける。そもく\此度の亂は、七月十一日寅の刻に合戰始まり、辰の時に白川殿やぶれて、新院も頼長公も、行方しらず落させ給ひければ、未の刻に、義朝、清盛、内裏へ歸り參りて此由を奏聞す。

來りさふらはん、いかにも急がせ給へと申せば、武士どもは皆いづちへも落行べし、まろはいかにもかなはねば、先こゝにて休むべし、もし兵ども追來らば、手をあはせ降を乞てなりとも、命ばかりはたすかりなんと仰せられけれど、判官を始として、おの〳〵命を君に棒げぬる上は、いづかたへかまかりさぶらふべき、東國などへひらかせさふらはゞ、いづくまでも御供つかまつり、御行末を見果まゐらせんと申ければ、まろもさこそと思ひしかど、今は何とも叶ひ難し、とく〳〵退散して命をたすかるべし、おの〳〵かくてあらば、命を敵に奪はれなんと、再三强て仰られければ、此上はかへりて恐ありとて、武士ども鎧の袖をぬらしながら、皆ちり〴〵になりて、爲義、忠政は三井寺の方へぞ落行ける。家弘、光弘ばかり殘り留りて、谷の方へ引おろしまゐらせて、御上に柴打かけ奉り、日の暮るゝをぞ待にける。新院御出家ありたきよし仰せられけれども、此山中にては叶ひがたきよし申あげ、日暮ければ、家弘父子して肩に引かけまゐらせて、法勝寺の北を過ぎ、東光寺の邊にて、年來知たる家に行きて、輿を借てのせ奉り、いづくへ御供つかまつるべきと申ければ、阿波の局の許へと仰ありしかば、家弘父子ならはぬわざに御輿をかきて、二條を西へ大宮まで入れ奉れども、門戸を閉て人音もなし。さらば左京大夫が許へと仰せらるれば、又大宮を下りに三條坊門までかき奉れば、敎長卿は、此曉白川

公うちうなづかせたまひて、やがて御けしきかはりけるが、舌のさきをくひ切て吐いだされけり。さるにてもいかゞし奉らんとて、玄顯得業といふ僧の輿にかきのせて、十四日に奈良へ入れ申しけれども、我坊は寺中にて人目もつゝましとて、近きあたりの小家に休め奉りけるが、終に其日の午の刻ばかりに、事きれさせたまひければ、其夜般若野の五三昧に納め奉る。藏人大夫經憲、最期の宮づかへねんごろにつかまつりて、すなはち出家して、忠實入道殿のわたりたまふ禪定院にまゐり、ありつる御行跡ども委しく語り申ければ、北政所、公達、みな泣かなしみたまふ事かぎりなし。忠實入道殿は御手を顔に押あてゝ、御涙せきあへたまはぬを、見奉るも哀れなり。さて新院は、爲義をはじめとして、家弘、光弘、武者所季能等を御供にて、如意山へ入せたまふに、山路けはしくて難所多ければ、御馬を止めて、御歩行にてぞ登らせたまひける。御供の人々、御手を引き、御腰を押奉りけれども、慣せ給はぬ御ありきなれば、御足より血ながれて、あゆみわづらひ給ひて、絶入せたまひけり。人々なみ居て守り奉りけるに、早御目くれけるにや。人やあるとめされければ、皆聲々に名乘けるに、水やあると召れければ、我もわれもと求むれどもなかりけり。然るに、法師の水瓶を持て南の方へ通るを、家弘こひうけてまゐらせけり。是にすこし御けしきなほりて見えさせたまへば、おの〳〵官軍さだめて追

れども叶はず、次第によわりたまふさまなり。矢目を見れば、喉の下より左の耳の上へぞ通りける。さかさまに矢の立ちたるこそふしぎなれ、神矢なるかといふものも有りけり。かくて血のさらに止まらざりければ、白靑の狩衣も、緋にそまるばかりなり。御目はいまだはたらけど、物をも更に宣はず。さらば暫く休め奉らんと思へども、敵軍追來るよし聞えければ、經憲が車とりよせてかきのせ參らせ、嵯峨の方へおもむき、經憲が墓所の住僧を尋ぬれども居ざりければ、あれたる坊に入れて、その夜はこゝにとまりけるが、明る十一日のあした、賴長は未だ目のはたらきたまへば、御父忠實公に見せ奉らんと思へば、奈良へ下しまゐらすべしと、梅津の方へおもむき、小舟を借てのせまゐらせ、上に柴などとりおほひ、桂川を下りに落し參らするに、日暮ければ、其夜は加茂河尻に止りて、明る十三日に、木津へ入たまふに、賴長御こゝち次第に弱りて、今はかぎりと見えたまへば、柞の杜の邊より圖書允俊成を以て、興福寺の禪定院におはします父忠實公に、此よし申させければ、すなはちむかへ參らせたくはおぼしめされけれども、あまりなる御心うさにやありけん、氏の長者たるほどの者の、兵仗の前にかかる事やはある、さやうの不運の者に對面せん事よしなし、音にもきかず、目にも見ざらん方にゆけといふべしと、仰せも果ず涙にむせばれけり。俊成歸りまゐりて此よし申ければ、賴長

勢を助くるに、折しも西風はげしくして砂を吹あげ、火勢炎々として白川殿にうつりければ、院軍目を開く事能はずして、度をうしなふにいたる。官軍は勝に乘てときをつくり、をめき叫びて攻擊ければ、院軍大に潰えてくづれ走る。此時右衛門大夫家弘、其子中宮侍長光弘、馬に乘ながら白川殿の春日表の小門よりはせ參り、官軍雲霞の如くせめ來りさふらふ上、猛火既に此御所を覆ひ候、今は叶はせたまふべからず、いそぎ何方へも御ひらき候べしと申せば、只今出來る事のやうにて、新院は東西をうしなひて御仰天あれば、賴長は前後にまよひ、只汝此度の命たすけよとばかりのたまひけり。其內に新院も御馬にめされたりけるが、あまりに危く見えさせ給へば、藏人信實、御馬の尻に乘て抱き參らせ、賴長公の馬の尻には、四位少將乘て抱きけり。かくて東の門より出たまひ、北白川をさして落させたまふところに、いづくよりか射たりけん、流れ矢一筋來りて賴長の頸の骨にたつ。成隆急にこれを拔捨けれども、血のはしる事夥しければ、あぶみをも踏得ず、手綱をも執得ずして、眞倒に落たまふに、成隆も續きて落馬したり。式部大輔盛憲、賴長の御頸を膝にかきのせ、袖を顏におほひて泣居たり。藏人大夫經憲も馳來りて、抱きつきけれどもかひなし。延賴は早く松が崎の方へ落行けるが、此體を見るより、甲冑を脫すて、經憲と共に小家のありけるにかき入れて、先疵の口を灸しけ

曰く、爲朝いまだ廿歳にもたらざるに、敵詐て强勢なる由をいひふらせるならんとて、鎌田政淸をしてこれを候はしむ。鎌田百騎ばかりにして爲朝の陣にむかひければ、爲朝呼はりて、寄手の名をとふ。鎌田政淸と名乘もあへず、弓を引て射つけたるに、其矢爲朝の面に當りければ、爲朝大に怒り、直に門を開て馳出ければ、須藤家季、悪七別當衆の若者ども二十八騎、大に呼りて爲朝に從ふ。政淸急に馬を返して迯走りければ、爲朝これを追ふ事甚急なり。政淸やう〳〵遁れて、義朝の陣に入り、大に驚き歎じて曰く、爲朝が弓勢決はして近づきがたく候、政淸坂東にて數度戰場に臨みしかど、いまだかくの如き人を見ず候と申しければ、義朝麾下に下知していはく、爲朝は若かりし時より鎭西にありて、船軍に馴たりといへども、未だ騎馬の戰に委しからず、いざ騎馬にて挑み戰ひ、急にこれをとり挫ぐべしとて、軍兵どもを指揮して進せければ、長井實盛、須藤季通、諸軍に魁して急に爲朝が陣をせむ。こゝに於て、爲朝が麾下の兵士多く討死し、或は手を負ものすくなからず。然れども、爲朝はいまだ戰の勢屈せず、義朝の左右に出て、大鏃矢を以て是を射るに、ひとつも徒矢なくして、中るもの命をおとさゞるはなかりければ、義朝の軍兵おのづから開き靡くに、爲義、忠政等も又機に乘じて戰ふにぞ、官軍しば〳〵利を失ひける。此時義朝軍の危きを見て、風上より火を放ちて、戰の

しかば、爲朝の計畧はむなしくなりたり。しかるに義朝方に又此よしを傳へきゝて、則奏して曰く、新院の御方には、明日南都の加勢を待て來り戰はんとしたまふよしにさふらへば、今夜我軍兵ども院の宮を圍みて、其不意を討候はゞ、勝利を得ん事必定に候とて、衆議これを然りと致し候よし、申上げれば、天皇軍戰の事は武士に如ざれば、ともかくもはからふべきよし仰られて、直にこれをゆるしたまひしかば、義朝、淸盛、賴政等、軍を率ゐて、急に白川宮を襲ひ奉れり。此時賴長、大軍襲ひ來るよしを聞て、大に恐れ、計の出る所を知られねば、先戰士の心をとらんが爲に、にはかに爲朝を以て院の郎從に補し、其餘數輩に官を授けんと云ければ、爲朝怒て曰く、今日の勤は敵を亡すを以て急とす、吾はもと鎭西八郎にて事足りさふらふとて、其官を受ず、既に官軍おそひ來ければ、義朝は爲義の守れる東の門に向ひ、淸盛は爲朝の守れる西河の表門にぞ向ひける。此時淸盛が先鋒、伊藤景綱、伊藤五、伊藤六、進んで爲朝が陣を攻るに、爲朝是を射て伊藤六が胸板を貫き、背を徹して、伊藤五が鎧の袖に其矢止まりければ、淸盛が士卒慄き恐れて進まざるに、山田惟行諸卒の畏るゝを見て、大にのゝしり、馬を躍らしてすゝむところを、爲朝又これをも射倒しければ、諸軍ますく股を戰はして進み得ず、淸盛も大に恐れて、楯を爲朝につく事能はずして、春日の門に引退く。義朝此由を聞て、

まふなりと推量したまひて、大にこれをふづくみ思して、御心いよ〳〵不平なりしかば、遂に左大臣頼長とはかりて、御位を簒はん事を思したちたまへるなり。然れども少しも色に出したまはずして、ひまをうかゞひたまひけるに、今月法皇崩じたまひて、都の中物寂しければ、此隙をうかゞひ得て、ひそかに兵を催し、其變に乘ぜんと思召し、先密々にて源爲義と、平忠政とを召れければ、此二人召に應じて諸子を率ゐ、新院の白川宮にぞあつまりける。しかるに、其事早く禁廷に洩聞えければ、帝大に驚かせ給ひ、直に詔を下して、急に軍兵を召れけるに、源爲義の嫡子義朝、源頼政、平清盛等、兵を率して內裏を守れり。此時新院には、爲義、忠政等をして軍事を議せしめたまふに、爲義の八男爲朝進み出て申けるは、夫兵は神速をたつとぶと申候へば、今晩暗に乘じて皇居を襲ひ奉り、風の勢によりて火を放ちさふらはゞ、義朝いか程勇武なりとも、出て戰ふいとま候まじ、淸盛はもとより不武の者にさふらへば、物の數にも候はず、さて天皇の御輿を促さるゝと見奉らば、御輿丁どもをわれらことごく射殺し、天皇を奪ひ奉らん事、瞬く內に候と申けるに、頼長公その計に從はれずして申されけるは、傳へ聞に、明日は南都の衆徒一千餘來り救ふよしなれば、此援兵を待て戰ふにしかずとのたまへり。爲頼その御詞に服せざれども、頼長とかくに今晩の夜討の義を聞入れられざり

て入内せしめ、皇后とせられしかば、是より頼長の威勢日々に盛になりたり。同年六月、又藤原呈子を以て中宮とせらる。此呈子は藤原伊通のむすめなるを、關白忠通養うて中宮にかしづき納られたるなり。初め忠通弟の頼長と其威をあらそひて、兄弟不和なりしに、頼長多子を養うて后とし、いよ〳〵其權を恣にせらるゝによりて、兄の忠通公もまけじだましひに、呈子を養うて中宮にそなへられしより、ます〳〵兄弟其威をあらそはるゝやうになりたり。しかるに久壽二年七月、近衞院十七歳にて崩じたまひければ、法皇の御はからひとして、鳥羽院第四の御子雅仁を以て位につけ奉らる。是すなはち後白川院なり。雅仁御母は待賢門院にして、崇德院と御同母なり。此年保元と改元ありしに、七月鳥羽法皇五十四歳にして崩じたまひ、同月崇德院謀反を起したまへり。此御謀反の趣意は、先に新院美福門院の爲に、罪なくて天位を廢せられたまひけれど、近衞院早世まし〳〵て、讓らせたまふべき皇子もなかりければ、諸卿ともに新院の御子重仁、御繼目たらんと思ひ、新院も密によろこばせおはしけるに、美福門院物妬み深き御心より、此度、御子近衞院早世したまへるは、新院の咒詛したまひしなるべしとうたがはせたまひ、又新院の御事を法皇に讒したまひしかば、法皇これより又新院の御心をうたがひたまへり。此故に新院は、今度も御子重仁を繼目とはしたまはずして、雅仁を位に即しめた

崇德院の話

此帝、保安四年二月、五歳にて位に卽せられ、關白忠通公、攝政たり。それより十七年を經て、保延五年五月、御父鳥羽上皇、御寵愛の藤原得子（後に美福門院と申奉る）御子體仁君をうみたまひければ、上皇御悅斜ならず、すなはち今上崇德院の御養子としたまひ、崇德院の御后皇嘉門院を養母としたまへり。上皇、此體仁君を御寵愛のあまり、同月これを立て崇德院の東宮と定めたまへり。かくて又翌年の永治元年、上皇御落飾ありて鳥羽法皇と號し奉る。其年の十二月、法皇の御計として、俄に當今崇德院の御位を廢して、體仁君を位に卽たまへり。これすなはち近衞院なり。崇德院は御在位十八年といへども、いとけなくして御位につかせたまひしかば、今年わづかに二十二歳にて御位を廢せられ給へり。させる御あやまちはなけれども、法皇美福門院の愛におぼれたまひて、其御子を早く御位につけんとて、かくはからひたまひしなり。これより崇德院を新院と號し奉る。此時、體仁御年三歳なりしかば、法皇もつぱら政事を擅にし給へり。かくて近衞院の御代となりて、久安六年三月、藤原多子を以て皇后とせらる。多子は德大寺中納言公能のむすめなり。容貌美麗なるを以て、左大臣賴長これを養女とし

崇德院

御諱は顯仁、鳥羽院第一の皇子、御母は待賢門院なり。元永二年五月廿八日、三條烏丸の亭に生れさせ給ふ。保安四年二月、五歳にて御卽位あり。保元二年七月、仁和寺にて御出家、同月讃岐國に遷幸有り。長寬二年八月、彼國にて崩御。治承元年七月、崇德院と謚を奉らる。

瀨をはやみいはにせかるゝ瀧川の　われても末にあはんとぞおもふ

詞花集戀上、題しらずとあり。御製の意は、淺瀨の流が早き故、川中にある岩に堰るゝ水が兩方へわかれてながるれど、末にては又ひとつにながれあふやうに、人をこひわぶるこゝろのせつなきに、其中をさまたぐる人ありて一旦別るゝとも、末にては又もとの如くよりあはんと思ふ事ぞと、戀のこゝろを瀧川にたとへてよませたまへるなり。

俊恵法師　歌譯

百人一首一夕話　巻之七

目録

老後に至て、彼寺の門を過させ給ふ度毎に、覺えず顏を赧めたまひて、その拙きを恥たまひしとぞ。扨忠通公の子息を基實、基房、兼實、兼秀、兼房と申しき。兼房は太政大臣從一位にいたりたまひて、世に禪林寺殿と稱しき。

通公は、應保二年六月に剃髮して、法名を圓觀と號し、法性寺の側に別業を營まれし故、世に法性寺入道殿と申き。此法性寺はもと九條の河原に在て、昔貞信公の建立したまひし寺なり。又桂里に別業を造りたまひ、こゝにも行かよひたまひて、詩歌をたのしみたまひけるが、長寛二年に、六十八歳にて天年を終り給へり。此忠通公、は鳥羽、崇德、近衛、後白川、四代の帝の關白となり、二度攝政になり給ひ、又二度太政大臣となりたまへる事、昔より類なき事なりし。又其頃は、歌の道世に一旦廢りたりけるを、此入道殿歌を好み給ひし故、幼き時より、歌合などを平生の弄にせられて、基俊、俊頼などの其時の歌よみどもに、人々の名をかくして判をもさせられけり。かやうの事どもをせられし故、歌の道ふたゝび起りて、世に盛になりたり。又佛道をも信じたまひ、最天台宗の學に通じ、兼て眞言を學びて、僧覺鑁を信じ給ひ、敬禮を厚くせられたり。もとより人となり溫厚にして、喜ばるゝ事も怒らるゝ事も形にあらはさず、和歌は風格至て高くして、秀逸なるものはほとんど人麿の風ありしといへり。嘗て白川帝の勅を奉じて、續本朝秀句三卷をつくりてこれを奉り、又和漢の詩歌を纂めて、藤原基衡に贈りたまへり。其上晩年に至て、書法大に精しく巧みにかゝせ給ひ、みづから一家の風をなして、後世に法性寺殿流と稱せられ給へり。此公若かりし時、最勝寺の額を書たまひしが、

が、いくほどなく大亂起りて、賴長公薨ぜられしかば、忠通公舊の如く氏の長者となりたまへり。賴長公は性質さかしくて才氣あり、少して學を好み、和漢の事に兼達せられけれど、才に任せて詐の謀をなしたまへり。兄の忠通公は寛仁にして人を愛し、文藝絶倫にして詩を巧にし、歌に秀て、兼て草書、隷書をよくし給ひければ、世に譽を得たまひけるを、賴長末子としてこれをそねみそしりていはく、詩歌は細小の藝、草隷は曲伎なり、ともに朝廷の急務にあらず、賢人君子かならず是を事とせんや、といはれたり。これらの故を以て兄弟御中よからず、常に權威を以てさからひたまひしに、父の忠實公ひとつに賴長を愛し、忠通をにくみて、賴長をして關白忠通の權を押へしめんとせられけるこそ不覺なれ。然るに法皇忠實が不義を拒みたまはず。帝はこれをうれひたまふといへども、忠實の大權をいかにともしたまふ事あたはず。こゝに於て、賴長ますく威權を擅にし、終には新院の御企に與し奉りて、無慙なる死を遂られ、後の世までも宇治惡左府と呼れたまへり。扨其後、父の忠實公も賴長の罪に坐せられて、流罪にあはれんとしける時、關白忠通公深くこれを歎き、藤原通憲を以て奏して曰く、父忠實罪ありとは申ながら、まのあたり流罪に處せられさふらはゞ、臣何の面目ありて、朝廷に立さふらはんや、と悲しみ歎かれければ、帝これが爲に忠實の流刑をゆるさせたまへり。扨忠

より定まらせ給はねば、みだりに御答申上がたしとて、天位を定めさせたはまん事は、至りて重き御事に候へば、臣何ぞ輕々しく選み奉らんとて、再三辭し申されければ、法皇重ねて仰せけるは、朕今汝が言を以て、太神宮の託宣となして是を聞ん上は、固く辭する事なかれと、宣ひければ、忠通頓首して申されけるは、聖諭かくの如きに及べる事に侍れば、臣敢て愚意をつくさずばあるべからず。四の宮親王におはして御歳すでに二十九にならせ給へば、宜しくこれをたて給ふべし、いにしへより長ずるを立る事、國家の利にさふらふ、その上男を捨て女をたて、父を捨て子をたつる事、皆非道に侍りと申上られければ、法皇善しとのたまへり。こゝに於て、皇嗣相違なくさだまりたまひしかば、しかる上はとて忠通百官を率ゐて、雅仁親王を高松殿にむかへ奉りて、これを立らる。是すなはち後白川帝なり。かゝりければ、忠通關白舊の如くにして、此君を輔佐し奉らる。これより先に、賴長公放肆に政を行はれければ、御兄ながら忠通公は、關白職は名のみなりしが、此時に至りて主上に奏せられけるは、今陛下あらたに四海を治めたまひ、綱紀をとゝのへさせたまへば、政の本正しからずばあるべからず、臣が如き不才の者を用ひたまふべからずば、關白職を罷て弟の賴長に授け侍るべし、然らされば、臣が內覽氏の長者をかへし賜はるべしと奏せられければ、帝尤の事におぼしめしける

もせさせたまはず。是は帝の頼長をにくませたまふは、皆忠通のしわざなりと思しめされし故なり。さて仁平三年に至りて、帝御目をわづらはせたまひける故、御位を雅仁親王の御子に譲らんと思しめされければ、忠通勅旨をうけて、法皇に此事を奏せらるゝに、法皇又うたがひ思し召るゝは、忠通幼主を立ておのれが威福を專にせんと欲し、常に譲位の事をすゝめたれど、朕が聽さゞる事を恐れて、わざと帝をして病と稱せしむるならんとて、すなはち忠實に宣ふやう、忠通意を用て謀る事かくの如し、天下これより漸に亂るべしと宣まへり。扨忠通は帝の仰せられし御譲位の事を、法皇に再三奏せらると云ども、法皇只、大體を聞き忠實と議るべしとのみ仰られければ、忠通もせんかたなく、其儘にて止れたり。かくて頼長は驕り傲る事日々に甚しくて、後には法皇の近臣をも凌ぎ辱しむるに及べり。然るに久壽二年七月、帝御惱重らせ給ひ、終に御年十七にて崩じたまへり。此時に至て法皇思しめしけるやう、四の宮は長ぜさせたまへども、生質躁しくおはしませば、天位を繼せたまはん事おぼつかなしとて、忠通をめしてひそかに議りてのたまはく、帝蚤く崩じたまひて嗣なし、天下一日も主なくばあるべからず。暲子は帝の同母の妹なり、重仁は上皇の第一子なり、守仁、雅仁は子なり、誰か其可ならん者ぞ、汝宜しく其一人を選べしと仰られければ、忠通心に思はるゝは、法皇の御心もと

たまふに、忠通申上られけるは、弟賴長其性凶く險しきところ侍り、渠もし重臣となりて幼主を輔佐し奉らば、四海其禍を蒙り侍るべし、しかし父忠實臣がかやうに申よしを聞侍らば、かならず大に怒りて臣を責侍るべし、臣今父に從はんとすれば、君に忠ならず、所詮忠孝二つは全くしがく候まゝ、父に負き申すべしと申上られければ、法皇此旨を忠實に示し給ふに、忠實果して大に怒り、兵士に命じて忠通の朱器臺盤を奪はせ、ことぐ〵く賴長に授けて、氏の長者の號をも奪ひ、遂に父子の義を絕して、其宅地莊園をも奪れければ、忠通は唯備前國のみを知行とせられけれ共、實父の所爲なれば心にも懸ずして居られたり。先に忠通、嫡子基實に元服させんとて、知行の國々をして、其供給の事を辨へしめんとせられしに、かくの如く知行をも奪れて、その備も空しくなりぬ。其後基實の元服、次男基房の著袴にも、威勢おとろへられたる折なれば、公卿の輩來り會する人なし。唯藤原宗能、忠基、經定、其事に預られたり。しかれば、此子息達に敍位昇殿の命もなかりしに、崇德院と皇嘉門院とは、殊に其家に臨幸ならせ給へり。此帝は兼て賴長が奢恣なる事をにくませたまひ、忠通を親しくおぼしめされける故なり。かくて仁平元年元日の節會に、賴長內辨たりけるに、帝御帳に入て出させたまはず、翌日法皇に覲えさせたまふ時、忠通御供に從はれたり。然るに法皇御けしき惡くして、御物語

願はくは父忠實が罪を宥められ、父子の對面を得候て、其禮を全くいたしたく侍り、父官職を廢せられ、子として登庸せられ候はん事、人情のしのびざる所にさふらふと、申上られければ、法皇、忠通の孝心を感じたまひ、父の罪をゆるして、忠通を從一位にすゝめ、左大臣に任じ給へり。忠通の家皇居に近かりければ、朝參のたびに諸卿に先だちて昇殿せられ、政事をとり計らはるゝ事すべて條理正しく、專先例故實によられければ、法皇いよ〳〵忠通を重んじたまへり。久安元年、忠通公に石見國を賜はらんとする時、忠通つね〴〵大和國を得たく思はれければ、ひそかに人をつかはして、大和國内を點檢させられけるに、興福寺の僧徒大に起りて、これを拒みける故、石見を賜はる事になりぬ。これより先に、忠通公備前と伊賀とを知行せられけるが、こゝに於て三國を總領ぜられぬ。此時弟の頼長これをそねみ譏りて曰く、忠通二朝に攝政として三國を食租とす、榮華そなはれりといへども、貪り汚るゝの名をいかゞせんとするにやといはれけり。然るに父の忠實公、ことに頼長を愛して、忠通をにくまれければ、忠通をよびていはるゝやう、汝よろしく内覽の職を弟頼長に讓るべし、他日頼長又汝が子孫にかへしゆづるべしといはれけるに、忠通默然として答へられざりしかば、忠實法皇に奏して忠通を召せられて、彼が心底を聞し召たまはるべく願はれけり。かくて法皇其旨を忠通に諭し

雲のかゝりてある空と、ひとつにまがひて見ゆる沖の白波のけしきが、おもしろしといふ心なり。久方は空の枕詞なり。沖つのつは助字にて心なし。此歌舟といふ字をよみ入れずして、こぎ出てとばかりにて、船の事を聞せたるものなり。古き歌にあまた此例あるなり。

法性寺入道前關白太政大臣

此大臣御名を忠通公と申しき。父忠實公は堀川院の長治二年十二月に、右大臣より關白とならせ給へり。其後白川法皇忠實公を忌せ給ふ事ありて、輔佐の臣を易んと思しめしければ、密に其人物を選み求めさせ給ふに、しかるべき人物のあらざりけるに、忠實公の子の忠通の如き人はあらじと思し召て、すなはち忠通をめして諭してのたまはく、汝が父忠實朕が心にたがふ事ありといへども、父はおのづから父たり、子は自ら子たる事なれば、今より汝を以て父の職に代らしめ、執政の臣とせんと思ふなりと、仰せられけるに、忠通申上られけるは、仰をいなみ奉る事畏れおほき事にさぶらへども、臣が家代々重職を忝くす、故に父子其職を授け受るの儀式さふらふ、凡そ詔降りさふらふ時は、家に於て父たるもの、子たるものに命じて、重職をうけつがせさぶらふ事に侍り、今愚父忠實、主上の御怒に觸奉り、蟄居致しまかり在間、

法性寺入道前關白太政大臣

父は知足院關白忠實公、母は六條右大臣朝房公の女なり。天仁、天永の比正二位權中納言、保安二年關白氏の長者、同三年左大臣從一位、四年攝政を改て關白となり、永治元年又攝政となり、久安六年又攝政を改て關白となり、康治三年八月上表して關白を辭し、應保二年六月法性寺にて出家せらる。此時六十七歳、翌長寛二年二月薨ず。

わたのはらこき出て見れは久方の
くもゐにまかふおきつしらなみ

詞花集雜下に、新院位におはしましゝ時、海上眺望といふ事をよませ給ひけるによめる、とあり。此新院と申は崇德院の御事なり。眺望ははるかに見渡すことなり。扨歌のこゝろは、わたの原は海上をいふ、その海上へ舟をこぎ出してむかうを見れば、その海が果もなく遠き故、

仲秋十二月猶正好之夕也浮世八十回是非暮齡哉月歎老誠矣
斯言其詞云

むかしみし人は夢路に入はてゝ月とわれとになりにけるかな

人々おもしろく感じあはれしとぞ。又基俊、或時城外をありかれたる道に堂あり、其かたはらにむくの木有けるが、六歲ばかりなる小童彼樹にのぼりて、むくの實を取てくひけるに、こゝをば何といふぞと問れければ、やしろ堂といふなりと答へけるを聞て、基俊何となく口ずさびに童にむかひて、

此堂は神かほとけかおぼつかな

といはれたりければ、此わらはうちきゝてとりあへず

ほうしみこにぞとふべかりける

とつけたり。基俊おどろきてふしぎに覺え、此わらはたゞものにあらずと、人々にいひて興ぜられき。基俊著述の書は、悅目抄、新歌仙、新撰朗詠集、相撲立等なり。保延四年薙髮して法名を覺舜といへり。もとより家柄の人にて、衆に重んぜられけれど、才を恃みて、人に傲られける故、官位も顯達せず、わづかに從五位下左衛門佐にて終られたり。

る人いみじく笑ひけり。基俊是を聞きて、安からず思はれけれどかひなかりけり。又或時、人人和歌を詠じけるに、基俊かたはらによりて深く歌を案じ入て、われしらず聲にあらはして、

めざましきまでちるもみぢかな

と吟ぜられたるを、其座にありける顯仲入道これをもり聞きて、かたはらに居たる右馬助何がしが歌出來かねて歎くにさゝやきていはく、早く此上の句をよみそへて出されよと教へられければ、右馬助悅びて、教の如く、上の句をつけて、わが歌としてさし出したり。扨一座みなよみはてゝ披講の時、右馬助もとより下臈たるにより、先此歌を講じければ、基俊聞きて、大に興醒たる氣色なるを、顯仲ほゝゑみて聞居られたり。扨次々に講じて、上座の基俊の歌を講ずるに、彼右馬助と同じ下句なりければ、顯仲わざと知ぬ顏にて會釋して、右馬助はよく思ひよられたり、歌仙たる基俊ぬしと同じ下句なる事、今日の名譽なりと申されければ、基俊はわが歌をぬすみ聞れたるとは思はずして、いよ〳〵不請のけしきなりし。これも基俊兼て人々と中あしかりける故、あざむかれたるなり。基俊老後に帥大納言にさそはれて、堀川左大臣のもとに參られたりけるに、月前歎老といふ題にて、人々歌よみけるに、一句の序代あるべしとせめられければ、のがれがたくて、かくぞ書つけられける、

非常の人

くちをしや雲居がくれにすむたつも思ふ人には見えけるものを

基俊是を見て、鶴の事と心得て、たづは澤にこそすめ、雲にすむ事やはあると難じて、負になしてけり。されど、俊頼其座にては詞もくはへず、其時法性寺殿、こよひの判の詞、おのおの掟まゐらせよと、仰せられける時に、俊頼これは鶴にはあらず龍なり、彼楊公が眞の龍をみんとおもへるこゝろざしの深かりけるによりて、彼が爲に眞の龍のあらはれて見えたりし事のあるを、よめるに侍り、とかきて出したり。基俊も宏才の人なりしかど、おもひはかりもなく人の歌を難ずる癖の有ければ、事に觸て失多かりけり。基俊琳賢とも中あしかりければ、雲居寺にても、俊頼の歌を基俊の難ぜられし時、貫之の歌を引て嘲弄せられぬ。又ある時、琳賢思ひよる事有て基俊をたばからんと思ひ、後撰集の歌の中に、人もあまりにしらず耳遠き歌のかぎり廿首をえり出し、しかるべく書つがひて基俊のもとへもて行けり。さて申さるゝには、或人のことやうなる歌合をして、かちまけを知らまほしくつかうまつるに、判つけて給へとて、とり出られたりければ、基俊これを見て、後撰集のうたといふ事をふつとおもひよらず、おもふさまに難ぜられたりけるを、琳賢こゝかしこにもてありきて、基俊に逢ては梨壺の五人もはからひも物ならず、基俊はあはれ上古にもすぐれたる歌仙かな、これ見たまへとて輕慢しければ、見

君がやどにてきみとあかさん

とつけたるを、何のめづらしげもなきをいみじく感ぜられき、さてのどかに物語して、基俊の詞に、久しく家に籠り居て、今の世の人のありさまなどもえしり侍らず、此頃誰をか物知たる人にはつかまつりたると、問はれしかば、九條大納言、中院大臣、雅宣などをこそは心にくき人には思ひて侍るめれと申せしかば、あないとをしとて膝をたゝきて、扇を高くつかはれたりし、かやうに師弟の契りをば申たりしかど、よみくちにいたりては俊頼には及ぶべくもあらず、俊頼はいとやんごとなきものなりしと、申されたり。俊成卿のかく論ぜられしは、基俊古き歌のすがたを好まれたる故なるべし。定家卿の詞にも、近くは亡父俊成、此道を習ひける基俊と申しける人、此ともがら末の世のいやしきすがたをはなれて、常に古きみちをこひねがへりとのたまへり。まことに基俊は堀川院の御時に、歌のすがたを昔にかへさんとせられしは、よきこゝろざしにて有けれど、古き事をまなべる人なくて、ほどなく後のすがたに流れたるは惜き事なりし。基俊つね〴〵俊頼の下にたつ事を欲せずして、これにさからひて、歌をも難ぜらる事多かりき。法性寺殿にて歌合ありけるに、俊頼、基俊二人判者にて、よみ人の名をかくして、當座に判じけるに、俊頼のうた、

は火にてやくものなる故、三界の火宅にくるしむ衆生にたとへたるものなり。扨此基後の契りおきしとよまれたる歌のこゝろは、先だちて光覺が事を御契約下されてより、かの御詞のさしも草の露の恵みを、命にかけて頼みにいたしさぶらふに、嗚呼其かひもなく、今年秋も過行べくなり侍れば、かの九月の講師の御さだめに、又もやもれ侍らんとよまれたるなり。

藤原基俊の話

基俊生得文才ありて和歌をよくし、又兼て詩をよくせられたれど、人にほこりて當世を見下し、とかくに人を批難することを好まれければ、それにつけてそしりを得らるゝ事多かりし。俊成卿は基俊を師とせられたる故、後世二條家の和歌の祖を基俊とせり。俊成卿人に語りて曰く、そのかみ年廿五になりし時、基俊の弟子にならんとて、和泉前司道經をなかだちにて、彼人と車に相乘て基俊の家に行向ひたる事ありき、彼人其時は十五なりしに、其夜八月十五夜にてさへ有ければ、亭主基俊ことに興に入られて、歌の上の句をいはれたり、

　なかの秋とをかいつかの月を見て

と、やう／＼に詠じ出られたりしかば、予これをつくとて、

られてより、今に相續する事にて、十月十六日は鎌足公の忌日なれば、其日に行はるゝ事なり。扨此興福寺の維摩會に講師をつとめたる僧は、やがて禁中の最勝會の講師となる例なれば、維摩會の講師の請待にあふ事をいたく待望む事なり。さて此講師を定むる事は、藤原氏の長者たる人の沙汰せらるゝ事なれば、基俊愛子の光覺に此講師をつとめさせたくおもはれ、兼て法性寺太政大臣忠通公へ願ひおかれたる事なるに、たび〳〵もれて外の僧に定まりしかば、其事を恨み奉られけるに、忠通公の答に、しめぢが原と仰せられたり。此しめぢが原と仰せられし心は、彼清水の觀音の歌とて、

たゞたのめしめぢが原のさしも草われ世の中にあらんかぎりは

といふ歌の有によりて、忠通公もたゞ〳〵頼みにせよ、われ此世にあらんほどには、光覺を講師に定めんと仰せ下さるゝ事と心得て、ことしこそはと頼み思はれけるに、又其年も洩たる故、此うたをよみて奉られたるなり。此講師の定めは毎年九月にある事なるに、ことしの九月も過る比まで音づれも聞えぬ故の事なり。さて彼觀音の歌のこゝろは、六帖に、

しもつけやしめづが原のさしも草おのがやまひに身をや燒らん

とある歌の心なり。しめぢが原は下野國の名所なり。さしも草は今のもぐさの事なり。もぐさ

藤原基俊

祖父は堀川右大臣頼宗公、父は正二位右大臣俊家公、母は下野守順業の女なり。從五位左衞門佐たり。崇德院の保延四年、薙髮して法名を覺舜といへり。此時八十四歳なりき。

契りおきしさせもが露を命にて
あはれことしの秋もいぬめり

千載集雜上に、僧都光覺維摩會の講師の請をたび〳〵もれにければ、前太政大臣に恨み申けるを、しめぢが原と侍りけれど、又其年に洩にければ遣しける、とあり。此光覺といふは、基俊の子息にして、興福寺の僧權僧都たり。摩維會は、興福寺にて、十月十日より十六日まで、七日が間維摩經を講ぜらるゝ事なり。此事は大職冠鎌足公病によりて、百濟國の尼法明がすゝめにより、維摩經の問疾品を讀誦せられ、病平愈し給ひしかば、和銅七年、淡海公維摩會を興行せ

されど俊頼に比するに、及ばざる事遠し、俊恵の歌も又いたれりといふべし、のさすべきなし、といはれたりとぞ。

の物仰せらるゝにさし應へするやうやはある、便なし、といはれければ、明兼はにがりにけり。これは無理なる難を申かくる人ありけれど、重き人故さしひかへて聞居られたるを、明兼聞かねて、俊頼を援けんと口入しければ、かへりて俊頼にしかられたるなり。かやうに俊頼は溫厚なる生質なりければ、歸服する人多かりしよしなり。扨俊頼の著されたる書は、髓腦、無名抄等なり。又父の大納言經信、後拾遺集の撰を心よからずおもはれける故、難後拾遺といふ書をあらはして、彼集をそしられけるが、其難後拾遺は、全く經信卿一人の才覺にて出來たるものに、世の人思ひけるが、後に俊頼の子息俊惠法師人に語られけるは、吾妹の女逝去の後、かれが遺物を開き見る處に、父俊頼のかゝれたる物少々これあり、其中に、件の難後拾遺の草案あり、しかれば難後拾遺は、祖父經信と、父俊頼と相共に作られたる物なるべしといはれたりとぞ。又家集を散木奇歌集といひて、今も世に傳れり。此散木といふことは、莊子より出て無用の木といふ謙退の義なり。然るに、奇歌とつゞけたるは心得ぬ事なり。是は棄るといふ字と奇の字とを、いつの程よりか書誤りて傳へたるものにて、もとは散木棄歌集と名附られたるにて、無用の棄れ歌といふ義にてや有けんと、契沖の考へられたるも面白し。俊頼の子俊惠法師も歌よみの名高かりし。しかれども俊成卿の人に申さるゝは、俊頼の歌は鍛練精巧にして疵

しなのなる木曾路の櫻咲にけり風のはふりよ透間あらすな

これは、信濃國はきはめて風早き所なる故、諏訪明神の社に風の祝といふものを置て、これを春の初に深く物に籠おきて、祝して百日が間尊み重んずる事なり。しかれば其年は、すべて風靜かにて、民の業をなすによしとなり。自然とその籠たる物のすき間ありて、日の光を見せつれば風收まらずといへり。其こゝろを俊頼はよまれたるなり。此風のはふりの事は、先に能登大夫資基といふ人、俊頼にかたりて曰く、かやう〳〵の事承りてさぶらふ故、歌によまんと思ひ侍りといはれたれば、俊頼こたへて曰く、それは無下に世俗の事なり、かくのごとき事さら〳〵よむべからずといはれければ、資基はそのよしを存ずるところに、後日にこれをわがものとしてよまれしは、もつとも腹黒なる事なりとて、資基は、先に俊頼に談ぜし事を後悔せられしとぞ。又大相國宰相にておはしける時、歌合せられけるに、夏月を俊頼、

光をばさしかはしてやかゞみ山みねよりなつの月は出らん

とよまれたるを、峯より夏の月は出らんと侍るは、秋冬は谷より出けるにやと申す人のありければ、俊頼述る方なくて居られたるに、大判事明兼下座にさぶらひて、いさゝか口入を申たりけるを、俊頼腹たゝしきけしきにて、おのれがやうなる侍などはたゞこそ居るべけれ、公達

つたへたればこそ、かゝる遊女までうたひけれ。此事を永縁僧正傳へきゝて、うらやましく思はれければ、琵琶法師どもをかたらひ、さま〴〵のものを取らせなどしてわがよみたる、

きくたびにめづらしければ時鳥いつもはつ音のこゝちこそすれ

といふうたを、こゝかしこにて謠はせければ、時の人、又此僧正をすき人となんいひける。又雲居寺のひじりのもとにて、秋のくれの心を俊頼のよまれたるうた、

あけぬともなほ秋風の音づれて野邊のけしきよおもがはりすな

此歌名をかくして出したりけれど、基俊は俊頼の歌なるべしと思ひて、難じていはく、いかにも歌は腰の句の末に、ての字すゑたるは、はか〴〵しき事なし、さゝへていみじく聞悪きものなりと、口あかすべくもなく難ぜられけるを、俊頼はともかくもいはれざりけるに、其座に伊勢の君、琳賢居られたりけるが、基俊にむかひて、ことやうなる證歌こそ、ひとつ覺え侍れといひ出られければ、基俊聞て、いで〳〵承らん、よもよきうたにてはあらじといふに、琳賢、

さくら散るこの下かぜはさむからで

といふ貫之のうたを吟じて、しかもでの字をなが〳〵と詠ぜられければ、基俊顔の色眞青になりて、物もいはずうつぶきたりける時、俊頼はしのび笑ひせられしとぞ。又俊頼のうたに、

みたるには優れりとぞ、いはれけるといへり。此郭公の歌は、天暦の御時御屏風に、淀のわたりする所にと、ことがき有て、壬生忠見、

いづ方になきて行らんほとゝぎす淀のわたりのまだ夜ふかきに

とよまれたるにて、拾遺集にも載たる歌なり。さて又或時、法性寺殿にて會ありけるに、俊頼參られたり。兼昌講師にて歌よみあぐるに、俊頼の歌に名を書れざりければ、しばし見あはせて、打しはぶきなどして、御名はいかにとしのびやかにいひけるを、たゞよみたまへといはれければ、よみあげけるそのうた、

うの花のみなしらがとも見ゆるかな賤がかきねも年よりにけり

とかきたるを、兼昌しきりにうなづき感じけり。やがて此うたの中に、我名をよみ入られたれば、わざと名はかゝれざりしなり。此よし殿きかせ給ひて、めして御覧じて、いみじう興ぜさせたまひてけり。又富家入道殿へ俊頼まゐられける日、近江の鏡宿傀儡どもまゐりてうた歌ひけるに、

世の中はうき身にそへる影なれや思ひすつれどはなれざりけり

此うたをうたひけるはいと興ありけり。これは俊頼のよまれたる歌なるに、はやく世上にいひ

壬生忠見

俊頼もと連歌を好まず、和歌の體を害するを以てなり。しかるに金葉集に多く連歌を載られ、又高陽院の命によりて、和歌の式を纂めて奉らるゝにも、又連歌をのせられたり。是は我好まざる事によりて、人の美名を覆はじと思ふ心なり。其頃藤原基俊、亦和歌を能して世に名ありけるが、常に俊頼と爭ひて其中よからず、基俊嘗て人に謂て曰く、俊頼は文才なくして和歌をよくす、たとへば馬のよく道をありくが如しといへり。俊頼これを聞ていはく、文時、朝綱が如き才學博きものさへ、いまだ秀歌あることをきかず、躬恒、貫之、詩名はきこえざれども、和歌をよくするに害あらず、しかれば基俊の中條誣たる事にあらずやといはれたり。基俊其才を自負して、常に他の歌を判ずるに至りては、口を極めて評し駁る事を專とせらるゝ故、時として疎漏の失あり。俊頼は生質溫厚なりければ、人これを愛するもの多し。此故を以て、當時の譽ます〳〵此人に歸したり。又俊頼人にかたりていはく、白川院、淀に御方違の行幸有りけるに、曉になるほどに、むかひの方に郭公一聲ほのかに鳴て過ければ、一首詠ぜまほしくおぼえしに、ある女房舟の中にありて、しのびたる聲にて、

よどのわたりのまだよふかきに

とながめられたるは、時にのぞみてめでたかりき、人々も感歎して今にわすれず、新らしくよ

源俊頼朝臣の話

俊頼歌をよむにたやすくはよまず、心をいれて案じられ、物に感ずる事ありてよき歌の出來たる時は、これを書つけおきて、さもとおもふ時、出して人にも示されたり。又人のいまだよまぬ新奇の事どもを詠出たる人なり。或時、藤原實行、藤原長實と、躬恒、貫之のまさりおとりを論ずるに、いづれとも決せざりければ、此事を白川法皇にうかゞひ奉られけるに、法皇のたまひけるは、朕何ぞたやすくこれを辨ぜん、此事は俊頼に糺すべしと仰せられければ、彼二人此よしを俊頼に告るに、俊頼打うなづきて、躬恒をかろ〴〵しく思ひたまふなと、いはれければ、長實の曰く、しからば貫之おとり候やと。俊頼又いはく、たゞ〳〵躬恒をかろ〴〵しくおもひ給ふなとばかりいはれたるは、深き心有てあらはにいはれざりしなるべし。其頃朝廷をはじめ奉り、公卿の家々に歌合ある時は、多く俊頼を推て判者とせり。俊頼常にいはるゝには、和歌を判ずるもの十徳を備ふるにあらざれば能はざる事なり、いはゆる徳望、門地、明辨、強記の類なりといへり。徳望とは、人にめざされ仰がるゝ事なり。門地は家柄なり。明辨は明かに別つ事、強記は物覺のつよき事なり。扨天治のはじめ勅を奉じて、金葉和歌集を撰せらる。

源俊頼朝臣

大納言經信の第三子なり。母は貞高といふ人のむすめなり。俊頼はじめ右近衛少將に任ぜられ、杢の權頭右京大夫をかね、進みて從四位上に敍せらる。

一

うかりける人をはつせのやまおろし
よはけしかれとはいのらぬものを

千載集戀二に、權中納言俊忠家に戀の十首の歌よみ侍りける時、祈不逢戀といへるこゝろを、とあり。歌の意は、これまで我にうくありける人を、何とぞなびくやうにと、初瀬の佛へ祈りしに、此はつせの山おろしのやうに、かの人もはげしくてなびかぬが、かやうに山おろしの如くはげしくあれと、祈りはせぬものをといふ事なり。

とよまれたれば、女房たち案にたがひて、返しもえせでやみにけり。此うたのこゝろは、東國へ行くには、先逢坂の關をこえて行く事なれば、逢坂の關のこなたもまだ見ぬ身なれば、東の事は知ずさぶらふといふ事にて、和琴をあづまごとといふによりて、事と琴とをかねてよまれたるなり。匡房老後天永三年の比、病つきて剃髮せられ、七十一歳にして薨ぜられたり。此人を世に江師と稱したり。其子隆兼は式部少輔、維順は式部大輔たりし。

をし出しけり。隆方實政を罵しる詞に、さまでもなき待宰の同じさまかなといひてけり。實政は多年の東宮の學士にて老者なりければ、かく嘲りたるなり。實政泣く〳〵此事を訴へ申ければ、是をやすからず思しめしつめて、御位をつがせ給ひて後、隆方が官を貶されたるなり。しかるに此度、匡房の申されたる事を深く思しめし知られけるにや、其時までは出居の御座にて、供御はまゐりけるに、御前に誰かあると、問はせ給ふに、隆方さぶらふよし人の申ける時、かれにむかひてえ物はくはじと仰せられて、内にてぞ供御はまゐりける。これ則、匡房の諫を納たまふ御心より、隆方に對はせたまふ事を恥思しめしたるなり。又或人内々匡房に向ひて、後二條院の御學問はいか程におはしまし候やと、問ひければ、佐國ほどにや おはしまさんと、答へられければ、國王のさほどまで學問せさせ給へりし事を、其人感じ思ひけるとぞ。匡房、和歌よりは詩文を以て世に名高かりし。少き時、秋日閑居賦を作られたるに、藤原明衡これを賞して曰く、其鋒森然たり、定めて敵するもの少からんと。又或時、禁中を佇みありかれけるに、わかき學者の事なれば、不風流なる人ならんと、女房たちあなづりて、匡房をみすのきはに呼よせて、これを彈たまへとて、和琴を押出したりければ、匡房とりあへず、

あふさかの關のこなたもまだ見ねばあづまのこととも知られざりけり

いたりて、朝廷の故實とすべき書を編集せられけり。すなはち今の世に傳はれる江家次第二十巻これなり。此江家の書籍は、いにしへより度々の火災に燒ざりしが、匡房卿、二條高倉にくらを建て、書籍どもを入置れけるを、或人都の中は火災恐るべきよし申ければ、匡房卿のいはく、日本國失ずば此書籍も失べからず、朝家失べき期來らば、此書籍もうすべし、火災恐るゝに足ずと申されけるが、後に仁平の比、彼書籍みな燒うせけるに、果して其後は朝家もなきが如くにおとろへ給へり。匡房卿、後三條院の東宮にておはせし時より、學問の御師範たりしが、帝御位に即せたまひて後、宸筆の宣旨をかゝせたまひて、伊勢大神宮へ奉らんとせさせたまふ事有ける時、匡房御前にさぶらはれけるに、よみきかせたまふ其文に、朕位に即て後、一事として僻事せずといふ事をかゝせ給へりければ、匡房、此御詞いかゞ侍るべからんと申されけるに、ことの外逆鱗ありて、汝何事を思ひてかゝる事を申やと仰られければ、匡房申上られけるは、先に藤原實政を以て左中辨とし給へり、これ常陸辨隆方を超させたまふに侍らずや、其事はいかに侍らんと申上られければ、帝御心におぼし合させたまふ事やありけん、御氣色すこしなほりて、其宣命はよみもはて給はず、もちて内に入らせたまひけり。此帝いまだ東宮におはしましける時、春日詣のありけるに、和泉の木津にて、隆方と實政と舟遊をしていさかひ

孫子曰
鳥起者伏也
獸駭者覆也

まゝ、試にめし出して問侍らんとて、匡房に此由を申されければ、匡房謹で答へられけるは、天竺には那蘭佗寺戒賢論師の住所、震旦には西明寺圓淵法師の道場、日本には六波羅密寺空也上人の建立、何れも寺門北に向ひ候と申されければ、頼通公大に其強記を歎賞せられたり。匡房其より文章得業生に補せられ、對策及第せられけるが、みづから才をたのみて世を憤り、迹を山林に晦まさんと思はれけるを知りて、權中納言經信これを諭していはく、汝命世の才を懷きながら、何ぞみづから其身を愛せずして、俄に隱遁せんとするやとて、大に諫められしかば、此意見を用ひて、隱遁の志を止られけり。それより後三條帝、白川帝、堀川帝、三朝に仕へて、官位昇進せられけるに、承曆年中、高麗國より日本の名醫丹波雅忠を請ける時、匡房をして高麗の返牒をかゝしめられけるに、其文の中に、

雙魚難ㇾ達㆓鳳池之浪㆒扁鵲豈入㆓雞林之雲㆒

といふ句あり。此句を人々聞傳へて、めでのゝしりけるが、其後彼國の商人太宰府へ來れるが、此句を紳に書てありけるとぞ。此雙魚といふは、もろこしにて魚の形に文を封ずること有ゆゑ、書翰を雙魚といふなり。鳳池とは、禁中の御池の事なり。扁鵲は、もろこしの名醫の名、雞林は、高麗の別名なり。さて此大江家は先祖音人卿以來、代々博識の人多かりしが、此卿の代に

其高砂の尾上よりこなたの、ひくき外山の霞が、たゞずにあれかしといふ事なり。

權中納言匡房の話

匡房はいとけなき時より、人に優れて才智あり。四歳の時、始て書をよみ習ひ、八歳にして史記、漢書をよみ通し、十一歳にて詩を作られたり。其事は十一歳の時、父の成衡朝臣に具せられて、土御門大臣の御許に參りて、此春より詩を作りさふらふよし、成衡申されけるに、大臣疑はしくおぼしめして、雪裏春松貞といふ題を出して、詩を作らしめたまふに、抄物、切韻なども持合せられざるに、筆を染てやがて書て奉られければ、大臣まことに優れたる事なりとて、此詩を持て參內したまひ、帝の御覽に備へられければ、叡感ありて、學問料を賜はれり。これより名譽日々にまして、盛に人に賞せられぬ。其頃關白賴通公宇治の平等院を建たまはんとて、權大納言源師房卿とともに宇治に往て、造營の地形の事など示しあはさるゝに、四足の大門を北向に建る例いにしへに有ける事にやと、師房に問給ひけるに、師房其例を覺悟せられざりければ、賴通公へ申さるゝには、其例未だ覺悟いたし候はず、大江成衡が子江冠者いまだ無官にてさふらへど、下官が車の後にのせてまゐり侍り、彼の若者はよく故事をおぼえ居候

權中納言匡房

先祖は大江音人なり。匡房寛治八年權中納言となり。永長二年太宰權帥となれり。其後康和四年權帥解任して、正二位に敍せられ、長治三年又權帥に任じ、天永二年大藏卿となり、同十一月に、七十一歳にして薨ぜらる。

たかさごの尾上のさくら咲にけり
とやまのかすみたゝずもあらなむ

後拾遺集春上に、うちのおほいまうち君の家にて、人々酒たうべて歌よみ侍りけるに、遙に山の櫻を望むといふ事をよめるとあり。此うちのおほいまうちぎみといふは、内大臣といふ事にて、すなはち二條關白師通公なり。其家にて人々酒をたまはり歌よみたる時、遙望山櫻といふ題にてよみたるなり。歌の意は、此高砂は播磨の高砂の事にあらず、山の惣名を高砂といひたるなり。其山の尾上とて頂上より少し下りたる所の、櫻の咲たるをこゝより見るほどに、

にかぎれり。攝津の二字をつといふ一字によみ、紀伊の二字をきと一字によむこれなり。紀の國、もとは木の國といひて、神代に五十猛の神、天くだりたまふ時、多く樹のたねをもて降り、播植て青山をなし給ひけるが、其神のましますゆゑ、木の國といひ初めしなり。攝津はもと舟のつく便よくて、津々の多き國ゆゑ津の國とのみいひしを、元明天皇の和銅六年五月に、勅定ありて、五畿七道諸國の郡の名、鄕の名まで、二字にしてよき名をつくべきよし仰下されし事あり。其時より攝津、紀伊などかきたる事なるべし。大和ももとは倭の一字、和泉ももとは泉の一字なりし。又三字の國名をも二字に約めしは、上野、下野なり。此二箇國ももとは、上毛野、下毛野とかきたり。

け歌のぬし俊忠卿は、俊成卿の父にて、歌よみの名高かりし人なり。此紀伊のかたへよみて贈られたる、人しれぬおもひありそのといふうたのこゝろは、人には知られず内證にて思ひのある事なるが、其思ひのあるといふことを、風のたよりにてなりとも、よるひそかにいひ知らせたしといふ事にて、有といふ詞を、ありその浦にいひかけ、夜の事を波のよる事に言かけたるものなり。有磯の浦は越中の名所なり。其歌のかへしに、音にきくたかしの濱のといふうたを贈りたるにて、此歌のこゝろは、かねて人のうはさに高う聞侍るあだ〳〵しき心のある人の仰せらるゝ事は、聞入れ侍らじ、何の詮もなうあだなることばを聞入れて、果々は袖をぬらして泣やうなる事もあらんによりてといふ事なり。あだなることばを聞入ることを、あだ波を袖にかくるといひなしたるものなり。

祐子内親王家紀伊の話

此紀伊といふ人は、散位平經方の女にして、紀伊守重經の妹なり。兄の受領によりて紀伊を呼名とせしなり。祐子内親王の御家に仕へし故、其家の紀伊とも、中宮の紀伊とも云り。紀伊の二字をかな一字にてきとよむ事なり。凡日本六十餘國の中にて、假名一字によむ國は二箇國

祐子內親王家紀伊

祐子內親王は後朱雀院の皇女なり。御母は中宮嫄子。長暦二年四月に生れたまひ、延久四年御ぐしおろしたまひて後、二品の宮と申奉れり。

音にきくたかしの濱のあだ波は
かけじや袖のぬれもこそすれ

金葉集戀下に、堀川院のけさうぶみあはせによめる、中納言俊忠、人しれぬおもひありそのうら風に波のよるこそいはまほしけれ、といふ歌有て、其かへしに、此紀伊の歌あり。是は堀川院の御時に、禁裏にて殿上人の歌よみたちに仰せて、宮づかへの女房たちに、けさうの歌とて戀の歌をよみて遣はすべきよし、勅せられたる事ありて、銘々色々の風流の紙どもに、戀のうたをかきて贈られ、又女房たちより其かへりごとをせさせたまへり。これを艶書合といへり。けさうとは懸想とかきて、人にこゝろをかくる事なり。それ故艶書をけさう文といへり。此か

に、彼旅宿の庭に大なる槻の樹有て、月に障りければ、從者に命じて直に此樹を伐せ、よもすがら明月に對して琵琶を彈じ、歌を朗吟ぜられたり。其風流英氣かくの如くなりしが、承德元年、八十二歳にして太宰府に薨ぜられたり。此卿別業を桂の里に構へ、時々吟遊せられければ、世に桂の大納言とも稱せり。其子に基綱、俊頼の二人有て、ともに歌をよくせられたり。

網にかゝれり、とばかり申されけり。是はいみじき神なりとも、狐のすがたにてはしり出たらんを、射るに何の科かあらんといふこゝろなり。此白龍魚服の事は、もろこしの故事にて、龍が魚のすがたになりて、波にたはぶれて浮び出たりけるほどに、豫且といふものの網を引けるにかゝりて、かなしきめを見て大海にかへり、龍王に訴へければ、龍王ことわりて云く、汝何とて魚のすがたとはなりけるぞ、さればこそ網にはかゝりたれ、今より後さる事をすまじきなりといへり。經信此故事を以て、決斷せられたる故、彼狐を射たるもの罪を免れたるとぞ。經信卿歌に長ぜられたる事は、順德院の仰に、延喜よりこのかた歌の見るべきものなし、只公任經信の二人のみ殆古風に近し、しかれども世に知ものなし、後の人、楚國に屈原あるが如くいはんとのたまへりしとぞ。經信卿の時代に、藤原通俊も歌をよくよみて自負せられ、つね〲經信、匡房等と互に論難せられけれど、匡房の歌は通俊には少し劣られけり。通俊、白川院の勅によりて、後拾遺集を撰ぜらるゝに、經信此撰者の列に預られざる事を、世の人不審しけり。後拾遺集成て後、經信是をみて、頗不滿の心ありけるにや、遂に難後拾遺集をあらはして、彼集の事を譏られたり。經信、寛治年中に正三位に敍せられ、嘉保元年、太宰權帥となりて、翌年西府に赴かれたり。其道にて、筑前の筵田の驛に一宿せられしが、折しも八月十五夜なりし

させ給へと、祈念せられければ、此ばけもの、何かは祟をなすべきとて、かきけして失ぬ、さだかにいかなるものの姿とは、見おぼえざりしと、經信卿のかたられしが、朱雀門の鬼などにや有けん。彼鬼はすきものにて、かやうの事も折々有しとぞ。此詩歌ともに公任卿の朗詠集に入られたれば、其歌を吟ぜられしに感じて、其詩を唱ひたるなるべし。又經信卿は俊忠中納言とともに、當世の鞠の長者として其餘諸藝に達し、もとより風流なる人にて、しかも事を決斷するに甚すみやかなりしとぞ。其事は承暦四年、高麗王惡瘡をやめるよしにて、日本の名醫丹波雅忠を給はらんとこひ申たり。雅忠は、後漢靈帝の裔にして、正四位下主税頭、丹後守たり。高麗國王、雅忠が醫術のすぐれたる事を聞及び、此度王則貞といふ商人に書を言傳て、太宰府に達す。其書中に、奉二聖旨一訪二問貴國一といふ文ありければ、其文言禮を失ふを以て、其贈物を返さんやいかゞなど陣の座の定に及で、さま〴〵評議ありけるに、大納言經信卿、其座へ遲く參られけるが、高麗王惡瘡をやみて死なん事、日本の爲苦しからぬ事に侍りと、いはれたる一言に事定まり、雅忠をつかはすべからずといふ事になりたり。又ある處に、野干を神體としたる社の有けるに、其社のほとりにて狐を射たる者あり。此射たるものの罪ありなしの事を陣の座にて評議あり。諸卿さま〴〵に論ぜられける中にて、經信卿、白龍も魚服すれば豫且が密

いかなる事にもすべて泣ざる人なりければ、異名を犬目少將と云れたる人なりしが、今宵は人にすぐれて袖をしぼるばかりにて、隆綱、俊明ともに起て舞はれたり。樂終りて、院禪、慶禪、箏のことを彈き、おるじの尼ぎみ琴をひき、經信卿、長俊、琵琶を彈れたる時は、誠に人々涙にむせびて、宵の樂の時には勝りておもしろかりけり。かくて夜明にけれど、日の出るほどまで歸りもやらず、興に入たり。此あるじの尼は、もと五節の命婦にて、麗景殿の女御に仕へたる女房なり。またともなき好ものにて、朝夕琴をさしおく事なかりけり。それを經信の執して、かく人々伴ひてとぶらはれたるなり。又經信八條わたりに住れける比、九月ばかりに月あかゝりける夜、空をながめて居られしに、きぬたの音のほのかに聞えければ、

　からころもうつ音きけば月きよみまだ寐ぬ人を空にしるかな

といふ歌を吟ぜられけるに、前栽のかたに、

　北斗星前橫旅雁　南樓月下擣寒衣

といふ白樂天が詩を、まことにおもしろき聲して、高らかに詠ずるものあり。誰ばかりの人にて、かくめでたき聲したらんと覺えて、おどろきて見やられたるに、そのたけ一丈あまりもあらんとおぼえて、髮のさかさまに生たるものにてありければ、こはいかに、八幡大菩薩たすけ

ば、再兩人をして二つの琵琶をとりかへて彈しめたまひしに、此たびは玄象まさりて聞え侍り、しかれば、器物の優り劣りあるに侍らず、彈く人の巧拙による事に侍りと奏せられければ、帝實もと思しめされ、又玄象をも彈しめたまふに、果して其詞の如く、いづれ劣り優りあらざりければ、大に感ぜさせ給ひけるとぞ。又經信或人にいれはけるは、玄象などといふ琵琶は、いかやうにしらべても調べ得ぬ時あり、資通大貳、此琵琶を彈ける時、調べ得ざりければ、父濟政、今日琵琶仕るべからず、彈まじき日なり、琵琶の僻めるなりとぞ申ける、我ら白川院の御遊の時、呂の遊の後、律にしらべなす時、終にしらべ得ざりし事あり、古人の申せし事、誠なる哉といはれけり。又或年の十一月許り、月明かりける夜、經信卿を始として、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶、樂人三四人、又宰相中將隆綱は管絃者にあらざりしかど、好ものなりければ是を伴ひ、又少將俊明も伴ひて各車に乘て、五節の命婦といふ官女の、今は世をそむきて嵯峨に隱れ住る家に行けり。柴の戸を入てみれば、物あはれにて板屋のところ〴〵あれたるに、軒のしのぶ草をわけてもり來る月の、簾のうちまでさし入てくまなきに、香染の几帳を押出て對面したるけしきは、誰も〳〵心すみておぼえたり。さて秋風樂三反、蘇合などの曲をつくして、萬秋樂の序より五帖迄ありけるには、涙落さぬ人なし。此人々の中に、俊明は

君が代はつきじとぞおもふ神風やみもすそ川のすまんかぎりは

と詠れけり。其後或人の夢に、唐裝束したる女どもならび居て、此歌を吟詠し、おの〳〵歎じていふやう、此歌によりてこそ帝王の御ことぶき增長したまふべけれといへり。果して帝は七十七歳のよはひをたもたせたまへりと、言傳へけり。又承保三年十月白川院大堰河に行幸ありける日、詩歌管絃の三の船をうかべて、其道々の人を分てのせられけるに、經信卿遲參の間、主上の御氣色ことの外あしかりけるが、しばし待れて參られたり。此經信卿は、詩も歌も管絃も三事ながら兼まなびたる人にて、河の汀にひざまづきて、何れの船なりともよせ候へといはれたるは、時にとりていみじかりけり。かくいはんとてわざと遲く參られたるなるべし。さて管絃の船に乘て、詩と歌とを獻ぜられたり。三船にのると云しは此事なり。先に大納言公任も三船にのられたる事有ければ、此兩人を三船の才人といひ傳へたり。經信卿もとより管絃の道に妙なりければ、或時、帝經信をめされ、琵琶の名器たる玄象と牧馬とを取出させ給ひ、先牧馬を彈させたまひて問てのたまはく、此二つの琵琶、何れがまされると仰せられけるに、經信奏せられけるは、むかし一條院源信明　信義兄弟をめして、此二つの琵琶を彈こゝろみさせたまひしに、信明玄象を彈じ、弟の信義牧馬を彈じ侍り。然るに、牧馬まさりて聞え侍りけれ

群臣おの〳〵和歌を獻ぜし時、經信序代を作られたり。其時の歌に、

沖つ風ふきにけらしな住よしの松のしづえをあらふしら波

此うたをみづからもよしと思はれけるにや、常にみづから歎じていはれけるは、古今集に載るところの躬恒が、

すみよしの松を秋風ふくからにこゑうちそふる沖つしら波

といふ歌は、たとへば七間四面の寢殿の南おもてに、御簾の所々破れたる中に、何の宮など申す人のおはしまさんに參りて、中門廊より入て寢殿の御階の間にまゐりて、御物語うけたまはらんやうなる歌なりと申されけるが、ある時、子息の俊頼朝臣を呼びて言れけるは、古今集の、松を秋風ふくからにといふ躬恒が歌を喩へていはゞ、大臣に任ぜらるゝ人の如し、わが詠じ沖津風ふきにけらしなの歌は、彼任大臣の大饗の日、中門より入て史生の席につくほどの風體ならんや、いかがといはれければ、俊頼申されけるは、此仰いかが、御歌全く躬恒に劣り侍らず、しかれども古今集の歌たるによりて、先任大臣にたとへさぶらふべし、御うたは一の大納言にて、尊者として南階よりねり上りて、對座に居給はんとこそ存じ候へと申されければ、經信さらばさもありなんや、いかが有べきとてよろこばれけりとぞ。又承暦二年殿上歌合の歌に、

大納言經信の話

源經信は六條院右大臣重信公の孫にて、權中納言道方卿の第六子なり。博學多藝にして、殊に和歌をよくせられしかば、藤原公任と竝びて世に稱せらる。長元歌合の時、經信生年十八歳にて參河權守たり。兄の經長は藏人辨たりしが、帝經長に命じたまひて、彼歌合を四條大納言公任卿に就て判ぜしめたまはんとす。此時公任卿は長谷に住れしかば、經長勅に依て長谷に赴くに、弟の經信所望して、兄經長の車の後に乘て行れけり。公任卿經信を見て、足下には何の爲におはしたるぞと申されければ、經長のいはく、舍弟經信も歌合御評定の事を承はりたきよしにて、所望して參上いたしさふらふと申されければ、公任卿經信の篤き志を感じて、彼歌合の判の事どもを具に示し聞されたり。又後拾遺集撰集の時、經信卿の歌の、

　おほゐ河いは波高しいかだしよ岸のもみぢにあからめなせそ

といふが入りてありけるを、經信强てこひて此歌を拔すてられたり。さて申されけるは、これは、無下の棄歌にて、後みん人に恥るなりといはれたり。然れどもよき歌にて有けるにや、はるかの後年に、俊頼朝臣此うたを金葉集に入られたり。又延久の比、帝住吉にまうで給ひて、

大納言經信

經信卿、長元の初從五位下參河權守、長曆寬德の間刑部少輔、左馬頭、少納言、永承中正四位下、天喜治曆の間右大辨、參議、延久の初正三位左大辨、承保二年權中納言、永保の初權大納言、寬治中正三位たり。

夕されば門田の稻葉おとづれて
蘆のまろやに秋風ぞふく

金葉集秋部に、師賢朝臣の梅津の山里に人々まかりて、田家秋風といふ事を詠るとあり。歌のこゝろは、日暮になれば、田舍の家の門さきにある田の稻葉にそよ〳〵と音づれて、其まゝ芦にてまろくふきたる家へ、秋風が吹て入るといふこゝろなり。たとへば人の外よりとひ來る時、先門口にて案内をこひ、扨奥へ通るやうに、門田にそよめきてほどなく丸屋へ吹入る秋風のさまをよくよみたる事なり。

おどろきてこれを問ひければ、此所は良暹が舊房なり、いかで乘ながら行んやと申されければ、人々感歎して皆下馬せられたりとぞ。扨その良暹の住れたる房今にあり。或僧かたりて云く、此舊房の障子に、良暹の書つけられたるうた、いまだ消ずして殘れりとぞ、

山ざとのかひもあるかな時鳥ことしもまたではつね聞きつる

とよめり。此本歌のながなくは、汝が鳴といふ事なるを、良暹誤りて長く鳴といふ事と心得られしより、恥辱をとられたるなり。又袋草子にいふ、良暹あるところに於て語りて云く、ある日江州より上洛のあひだ、會坂に於て時雨にあひ、石門にたち入てかしこく濡ざりしといはれたり。これ優なる儀と人々思ひたるに、懐圓とひていはく、關の岩角にはいかやうにしてたち入り給ひし、門の侍りつるやといへるに、返答あらざりければ、懐圓又笑ていはく、關の石かどとは、石の廉ある事に侍り、しり給はざるかといへりければ、良暹いよ〳〵閉口せられたり。とかく懐圓にあひては度々難を蒙られたり。但し爲仲のうたにも、

あづま路のことづてやせんほとゝぎす關のいはかど今ぞ直なる

とよめり、これも石の門とおもはれたるにやといへり。此事に於ては、懐圓の難ぜられたること尤なり。

あふさかのせきのいはかど踏みならし山たち出るきり原のこま

と詠るも、さかしき岩の角ある所をもふみならして、立出る霧原の牧の駒の駿足なるよしよめるなり。石門といふ義は、論ずるにも及ばざるあやまりなり。又袋草子に、人々大原なる所に遊に行くに、おの〳〵馬に乗て行けり。然るに俊頼朝臣、にはかに下馬し給へりければ、人々

此ごろのやどの烟ぞ先たゆる終のたきゞの身はのこれども

此歌のことがき擧白集には、東山に住うかれし給ひし頃とあり。難擧白集にて、策傳の許へ贈られたる事しられたり。扨又良暹のうたに、まくり手といふ事をよまれけるに、住吉の神主津守國基、まくり手といふ事やはあると難じければ、良暹、やしほの衣まくり手といふ事あり。如何。國基いふ、それは僻事なり、まぶり出といふ事あり、それを書き誤れるなりといふ。良暹しばらく案じて、古歌に、

風越の峯よりおるゝ賤の男がきそのあさ衣まくり手にして

と侍るは、是もまぶり出をあやまれるにやといふに、國基詞なかりしよし、十訓抄にしるせり。又良暹歌に名高き人なりしかど、郭公のうたを詠みあやまられたる事あり。袋草子にいはく。先達も誤る事あり、良暹は、郭公ながなくといふ事を、長く鳴くといふ心と存ずるなり、俊綱朝臣のもとに於て、五月五日郭公をよめる歌にいはく、

宿ちかくしばしながなけ時鳥けふのあやめの根にも比べん

懐圓これを嘲弄して、ほとゝ鳴て、きすとながむるにやといへり。是は古今集のうたに、

時鳥ながなく里のあまたあれば猶うとまれぬ思ふものから

北にあたれり。乙訓郡の大原にはあらざるなり。此所に住れたる證據は、後拾遺集に、良暹法師大原に籠り居ぬと聞てつかはしける、

みくさるしおぼろの清水そこすみて心に月のかげはうかぶや　素意法師

かへし、　良暹

ほどへてや月もうかばん大原やおぼろの清水すむ名ばかりぞ

此贈答あり。此朧の清水といふところの事は、顯昭の袖中抄に、能因の歌枕を引ていはく、朧の清水は、山城國大原の郷にありといへり。或人の申せしは、江文の東にあり、良暹が大原の山莊の邊と云々とあり。今草府村寂光院の東南二丁ばかりに泉あり。土人、これを朧の清水といへり。良暹大原に住れける頃、伏見修理大夫のもとへ物こひにやるとて、よまれたる歌、

大原やまだすみがまもならはねば我がやどのみぞ烟たえたる

此うたのこゝろは、大原に住そめてまだすみならはねば、こゝは炭をやく所にて、つねに烟のたえぬ所なれど、此方は不自由にて、わが家ばかりは朝夕の烟もたえ侍るといふことなり。此歌をとりて、近世東山の長嘯大原にすまれし時、安樂菴策傳のもとへ、金子かし給ひよといふ文の奧によみてかきそへられるうた、

良暹法師

父祖つまびらかならず。ある說に、祇園の別當にて、母は實方の家の女のわらは、白菊といひし人なりともいへり。

さびしさに宿をたちいでて眺むれば
いづくもおなじ秋の夕ぐれ

後拾遺集秋上に、題しらずとあり。歌のこゝろは、あまりに物さびしさに、わがやどを出てあちこちをながめわたせば、こゝもかしこも、さして變る事もなう、同じやうにさびしき秋の夕暮のけしきぞといふことなり。

良暹法師の話

此法師の住れたる所は、山城國愛宕郡の大原なり。是は都の北三里の外にありて、八瀬村の

みやこをばかすみとともにたちしかど秋風ぞふくしらかはのせき

此歌をわが心にもよくよみたりておもはれければ、我身都に在ながらこの歌を世の人の中へ出さん事無念なりと思ひて、人にもしられず久しく籠り居て、顔の色を黒くせんとて、日ごとに日にあたりなして後、陸奥へ修行に出てよみたるよしいひて、彼歌を人に披露せられけり。又これに似たる事あり。待賢門院の女房に加賀といふ人あり。或時よみたる歌に、

かねてよりおもひし事よふし柴のこるばかりなるなげきせんとは

此うたをみづから感じて、年比になりけれど人にも見せず、同じくばさるべき人に契りて、さて其人にわすられたらん折に、此歌を贈らば、後々集などに入たらんおもても優なるべしと思ひ渡りけるに、いかなる事のふしにか、花園大臣に物申しそめてけり。はたして思ひし如く、大臣のかれがたになりたまひたる時、かのうたを參らせければ、おとゞいみじくあはれにおぼしにけり。扨後にも、かひ〴〵しく千載集に入られにけり。しかも此歌によりて、ふし柴の加賀と人もよびけるとぞ。今の能因のふるまひも是に似たる事なりし。能因の著せる書は、玄々集、八十島の記、歌枕等なり。

日本後記曰嵯峨天皇
弘仁三年依勅造摂
津国西成郡長柄橋
云々
文徳實録曰仁壽三
年九月戊子朔戊辰
摂津國奏言長柄三
国両河頃年橋梁断
絶人馬不通請准堀
江川置二隻船以通
濟渡許之云々

ふところより錦の小袋を探出たり。其中に鉋屑一筋ありけるを見せていはく、これはこれ、長柄の橋をつくりし時のかんな屑なり、我これを寶の如く愛する事久し、今日君が爲にとり出たりと申されければ、節信大によろこび、此人も又懐より紙につゝみたる物を出せり。能因とりて開き見られたれば、蛙の干ぼしなり。節信曰く、これはこれ、井出の蛙に侍りとて、相共に珍らしがりて、悦をつくして別れられたり。又伊豫守藤原實綱といふ人あり。任にあたりて伊豫に赴くに、能因此人につきて下られたり。折しも夏の初なるに、久しく旱しければ、民の歎き淺からざるに、神は和歌にめでさせ給ふものなり、こゝろみに歌よみて三島の明神に奉るべきよしを、國司しきりにすゝめられければ、能因、

あまの川苗代水にせきくだせあまくだります神ならば神

とよめるを、みてぐらに書て神司してさゝげたりければ、炎旱の空にはかにくもりわたり、大雨ふりて三日三夜やまざるほどに、きのふまで枯わたりし稻葉、おしなべてもとの綠の色に復りにけり。たちまちに天災をはらふ事、唐の貞觀の帝の蝗をのぞかれたる故事にもおとらざりけりとて、國司をはじめ民百姓ども、感じよろこびあへり。扨又能因歌の事につけては、いたりてすきものなりし事は、ふとよまれたるうたに、

東洞院の家に宿せられたり。それは、此家の南庭に櫻の樹ある故に、其花をもてあそばんが爲なりし。此公資は歌よみの相撲が夫なり。能因此家へ來らるゝ時は、いつも勸童丸といふ童一人をめしつれられたり。扨公資の孫の公仲に敎訓せられけるは、とかくに歌をすき給へ、すきぬれば歌はよまるゝ物ぞと、いつも此事をいひて諫めすゝめられけるとぞ。此事はすなはち公仲の子の有經が、淸輔朝臣にかたられける趣なり。能因はきはめて小食なる人にて、兼房朝臣の許に來らるゝ時も、菜は食せずして、わづかに飯ばかりを食れしかば、兼房怪みて、食事の時うかゞひ見るに、彼勸童丸をめしよせて、彼がふところより紙につゝみたる物をとり出て、飯に加へて食せられたり。粉の如きものなりしが、何物にかありけん、いぶかしかりしよしなり。又兼房、ある時能因と同車して二條東洞院を通られしに、能因俄に車より下らるゝ故、兼房あやしみてその故をとふ。能因のいはく、こゝはこれ昔の伊勢御の古跡にして、其時の松猶今にあり、豈無禮にして過んやとて、かちを行く事數百歩にして、彼松の木の見えぬ程にいたりて、又車に乘れたり。歌の道を重んぜらるゝ事かくのごとくなりしとぞ。又帶刀藤原節信といふものあり。好事の人にてありけるが、或時能因に逢て、相互に心のあひければ、よろこぶ事甚し。能因、節信に向ひて、はじめて見參いたしたる引出物に見せ奉るもの侍りとて、

能因法師の話

能因俗名を橘永愷といへり。橘の左大臣諸兄公十代の孫、遠江守忠望の子なり。永愷わかかりし時、文章生にて肥後の進士と號し、生得和歌を嗜めり。此時藤原長能歌よみの名世に高かりしに、ある時永愷外に往く所有けるが、はからず長能の家の前を通るに、車の輪損じければ、替車をとりにつかはす間、彼長能の家にやどりて、はじめて對面をこひ、日比まうでたく存ぜしが、今日はからずかう〳〵の事侍りて、御家にやどるのみならず、幸に對面たまはる事のよろこばしきよし申して、直に長能と師弟の契約をせられぬ。扨歌よむべきこゝろばへとはれければ、長能申さるゝには、

山ふかみ落てつもれるもみぢばのかわける上に時雨ふるなり

かやうに詠ぜられよと示されければ、永愷深く感服して、遂に長能を師としてつかへられたり。昔より歌の事につきて、師匠を定むる事なかりしに、此人より和歌に師弟を稱する事始れり。其後永愷剃髪して融因と云しが、又能因とあらためられたり。津國の古曾部といふ所に住れし故、世に古曾部の入道ともいへり。毎年古曾部より花盛の比は都にのぼりて、大江公資の五條

能因法師

父は肥前守元愷といへり。又一說に、遠江守忠望の子なりしが、兄の肥前守元愷の養子とせられし故、俗名を永愷といへり。

嵐ふくみむろの山のもみぢ葉は龍田の川の錦なりけり

後拾遺集秋下に、永承四年、內裏の歌合に、とあり。歌の意は、あらしの吹くみむろ山のもみぢ葉が、其まゝ龍田川へ散來て流るゝが、錦とみゆるといふ事なり。三室山は大和の高市郡にあり。龍田川は龍田山のふもとに流れて、平群郡なれば、高市郡よりは外の郡をもへだてゝ、はるか西北にあたりて、川の流れさへ異なれば、三室山の紅葉がこゝに流るべきにあらず、いにしへも歌よむ人の地理をよく考へられざりし事あるなるべしと、契沖はいへり。

法性寺殿流と稱する話

最勝寺の額の話

祐子內親王家紀伊　歌譯

堀川院艷書合の話

權大納言匡房　歌譯

匡房四歲にして書を讀む話

江家書籍の話

隆方實政爭の話

匡房東琴の歌の話

源俊賴朝臣　歌譯

難後拾遺作者の話

淀の渡の歌の話

我名を歌によみ入るゝ話

鏡宿遊女俊賴の歌をうたふ話

基俊俊賴不和の話

風のはふりの話

藤原基俊　歌譯

維摩會講師の話

しめぢか原の歌の話

俊成基俊を師とする話

基俊俊賴の歌を難ずる話

法性寺入道前關白太政大臣　歌譯

賴長忠道不和の話

百人一首一夕話　巻之六

目録

れり。其年五月九日、三條院にて崩じ給へり、御歳四十二なりし。御遺詔にて、山城國岩蔭といふ所にて火葬にし奉り、御骨を北山に藏め奉れり。一說に、御卽位の後に、御耳と御目と明らかにならせられし故、長和二年の十一月に、明敎といふ僧に詔有りて、仁壽殿に於て修法せさせられしに、帝の御夢に、彼明敎が左右の耳と目との中より日月を出して、帝の御兩眼へ入れたてまつると御覽じけるが、それより後、御目も御耳も、もとの如く明らかにならせられし故、同年十一月に、明敎を僧正位に敍せられしよしいへり。

後、ほどなく長和二年に禁裏炎上しければ、宸襟をなやまされて、久しく御位におはしまさんともおぼしめされざりしゆゑ、新内裏造營の事をいそがせたまひけれど、おぼしめさるゝやうに早くも調はざりし故、くちをしく思し召れけるに、三年めの長和四年十月に、新内裏造營事終りければ、やがて御わたまし有けるに、ほどなく又その年の十一月に、皇后宮の御湯殿より火をあやまちて、新内裏殘りなく燒亡しけるにより、帝枇杷殿へ立のかせたまへり。いつしかと急がせ給ひて、晝夜をわかたず造營ありて、みがき建てたるごとき新内裏の、一月もたゝずしてかくの如き災にかゝりたる事なれば、帝は世の中の事をあぢきなくおぼしめされたり。先に新内裏の造營をいそがせたまひし事は、造營とゝのひなば、御位讓りの儀式もとゝのへさせんとおぼしめして、とく急せたまひしに、かく再燒失せしかば、かへす〴〵口惜くおぼし召れたり。さればとて、又造營の畢るを待せたまふべきにもあらねば、猶しも御心ぐるしく思しめすによりて、いよ〳〵御惱もおもらせ給ふやうなれば、いかさまにせんと宸襟を勞したまひけるが、其年のしはすの十日あまりに、冬ながら月のいと明らかなりし夜、よませられたる御歌が、彼心にもあらで憂世に永らへば、といふ御製なり。さて翌年長和五年の正月十九日に、御位を春宮にゆづらせたまひ、其後寛仁元年四月に、御ぐしを下されて、法名を金剛淨と申奉

ぐらせたまひて、かくうつくしげにおはするを、え見ぬこそ心うけれ、くち惜しけれとて、ほろほろと御涙をおとさせ給ひけるこそ、あはれにもかしこくも有けれ。此宮の御前にわたらせたまふ度毎に、さるべき物をかならず奉らせたまへり。此御眼病の御事によりて、さま〴〵治療せさせたまへども其しるしなく、もとより御風おもくおはしますとて、醫師ども大寒小寒の水を御ぐしにそゝがせたまへと申ければ、氷りふたがりたる水をおほくかけさせたまひけるに、いといみじく震ひわなゝかせたまひて、御色もかはりおはしましたるを、いとあはれに悲しく、人々も見まゐらせけるとぞ。是より先、御病により、金液丹いふ藥を召たりけるを、其藥服したる人は、かく目をやむなど人は申せしかど、實は桓算内供奉といふ僧の、御ものゝけにあらはれて申けるは、御首に乘居て、左右のはねを打おほひ申たるに、打はぶき動かす折に、少し物を御覽ずるなりとぞいひける。かく御位をおりさせ給ひし事は、實は叡山の中堂にのぼらせたまはんとての事なりしに、のぼらせたまひても、其しるしおはしまさゞりしこそ口惜しけれ。御惱本復せさせ給はずとも、少の驗はあるべかりけるに、さしもなきは、其山の天狗の惱せ奉る故にやなど、人も申せしとぞ。御在位の時より御惱がちにて、御心地をわづらはせ給ひ、其上に、何かと御心苦しく思しめさるゝ事多かりし。其事は、御卽位あらせられて

三條院の話

一條院寛弘八年六月、御惱重らせ給ひければ、御位を東宮居貞親王にゆづらせたまひて、程なく崩じ給へり。此親王は冷泉院第二の皇子にまし〳〵て、貞觀元年正月三日、外祖大納言兼家卿の東三條の第にて生れたまひ、寛平二年七月十六日、春宮に立せたまひ、同日御年十一にて元服したまへり。今年寛弘八年十月、御位に即せ給ひしが、御年三十六歳なりき。かくて御世を保たせたまふ事五年にして、長和五年の正月御惱によりて、御位を春宮敦成親王に譲りたまひ、太上天皇の尊號をうけさせ給ふ。此時、春宮わづかに四歳なりしかば、外祖道長公攝政たり。帝は御位をおりさせたまひて後、御目をわづらはせ給ひけるが、人の見奉るには、いさゝかも常にかはらせたまふ事おはしまさゞりけり。御まなこもいと淸らかにおはしまして、いかなる折にか、時々は物を御覽ずる時もありけり。みすのあみ緒の見ゆるなども仰られて、一品の宮ののぼらせたまひけるに、辨のめのとといふ女官御ともにさぶらひしが、さしぐしを左にさしたりけるを御覽じて、あこよ、何とて櫛は惡くさしたるぞと、仰せられたる事もありけり。此宮をことにいつくしみ給ひて、御ぐしのいとうるはしげにおはしますを、御手にてさ

三條院

御諱は居貞と申たてまつろ。冷泉院の第二の皇子なり。御母は贈皇太后藤原超子、太政大臣兼家公の御女なり。寛弘八年十月即位、長和五年正月譲位、寛仁四年四月御出家、九月九日三條院に崩じたまふ、御年四十二。

心にもあらてうきよになからへは
　こひしかるへきよはの月かな

後拾遺集雜上に、例ならずおはしまして、位などさらんと思しめしける比、月のあかゝりけるを御覧じてとあり。御歌のこゝろは、とても長く此世には居まじとおもへど、思ひの外此うき世に存命して居ば、其時には戀しくあるべきこよひの月かなと、よませられたるにて、御下心には、ほどなく位をさらんとおもふ故、禁中の月を見るは今年ばかりなれば、位を去りて後に、今夜の事を思ひ出して、戀しくおもふべき事かなといふ心を、ふくめ給へるなり。

泉堀川の北と西のすみなりといへり。又信實朝臣の今物語にいはく、むかしの周防内侍が家の、あさましながら、建久の比まで、冷泉堀川の西と北との隅にくち殘りてありけるを、行きて見ければ、我さへのきのしのぶ草と、柱に昔の手にて書つけたりしがありける、いとあはれなりけり。これをみてある歌よみのかきつけける、

　これやその昔の跡とおもふにも忍ぶあはれのたえぬやどかな

又西行法師の山家集に、周防内侍、我さへのきのと書きつけけるふるさとにて、人々おもひをのべける、

　古へはついゐるし宿もあるものを何をかしのぶしるしにはせん

などともよめり。かくのごとく後々の歌よみにもしのばれたる人なり。

ひての比、さみだれひまなくくもりくらし、六月朔日またかきくらし雨ふりければ、先帝の御事などおもひ出ることや侍りけん、

さみだれにあらぬけふさへ晴せぬは空も悲しき事や知るらん　周防内侍

といふうた有り。又同じ集の雑の部に、後冷泉院うせさせ給ひて、世のうき事など思ひみだれてこもり居て侍りけるに、後三條院位につかせたまひて後、七月七日にまゐるべきよしおほせごと侍りければ、

天の川同じながれと聞きながらわたらんことの猶ぞこひしき

といふうたあり。帝王系圖に、後冷泉院、後三條院、白川院とつゞかせ給へば、此内侍の仕へられしは後冷泉院にて、後三條院のめさるゝにはまゐられたる事なるべし。白川院の女房、堀川院につかへしなどいふ説は然るべからぬ事なり。扨此内侍住なれたる家をはなれて外へうつられたる事あり。金葉集のことがきに、家を人にはなちて立つとて、はしらにかきつけ侍りける。

住わびてわれさへ軒のしのぶ草しのぶかたがたおほき宿かな　周防内侍

といふ歌有り。此事を長明の無名抄に、周防内侍のわれさへのきのしのぶ草とよめる家は、冷

かゝりて枕がな欲しやと、ちひさき聲にていはれたるを聞て、大納言忠家といふ人、これをまくらにしたまへとて、かひなを簾の下よりさしいれられたる時、よみたるなり。歌のこゝろは、此みじかき春の夜のしかもはかなき夢のやうなるたはぶれごとにて、君のかひなを手まくらにいたしなば、まことのわけもなきに、何のかひもなく人にかれこれ名をたてられ侍らん、その名こそ惜き事にて侍れといふ心なり。かひなくといふ詞に、かひなといふ字をたち入れられたり。さて其時忠家卿のかへしに、

　契りありて春のよふかきたまくらをいかゞかひなく夢になすべき

とよまれたり。此意は、いなさやうにては候はず、そこもとゝわれらと、もとより言かはしたる事ありて、此春の夜のふけたるやうに深き心ありて、さしいれたる此手まくらを、いかにしてかひなき夢のやうにし侍らんと、これも又たはぶれて、わざと心ありげによまれたるなり。此忠家卿は俊成卿の父なり。

周防内侍の話

此内侍、後冷泉院につかへられたる證據は、後拾遺集哀傷の部に、後三條院位につかせたま

周防内侍

父は周防守平繼仲とて、葛原親王七世の孫なり。此内侍は後冷泉院の女房なり。又作者部類には、白川院の女房といひ、袋草子には、堀川院につかへ奉られしやうにかけれど、皆ひがことなり。これも父の受領によりて周防の内侍とよびしなり。

春のよの夢ばかりなる手枕に
かひなくたゝむ名こそをしけれ

千載集雜上に、きさらぎばかり月の明き夜、二條院にて人々あまた居あはして物語りなどし侍りけるに、周防内侍よりふして、まくらをがなと忍びやかにいふを聞きて、大納言忠家これをまくらにとて、かひなをみすの下よりさしいれて侍りければよめる、とあり。これは二月比月の明かりし夜、二條院といふ御殿にて、人々夜あかしに物語りしたるに、此内侍、物により

まひ、平調、大食調、殘りなく數をつくされける事、眞に千載の一遇なるよし中務は申けり。此時僧正行尊、幷に法性寺の座主仁實、御前に侍はれけるに、御遊の中程に、花園左大臣殿の彈せられし玄象の琵琶の三の緒きれたりけるに、行尊ふところより琵琶の緒をとり出して奉られければ、左大臣殿これをかけかへてよもすがら彈せられ、曉がたに人々御前をまかりたゝれたり。昔宇多の法皇大堰河御幸の日、泉大將の烏帽子落たりけるに、如夢僧都、三衣箱より烏帽子をとり出られたるにおとらぬ用意なりと、人々こぞりて行尊の心もちひを賞しけるとぞ。扨此歌のことがきに、大峯にて思ひがけずさくらの咲たりけるを見てよめると有るを思へば、三月の末四月の初の事にてやありけん。そも〳〵大峯入の事は、役行者熊野より分そめられし事にて、熊野の發心門より入るを順の峯入といへり。其後此山に大蛇すみて、人の入る事難かりしを、醍醐の三寶院の祖聖寶僧正、吉野より分入初られしなり。それよりこのかた皆人吉野より入る事になりたれば、此峯入の事は、役小角を開祖とし、聖寶僧正を中興とすることなり。或說に、峯入の初は、役の小角熊野より發心門、十信十住十行十回向十地等覺妙覺芳野へ出づ、是は順の峯入なり。芳野より入るを逆といふ。聖寶吉野より入て妙覺より發心門にいたる。是を逆の峯といふ。聖寶以下みな逆の峯入なり。四月の峯入を花供といふとあり。

山家集
西行

思ふほどにと、心なき花に對してもの言ふやうによまれたるなり。あはれは、嗚呼と感ずる詞なり。

大僧正行尊の話

行尊は、出家ながらも小一條院の御孫なりければ、初は三井寺の平等院の僧正たり、保安四年に、延暦寺の座主となり、天治二年三月に、大僧正に任ぜられ、始めて熊野三山の檢校山伏修驗道の事を修せられたる由、中右記に見えたり。さて此行尊、三井寺にて少阿闍梨と申せし時より、大峯葛城はいふに及ばず、遠き國々の山々などに苦行しありかれたり。後に白川院鳥羽院などの護持僧となられ、圓滿院の祖師、天臺の座主と稱して、修驗道に高德ありける事、諸書に見えたり。行尊は行德の尊きのみにあらず、歌に巧にして、能書の聞え有ければ、入滅の後も假字の手本など世に殘りて、人の賞せしなり。又世間に住する心のやさしかりける事を、十訓抄にもしるせり。鳥羽院の御時、行尊護持僧にて常に內裏にさぶらはれけるに、つれぐなる日管絃の御遊ありけり。花園左大臣有仁琵琶の役、宰相中將宗輔箏の役、樂人時光は笛、女房は和琴、帝は御笛をあそばされ、中務少輔忠宗を庭上にめされて、篳篥を仕まつらしめた

大僧正行尊

小一條院の御子、參議基平卿の子にて、三井寺平等院の僧正たり。保延元年三月五日入滅あり。

もろともにあはれとおもへ山櫻
はなよりほかにしる人もなし

金葉集雜上に、大峯にて思ひがけず、さくらの咲たりけるを見てよめる、とあり。大峯へ山入する時節は、春峯入するを順の峯といひ、秋入るを逆の峯といふなり。行尊は順の峯入にて、深山木の中に、思ひがけもなく櫻のさきてあるを見て、詠れたる歌なり。扨歌の意は、かやうなる山中に、唯ひとり咲てあるさくらなれば、外に友もなきやうすなり。われも又ひとり此山へわけ入て、おもひがけなく此花を見つけたる事なるによりて、汝と我とたがひに感じ入りて思ひあふべき事なれば、汝もさやうにおもへ山ざくらよ、此花より外にしる人はなしとわれも

下もゆるなげきをだにも知らせばやたゞ火の影のしるしばかりに

といふ歌にてありしなり。

相撲の話

後冷泉院の御時、一品の宮の女房乙侍從、相撲守公資とかたらひければ、夫の受領によりて相摸と呼れしなり。其夫公資も歌の上手にて、夫婦いたりてむつまじかりしが、ある時夫の公資、かねて望みたりし大外記の官の事を願ひ申されしに、諸卿僉議ありて、公資大外記の拜任よろしかるべきよし定められけり。時に小野宮右大臣實資公、意見を申たてられけるは、公資は妻の相撲を懷抱きて秀歌を案ぜん程に、役儀をかくべきものなりと嘲られければ、一座の人々もひそかに笑はれけり。此一言によりて公資かねて、望みし大外記の事空しくなりたり。此小野宮實資は、實頼公の孫にして、學問に博く、詩賦をもよくしたまひ、小右記といふ記錄をもつくられたるほどの人なりしかど、性質かど〳〵しきところおはして、人をそしりそこなひたまふ事どもありけり。扨相撲、歌に名高かりし事は、順德院の御詞にも、女の歌にしては赤染衞門、紫式部、相撲などはむかしにも恥ぬ歌人なりと、ほめさせたまへるにても知るべし。又此うらみわびほさぬ袖だにといふ歌は、榮花物語根合の卷に、永承六年五月五日、殿上の歌合の五番の左にて勝たる歌なり。其時の右方は右近少將經俊朝臣にて、

相摸

源頼光朝臣のむすめなり。或説に、本名乙侍従といひて、入道一品の宮の女房なりしよしいへり。

恨みわびほさぬ袖だにあるものを
こひにくちなむ名こそをしけれ

後拾遺集戀四に、永承六年、内裏の歌合にといふこと書あり。永承は後冷泉院の年號なり。歌のこゝろは、つれなき人をうらみつくして、うんじはてゝ、いつもなみだにぬれてかわかさぬわが袖さへあるに、まだ此上によそより何かといひたてられて、此戀故に朽はつるであらんと思ふわが名こそをしき事なれ、といふ事なり。

怒りて、自分の從者をして、親王の奴を打擲せしめ、ほとんど命も危き體なりければ、親王も大に怒らせ給ひ、此よしを帝に訴へたまひし故、帝逆鱗ましくて、藏人藤原永信に勅し、宣旨を下して檢非違使を遣はされ、定頼の從者、ならびに其事に預りたる中務丞源光成、進士橘爲通等を召捕へしめたまふ。其時左大臣道長公、奏聞せられけるは、すべて諸司の官人進士の輩、罪有て召捕るゝ事は、勅命を以て某に傳ふべき事に侍り、しかるに藏人永信、恣に計らひ候事奇怪の事に侍りとて、先永信が罪を論ぜられければ、帝も暫く勅宣をとゞめたまひ、定頼の從者ばかりを捕へて、五ヶ年の間、其行事の役をとゞめさせたまへり。或年の大嘗會に、定頼行事たるべきところに、攝政頼通公、もとより定頼の懦弱にして事に怠らるゝ事を知りたまひければ、右少辨藤原資業を以て定頼の代役たらしめ、人々に語りて申されけるは、定頼、才能ありて賢き事はかしこけれど、緩怠なる事又甚しとのたまへり。又定頼、或時關白頼道公の仰なるよし詐りて、源顯定を嘲られし事あり。然るに頼通公早く是を聞て、怒てのたまひけるは、攝政關白の身分として、輕々しく人を嘲弄する事あらんやと、仰せられけり。定頼の所行譏るべき事もまじりたれど、父に孝行ありし事は、人の知るところなりしといへり。

るを網代守といふなり。かやうにして待居れば、河の水が其杭の間にせかれ入るにつれて、彼床の簀の上へ氷魚がよりて來るをとる事なり、その杭をあじろ木といふなり。

權中納言定賴の話

定賴生質よそほひよくて、歌に巧に、能書の聞えあり。其父に孝心ありし人なり。一條院、大堰河へ行幸有ける時、定賴父の公任卿とともに帝の供奉として、おの〳〵歌よみて奉らるるに、公任卿の心に、定賴よき歌をよまれよかしと念じ居られしに、講師次第に歌をよみ上る。定賴の歌を公任耳をとめて聞れければ

　水もなく見えわたるかなな大堰河

とよみ上ければ、あまりに手づつなる事をいひ出されたると思ひて、公任卿、顔色かはりけるに、

　みねのもみぢはあめとふれども

とよみ終りければ、公任卿おもはずうちゑまれたりとぞ。又長和三年に、帝春日の社に行幸したまふに、定賴行事の役たり。しかるに定賴の從者と敦明親王の奴と鬪爭出來りけるに、定賴

權中納言定賴

大納言公任卿の一男にて、母は昭平親王の御むすめなり。寬弘年中侍従右近衞少將を歷て、長元二年に權中納言に任ぜられ、長久三年に正二位、同五年仕を致して、明年正月十八日、五十二歲にて薨ぜらる。

朝ぼらけ宇治の河霧たえ〴〵に
あらはれわたるせゞの網代木

千載集冬部、宇治にまかりて侍りけるときよめると有り。歌のこゝろは、夜の明がたにみれば、此宇治川に、夜のうちより立渡りてありたる霧がたえ〴〵に晴て行ば、次第々々に河瀨々々のあじろ木あらはれて、見えわたるけしきの面白さを、ありのまゝによみたる事なり。扨霧といふものを秋のものとばかり思ふ人あれど、冬も春もたつものなり。又網代といふものは、近江の田上川や、山城の宇治川に杭を左右にならべうちて、其下の方に床をかきて、篝火をたき居

たまはざりしが、伊勢より上らせたまひし後は、自由にかよひ參りたるに、又此ほどはきびしくいましめられておはする故、まことに彼伊勢にて、齋宮におはしませし時に立返りたるやうにて、まゝならぬ此比かなといふこゝろなり。さて又御殿の勾欄に結びつけられたる歌には、

みちのくの緒だえのはしやこれならんふみみふまずみ心まどはす

此歌は、奥州にをだえの橋といふはし有り、君とわが中はそのやうなるものなるにや、絕るといふ橋の名なる故、ふみを見もし見ずもして、心を迷はするなりといふ事にて、橋をふむ事を章にいひかけたるなり。扨また、今はたゞ思ひたえなんの歌も此比の歌と見えたり。此道雅はさして名高き程の歌よみにてはあらざりしかど、此齋宮の御事に附きてよまれたる歌にも、いたくよき歌どもありけるよしいへり。

の事はさしおきて、おもひきり侍らんといふばかりの一言なりとも、人だよりならず直におん目にかゝりて、申すよしもあれかしと思ひ侍ると、詠たるにて、あふことのまゝならぬ故、思ひあまりてよまれたる事なり。

左京大夫道雅の話

道雅公、前に長和五年に、三條院の第一の皇女常子内親王、伊勢の齋宮より歸りのぼらせ給ひて、皇后宮におはしましたれど、御殿のせばきよしありて、外の御殿にうつしおき奉りしに、しのびて通はるゝよし世間に風聞ありければ、院にも其よしきこしめして、彼齋宮の御めのとのしわざなるべしと怒らせたまひて、彼めのとを追しりぞけさせたまふほどに、其年もくれて、寛仁元年になりたり。彼齋宮は、道雅と中絶えたる事をいたく歎き思しめしけるに、道雅中將も跡をたえて、通ふべきよすがなくなりし故、風のたよりにて、ひそかに齋宮に參らせたるうたに、

さかき葉のゆふしでかけしそのかみに押しかへしても渡るころかな

此うたのこゝろは、齋宮にておはしましける時には、榊に白ゆふをかけて、みだりに人をよせ

左京大夫道雅

童名を松君と申せし。儀同三司伊周公の御子なり。母は大納言源重光の女なり。長和五年從三位左中將、萬壽三年四月左京權大夫に遷され、天喜二年七月、六十三歲にて卒せらる。

今はたゞおもひたえなむとばかりを
ひとづてならでいふよしもがな

後拾遺集戀三に、伊勢の齋宮わたりよりのぼりて侍りける人に、忍びてかよひける事を、おほやけも聞しめして、まもりめなどつけさせたまひて、しのびにもかよはずなりければ、よみ侍りけるとあり。これは、後の話のところにいふ。常子內親王に密通せられし事なれど、わざと齋宮わたりより上りたる人と、ひかへて書たるものなり。まもりめとは、目つけの人の事なり。扨歌の意は、申したき事がやま〳〵あれど、自由にならぬやうになりしかば、今はたゞ外

納言がなれる果のすがたなりしとぞ。此駿馬の骨の故事は、戰國策にあることなり。郭隗といふもの、燕の昭王に謂て曰く、いにしへの人君、使者を遣し、千金を賚せて、千里を行く馬ある事を聞ば、他國に往てこれを買しめたまふに、其使いまだ參らざるに、彼馬已に死したり、然るに彼使者、死したる馬の骨を五百金に買てかへりければ、天下其君の馬を好みたまふ事を知れり、こゝに於て、其後一年の程に、千里をかける駿馬三疋まで其國にいたれり、今王まことに天下のよき士を得んと欲したまはゞ、先某より始めて用ひたまへ、それがし用ひられなば、某より勝れるものの來らん事うたがふべがらずといへり。清少納言も、われ年老たりといへども、用ひたまはゞ才智ある人も參り仕へんものをと、いきどほりて申されしなるべし。此清少納言の家は、父の元輔の住れし家のあとなり。その證は新古今集に、

元輔がむかしすみ侍りける家のかたはらに、清少納言すみける頃、雪いみじう降りてへだての垣もたふれ侍りければ、申しつかはしける。　赤染衛門

跡もなく雪ふるさとはあれにけり何れむかしのかきねなるらん

といふ歌見えたり。

かけられたる御詞を聞より、取あへず御簾をかゝげられたるなり。是よりいよ〳〵皇后の御寵愛まさりて、此事を帝へ奏聞ありければ、内侍にもなさるべくおぼし召されけれど、其比彼儀同三司伊周公、花山院へ狼藉の御ふるまひ有し流罪の事などにて、かれこれ物さわがしかりしほどに、其まゝになりたり。此人のあらはせし枕の草子は、今も世に傳はりて名高き書なり。此書を枕の草子と名づけられたる事は、或時皇后定子の御前に、内大臣伊周公紙をたてまつられしかば、皇后清少納言にのたまひけるは、此紙に何をかゝまし、帝の御前には史記といふ書をかゝせ給へるものをと、宣まひければ、清少納言、申うけ侍りて、枕にこそはし侍らめと申されければ、さらばとて彼紙を賜はりたるなり。それよりふることや、今ある事や、何やかやと書れたれど、猶多くある紙の數なれば、それをかきつくさんとせしほどに、うつゝなき事どもを書つけしよし、彼草子にかゝれたり。はじめ其紙を申うくる時、枕にこそはし侍らめと申されたる故、やがて此草子を枕のさうしと名づけられたるなり。清少納言老後に零落せられたるに、若殿上人あまた車して彼家の前を通られに、家の體もことの外破壊したるを見て、少納言も無下にこそなりにけれと、車の内にていふを聞て、彼家のうちより簾をかきあげて、鬼女のかたちの如き女法師、顔をさし出して、駿馬の骨を買ずやといひたり。これすなはち清少

おはしければ、彼皇后かくれさせたまひて後、兄弟の御方なれば、清少納言も參りかよはれたるなるべし。此人は、女ながら學問有りて才智秀られしが、或年のきさらぎ晦日に、風吹て雪すこし降りけるを、宰相中將、

すこしはるあるこゝちこそすれ

といふことを主殿司していひおこせて、此上句をとく〳〵とせめけるに、清少納言、

そらさむみ花にまがひてちる雪に

といひやりければ、いといみじくめでられけり。又ある年の冬、雪ふりたる後に、皇后定子女房たちにむかはせたまひて、香爐峯の雪はいかにと仰せられしかば、清少納言、直に座を起て御前の御簾を捲上られたり。此事を聞きて、人々少納言の才のすみやかなりしを稱美せり。十訓抄には、此事を一條院の御前にて有し事のよし記せれど、清少納言みづから書れたる枕の草子によりて、皇后の御前にての事とさだむるなり。扨此香爐峯の雪の故事は、唐の白樂天、老後に廬山の麓に草堂をむすびて住れし時の詩に、

遺愛寺鐘欹レ枕聽　香爐峯雪撥レ簾看

と作られて、すなはち白氏文集に入たり。此詩の句を皇后には御會得ありて、清少納言に仰せ

のごとき空ごとをのたまふ御方に逢といふ逢坂の關は、妾はゆるし侍るまじと、たはぶれて詠みてやられしなり。其時又行成卿のかへしに、
逢坂は人こえやすきせきなれば鷄はなかねど明て待とか
とよみて贈られしなり。此うたのこゝろは、彼函谷の關とはちがひて、男と女と逢といふ名のある其逢坂の關は、人の越やすき關なるによりて、鷄はなかねど戸を明て待とやらんいふとなりと、又たはぶれて返しによみてやられたるなり。

淸少納言の話

淸少納言は、一條院の皇后宮につかへし女房なり。此皇后宮は、中關白道隆公の御むすめ定子と申せし御方なり。枕草子の所々に宮のおまへと書かれたるは、此皇后の御事なり。しかるに榮花物語に、淸少納言三條院の女御淑景舍の御もとに、宮仕へせられしよししるせり。此女御も道隆公の御むすめにて、皇后定子の御 妹なり。枕草子には、淑景舍の御事所々に出たれど、此御もとに宮仕へせられたるよしは見えず。彼皇后定子は、長保二年十二月にかくれさせたまひ、御妹の淑景舍は、長保四年八月にかくれさせ給ひて、御姉君よりは二年ばかり生殘りて

鷄が鳴たらふと申こされたる故、淸少納言の返事に、夜前はまだ夜が深からんと存じたるに、鷄が鳴たると仰らるゝ其鷄の聲は、函谷關の事にてさふらはんといひやられたるなり。此故事は史記にありて、孟嘗君といふは齊の國の人なりしが、秦の國へ行て、昭王の相となりて居られたるを、或人讒言して孟嘗君を殺さんとしければ、秦の國を遁れ出んとて、夜中に函谷關といふ關所迄落來られしに、此關の掟にて、鷄の鳴ぬうちは關の門を開かざるによりて、大に當惑せられし所に、此孟嘗君、平生あまたの客を扶持しおかれたるが、其三千人の食客の中に、此時つき從ひて來たる者に、鷄の聲のまねをよくする者ありて、其まねをしければ、まことの鷄の聲とや思ひけん、此關所の鷄も鳴出しければ、關守例の如く關門をひらきし故、孟嘗君はつゝがなく落のびられしといふ事あり。これはまことの鷄にあらざりし故、鷄のそら音と歌にもよむ事なり。行成卿の鷄の聲にもよほされて歸りしよしいひおこせられたるは、まことにあらず、かこつけ事なりといふ事を、函谷關の故事によせていひやられたるに、又そのふみの返事に、行成卿が、否、これは函谷の關にてはさふらはず、そこもとに逢といふ逢坂の關の事にてさふらふといひおこされし故、又淸少納言が此うたをよみて贈られたるなり。さて此うたの意は、彼函谷關の關守はまだ夜の明ぬうちに、そら鳴の鷄の聲にてたぶらかさるゝとも、世の中に君

清少納言

少納言は官名なり。清原元輔のむすめなる故、清少納言とよびしなり。一條院の皇后定子につかへし官女なり、

よをこめて鶏のそらねははかるとも
よにあふさかのせきはゆるさじ

後拾遺集雜二に、大納言行成ものがたりなどして侍りけるに、内の物忌にこもればとて、急ぎ歸りて、つとめて鶏の聲にもよほされてと、いひおこせて侍りければ、夜ふかゝりけん鶏の聲は函谷の關のことにやといひつかはしけるを、立かへり、これは逢坂の關に侍るとあれば、よめるとあり。これは大納言行成卿と物語などして夜を更されたる時、行成卿がこよひは禁裏に物いみせさせたまひて、おのれも其物忌にこもり侍ればといひて、急ぎ歸られしが、行成卿、翌早朝、清少納言のもとへつかはされしふみに、夜前は鶏の聲にせつかれて、早々歸りさふ

伊勢大輔の話

父輔親、伊勢の祭主たりし故、其むすめを伊勢大輔とよびたるなり。これも上東門院の女房にて、歌よみの名高かりし人なり。筑前守高階成順といふ人の妻になられたる由、後拾遺集に見えたり。しかるに宇治大納言物語には、伊勢大輔越前守にていみじうやさしき人の妻になられしが、逢初し比、夫の石山へこもられて音信のなかりしほどによみて、やられける、

見るめこそあふみの海のかたからめ吹きだにかよへしがのうら風

此歌は、近江の湖は海松や、和布が生えぬ故、それによせて近江の石山へ行たる人にあひ見る目はかたくとも、志賀の浦風なりとも吹かよひて、夫の音信を聞せよといふ心なり。此うたをよまれて後、其夫のなさけ殊更にまさりて、子孫も榮えしが、六條大貳、堀河大貳などといふ人は、此大輔の孫なりといへり。此物語に、越前守とかけるは、後拾遺集の筑前守を書誤りたるにや。同人か別人か其つまびらかなることを知らず。

伊勢大輔

大中臣能宣の孫にて、祭主輔親のむすめなる故、伊勢大輔といへり。

いにしへのならの都の八重さくら
けふこゝのへににほひぬるかな

詞花集春部に、一條院の御時、奈良の八重櫻を人のたてまつりて、その折り、御前に侍りければ、其花を題にて歌よめと仰ごと有ければとあり。歌のこゝろは、今は昔になりたる彼奈良の都の八重ざくらが、今日此九重の君の御前に匂ふこと哉と、此花をほめてよむうちに、當代をほめ奉り、いにしへと言ひてけふとうけ、八重といひて九重とうけたる所が、手際なり。九重は禁裏の事なり。

あはれといひてけり。扨それより身の熱もさめて、よろしくなりけりとぞ。此歌のいくべき方といふ詞も、往くと生くとをかねてよめるなり。さて程へて後に、小式部身まかりける時、母の式部かなしまるゝ事大方ならず、院にもいとをしく思しめしければ、失にしかども、其年に賜はる絹を母の式部がもとへ遣されけるに、小式部内侍と書つけたる籍あるをみて、母のよめる、

もろともに苔の下には朽ちずしてうづもれぬ名をみるぞかなしき

を思ひ人にしたまひける比、御所勞にて久しくこもらせ給ひしが、平愈して、上東門院の御方に參り給ひけるに、小式部臺盤所に居られけるを、教道公、其前を通て退出し給ふとて、此比死なんとせしを、何とて問はざりしと宣ひながら過たまふを、引とゞめ奉りて、小式部、

死ぬばかり歎きにこそは歎きしかいきて問ふべき身にしあらねば

と詠かけられたり。此こゝろは、君の御やまひの事をうけたまはりて、わらはも死ぬるばかりになげきに歎きて居侍り、しのぶ中にてさふらふ故、みづから行きて問奉るべき身に侍らねば、いよ〳〵死ぬるばかりになげきて居さふらひぬといふ事なり。古き詞には、往くをいくといへり。それを生るといふ詞にもかけて詠めるなり。教通公、此歌を聞きて感情にたへたまはず、やがてかき抱きて局におはしたりとぞ。小式部はかやうに當意卽妙の歌を折々よみけるよしなり。其後小式部重くわづらひて、今はかぎりになりて、人顏なども見しらぬほどになりてふしたりければ、母の和泉式部かたはらにそひて、額をおさへて泣けるに、小式部目をわづかに見あげて、母の顏をつく〴〵と見て、息のしたより、

いかにせんいくべきかたもおもほえず親にさきだつ道をしらねば

とわなゝきたる聲にて申ければ、天井の上にあくびしさしたるらんとおぼゆる聲ありて、あな

橋立をふみても見ぬといひなしたるものにて、大江山、幾野、天の橋立の三つの名所を詠み入て、思ふ心をあらはしける歌なり。

小式部内侍の話

和泉守道貞のむすめなり。母の和泉式部、小式部を生て後、夫道貞病死しければ、此むすめをつれて藤原保昌に嫁しけり。小式部幼少の時より歌よくよむといふ聞えありけるに、其才を妬みて、小式部がうたは、多くは母の和泉式部よみて與ふるなりといふ人も有けり。然るに其比母の式部は、夫保昌と共に丹後に下りて居けるが、京に歌合ありければ、小式部内侍、其歌合の人數にとられてよみけるを、中納言定頼卿たはぶれて、小式部の局に參けるに、丹後へつかはされたる人は歸りまゐりたるや、母御のもとより使はまゐり來ずや、いたう心もとなくおぼすらんといひて、局の前を過られけるを、簾より半ばかり出て、わづかに定頼の直衣の袖をひかへて、此大江やまいくのの道の遠ければといふうたをよみかけゝれば、定頼卿おもひの外に呆れて、こはいかに、かゝるやうやはあるとばかりいひて、返歌にも及ばず、袖を引はなちて逃られけり。小式部、これより歌よみの名世に高くなりけり。また大二條關白敎通公、小式部

小式部内侍

父は和泉守橘道定、母は和泉式部なり。母の召名につきて小式部といひしなり。

大江やまいくのゝ道のとほければ
まだふみも見ずあまのはしだて

金葉集雜上に、和泉式部、保昌に具して丹後國に侍りける比、都に歌合のありけるに、小式部内侍うたよみにとられて侍りけるを、中納言定頼、局のかたにまうで來て、歌はいかゞせさせたまふ、丹後へは人つかはしけんや、つかひはまうで來ずや、いかにこゝろもとなう思すらんなど、たはぶれてたちけるを引止めて詠めるとあり。この事は、おくの話の所にしるせば、こゝにはいはず。此歌のこゝろは、母の往きて居らるゝ丹後國へ下るには、丹波路の大江山、幾野などといふ所ありて、その名さへおほきなるやま、幾ばくともしれぬ野といふやうなる所にて、道のほども遠きによりて、未だたよりも、文も見侍らずといふ事を、彼丹後にある天の

ど、夫臣衛卒せられて後、尼になられ、擧周も子をまうけられしは長久二年の事にて、其後いつの比まで存命せられたるかは知らねど、榮花物語は寛治六年までの事あるによりて、くはしく年數を考ふれば、衛門のよはひ百二三十歳迄もながらへられねば、其年數あはざるなり。しかれば、榮花物語の作者を衛門とせんはおぼつかなき事なり。猶此物語の考は、安藤爲章の説もある事なり。

人に誇る心ある人なれば、其先祖は歴々なるに、近年官位の昇進とゞこほりて、不滿足なる心をかきて與へたまはゞ、公任卿うけさせたまはんと申されし故、匡衡、妻の詞にしたがひて、彼表文のはじめに、臣は五代の太政大臣の嫡男なり、曩祖忠仁公より已來、といふより次第に數へたてゝ、我身の不幸なる事を書つゞけてもて參られければ、公任卿、此下書を見て大に感じ悦ばれたり。これ全く妻の衞門が才に出たる事なり。然れども、夫の匡衡卿も名高き學者にて有し故、道長公の殿中にては、女房たちが此赤染を、匡衡の衞門とよびたるよしなり。さて擧周といふ子あり。和泉守にて有しが、彼任はてて後重病をやまれしに、住吉明神の御祟なるよしいひふらせしかば、母の衞門、

かはらんといひし命はをしからでさてもわかれん事ぞかなしき

たのみては久しくなりぬ住よしのまつ此たびのしるし見せなん

ちとせよとまだみどり子にありしよりたゞ住よしの松を祈りき

といふ歌をよみて、御幣三本にかきて、彼社へ奉納せられければ、其夜の夢に、白髮の翁が此御幣を手にとりたると見てより、彼擧周やまひ愈けるとぞ。又女有て江の侍從といへり。これも歌よみの名あらはれし人なりし。扨此衞門、榮花物語を作られたるよし、ふるく言傳へたれ

事かなといふ事なり。

赤染衛門の話

衛門の母は、初は平兼盛の妻なりしに、懐姙のまゝにて離別せられければ、生たる子をつれて、大隅守赤染時用に嫁せられたり。彼時用、衛門尉にて有し故、其むすめを赤染衛門といひしなり。生長して大江匡衡の妻となり、御堂關白道長公の北の方倫子に仕へられたり。和歌に巧にして、和泉式部と名をひとしくせらる。これを上東門院の女房といふ説は、すこしたがへり。門院の御母の官女なり。其頃藤原公任所存ありて、中納言を辭し奉らんと思はれしが、其表文の下書を、當時の名儒たる紀齊名、大江以言などを頼みて書せられけれど、何れも公任の心にかなはざりしかば、あらためて大江匡衡にあつらへられたり。匡衡よんどころなくうけがひて、家に歸らるゝより、甚難儀なる面もちにて居られたれば、妻の衛門あやしく思ひて、その樣をとはれければ、匡衡其仔細をかたりて、齊名や以言のごとき才學ある人の書たる文章さへうけがはれぬ事なるを、おのれいかでか書得んと思ふ故、心ぐるしく思ふなりとかたられければ、衛門しばらく思惟して申さるゝは、わらはが思ひよりさふらふは、彼公任卿は、生得

赤染衛門

赤染氏は、日本紀天武紀に、赤染徳足といふ人見えたれば、此人の子孫なるべし。衛門、父は大和守時用、一説に、兼盛の女といへど、よりどころたしかならず。

やすらはでねなましものをさよふけて
かたぶくまでの月をみしかな

後拾遺集戀二に、中關白少將に侍りける時、はらからなる人に物いひわたり侍りけり、たのめて來ざりけるつとめて、をんなにかはりて詠めるとあり。これは中關白道隆公がまだ少將にておはせしとき、衛門の兄弟の女にからかひて、月日を經たまひしが、ある夜來んと約束して頼みにさせおきて、來たまはざりける翌の朝、早々に彼女に代りて、衛門がよみてやられたるなり。歌のこゝろは、かやうなる事と知り侍らば、待あはさずにねやう事にて有りたるものを、來んとのたまひし故、宵より待て、西の空へかたぶく迄になりたる月を、ひとり見侍りし

大貳三位の話

此人は左衞門佐藤原宣孝と紫式部との中にうまれたるむすめなり。太宰大貳高階成章といふ人の妻になりて、後一條院の御乳母にめされ、三位の官を賜はりし故、夫の官によりて、大貳の三位とよばれしなり。狹衣四卷を作れり。後世に源氏狹衣とならびて、名高き物語草子なり。此狹衣を作られたる時代の事は、紹巴の說に云く、一條院寬弘の比、紫式部、源氏物語を作れり、それより四十年ばかり後の作にやといへり。此物語は、母の作られたる源氏物語のおもかげなる書きざまと見えて、其文章は世にめでたきものなり。扨此三位の妹に辨局といふ人あり。これも後冷泉院の御乳母となられたり。其事も榮花物語の楚王の夢の卷、殿上花見の卷などを見れば明らかに知らるゝなり。

大貳三位

父は左衞門佐宣孝、母は紫式部なり。名を賢子といへり。

ありまやまゐなのさゝ原風ふけば
いでそよ人をわすれやはする

後拾遺集戀二に、かれ／＼なる男の覺つかなうなど言ひたりけるによめる、とあり。中のたえだえになりたるをとこのかたより、わが疎遠なる事はいはずして、かへりて三位の心をおぼつかなく疑がはしきよしいひおこせたる時、よみたるにて、歌のこゝろは、津の國にありま山といふ所ありて、そのあたりに、猪名の篠原といふところもあり。彼有馬山より猪名のさゝ原さして風が吹來れば、さゝの葉がそよ／＼とすれあふ、其そよといふ詞を、それよといふ事にして、まことにそれよ、來もせぬ人のこゝろこそおぼつかなけれ、こなたにはわすれはせぬものをといふことなり。そよとは戰ぐといふ事にて、葉と葉とすれあひて音のする心なり。

おほしといへり。扨此紫式部のむすめ一人あり、名は賢子といへり。亦和歌をよくして狹衣をあらはすなり。

べからず。熊澤氏の孝經外傳或問の説をこゝに擧ぐ。其説に曰く、源氏物語の好色の事は作物語にして、いふほどの事は大かた實事なり、昔の政の禮と樂との教をのみかける書は、見る人すくなきによりて、終には絶失たる書籍多し、好色は人情の好むものゆゑ、おもては色ごのみ事をもつぱらに書きて、内證には、昔の禮樂風俗を、後々までいひ殘すやうに書たるものなり、色好みどもの物語を釣糸にして、いにしへの遺風や、禮樂のよき事を書置れし趣意をもしらずして、世間に源氏をよむ人は、多くは好色の媒となる事なり、源氏物語の實事は、錦のやうなるものなり、世間の源氏をみる人は、かの絅ばかりを見て、眞の錦をしらざる故、只好色の書のやうにて、主意をうしなひて傳れるは惜き事なり、先神事祭禮の古法、葬式の服色の濃き薄きへだてのある事など、くはしく記してあり、又其時代の頭中將、源氏の大將は今の諸候にくらぶれば、中より上の大身なるに、彼頭中將と源氏の君と同道して參内せらるゝとて、朝飯に粥と強飯とをまゐる事あり、早朝の參内にて、晝ならでは退出せられぬ故、粥ばかりにては堪がたき故、力に強飯を參ると見えたり、源氏の君嵯峨へ行て日を歷給ふ時も、強飯より外は用ひられざりしさまにかけり、これらの事にても、上代の質素にして、清美なる風俗のしらるゝなり、又後世の糸竹の傳にも絶たる祕曲ども、源氏物語にのみ止まりて、ある事も

露しげきよもぎがもとのむしの音をおぼろげにてや人のたづねん

とあり。これを見ても、彼女房に箏を敎へられたることの知らるゝなり。又日記の中に、箏のこと和琴調べながら心にいれて、雨のふる日琴柱倒せなどもいひ侍らぬまゝになど書れたり。扨源氏物語を作られたる事は、長保三年に夫宣孝に別れられてより、後三四五年ばかりやもめ住して居られし時の事なるべし。無名抄の說に、村上帝の御むすめ、大齋院より上東門院へ、めづらしき物語のさぶらはゞ見せさせたまへと、請につかはされし時、門院、式部をめしてつくらせられたるよしいへり。又其外さま〴〵の趣意をたてゝ論ずれど、いづれもおぼつかなき說どもなり。扨又石山の觀音に祈請して、須磨、明石の兩卷よりかき始めたりともいひ、大般若經の料紙を本尊に申うけて、書たりなどいふ說どもも、名高き古人達の言傳へたる事なれど、用ゐられぬ說々なり。又源氏物語を好色の書のやうにおもふは僻事なり。式部は前にもいふやうに、才德備りたる人なれば、種々樣々の世間にありたる事どもをとりあつめて、人々の心得にも、戒にもなるべきやうに、心をふくみて書きたるものにて、まことに人情、世態を盡したるかきざまなり。又文章に於ては、古今の名文たる事、今更いふに及ばざるものなり。但し此物語を好色の書とて賤しめ貶しむる儒者の論どもあれど、大意をうまく辨へぬ論どもは取る

べし。扨紫式部といふ名の事は、藤原爲時のむすめなりし故、始めは藤式部といひしを、源氏物語を作られし時、紫の上の事をすぐれて面しろくも、あはれにも書かれし故、彼上東門院の御殿にて、藤式部といふ呼名をあらためて、紫式部と號せられたるなり。又一條院源氏物語を叡覽ありて、御稱美の上、式部は日本紀をよく諳じたる者なりと仰られしより、左衞門の内侍といふ官女が、式部を日本紀の御局と申たるよしなり。式部の父爲時は、藤原時鄕の弟子にて、名高き學者にして、歌をもよくよまれし故、式部も幼少の時より學問の志し有りて、兄の惟親史記をよまれし時も、傍より見覺てよくよまれたり。それ故父の爲時申されけるは、此むすめ男子にてあらましかば、生長の後和漢の舊記にも涉り、朝廷の故實にも通ずべきに、女にてほいなしなど、つぶやかれしとぞ。式部寡になられし後も、夫宣孝の殘しおかれし書籍どもを見てのみ月日を過されし故、かたはらの女どもが、婦人の御身にてかやうに學問を好ませ給ふ故、不幸にて早く寡にならせられたるなるべしなど、ひそかにそしりたり。また箏をよく彈れけるにや、千載集に、上東門院に侍りける時、里に出たりける比、女房のせうそこのついでに、箏傳へにまうでんといひて侍りければ、つかはしけるといふことがき有て、式部のうたに、

たまへり。

すき物と名にしたてれば見る人のをらで過るはあらじとぞ思ふ

此こゝろは、梅は味の酸きものなるを、好き者とかよはせて、紫式部源氏物語を作りて、色好みといふ名にたちてあれば、見る人が梅を手折るごとく、式部を其まゝに見すごす事は有まじと思ふと、たはぶれたまひしなり。さて此返歌を式部のよまれたるは、

人にまだ折られぬものを誰か此すきものぞとはくちならしけん

これは、さやうに仰せらるれど、夫より外の人にはまだ手折られぬものを、たれか色ごのみなりと申しふらし候ぞといふ事なり。扨たま其比、式部渡殿にいねられし夜、戸をたゝく人有と聞て居られたれど、おそろしさに音もせずして、夜を明されたるに、其明る朝、道長公よりつかはされし歌、

よもすがら水鷄よりけになく〳〵ぞ槇の板戸をたゝきわびつる

くひなよりけにとは、くひなよりまさるほどにといふ事なり。此かへしに式部、

たゞならじとばかり叩くくひな故あけてはいかに悔しからまし

かやうに身を堅く持て操の正しき人にて、まことに才德兼備りたる女といふは、此紫式部なる

しなり。歌の意は、月も空をめぐりてば又出るものなるが、久しぶりにてめぐりあひて顔を見たるは、むかしの友だちなりし。その人かとも見わけぬあひだに、雲にかくれたるこよひの月のやうに、早くかへりし其人の残りおほさよといふ事なり。

紫式部の話

式部の夫は右衛門權佐藤原宣孝といへり。長保三年四月廿五日宣孝卒せられて、後再他に嫁せず、身を堅く持て、後に上東門院に仕へ奉れり。此門院の女房達は、皆歷々たる才女共なりしが、其中にて、此式部は才智ある貌もちもせず、甚おとなしき人なりけれど、學問は格別に優れられたり。其證は、寛治四年に、上東門院まだ中宮と申奉りし時、式部に白氏文集の樂府を習はせたまひし事あり。其比門院の御父御堂關白道長公、式部が夫に別れて後やもめながらに宮仕へするに、容儀うるはしく才智ある女なる故、たび〱たはぶれ言などのたまひけれど、品よくもてなして御心にしたがふ事なかりし。さやうの事どもは、彼式部の日記にて窺ひ知らるゝなり。寛弘六年の比、式部の作られし源氏物語、門院の御前にありけるを、道長公御覽ありて、例の御たはぶれごとありしついでに、梅の折枝に敷てありし紙に、御歌を書せ

紫式部

中納言兼輔の曾孫、從五位下藤原爲時のむすめ、母は攝津守爲信のむすめなり。右衛門權佐藤原宣孝の妻となりて二人の女を生り。姉の賢子は、太宰大貳高階成章の妻となりし故、後に大貳三位といひ、妹は辨局といひて、後に後冷泉院の御乳母となれり。

巡りあひて見しやそれとも分ぬまに
くもかくれにしよはの月かな

新古今集雜の上に、はやくよりわらは友だちに侍りける人の、とし比經て行逢ひたるが、ほのかにて、七月十日ごろ、月にきほひて歸り侍りければ、と有り。はるかに前かどよりをさな友達にて有たる人が、年數をへて後出逢ひたるに、たしかに其人とも思ひさだめぬあひだに、七月十日比の夕月のかくるゝにおとらず、彼人もはやく歸りたるを本意なくおもひて詠みたるよ

とかきたり。式部これを見るよりあはれと思ひて、此童に奥のかたへ來よといひて、呼入れけるとぞ。此うたは、もみぢの青かりしを、襖借りしとかけて、こひの心をあらはしたるものなり。襖は上に著るものなり。又いつのとしの事にか、式部、加茂にまゐりけるに、わらうづに、足をくはれて、紙をまきたりけるを見て、神主忠頼、

ちはやふるかみをもあしにまくものか

といひたりけるに、式部とりあへず、

これをぞしものやしろとはいふ

とつけたり。下加茂の社なりける故、かくいへりけるとぞ。此連歌は金葉集に入られたり。さて又式部、播磨書寫山の性空上人に贈りたる歌、拾遺集に入たり。

くらきよりくらき道にぞ入ぬべきはるかにてらせ山のはの月

これは法華經に、從冥入冥永不聞佛名といふ文あり。其心をよみたるにて、世に名高き歌なり。さて後に式部尼になりて寺に住たり。其寺は小御堂といひて、御堂關白道長公の御領なりしを、式部に賜はりしが、後に誠心院といへり。俗に和泉式部といふ寺あり、すなはち是なり。式部、本名を辨内侍と云り。今世に傳はる所の辨内侍日記、其自記なるものなり。

りによき歌よみたまへといひければ、式部

　ことわりやいかでか鹿のなかざらん今宵ばかりの命と思へば

かく詠みたりければ、あすの狩はとゞめてけり。此保昌に忘られたりける比、貴船明神に詣て、御手洗に螢のとぶを見て、

　物おもへば澤の螢もわが身よりあくがれ出るたまかとぞみる

とよみければ、社のうちより、

　おく山にたぎりて落る瀧つ瀬のたま散るばかり物なおもひそ

といふ歌を、明神の返しによみたまへると覺えたるに、果してそのしるし有しといへり。又いつのほどにかありけん、式部忍びて稲荷へ詣けるに、田中明神の西のほどにて、にはかに時雨しければ、いかゞすべきと思ふに、田をかりける童の襖といふものを乞かりて、著て詣でけり。歸りのほどに、雨も晴ければ、此あをを彼わらはにかへしにけり。さて次の日、式部宿にありてはしのかたを見出して居たるに、大きやかなる童のふみを持てたゝずみければ、あれは何するものぞと問はせければ、此文を參らせ候はんといひて、さしおきたるをみれば、

　時雨する稲荷の山のもみぢ葉はあをかりしより思ひそめてき

す。扇さしいでてとりつ。こよひは歸りなん、あすはものいみといふなれば、長居せんもおや
しと人の思はんとのたまへば、式部
こゝろみに雨も降らなん宿すぎて空行く月のかげやとまると
かく申しければ、しばしのぼりて、こまかにかたらひ置て出たまふとて、
あぢきなく雲居の月にさそはれて影こそ出れこゝろやは行く
ありつる文をみれば、
我ゆゑに月をながむと告げつれば誠かと見に出でて來にけり
と書かせたまへり。此宮は、何事につけてもをかしくおはしましつるに、あはくしきものに
思はせまゐらせたるが、心うく覺ゆと、式部みづから日記に書たり。此帥宮はじめはかやうに
て、式部にふかき御心ざしもなきやうに見えさせたまひけれど、後には御上をも去り奉らせ
給ひて、一向に御妻にせさせ給へりと、宇治物語にはあれど、さもなかりしにや、後には丹後
守藤原保昌が妻となりて、丹後へ下られたり。其比保昌、明日狩せんとて、武具ども取集めた
る夜、鹿のいたく鳴ければ、妻の式部これを聞て、いであなあはれや、明月死んずるとていた
く鳴にこそとて、心憂がりければ、保昌聞て、さほどに思さば明日の狩はとゞめん、そのかは

和泉式部の話

越前守大江雅致のむすめ式部、和歌をよみたるが、和泉守橘道貞の妻となりたる故、夫の守名によりて、和泉式部と呼れたり。此道貞の胤にて、小式部といふ女を生たり。後に夫道貞死したりければ、上東門院に仕へられたり。上東門院と申すは、一條院の御后にて、寛弘五年四月に中宮に立せ給ひ、御名を彰子と申し、後に上東門院と號し奉れり。是は御堂關白道長公の御むすめなり。此御前につかへし女官いづれも名高かりし人々にて、和泉式部も其中の一人なり。式部若かりける時、冷泉院第四の皇子帥宮、しのびて通ひたまひける比、久しく音せさせたまはざりけるに、其宮に仕へしわらはの來りけるに、御文もなくてかへりまゐるに、

　またましとかばかりこそはあらましか思ひもかけぬけふの夕ぐれ

と書きてことづてたるを、かの童宮のおまへにもてかへりて參らせければ、まことに行ずして久しくなりにけりとて、心ぐるしうおほせしにや、やがておはしましたり。式部も月をながめてはしらの方に居たり。せんざいの露きら〳〵と置きたるに、人は草葉の露なれやと、のたまはするさまいうに愛でたし。御扇に御ふみをいれて、御つかひのとく參りにければとて賜は

和泉式部

越前守大江雅致のむすめなり。母は越前守保衡の女といへり。

あらさらむ此世のほかのおもひては
いまひとたひのあふこともかな

後拾遺集戀三に、こゝち例ならず侍りける比、人の許につかはしける、とあり。これはやまひにをかされて、こゝろもちも常にかはりてものうかりける時、思ふ人のもとへ詠みてやりたるうたなり。歌の意は、此ほどはやみふして、もはや此世に久しくも居まじと思ひ侍るによりて、この世の外の、先の世にての思ひ出しぐさにもなるやうに、何とぞ今一度君に逢まゐらする事もあれかしと思ひ侍るといふ事なり。

そ山のはの月をこそ遙にてらせ式部が歌には、定頼の曰く、べきにと、いふ歌よむものなりと。公任のいはく、案内をしらざる也、闇きよりくらき道にぞ入ぬ世以て秀歌と稱し候はいかゞ。彼文に引れていで來れる詞なり、こやとも人をとべきは經文なり、末の、はるかにてらせは、凡人の思ひよる事にあらずといはれたり。いひおきて、末にひまこそなけれとよむは、

又新古今集に、敦道のみこのともに、前大納言公任の白川の家にまかりて、又の日みこのつかはしける使につけて申侍りける、

和泉式部

折人のそれなるからにあぢきなくみしわがやどの花の香ぞする

此敦道親王と申奉るは、冷泉院の皇子三品帥宮の御事にて、和泉式部は彼宮の御思ひ人なりし。又公任の著されたる書は、北山鈔、和歌九品論義、新撰髄腦、前五十番名所和歌集、拾遺抄、深窓祕抄、金玉集、和漢朗詠集等なり。公任學問の業を高岳相如にうけられたる故、朗詠集の中に、多く相如の句を收められたり。又三十六歌仙を選まれたる事は、六條の具平親王と和歌の事を論ぜられし時、公任卿、親王にむかひて、まことに貫之は歌仙にて候ふと申されければ、親王は人麿には及ばじと仰せられけるを、公任心ゆかず思はれけるが、後日におの〱秀歌十首宛を書て合せられしに、八首は人麿の勝にて、二首は貫之の勝となりしかば、公任いよいよ不滿足におもはれて、それより退いて、自分に三十六人の秀歌を撰みて、左右にこれを合されたるなり。公任卿の子の定頼卿も、其世にならびなき能書にて、和漢の才人なりし。袋草子に曰く、和歌は人の心々なり、定頼卿、父の公任卿に問て申されけるは、式部、赤染衛門、何れか勝れたる歌よみに候や。公任答ていはく、一口の論にあちず、式部は、こやとも人の云

る故、藏人所の衆、瀧口出納、御倉女官、主殿司の下部どもにいたるまで、そこらのものども是をみんとて、皆東の陣へ競ひあつまるほどに、彼死骸を殿上の疊ながら、西の陣より出せと申付られければ、引ちがへて西より出しけるに、一人の見物なくて陣の外へ出しければ、父の三位來りて、彼死骸を迎へとりてけり。其後十日許して、敎通の夢に、藏人の靈來りて、死の恥をかくさせたまへる事、世にもわすれがたし、東の陣より出ましかば、多くの人に見えなましをといひて、手をすりて泣く〳〵悦ぶと見えてけり。公任卿、此敎通を婿にとりて、婿入の時に、和漢朗詠集二卷を撰して厨子に置れしとなり。まことにゆゝしき引出物なりといへり。此朗詠集は長谷の別莊にて撰ぜられしにや、今に山城の北岩倉に、朗詠谷といふ古跡殘れり。さて、公任卿萬壽元年に、寵愛の女に後れられて、哀慕に堪ず、遂に表を上りて仕へを致し、長谷の別莊に籠りて僧となられたり。公任は生得色を好まざる人にて、其妻も先に尼になられたれば、此度僧となりても獨居して、常に閑寂を樂しみ、長久二年に七十六歲にて身まかられたり。世に此人を四條大納言と稱せり。又北白川に公任山莊の古跡有り。拾遺集に、北白川の山莊に、花のおもしろく咲て侍りけるを、見に人々まうで來りければ、　公任

春來てぞ人もとひけるやまざとは花こそやどのあるじなりけれ

りてけしきばかりゆづるよし會釋せられけるに、齊信卿辭する事もなくて、やがて拍子をとられたるが、おもひの外なる事と、あへなく覺えて、始終聞れければ、ひとつの失もなくめでたく拍子とられけり。さて事果て、公任、齊信にむかひて、いつのほどより此事御沙汰候ひけるにやと、申されければ、齊信公事の道にて候へば、かたのごとく用意つかまつれりとぞ答へられける。此事によりて、右衛門督齊信、公任を超て官をすゝまれけるを、いとほいなき事におもひ、虚病をかまへて參內もせられず、其上に中納言の職を辭せんとて、表をたてまつられけるに、主上匡房を御使にて、これは事ありげなる辭表なればをさむまじきなり、先齊信に一階を超られよと、仰せ下されしが、いく程なく大納言に任ぜられ、正二位兼按察使に進まれぬ。ここに於て、齊信中納言を超て一階官をすゝまれければ、公任よろこびにたへずして、かくぞよまれける。

　嬉しさをむかしは袖につゝみけり今宵は身にもあまりぬるかな

公任卿の婿を教通といへり。教通圓融院の御時、頭中將にて殿上にさぶらはれけるに、式部丞藏人藤原貞高といふ人、大盤に付ながら頓死したりけるを、教通奉行にて、奏司下部をめしてかき出させられけるに、何方より出し申べきと申ければ、東の陣より出べきぞと申されけ

しらしらとしらけたる夜の月かげに雪かきわけて梅の花をる

と申されければ、大にめでさせたまひ、叡慮ことにうるはしかりけるに感じて、ゆゝしきまでに落涙せられければ、主上も御袖をぬらさせたまへり。公任此世の思ひ出は此事に侍るとて、申出らるゝたびごとに袖を絞られけりとぞ。又或年、御堂關白道長公、大堰河にて遊覧したまひけるに、詩の船と歌の船とをわけて、おのおの其道に名ある人をのせられたるに、公任卿には、何れの船にのらるゝぞ、と仰られければ、和歌の船に乘申すべきよし申して、

朝まだきあらしの山のさむければ紅葉のにきしきぬ人ぞなき

といふ歌を、彼舟の中にてよまれたり。其後人に申さるゝは、何れの船にのらんと思ふぞと仰られたるは、心おとりのせられたる事なり、しかし詩の船乘て、此歌ほどなる詩を作りたらば、名を揚べき事なりしをといはれたり。此うたを、花山院、拾遺集を撰ぜられし時、紅葉の衣と直して入るべしと仰せられけれど、しかるべからずと申されて、もとのまゝにもみぢの錦として入られたり。又圓融院の御時、大堰河遊覽に、詩歌管絃の三の船にのられしとも云り。又後一條院の御時、清暑堂の御神樂に、公任拍子とるべきにて有けるが、期に望みて、齊信卿上臈にて上に居られたりけるに、管絃者にあらねば、拍子の事をよも承伏せじと思ひて、笏をさしや

には瀧の音とあり。扨歌の意は、此瀧は嵯峨天皇の御時代には、おもしろき瀧にてありたるよし、其瀧の流れて落る音は絶えて久しくなりたれど、高き名はいひ傳へて、今もやはり世に聞ゆる事ぞといふ心にて、瀧の音と上にいひたるによりて、瀧に縁ある詞にて、むかしより今に傳はりてある事を、名が流れて猶聞ゆるとつゞけたるものなり。

大納言公任の話

公任は小野宮太政大臣實頼公の孫、三條太政大臣頼忠公の長子にて、母は代明親王の御むすめなり。天元三年、淸凉殿にて元服せられしに、帝御手づから冠をさづけさせたまひ、正四位に敍せられ、次第に昇進して大納言に任ぜらる。人となり聰明にして和漢の才あり。殊に和歌にたくみにして、又能書の聞えあり。其餘管絃等の諸藝などにわたらぬ事なき人なりし。若かりし時、或年のきさらぎ中の十日の初めつかた、雪いみじく降かさねて、月ことにあかく、木ごとに花さくこゝちして、いづれを梅とわきがたきに、公任の中將をめして、梅の花を折て參れとてつかはされけるに、ほどなく雪をも散らさず折て參られけるに、帝いかゞ思ひつると仰の有ければ、かくこそよみて侍りつれとて、

大納言公任

天元三年清涼殿にて元服せられ、正四位下に敍せられ、尋で侍從となり、永觀、寛和の間、左近衞權中將兼尾張伊豫權守となり、正四位上にすゝみ、永祚の初め藏人頭に補られ、備前守を兼ね、正暦三年參議に拜られ、長德、長保の間、左衞門督、檢非違使別當をかれ、中納言に任ぜられ、正三位に敍せられ、又大納言に任ぜらる。

瀧乃音は絶てひさしくなりぬれど
なこそながれてなほきこえけれ

拾遺集雜上に、大覺寺に人々あまた罷りたりけるに、古き瀧を見て、とあり。大覺寺は遍照寺の西にあるよし、拾芥抄に見えたり。嵯峨上皇のおはせし所にて、瀧を落し、瀧殿をつくらせて御覽有し所なりしが、此時代には、其かたばかり殘りて、瀧は無りしが、そこへ人々と共に往て、ふるき瀧の跡を見て詠れしなり。拾遺集には、瀧の糸はたえて久しくとあり。千載集

遷にあひたまふ事をいきどほり給ひ、帝を恨て髪をきらせ給ひけれど、帝は此中宮をますく〱寵愛したまひて、遂に皇子を生せたまへり。それ故に此度伊周公兄弟を許されて、同四月二人ともに歸洛あり、寛弘五年准大臣になられたり。此人みづから儀同三司と號せられたるにて、常の官名の例にはあらざるなり。

ど、男の心のかはるうきめを見んよりは、かはらぬさきに死にたしといふ意なり。

儀同三司母の話

儀同三司は官名にて、三公と儀が同じ事なりといふ意なり。此伊周公より始りて近代も有り。又従一位の唐名を儀同三司といふは別の事なり。扨此儀同三司の母と申すは、従三位高階眞人成忠のむすめにして、従三位貴子と申す。中關白道隆公の室となりて、儀同三司伊周公と、中宮の定子とを生み給へり。後拾遺に、高内侍とあるも此御方の事にて、女ながら男まさりに文章をも書たまへり。扨御子の伊周公は、正暦三年に、十九歳にて權大納言に任ぜられ、同五年内大臣に任ぜられ給ひしが、長德二年に、花山法皇鷹司殿の第四の御女に通はせ給ひ、毎夜忍びて幸なりけるに、此時伊周公は、彼第三の女に語らひ給へりければ、法皇その女に通はせたまふと思ひ誤り、弟の隆家と示しあはせ、法皇の通はせ給ふ道にて、御車に弓を射かけられければ、法皇あやふき目にあはせたまひて、逃のびさせたまへり。此事によりて今年四月に、内大臣伊周公を太宰權帥に左遷せしめ、其弟隆家を出雲權帥に貶して、都を追拂はせらる。翌年三月、中宮定子敦康親王を生せ給へり。これより先に、中宮御兄弟たる伊周、隆家の左

儀同三司母

儀同三司伊周公の父は、中關白道隆公なり。伊周公正暦三年十九歳にして權大納言正三位となり、同五年大將を越て内大臣に任ぜられ、長徳二年事に坐せられて太宰權帥に左遷せられたまひしが、同三年京に召かへされ、寛弘五年准大臣として封千戸を賜はり、同七年三十七歳にて薨ぜらる。

わすれじの行末まではかたければ
けふをかぎりのいのちともがな

新古今集戀三に、中關白かよひそめ侍りし比とあり。中關白道隆公、其比はまだわかゝよりしに、此儀同三司の母も成忠のむすめと申せしほどに、しのびてかよひしたまひし時のうたなり。歌の意は、いつまでもわすれまじといふ人の言葉が、末々までは頼みにし難きによりて、かやうに深切にいうてたまはる今日きりのわが命にてもあれかし。命ほど惜きものはなけれ

兼家公の返事に、夜前そなたへまゐりたれど、門を明たまはざるゆゑ、夜の明るまで立て待べしと思ひつれど、禁裏より御使たまはりたれば、よんどころなく歸りぬ、外にて明せしにやとうたがはるゝもむべなる事ながら、などかきて、彼歌のかへしに、

げにやげに冬の夜ならぬ槙の戸もおそく明るはわびしかりけり

これは彼女君のうたに、ひとり寐をしてよの明るを待は、いかほど久しきものと思しめさるゝぞと、よみたまへるをうけて、まことにそなたの申さるゝ冬の夜の明るを待間は久しきものにてあらんが、その冬のよにはあらぬ槙の板戸も、遲く明るを待は、くるしきものにて有けりといふ心なり。扨此嘆きつゝの歌の事書を、後拾遺集には、其夜の贈答のやうに書きたれど、かげろふの日記をみれば、翌朝の贈答なり。又兼家公の御事を、後拾遺には、入道攝政と書き、大鏡には、大入道殿と書るは、いづれも後の稱號を書たるものにて、此女君に通ひ給ひし時は、まだ右兵衛佐と申せし程の事なり。又顯昭の色葉抄に、道綱の母を本朝三美人の中の一人といへり。又兼家公夫婦の御事、ならびに御子道綱卿の事どもは、彼蜻蛉日記と大鏡とに委ければ、こゝにもらしつ。

ふこゝろなり。なげくはためいきをつく事なり。

右大將道綱母の話

道綱の母は、藤原倫寧のむすめなり。東三條の攝政兼家公、天曆八年の比はまだ兵衛佐といふ輕き御身にてありける時、此倫寧のむすめのもとへ通ひたまひて、度々歌をよみかはされしが、明る年の八月廿日に、道綱を生み給ひしかば、ほどなく兼家公の北の方となりたまへり。兼家公のしのびて通ひたまひしほどの歌などを書きあつめて、蜻蛉日記と名づけられたるは、すなはち此道綱の母の作なり。其日記には、天曆八年より後天延二年まで、およそ廿年ばかりの事もあり。扨彼日記の天曆九年の所に、十月の末に、三夜ばかり打續きて兼家公のおはせざりし事有て、曉がたに門を叩く音せし故、おはせしにやと思はれたれど、此程は外に通はせたまふ所のありげなれば、わざと門を明たまはざれば、定めて例の所へおはしけんと思ひ居たまひけれど、翌る朝になりて、

なげきつゝひとりぬる夜の明るまはいかに久しきものとかは知る

とよみて、いつものふみよりは引つくろひて、うつろひたる菊の花にさしてやりたまひしかば、

右大將道綱母

道綱卿の父は、東三條の攝政兼家公なり。道綱、長德二年右大將に任じ、同三年大納言、長保三年正二位、寬仁四年薨ず。母は正四位下倫寧の女にして、長能の妹たり。

嘆きつゝひとりぬる夜の明るまは
いかに久しきものとかはしる

拾遺集戀四に、入道攝政まかりたりけるに、門をおそく明ければ、立わづらひぬといひいれて侍りければ、よみて出しけるとあり。此ことがきは、入道攝政兼家公わかゝりし時、此御方へかよひたまひけるに、ある夜門を遲く明られければ、兼家公の詞に、先ほどより門の外に立わづらひたるぞと、內へいひ入させたまひければ、內よりよみて出されたる歌なり。歌のこゝろは、門を明るあひだの遲きをさへ、さやうに仰せらるゝが、わらはがうちなげきつゝして、ひとりねる夜の其夜あけまでのあひだは、いかほど久しく待遠なるものぞとおぼしめすぞとい

大僧正行尊　歌譯

大峯順逆峯入の話

行尊能書の話

行尊琵琶の緒を懐にせられし話

聖寶僧正　三寶院の祖たる話

周防内侍　歌譯

三條院　御製譯

帝御目を病せたまふ話

内裏數度炎上の話

百人一首一夕話　巻之五

目録

藤原道信朝臣の話

一條院の正暦三年六月、太政大臣爲光薨ぜられしかば、相摸公に對し恒德公と謚せらる。其子道信朝臣悲しみ思はるゝ事果しなけれど、親の喪は一箇年にして除服するが常禮なれば、其制にたがふ事能はずして、服をぬがれし時、

かぎりあれば今日ぬぎすてつ藤ごろもはてなきものは淚なりけり

時の人此歌を聞て、其孝心を感じけり。其後正曆五年、粟田右大臣道兼公、道信朝臣を養子とし給ひ、北の方の御妹をめあはせ給へり。此事は榮華物語の見はてぬ夢の巻につまびらかなり。又同じ巻に、長德のはじめ小野宮實資、式部卿宮の御むすめたりし花山院の女御にかよはるゝ事を聞て、道信の中將よまれたる歌に

うれしさはいかばかりかは思ふらんうきは身にしむ心地こそすれ

此歌にておもへば、道信も彼女御にけさうせられたるにやあらんといへり。

藤原道信朝臣

祖父は九條右大臣師輔公、父は法住寺爲光公、母は謙德公のむすめなり。道信の官位は、左中將、從四位、正曆五年、廿三歳にして卒せらる。

明ぬれはくるゝものとはしりなから

なほうらめしきあさほらけかな

後拾遺集戀二に、女のもとより雪のふり侍りける日、歸りてつかはしけると有て、二首ある中の一首なり。此歌の意は、夜が明たれば又其日が暮る、日が暮たらば又往てあはるゝ物ぞとは知りて居ながら、別れ際にはやはりうらめしう思はるゝ此夜あけの頃かなといふ事なり。後拾遺に、此うたとならびて入たる今一首は、

かへるさの道やは變るかはらねど解くるにまどふ今朝のあは雪

といふ歌なり。

殘れるを見て、公任、

けふ來ずば見でや止まし山ざとのもみぢも人もつねならぬ世に

とあり。又西行法師みちのくへ下られける時、野中に目にたつさまなる塚ありけるを、人にとはれければ、これを中將の墓と申すとこたへければ、中將とはいづれの人ぞと問ければ、實方朝臣の事と申しけるに、折しも冬の事にて、霜がれの薄ほのぐと見え渡りて、物がなしく覺えられて詠まれたる西行のうた、

朽もせぬその名ばかりをとゞめ置てかれ野の薄かたみとぞみる

此歌新千載集に入たり。實方朝臣の子を朝光といひしが、それも歌の上手なりけるとぞ。

詠みたるなれど、兩國にわかれて後は、彼松は出羽に侍るなりと申ければ、實方大に悅び、出羽に越て彼松をも見られたり。老翁は塩釜大明神とぞ聞えし。初實方、行成卿を亂冠に及れし時、勘事を蒙られ、陸奥に下りて歌枕見て參れと仰られしかば、其國に下らるゝより、かやうに名所あまた記しつけて奉られけれど、勅免はなかりしなり。さて又實方奥州にて笠島といふ所を過られけるが、道のかたはらに一つのほこら有けるを見て、實方村人に、是は何の神なるぞと問れければ、村人申けるは、都の出雲路の道祖神の御むすめ、父の神のいからせたまふ事有て、此國へ棄られたまふを、此所のものども祠をたてゝいはひ祭り侍るなり、靈驗ある御神にてさふらへば、殿にも御下馬ありて、額づかせたまへと申ければ、實方いかりて、さやうのけがらはしき神に下馬するやうやはあるとて、乘うちに過られけるに、其馬たちまち倒れ死せしが、實方もほどなく身まかられたり。實方陸奥にて身まかられしに、終身藏人頭の官にて昇進せざりし事を恨まれける故、死後にも其執心や殘りけん、雀となりて、禁中の小臺盤を喰れけるよしいひさわぎければ、其靈を神にいはひこめられたり。鴨の橋本の社それなりと兼好もいへり。又實方の家は、白川にありしと見えたり。新古今集に、世中はかなく人々多くなり侍りける比、中將實方朝臣身まかりて、十月ばかり白川の家にまかりけるに、もみぢの一葉

歌、

　ことづてん都のかたへゆく月の木の下くらく今ぞまどふと

木の下暗くといふ詞に、下鞍といふことをかくして詠るなり。さて實方陸奥へ下りて、五月五日に、軒に菖蒲を葺んとするに、彼國には菖蒲のなかりければ、水草は同じ事なりとて、安積の沼のかつみをぞふかれける。それより後は、かの國人もこれを見ならひて、端午にはいつの年もかつみをぞ葺たりける。又或説に、實方陸奥に下りて、みとせがあひだ名どころどもを尋ねしるされけるに、あこやの松のありどころ知れざりけるが、正しく此國にあるよし聞たるものをとて、猶もこゝかしこをたづね問ひけれど、知りたるものもなかりければ、尋ねわびてやすらひつゝ行れけるほどに、一人の老翁にあへり。彼翁實方を見て申けるは、御邊は物おもひする人にこそおはすらめ、何事をか歎きたまふと問ふ。あこやの松を尋ねわびさふらふと、答へられければ、老翁聞て、いと情ふかき事に侍り、それは古き歌に、

　みちのくのあこやの松の木高きに出べき月の出やらぬかな

とよめり、此事を思ひ出て、都よりはる〴〵と尋ね下りたまへるにやといへば、實方さにこそ侍れとこたふ。翁いはく、陸奥と出羽と、もとは一國にて侍りし故、みちのくのあこやの松と

かう程の亂冠に預かるべき事こそ、心に覺え侍らね、其仔細をうけたまはりて後の事にも侍らんものをと、ことうるはしくいはれければ、實方は詞しらけて迯られけり。其折しも半蔀のかなたより、主上始終を御覽有て、行成はいみじきものなり、かくまでおとなしき心あらんものとは思はざりけりと、賞美したまひて、其比藏人の官の明たりけるに、多くの人を越て行成卿を藏人になされ、實方は中將の官をめしあげられ、歌枕みて參れとて陸奧につかはされけるが、一旦の不禮をとがめさせたまへれど、もとより才ある人なりければ、あはれませたまひ、奧州へ往るゝ時、殿上へめされ、御酒など賜はり、位を一階すゝめて遣されし。此時右近中將師宣といふ人、日比實方とへだてなき友なりければ、實方なく／＼いとまごひして陸奧へ下られし後、かの國より師宣のもとへおこされたる歌、

やすらはでおもひ立ちにし東路にありけるものをはゞかりの關

此歌の心は、君の勅勘を蒙りて都に足をとめず、思ひたちて奧州にくだりしが、東路にも猶世をはゞかるといふはゞかりの關は有たるものを、さやうなる名のあらんとも思はず、都をはゞかりてとく立出し事よといふ事なり。又此別に大納言公任も、馬の下鞍といふものをつかはすとて、都の月をこひざらめやはといふ歌をそへられたり。其かへりごとに、實方のよまれたる

藤原實方朝臣の話

實方朝臣、叔父濟時の養子となりて一條帝に仕へ、歌よみの名高かりしが、或年の春、殿上のをのこども、花みんとて東山の邊へ行れけるに、俄にこゝろなき雨の降出ければ、人々さわぎあへるに、實方の中將木のもとに立よりて、

さくらがり雨は降りきぬ同じくばぬるとも花の蔭にやどらん

とよみて、梢もり來る雨にさながら濡れて、裝束もしぼるばかりになりたるよしを聞傳へて、此事興ある事に人々思ひあはれけるに、又の日齊信大納言、かゝるおもしろき事の侍りしと、主上へ奏聞せられけるに、そのをりしも行成卿御前におはしけるが、歌はおもしろし、實方のふるまひこそ嗚呼がましけれといはれけり。この詞を實方もり聞きて、それより行成卿にふかくうらみを含まれけるが、其後殿上に於て、ふと行成卿と爭ひ論ぜらるゝ事ありしに、さきのいきどほりをや心にふくまれけん、行成卿の冠を笏にて打落し、小庭に投捨られたり。此時行成卿はすこしも怒れるけしきなくて、殿守司をめして、冠とりて參れとて、冠して、守刀よりかうがい拔きとりて鬢つくろひて居直り、いかなる事にてさふらふやらん、たちまちに

藤原實方朝臣

左大臣師尹公の孫なり。父の定時は侍從たり。叔父の濟時養ひて子とす。一條帝に仕へて侍從右兵衞權佐を歴、從四位上に叙せられ、左近衞の中將にいたる。

かくとだにえやはいぶきのさしも草
さしもしらじなもゆるおもひを

後拾遺集戀一に、女にはじめて言ひつかはしけるとあり。歌の意は、かやうに思うて居るといふ事さへ、えいはぬによりてと云ふことばを、伊吹山といふ山の名にいひかけたるものにて、伊吹山は下野の名所なり。其山にさしも草といふ草がはゆるなり。それは今いふもぐさの事なり。其さしも草といふ名に、さしも知らじなと重ねて云ひかけたるものなり。さしものしの字は、助字にて、先の人がさうとも知るまじ、このやうにむねの燃ゆるほどにこがれて居る我が思ひをといふこゝろなり。

達二人おはしけるが、兄の擧周はいたう物思ひあるさまにて見えたまひ、弟の義孝はこゝちよげに見えさせたまひければ、阿闍梨いぶかしく思ひて、義孝にむかひて申されけるは、君は何とていと心地よげにおはする、母上は君をこそ兄上よりもいみじう戀ひ聞え給ふめれと、申されければ、義孝、

時雨にはちぐさの花ぞ散りまがふ何ふるさとに袖ぬらすらん

とよみたまひて又、

昔契蓬萊宮裏月　今遊極樂界中風

とぞ誦したまひける。此夢がたりを聞く人、さてこそ極樂には生れ給へるにはあれと、云ひあへり。此義孝の御子は、能書の名高き侍從大納言行成卿なり。

戌の年、天下に疱瘡のやまひおこりて、若き人々のゆくりなく失しが、此義孝の御兄前少將は朝のほどに失たまひ、この後少將義孝は其日の夕がたに、はかなくならせたまへるこそ便なけれ。此程までは、名醫といへども疱瘡の治術を知ざる事にて、貫膿とて水もりたる時に、柚の針などにて、膿をとりし故、あへなく死うする人多かりしは、淺ましき事なりし。さるにても、此兄弟の公達の一日の中にうせさせたまひしは、あまりに本意なき御事にて、御母北の方の御こゝちいかなりけんといとをし。此度義孝病重くなりたまひて、今は世に生べくもおほえたまはざりければ、母上に申し給ひけるやう、おのれ死侍りぬとも、早く例の作法にせさせたまふな、しばし法華經誦し侍らんと本意の侍れば、生かへりまうで來侍らんとのたまひて、方便品をよみたまひながら失せたまひければ、母北の方、彼遺言をわすれたまふべきにはあらねど、悲しさに物もおほえず、とりみだし給へるあひだに、心もしらぬ人のしけるわざにや、義孝の御屍を枕かへしして、例の亡者の作法の如くしければ、よみがへりたはまずなりにけるが、後に母北の方の御夢に見えたまひて、

しかばかり契りしことをわたり川かへる程にはわするべきやは

とよみ給へり。わたり川は三途川の事なり。さてほどへて、賀縁阿闍梨と申す僧の夢に、此公

江月照松風吹
永夜清宵何所
為佛性戒珠心
地印露霧雲
霞體上衣
證道歌

かゞひ見れば、彼寺の東のはしなる紅梅の、いみじう盛りに咲たる下に立せたまひて、滅罪生善往生極樂といふ文をとなへ、西にむきて、いくたびも額づかせたまひけり。此夜は空の霞み渡りたるに、月はいとあかくて、御なほしのいと白きに、さしぬきよき程にくゝりあげ、何色にか、色ある御衣どものこぼれ出たる御やうだい、云ふべくもあらず。御顔の色の月影にはえていと白う見えさせたまふに、御鬢莖の目にたちてうつくしかりし樣などを、彼見えがくれにつきて來りし人のかへり來て、女房に語りければ、いよ〳〵あはれにめで感じけるとぞ。又ある時、殿上の御遊ありしに、こと人は皆こゝろ〴〵に狩裝束めでたくて出立れけるに、此少將は白き衣どもを重ねて、かう染の薄色のさしぬき花やかならぬ色あひにて、さし出たまひたるが、中々に心をつくしよそほひたる人よりもいみじう美しくおはしましけるに、常の事なれば、法華經御口につぶやきて、紫檀の珠數の水精のかざりしたるを、袖に引かくして持たまへる用意など、優にやさしく見え給へりとぞ。又ある時、雪のいたう降たりしに、一條左大臣殿に參りたまひて、御前の梅の木に雪のつもりたるを一枝折て打ふらせたまひしかば、御身の上にははらはらとかゝりたるを、なほしにてはらはせたまふに、うらの花やかなりしが打かへされて、梅の色さへそれにもてはやされたるなど、いはんかたなく見え給へり。さるほどに天延二年甲

御父の心におぼしめしけるは、年の程よりはゆゝしくしたるものよと、ねんごろにほめさせ給はんと思ひしに、なほざりの御あしらひなりければ、本意ならず思しめして、御堂殿の御むすめの上東門院へ又かくと申上られけるに、中務といふ歌よみの女房、此よし門院へ傳へて申上ければ、門院の御かへりごとに、いとこまかなる下の句の心にて、殊に有がたく聞ゆるは、人麿、赤人、又昔のめでたかりし人々のふたゝび生れたるならんと、仰せらるゝよし申傳へて、中務もわたくしに申しそへける。

　荻のはに風おとづるゝゆふべには萩の下露おきぞ増しける

此事を聞傳へて、其頃は天下にやさしきわざなりと申あへり。扨此義孝少將は、年若くして佛の道を信ぜられ、なみ〳〵の公達のやうに、浮れありきて女にたはぶるゝ事などはし給はざりけるが、いかなる折にか有けん、うちわたりにて、ある女房の局したる細殿に立より給ひければ、女も例ならずめづらしくおぼして、物がたり聞えさせけるに、やう〳〵夜中にもなりやしぬらんと思ふほどに、たちのきたまふを、猶いづかたへおはしますぞとゆかしく思ひて、人をつけて見せたりければ、禁裏の北の陣より出たまひけるほどより、道すがら法華經をいみじくたふとく讀みたまひ、大宮通を上へおはして、御氏寺の世尊寺におはしつきぬ。猶ひそかにう

藤原義孝の話

謙徳公の北の方は代明親王の御むすめなり。此御腹に藏人前少將擧周、後少將義孝とて二人の御子あり。義孝も擧周もすがたかたちうるはしき生質なりけれど、とりわきて弟の義孝すぐれたまひければ、兄の擧周少しねたまるゝ心ありて、兄弟むつまじからぬ事もありけり。或年、一條院の御前にて、人々連歌しけるに、

秋はたゞ夕まぐれこそたゞならね

といふ句の出來たりけるを、人々聲々に詠じて、たび／＼になりけれど、是につくる人もなかりけるに、義孝少將此時十二歳なりけるが、

荻の上かぜはぎの下露

と附られければ、人々おどろきて賞歎しあへり。父の攝政殿大に感心ありて、これをばうちこめておくべき事かはとて、又の日御堂關白道長公に、此小冠者がかやう／＼の事仕りさふらふと、仰上られければ、道長公、子といふものはよく／＼いとをしきものにて候とばかり仰られて、ことなる褒美の御詞もなく、かへす／＼おもしろくさふらふとばかり仰られければ、

藤原義孝

謙徳公の三男にして、御母は代明親王の御むすめなり。謙徳公は一條攝政伊尹公の御事なり

君かためをしからさりし命さへ
なかくもかなとおもひけるかな

後拾遺集戀二に、をんなのもとよりかへりてつかはしけるとあり。歌のこゝろは、逢ぬうちには、そなたゆゑならば、命にかゝはるやうなる事が出來ても苦しからず、命にかへても逢たきと思ひて、をしくもなかりし命までが、一度逢て歸りしより、急にをしくなりて、しかも長生して、行末久しくそひたしと思ふ心になりたる事かなといふ事なり。長くもがなのがなは、こひねがふ心なり。

は、汝おもはざる昇殿をもゆるされて、主上の御子日などあらん時召れなば、其時いかなる事を申して祝ひ奉らんとは思ふぞ、親王の御子日に、かやうなる祝ひうたを詠むべきやうやはある、おろかなる不覺ものかなとて、いましめられければ、能宣ことわりに伏して、逃入られけるとぞ。又ある時能宣、小野宮殿へ參られけるに、御簾のうちより、底に日影のありけるさかづきを出させたまひて、酒をすゝめさせ給ひけるに、能宣朝臣とりあへず、

ありあけの心地こそすれさかづきに日影もそひて出ぬと思へば

とよまれければ、小野宮殿、しきりに感ぜさせたまひけるとぞ。誠におもしろく詠まれたる歌なり。杯を月にとりなして、日影もそひて出ると詠みたるなり。在明の月ならでは、いかでか日影もそひて出べき、誰もこれほどの歌はよむべしと、いとやすきやうに覺ゆれど、きとしたる御方の御前などにて、耳をよろこばしむる事はなしがたき事なりと、西行も此事を賞せられたり。又順徳院も、能宣、元輔は重代の上しかるへき歌人なりと仰せられし。此能宣の子祭主輔親も、むすめの伊勢大輔も、みな歌よむ事に名高かりし人々なりし。

いふ事なり。

大中臣能宣朝臣の話

大中臣の姓の事は、中臣連鎌足公に藤原氏を賜はりしより、其子孫みな藤原氏となられしかど、文武天皇の御時、藤原氏の人の中にて神事にあづかるものは、もとの中臣の姓にかへるべきよし勅ありける故、此時藤原意美麿など、中臣の姓に復られしに、稱德天皇意美麿の子の淸麿に、又大の一字を賜はりてより、大中臣といふ姓出來れり。能宣の父祭主賴基も和歌をよくせられたれど、其子の能宣に至りて、いよ〳〵歌よみの名高くなりたり。天暦年中、萬葉集を昭陽舍にて訓讀する人數にあづかり、又坂上望城、源順、紀時文、淸原元輔と倶に後撰集を撰して、世に梨壺の五人と稱せられたり。能宣わかゝりし時、父の賴基に語られけるは、過つる比入道式部卿宮の御子の日に參りて、よろしき歌つかうまつりぬとて、

ちとせまでかぎれる松も今日よりは君にひかれてよろづ世やへん

といふ歌をかたりて、人々も此歌をよしと申し候といはれければ、父の賴基しばらく有りて、何とかおもはれけん、傍にありける枕をとりて、能宣をはたとうちて、怒りて申されける

大中臣能宣朝臣

神祇大副祭主賴基の子なり。はじめ藏人所に候し、讃岐權掾となり、天德年中神祇少佑となり、ほどなく大佑に轉じ、安和の初少副にうつり、從五位下を授けられ、大副に轉じて祭主となり、累に正四位にすゝみ、正曆二年八月九日、七十一歲にて卒せらる。

み垣守衞士乃多く火乃よるは燃えて
ひるは消えつゝ物をこそおもへ

詞花集戀上に、題知ずと有り。歌の意は、御垣守とは、天子の御門を守護する人の事にて、衞門の官なり。衞士とは、其築土御門のあたりに火をたきて番をする者の事なり。衞はまもるとよむ字なり。さて、その衞士のたく火のやうに、よるは思ふ人をこひこがれて胸がもえ、晝はかの燒く火も消るが、我身も消入るやうになりつく〳〵して、心づかひをする事にては有るぞと

のあまたこもりてあるよしを聞て、ゆかしくおほゆる心をたはぶれていひやりたるなり。伊勢物語長岡の條にも、女どものむれ來るを、かりにも鬼のすだくなりけりと詠めり。此兼盛の歌によりて、謠曲の安達原は作りたるものにて、まことの鬼の事にあやなせるなり。

いさよひ日記

浜名のはしより見わたせは [illegible]

浜名の橋は遠江国にありて浜名の湖より落る下流にわたせる橋なり今は河絶て海となり其所も田も沼海と変す今の東海道荒井の駅の西なる橋本の邑は其遺跡なり

和名抄云
濱名
三代實錄云
陽成天皇元慶八年九月朔
遠江國濱名橋長五十六丈
廣一丈三尺高一丈六尺云々
十六夜日記

の人が何ともおもはぬによりて、彼波のくだくるやうに、われぱかりものおもひをする此比かなと、歎きたるうたなり。

源重之の話

清和天皇の皇子貞元親王の孫にして、從五位上侍從兼信の子にてありけれど、兼信の兄の參議兼忠の子となりて、康保四年より次第に昇進せられ、長保二年陸奥國にて身罷りたる由、大系圖、拾芥抄等にみゆ。家集に、重之帶刀にて侍りし時、春宮に歌召ければとて、百首の歌あり。其百首の中に、年老たる山の歌處々にあれば、此帶刀の功勞によりて陸奥の任にて下りしにや。又奥州の任の歌に、實方朝臣のもとに、むつの國へ行に、いつしか濱名の橋を渡らんとて來るに、はやう燒にければとて歌あり。しかれば陸奥掾、目の中の人なるべし。又拾遺集兼盛の歌に、

みちのくのあだちが原の黑づかに鬼こもれりと聞くはまことか

とよみて、此歌の事書に、みちのくに名取郡黑塚といふ所に、重行がいもうとあまたありと聞て、いひつかはしけるとあり。これは女をわざと鬼といひなして、重之のもとにいもうと達

源重之

康保四年十月左近衛權將監に任じ、同月右近將監となり、安和元年十一月從五位下、二年正月相摸權介、天延三年正月左馬助、貞元元年七月相摸權守、長保年中陸奥にて卒す。

風をいたみ岩うつなみのおのれのみ　くだけてものを思ふころかな

詞花集戀上に、冷泉院、東宮と申けるとき、百首の歌奉りけるに詠めるとあり。これは冷泉院のまだ東宮にておはしましける時、百首の歌をさし上たる中のうたぞといふ事にて、此うたの意は、風をいたみとは、風がきびしきに依てといふ事にて、あまりに風のきびしさに、海の中の岩へうちかくる波がうちよせても、われとくだくるといふ事にて、波風のきびしきを戀のこころの切なるにたとへ、海の岩をつれなき人にたとへて、波のよするやうに寄りそひても、か

惠慶法師の話

ゑぎやうほふしとよむべし。兼盛の家集のこと書に、駿河へわたるに、あはづといふ所にゑぎやうが來るに、逢はねばと假字にてかけり。此法師は兼盛、時文、重之などを友として、寛和の頃の人なりしが、播磨國の講師なりしよし、作者部類にいへり。此講師といふは、國々の國分寺に講師讀師をおかれし事のあるによりて、さやうの人にてやありつらんとおもはる。さて後拾遺集の秋上に、河原院にてよみ侍りけるといふこと書有りて、

すだきけんむかしの人もなき宿にたゞ蔭すめる秋のよの月

又續古今集秋上、河原院にて詠み侍りけるとありて、

草しげみ庭こそあれて年へぬれわすれぬものは秋のしら露

といふ歌も入たり。いづれも恵慶法師のうたなれば、同じ時によまれたる歌どもにやとぞ思はる。

惠慶法師

先祖、つまびらかならず。花山院の寛和の比の人と見えたり。

八重むくらしけれるやとの淋しきに
人こそ見えね秋は來にけり

拾遺集秋部に、河原院にて荒たる宿に秋來るといふ心を、人々よみ侍りけるにとあり。河原院といふは、六條坊門の南、萬里小路の東八町に在りて、昔融のおとゞの住れたる所なりしが、大臣の在世には、此院の庭に奥州の塩釜の浦のけしきをうつされて、おもしろかりし所なるが、今はあれたる宿となりたるに、さびしき秋の時節の來りたるこゝろを題にて、人々とともによまれたるなり。さて歌のこゝろは、八重むぐらとは、いやがうへに生えしげりたる草の事にて、其草のしげりてある此宿のさびしきに、主らしき人は見えぬが、秋はあひかはらず來たる事よといふ事なり。

有けれど、一條院の御時、江師の記されたるものにも、歌よみは道信、實方、長能、輔親、式部、衛門、曾根好忠と、此七人をあげられたり。又好忠三百六十首の日歌をよまれたる中に、

鳴けや鳴けよもぎが杣のきり〴〵す過ゆく秋はげにぞかなしき

といふ歌をきゝて、長能が云く、好忠は枉惑のやつなり、蓬が杣といふ事やはあるべきとて、嘲りたるよし、袋草子にかゝれたれど、此歌は基俊の新撰朗詠にも選み入られたれば、難ずべきにはあらざるべし。

著ぬ。人々あやしみて、何者ならんと目をつけて見れば、曾根好忠なり。殿上人ども、かれ曾丹が参りたるかと、ひそかに問れたれば、好忠かく問れて、さやうに候と答ふ。其時殿上人ども、今日の行事の判官代に、曾丹が参りたるは、召たる事かと問れければ、判官代、左様の事候はずといふ。しからば外の人のうけたまはりて呼寄たるかと、彼是尋ねもて行に、すべてさる事うけたまはりたりと云ふものなし。こゝに於て行事の判官代、好忠の座し居たるうしろによりて、召もなきに何とてまゐり居るぞと問ければ、好忠いはく、今日の御遊に歌よみども参るべきよし、催したまふ由うけたまはり傳へて参りたるぞ、この参り居るぬしたちにおとるべき好忠かはとこたふ。判官代これを聞て、召もなきに何とておしてまゐりたるぞ、すみやかに罷りたてよと追たつるに、猶も座をたゝざりければ、九條師輔公の嫡男たる法興院の右大臣兼家公、御弟の閑院大將公季公など、此由を聞たまひて、いきどほらせ給ひ、しや衣の頸とりて引たてよとのたまひければ、若くいさみたる下﨟の殿上人ども、よき事に思ひて、好忠がうしろによりて幕の下より手をさし入れ、好忠が狩衣の頸をとりて幕の外へ引出しけるに、好忠おどろき、起上りて迯はしりければ、若き隨身、小舎人童ども、うしろに立て、手をたゝき笑ひあへりしとぞ。好忠は一途に歌を好まれ、あまりに輕卒なる人なりければ、かやうの事も

び、其後は曾丹後と呼しが、末に曾丹後も事ふるしとて、曾丹とよびければ、好忠歎息して、嗚呼いつそたと云るゝ事ぞと、申されしよし記せり。好忠あまりに歌の事を執して不覺をとられたる事あり。圓融院御位をさらせたまひて後、子の日の御遊あらんとて、船岡といふ所に出させたまひけるに、堀川より出させたまひ、二條通より西へ、大宮通より上へさしてならせたまふに、物見車ども明き所もなくたちかさなりたり。上達部、殿上人の裝束、繪にかくとも及び難からん程なり。かくて院は雲林院の南の大門の外にして御馬にめされて、紫野に著せたまひければ、から錦の平張をうち、簾をかけ、板敷を構へ、勾欄を作るなど、其美々しき事限りなく、めぐりには同じき錦の幕を引たり。さて院の御前近きところに上達部の座あり、次に殿上人の座をまうく。其座の末に幕を引て歌よみの座をしきたり。院すでにおはしましつきたれば、上達部、殿上人、仰によりて座に著れたり。歌よみどもは兼々召ありければ、皆參りて、仰によりて是も次第に座につきたり。今日參りたる歌よみどもは、大中臣能宣、平　兼盛、清原元輔、源　重行、紀時文等なり。此五人は、かねて院の御所より、御廻文を以て參るべき由仰させたまひければ、皆衣冠を正して參りたるなり。かゝる所にしばらく有て、此歌よみの座の末のほどに、一人の翁の烏帽子を著て、下染の狩衣、袴の賤げなるを著たるが來りて、座に

曾根好忠

曾根の姓は、姓氏錄に、神饒速日命の六世の孫、伊香我色雄命の後なりと有り。然れども好忠の父祖はつまびらかならず。丹後掾といひ傳へたるのみなり。

ゆらのとをわたる舟人かぢをたえ
ゆくへもしらぬこひのみちかな

新古今集戀一に、題しらずとあり。歌の意は、由良は紀伊國にある所にて、其由良の迫門をこぎわたる船頭がかぢをうち折たるやうに、われも思ふ人にいひよるたよりをうしなひて、いかやうになるとも行先の知れぬ戀の道かなと詠みたるにて、これも序歌のすがたなり。

曾根好忠の話

好忠の名を曾丹ともいへり。袋草子に、曾丹は丹後掾なり、然るに人々はじめは曾丹後掾とよ

べき事にあらずと、人々感じけるとなり。かゝる御身の榮えを御覽じ置て、御歲五十にたらずして、同じき三年十一月に、四十九歲にて薨じ給へり。日比は奢を專とし給ひけれど、臨終の時、葬送の式を殊の外略すべきよし書おかせたまへり。されど御子たち、いかでかさやうにすべきとて、丁寧なる作法に行はれけるとぞ。伊尹公歌を好みたまひて、しかも堪能なりけるが、或年、春日の使におはしまして、かへさに女のもとに遣されし、

　暮ばとく行てかへらん逢ことのとほちのさとの住みうかりしも

女かへし

　あふことは遠ちの里に年へてもよし野のやまとおもふなりけん

扨此殿の住せたまひし家を、後に世尊寺と號して、子孫の氏寺となしたまひけるが、はるか後の世にも、彼檀紙にてはられし壁は殘りて見えしとなり。御子は親賢、惟賢、幷びに右兵衞佐擧賢、前少將義孝、後少將、又義懷、周擧、光昭、幷に少將たり。又御女一人は冷泉院の御時の女御、次々の女君二人は法住寺大臣の北方にて打つゞきたまひ、九の君は冷泉院の彈正宮と申せし御方の御上にならせたまひ、四の君はさだぎみの兵衞督の北方にならせ給ひしが、後に六條左大臣の御子の上にならせ給へり。

こゝろなり。此あはれは嗚呼と感じて愛する心なり。

謙徳公の話

伊尹公は才智ありて容貌うるはしくおはせし上、和歌に巧なりければ、村上帝の天慶五年十月、和歌所の別當とせさせ給へり。其年坂上望城、紀時文、源順、大中臣能宣、清原元輔等に勅して、後撰集を撰ばしめ給ふ。後に此人々を梨壺の五歌仙といへり。梨壺は昭陽舍の事なり。此時伊尹公はいまだ藏人少將とぞ申ける。御父師輔公の遺誡にて、何事もあるを用ひて美麗をもとむる事なかれなど、儉約の事をもつぱら仰せ置れけるに、伊尹公は其子ながら兎角奢を好ませたまひしがば、御父の遺誡を違へさせたまはんと人々申けれど、彌榮え時めかせたまひて、帝の御祖父、東宮の御祖父にならせたまひ、御伯父實頼公薨ぜさせたまひければ、圓融院の天祿元年、右大臣に拜せられ、實頼公に代りて攝政となり、氏の長者にさへならせ給ひければ、世の中の事御心にかなはずといふ事なし。大臣の大饗とて、公卿、殿上人を饗應したまふ事のあるに、御家の寢殿の壁のすこし黑かりけるを俄に御覽じつけて、奥州檀紙を一面に押せ給へりけるが、中々に白く淸らかなりけるとぞ。かやうの事などは、常の人の思ひよる

謙德公

一條攝政伊尹公と申て、貞信公の孫、九條右丞相師輔公の一男なり。母は武藏守藤原經邦の女。天祿元年右大臣に拜せられ、續て太政大臣に拜せられ、正二位にすゝみ、三年十一月、四十九歳にして薨ぜられしかば、正一位を贈られ、追て參河公に封ぜられ、謙德公と諡せらる。

あはれともいふべき人はおもほえで
身のいたづらになりぬべきかな

拾遺集戀五に、ものいひける女の、後につれなく侍りて、更に逢ず侍りければとあり。これはかたらひ居たる女が、後々に此方の事を何とも思はぬやうになりて、又とは逢ざりし時に、よみてやられたるといふ事なり。歌のこゝろは、今は此方を深切にいとをしともいひさうなる人は、世に有うとも思はぬ故、わが身が、らちもなう戀死ぬるやうになりさうなる事かなといふ

瓜やうのものを山のごとく器に盛らせ、さて金椀とて大きなる椀に飯高々と盛上げ、水すこし入させて、箸とりあげ、二かき三かき廻し給ふと見れば、こと〴〵く喰盡し、又前の如く取寄て、取かへ引かへ食し給ふに、しばしの間に皆々殘すくなくなりぬ。其めざましき事たとへんに物なし。重秀これを見て、大きに仰天し、いかに水飯なればとて、かやうに數かぎりもなくおびたゞしく召上られなば、いつか御肥滿の治る時節有べからずとて、あきれにあきれつゝ其座を立て歸られけるとぞ。其後はます〳〵肥ふとらせ給ひて、相撲人のやうに見えさせ給ひけるとなん。このことどもは宇治拾遺にもつまびらかに出たり。

あはれと思ひてとありて、初五文字を數へやるとし、下の句をむなしき空にとす。されば朝忠卿の歌なる事明らけし。又此卿、和漢の書籍にわたりて、學びの道くらからず、其才かしこく、世の聞えも高かりけり。常に笙の笛を好みて吹せ給ひけるが、其生質世にすぐれて、脊も高く肥ふとり給ひければ、立居につきてもくるしく、殊に笙を吹給ふ時には、いきだはしく思ひわづらひ給ふあまりに、重秀といへる醫師を招き寄せ、いかにもして痩細るべき療治もやあると問はせ給ふに、重秀答て申やう、別にさる藥とてもさふらはねども、是はたゞ食物によりて御養生あらんにしく事あるべからずと申けるに、さらばいかにしてよからんやと、おして問せらるゝに、其仕様は、冬は湯づけ、夏は水漬にて召べきなり、さあればおのづから御身も細らせ給ふべしと答ふ。それより重秀がをしへのまゝにして召るれども、たゞ同じやうに肥ふとりたまへば、せんかたなくて、又重秀をよびて、汝が敎し如くに、食事をなし試みたれども、今にすこしも其しるし有事なし、此うへはいかゞせましと仰らるゝに、重秀も頭を搔き、おのれが申す如くなし給ひて、猶々太らせ給ふ事は曾て無き筈なるに、いかなる故に候やらん、先その水飯はいか程づつ召上らるゝや、承たくこそ候へと申に、いふまでもなし、只今これにて食するを見よとて、やがて侍達を召て膳盤を取寄らるゝを見れば、いかにも見事なる鮎に、干

ずあの二字をつゞむれば、ざの一字となるなり。業平朝臣の、世の中に絶て櫻のなかりせば春の心はのどけからましの歌によく似たる趣なり。これらや、かの心あまりて言葉たらずといへる體なるべし。

中納言朝忠の話

朝忠は、名にしおはゞ逢坂山のさねかづらの歌よみたる三條右大臣の御子なり。中納言になり給ひて、三條中納言とも、土御門中納言とも云り。此朝忠中將たりし時、人の妻にて有ける女に忍びて逢給ひし事あり。女も思ひかはしてすみける程に、かの女の男人の國の守になりて下りければ、是もかれもあはれと思ひけり。扨詠で遣しける、

たぐへやる我たましひをいかにしてはかなき空にもてはなるらん

となん、下りけるに言ひやりけると有り。これは大和物語のおもむきなり。又此うた新千載集の離別の部に入て、ことがきに、いと忍びて通ひける女のをとこ受領になつて下りければ、彼女もまかりけるに遣しける、と有て、下の句をはるけき空にとせり。よみ人も謙德公とあり。新千戴集にはかくあれども、朝忠の家集に、人しれぬ中の女、をとこの司えてくだるに、男

中納言朝忠

朝忠は三條右大臣定方公の二男にて、母は中納言山蔭卿の女なり。從三位右衛門督、土御門中納言と稱す。大和物語に、朝忠中將とあり。天暦六年參議、應和三年中納言、康保三年十二月、五十七歲にて薨ぜらる。

逢事のたえてしなくはなかなかに　人をも身をもうらみざらまし

拾遺集戀一に、天暦の御時歌合にとあり。歌の意は、人に逢といふ事の絶てなきものならば、人の心のつれなくかはるをも、又我身のあだなる契をむすびしことをも、恨むる事は有まじきに、なまなかに逢と云事のあるゆゑに　人をもかく恨むことよといへる心にて、一首のうへにいひつくさずして、おのづから其心をふくみて、聞かせたる歌なり。絶てしのし文字は、休め字にて心なし。なか〳〵には、なまなかになり。ざらましとは、恨みずあらましといふ事にて、

房が、もろこしへ行とて詠みたりける歌をかたりたまひけるとぞ。この權中納言は、本院大臣の在原の北の方にうませたまへる子なり。年はよそぢばかりにて、かたちありさま美麗にて、人がらもよかりければ、世のおぼえも花やかにて、名を敦忠とぞいひける。又本院中納言ともいひけり。歌をよむことの人にすぐれたりけるに、かゝる事をよみ出たれば、いみじく世にほめられにけりといへり。此一條は、敦忠卿と經通卿との事をひとつに混じて、かたり傳へたるものなるべし。とのもりの歌のぬしは、土御門權中納言經通卿なり。

陣の座におはしけり。上達部二三人ばかり參り會てさぶらはれけるに、南殿の御前のさくらの木、大にさびながら艶に見えて、枝も庭までさしおほひ、美しく榮えたるが、風に吹たてられて、ひまなく散つもるが、波のうつやうなるを大臣見給ひて、艶にやさしきものかな、土御門中納言の參られよかし、これを見せばやとのたまふほどに、はるかに上達部の前を追ふ聲の聞えければ、宮人をめして、誰が參らるゝと問ひたまふに、土御門中納言のまゐらせたまふなりと申ければ、大臣いみじう興ある事かなとよろこびたまふに、ほどなく中納言參りて、座に著や遲きと、大臣、此花の庭に散たるやうを何と見給ふと宣ふに、中納言げにいじみくさふらふと申し給ふ。大臣しからば御歌の遲くこそ侍れと有ければ、中納言心に思ひたまふやう、此大臣は、當時和歌の道を極めたる人にておはしますに、はかぐ〳〵しくもなからんうたを面あつく出したらんは、よまぬよりもおとるべし、しかればとて、やんごとなき人のかく責め給ふ事を、もだしてやまんも興なからんと思ひて、袖かきあはせて、かくぞ申上られける。

　とのもりのとものみやつこ心あらば此はるばかり朝ぎよめすな

大臣これを聞たまひて、いみじくほめさせたまひ、此かへしたやすくかなひがたし、おとりたらんは長き名の恥なるべし、せざらん事はあるべきにあらず、古歌を吟ずべしとて、藤原忠

中納言敦忠の話

敦忠は本院左大臣時平公の三男にして、母は筑前守在原棟梁の女なり。棟梁のむすめ、初は時平公の伯父たる大納言國經卿の妻なりしに、此敦忠を懐姙のうち、時平公國經卿の舘に行き、酒興に事よせて其妻を奪ひ歸られし事、菅家の條に委く云り。扨其後、時平公の北の方となりて、敦忠を生れし故、まことは國經卿の胤なり。然れども時平公の子とせられし故、延喜十七年二月に、十二歳にて昇殿せられ、同廿一年正月、殿上にて元服せられたり。此敦忠卿は、和歌を能するのみならず、管絃の道に達せられたり。天慶六年三月七日、三十八歳にて卒せられし後、禁中にて管絃の御遊ある時、博雅三位さはり有て參られざる時は、其日の御遊を止らるゝよしを、古き人々は聞て、今は世も末になりて、管絃の妙手もなき事にて、敦忠中納言世におはせし時、管絃の道において、博雅三位がかやうに重んぜらるゝ事はなかりしにとて、つぶやかれしとぞ。また敦忠卿を世に本院中納言とも、枇杷中納言とも稱せり。この卿の山莊西坂本にありし事、拾遺集に見えたり。又今昔物語に、敦忠卿の事を擧たる一條ありて曰く、小野宮の太政大臣實頼公左大臣にておはしける時、三月中旬の比公事によりて參内したまひ、

中納言敦忠

延喜十七年二月十二歳にて昇殿、同二十一年正月從五位下に任じ、殿上にて元服を加へられ、二十二年正月侍從、延長六年正月從五位上、同年六月左兵衛佐より次第に昇進し、天慶二年正月從四位上、同八月參議に任ぜられ、四年十二月近江權守を兼れ、五年三月從三位權中納言に任ぜられ、六年三月七日、三十八歳にして薨ぜらる。

逢見ての後の心にくらぶれば　昔は物を思はざりけり

拾遺集戀一に、題しらずとあり。歌のこゝろは、逢ぬさきのものおもひも大抵の事にてはあらざりしかど、今逢みて後のこゝろづかひにくらぶれば、あはぬむかしはかやうにもの思ひはせざりしと思ふといふこゝろにて、逢て後にかへりて物思ひのまさりたるよしを詠めるなり。

迄は、萬葉集をよみとく人は稀なりしかば、至て規模なる事なりし。其時和歌勅撰の事有て、梨壺に於て後撰集を撰ぜしめたまふに、撰者五人の中にて、能宣、清輔、殊に勝れたりしよし、順德院は八雲御抄に記させたまへり。又撰集抄の說に、むかし九條殿にて、さるべき人々七夕に扇合の事ありけるに、中務と聞えける女房の扇に、

あまの川かたへ涼しきたなばたにあふぎの風を猶やかさまし

といふ歌を書たりけるを、殿をはじめ奉りて、人々手毎にとり傳へて殊に感じけり。然るに元輔の扇遲くまゐりたりけるを見たまふに、をかしげなる手して、

あまの川あふぎの風に霧はれて空すみわたるかさゝぎのはし

といふ歌を書たりけるが、おもしろくて心をわくかたなかりければ、此二つの扇勝にさだまりて、其外の扇どもは花のあたりの深山木のこゝちして、心とゞめて見る人もなかりけるとぞ。さて元輔は一條院の永祚二年六月、八十三歲にて卒せられたり。

と、契約せしにはあらずやと、末の句より初五文字へかへしていふ歌にて、心のかはりたるをうらみたるうたなり。此歌は古今集陸奥歌に、

君をおきてあだし心をわがもたば末のまつ山波もこえなん

とよめる歌によりて詠みたるなり。此本歌のこゝろは、奥州に末の松山といふ山あり、それは海邊の山なれど、いたりて高き山なる故、いかほど波の高くたつ時も、此松山を波のこすといふ事はなし。それ故、人のこゝろのかはらぬ事を、松山を波のこさぬといふなり。さるによりて、此本歌は、そこもとをさし置て、外にあだ〳〵しき心をもつならば、あの末の松山を波もこすで有う、しかし末の松山を波のこすといふ事はとてもなき事なれば、わが心のかはることもなき事ぞと思ひたまへと詠みたるなり。

清原元輔の話

此元輔は内藏允深養父の孫、清少納言の父にして、下野守顯忠の子なり。母は從五位上筑前守高向利生のむすめといへり。清原氏代々歌よみの聞え有けるに、元輔にいたりいよ〳〵其名高かりし。天暦年中、大中臣能宣等と共に和歌所の寄人となり、萬葉集を訓讀せられたり。其頃

清原元輔

元輔の官位は、天慶五年正月河内權掾に任ぜられ、應和元年三月監物、二年正月中監物、康保三年正月大藏少丞、四年正月民部少丞、十二月大丞に轉じ、安和二年九月從五位下に敍せられ、十月阿波權守、天延二年周防守、同年八月鑄錢長官を兼ね、天元元年三月藥師寺の功勞によりて、從五位上に敍せられ、寛和二年正月肥後守に任ぜらる。

契りきなかたみに袖をしぼりつゝ
末の松山なみこさじとは

後拾遺

後撰集戀部に、心かはりける女に、人に代りて、と有り。歌の意は、まへかた中よかりし時契りおきたる事あり、その契約せし時には、そなたもわれも、たがひに涙にて袖をぬらしつゝ、たとひいかやうの事があらうとも、末の松山を波のこすやうに、心のかはる事はあるまじ

天徳四年三月
晦日於清涼殿
有歌合
講師
左
延光朝臣
右
博雅朝臣
判者
右大臣実頼
天徳歌合
右忠見 左兼盛
恋歌判詞云
小臣奏曰、左右歌
俱以優也、不能定
申勝劣、勅云、各
尤可歎美、但猶
可定申者、小臣
譲大納言源朝
臣、致居不答、此
間相互詠揚各以
請我方之勝、小臣

の小袴を今に持て、肩に懸られしよし、袋草子に記せり。さて此歌合に、左方は平兼盛、右方は忠見と番はせられしに、初戀といふ題にて、兼盛はしのぶれど色にいでにけりといふ歌にて、忠見は戀すてふわが名はまだきの歌なりけるが、左右ともに秀歌にて、判者小野宮左大臣實頼公、勝負を定めかねて、帝の天氣をうかゞひ給ひけるに、帝微音にて、兼盛がしのぶれど色に出にけりといふ歌を吟じたまひければ、さては天氣左にありけるよとて、兼盛を勝にさだめられけり。其後、忠見は此歌合にまけたる事をものうく思ひ、むねふたがりて不食の病を生じたりけるが、すでに頼みすくなくなりたるよしを兼盛聞て、とぶらひに行れければ、忠見對面して、我いたはりは餘のやまひにはさぶらはず、御歌合の時、秀歌よみたると思ひ侍りしに、そこの詠みたまひし、物やおもふと人のとふまでといふ歌にまけ侍りしより、むねふたがりて、かゝる重病になり侍りぬと申されしが、終に此病によりてむなしくなられたりといへり。此事は沙石集に出たれど、家集を考ふれば、其後もながらへられたるやうに見ゆれば、其實否は確に知られず。扨此歌のことがきは、拾遺集に、天暦の御時歌合にと書かれたれど、實は天德の歌合なり。然れども天暦、天德、同じ村上帝の御時なれば、さのみ誤ともいふべからず。

しめして、藏人のもとへ賜はりける、
　さくら花高き梢になびかずばかへりやしなん折りわびぬとて
御かへしを奉る、
　折わびて歸らんものかきしかげの山のさくらは雲居なりとも
さて宣旨たまはりて、御厨子所にさぶらひてさゝげし歌、
　年を經てひゞきのなだに沈む舟波のよするを待つにぞ有ける
かやうに下賤の身ながら、歌故に帝の御愛憐をかうぶられたる人なり。又家集にて見れば、伊豫に行たるに、よしある女のもとより、
　音にきゝ目にはまだ見ぬ播磨なる響のなだと云ふはまことか
と詠みておこせたるかへしに、
　年ふれば朽ちこそまされ橋柱むかしながらの名にはたてども
又筑紫へ下らるゝ道にて詠る歌などあれば、彼國などへも行れしかど、其國々の任にて下られたるにはあらざるべし。後に天德二年の正月、攝津の大目になりて、六位を授かれり。此天德の歌合の時、勅有て忠見を召れ、朱雀院の西殿に宿せられしに、田舍の裝束のまゝにて、柹

忠見幼名を多々といひ、其後忠實と改め、又忠見と更られたり。初は攝津國に住せしが、家貧しかりけれど早く歌にて名高かりしかば、幼少の時禁裏より召れし事ありしに、乘物なくしてまゐりがたきよし申すに、竹馬に乘て參るべきよし仰せ下されければ、よみてさゝげける、

竹馬はふしかげにしていとよわし今夕かげに乘りて參らん

此意は、忠見は童子ゆゑ、竹馬に乘てなりとも參れと、仰せ下さるれど、竹馬はふしかげにて弱く候まゝ、今日の夕日かげにのりて參りさふらはんといふ事なり。馬に鹿毛といふ毛色ある故、竹のふしかげ、日の夕陰とかよはして詠めるなり。夕陰にのるとは、輿に乘るといふ乘るの字と同じ心なり。これによりて、後世忠見の童形の像に、竹馬にまたがりたる所をかくは誤なり。扨其後も津國に身を沈めて居られけるを、延喜の帝めしあげさせたまひて、藏人所に候せしめ給ふに、退出せられし翌朝、俊頼朝臣を以て御製を下したまはりける、

見しかども何とも知らず難波潟なみのよるにて歸りにしかば

忠見御かへしを奉る、

住吉のまつとほのかに聞きしかば滿こし汐やよるかへりけん

帝また忠見を御厨子所にさふらへと、仰ごとありしに、其後宣旨の遲かりければ、奏せよと思

壬生忠見

壬生忠岑の子なり。天暦八年五月、御厨子所の定額膳部たり。天徳二年正月、攝津權大目に任ぜられたり。

戀すてふわが名はまだき立ちにけり
人しれずこそ思ひそめしか

これも拾遺集戀一の巻頭に、天暦御時歌合にとあり。歌の意は、戀をするといふわが名は世間に早うたちたる事かな、誰も人には知れぬ事ぞと心得て、思ひそめたる事なるが、といふ事なり。まだきは早くといふ事にて、いまださやうなる事はあるまじと思ふといふやうなる心なり。

れ出たり。扨、天徳年中禁裏に歌合有ける時、兼盛わが歌を出して、其日衣冠正しく陣の座に居られけるが、其身は左方にて、右方は壬生忠見なりし。しかるに、忍ぶれど色に出にけりといふ歌、勝たるよしを聞くとひとしく、ひとり悦びて、其外の勝負の事は聞ず、拜舞して退出せられたりしとぞ。此人のむすめを赤染衞門といひて、これ又歌に名高かりし人なり。

平兼盛の話

兼盛もとより和歌を善して、漢學にもわたり、文才ある人なりしかば、少くして大學寮に入り、及第とて、學問の事につきて、帝の御選出しにあひ奉り、天暦の頃より次第に昇進して、天元二年に、駿河守に任ぜられて其國に赴かれたり。さて彼國の守たりし時、或女其夫が伊豆國にて、異妻をまうけて歸り來ぬよしを、國の守たる兼盛に訴へ出たる申文に書つけたる歌、

よこばしるきよみが關にせきすゑていづらふ事は永く止めよ

とよめり。其折しも源重之、陸奥より都にのぼるとて、兼盛の館に宿り居られしが、此申文の歌を見て、彼女にかへしせられたり。

關すゑぬそらに心の通ひなば身をとゞめてもかひやなからん

これは、いと興ありし事なりけるにや、淸輔も袋草子にしるしおかれたり。又兼盛も何事にか有けん、朝廷へ願はるゝ申文の奥に、歌をそへられたる事あり、

澤水に老い行くかげをみるたづの鳴く音雲井に聞えざらめや

昔は、かやうに訴狀に歌かきて出せる事まゝ有りしにや、申文にかきつる歌、袋草子にかれこ

平兼盛

光孝天皇の皇子是忠親王の曾孫、太宰少貳篤行の子なり。天暦四年二月越前權守、天徳五年五月山城介に任ぜられ、應和三年四月大監物、康保三年正月從五位上、天元二年八月駿河守、正暦元年十二月卒す。平の姓は桓武天皇の皇子一品葛原親王の御子、從四位下高棟王に、天長二年に平朝臣を賜りしか始なり

しのぶれど色に出でにけり我戀は
ものや思ふと人の問ふまで

拾遺集戀一、天暦の歌合にとあり。歌のこゝろは、誰にも知られまじくとつゝみしのぶれど、色に出たる事かな、わが戀の心はと、上へ返していへり。下句のこゝろは、何ぞもの思ひにてもあるやと、わが顔色を見て人が思ふほどまでになりたるよといふ事なり。

なり。さて淺茅生の生の字は、淺茅のはえてあるといふ心にて、よもぎの生てある所を蓬生といひ、粟のはえてある所を粟生といひ、草木のはえたる園を園生といふ、みな同じ心なり。又此小野の小の字はつけ字にて、たゞ野の事なり、名所にはあらず。

參議等の話

扶桑略記に、天慶元年四月二十六日、右大臣源等を以て參議に任とあり。此人は嵯峨天皇の曾孫ゆゑ源氏なり。すべて帝の御子を臣下とせらるゝ時は、源の姓を賜はる事なり。等は天暦五年正四位に敍せられ、同年七十三歳にて薨ぜらる。

参議等

参議は官名にて、三司に参り議るといふ事にて、左右の大臣内大臣の三大臣の政をたすけ行ふ役なり。等は源姓にて、嵯峨天皇の御子、大納言弘卿の孫にて、父を中納言希卿といへり。此希卿は、扶桑略記に、延喜二年正月五十四にて薨ぜらるゝよし見えたり。

淺ちふのをのゝ篠原しのふれと
あまりてなとか人のこひしき

後撰集戀一に、人に遣はしけるとあり。歌の意は、淺茅とは、茅花の葉の事にて、其淺茅のはえてある野のさゝ原といひて、篠をしのともいふ故、しのぶといふ詞の序にいひつゞけたるものにて、下の句にて戀のこゝろを顯はせり。これ序歌のすがたなり。つゝみ忍ぶとすれど、しのびあまりて堪へられぬ程に、何とて彼人が戀しき事ぞと、わが心をわれながらうたがひたる

右近の話

大和物語に、此右近の事ありて、季縄少將のむすめ右近は、七條后穩子の官女にて有りけるが、權中納言某といふ人とかたらひけるに、彼男のわすれじとよろづの事をかけて誓ひけれども、わすれける後に、いひやりけると有て、此忘らるゝ身をば思はずといふ歌をのせたり。此右近の父を、交野少將といひたるよし傳へたるが、源氏物語、枕草子などに、かたのの少將といふものがたりの事をいへるは、この人の事をものがたりめきて作りしもの、昔ありたるにや。其書今傳はらねば、考ふべきよしなし。

右近

右近少將季縄といふ人は、交野少將ともいへり。其人のむすめなるによりて右近とよびたるなり。

忘らるゝ身をば思はずちかひてし
人の命のをしくもあるかな

拾遺集戀四に、題しらずとあり。歌の意は、男に忘られたるわが身のうれしさは、大體の事ならねど、そのわが身の事はおもはず、それよりはさまぐ〵の誓をたてゝ、いつまでもかはらじといひし男の身に、神や佛の御罰があたりて、命をうしなふ事もあらんかと思へば、其人の命がをしき事にてあるかなといふなり。

文屋朝康の話

新撰萬葉集といふ書は、菅家萬葉ともいひて、寛平五年の后の宮の歌合のうたと、是貞親王の家の歌合の歌とをあつめて撰したるものなるが、彼書に、此白露に風の吹しくといふ歌を載たり。しかるに後撰集に、延喜の御時歌めしければといふ事書をそへて、此歌を出せるは、不審なる事なり。此歌は、寛平の比是貞親王の歌合の時、朝康の詠れたるを、後に延喜の御時奉りし故、かく記されたるものにや。されば朝康は貞觀の頃より延喜の頃まで世に在し人なるべしといへり。

文屋朝康

父祖つまびらかならず。一説に延喜二年大舎人允に任ずといひ、又一説に光孝天皇の仁和年中の人ともいへり。又或説に文屋康秀の子にして、大膳少進より大舎人允になれりといへり。

しら露に風のふきしく秋の野は
つらぬきとめぬ玉ぞちりける

後撰集秋中に、延喜の御時歌めしければとあり。歌の意は、草の上に置てある露に風が一面にふきしく秋の野のけしきは、緒にぬきとほしてつなぎとめぬ玉が、ちりみだるゝやう見ゆるといふ事なり。

山城に小野の里といふ所二つ有り。宇治郡の小野の里と、愛宕郡の小野の里と二箇所也。愛宕の小野は叡山横川の麓の高野といふ所なり。此所は昔惟喬の御子の御ぐしおろして住せ給ひし所にて、源氏物語に、浮舟のかくれ住しと書けるもこゝなり。此小野の里に深養父の建立せられし補陀洛寺といふ寺あるよし、源平盛衰記に見えたり。又井蛙抄には、此寺に深養父の住れたる由かけり。此寺の跡は江文明神の社と、靜原との間に在て、ところ〴〵に礎あるところともいひ、又靜原村より半里ばかりの山のふもとに、古き樫木の一株ある所なりともいへり。

清原深養父

清原の姓は、舍人親王の子孫、其外諸皇子の末にも賜れり。姓氏錄に、清原眞人敏達天皇の御孫、百濟王の後なりともあり。深養父は、作者部類に、筑前介海雄の孫、豐前介房則の子とあり。又一說に從五位下內匠允藏人所の雜色とも云り。

夏乃夜はまた宵なから明ぬるを
くもの以つこに月やとるらむ

古今集夏部に、月のおもしろかりける夜、曉方によめるとあり。歌の意は、夏の夜はさてもみじかきものなり、まだ宵の間ぞと思ひしに、其宵ながらに夜が明たれば、空を行く月は西に入はてずして、雲のいづかたに宿りてあるらんといふ事なり。

清原深養父の話

書を作れり。其書を紀氏六帖ともいふなり。此内侍は鶯宿梅の歌よみたる人なり。其事は天暦の御時清凉殿の御前の梅の木かれたりしかば、其代りになるべき木をもとめさせ給ひしに、西の京に、色こく咲たる木のありしをほり取らせ給ひけるに、彼家のあるじの女、其梅の木に是をゆひつけて參らせたまへとて、何か書たるものをさし出しければ、人々子細ある事にやと思ひて、かのゆひつけたる物を帝の御覽にそなへけるを、叡覽ありければ、

　勅なればいともかしこしうぐひすの宿はと問はばいかゞこたへん

と書つけたりければ、あやしくおほしめされて、何ものの家ぞと尋ねさせたまひけるに、貫之のぬしのみむすめの住む所なりと申しければ、彼梅の木をかへし遣されしとぞ。これ鶯宿梅の故事にて、大鏡にくはしく記せり。此貫之の家の事は、勘解由小路の北、富小路より東の角なりしよし、無名抄にしるせり。下學集に、鶯宿梅の舊跡は二條の林光院なるよし記したるが、應仁の後二條の等持寺の傍にうつし、又相國寺の中に移し植たりとぞ。貫之家集二卷ありて世に傳はれり。又後世に三十六歌仙を定めたるに、左の第一を柹本人麿、右の第一を紀貫之とす。其世に重ぜらるゝ事かくのごとしといへり。

らはずといふ心にて、蟻通しを、有と星といふ詞にかくしてよまれたるなり。後に天慶九年、貫之病を得て癒がたく思はれける時、源公忠に歌をよせて曰く、

手にむすぶ水にやどれる月かげのあるかなきかの世にこそ有けれ

かくてほどなく身まかられたり。さて貫之、萬葉集五巻を撰せられたるよし、順徳院の八雲御抄にしるさせたまへども、其書今は亡びて傳はらず。又勅を奉じて新撰和歌集を撰せられたれど、土佐の任に赴かれ、京に歸りて後、其書成りたるに、帝崩じ給ひしかば、奏覽を經ざりし事を、漢文の序にかきて、悲しみ悼み奉られたり。貫之童名を内教房阿古屎といひたるよし河海抄にしるされ、又歌仙傳といふ書に、貫之の父望行子なかりしかば、初瀬の觀音にまうでて子を祈られしに、夢中に經一巻を賜ると見て、其妻懐姙してまうけたる子なり、それ故貫之も成人の後、初瀬へ月まうでせられし事にて、其由は、此百首の中の、人はいさ心も知ずといふ歌のこと書に、初瀬にまうづるごとにやどりける家に、久しくやどらでなど書けるにてしるべしなどいひ、又其坊の名を、雲井坊といひしなどいふ說々は、皆後世の推量にて、より所たしかならぬ事どもなり。扨貫之の子の時文も、和歌を善し、兼て能書の聞えあり、大膳大夫内藏助を歷て從五位上にいたり、又貫之の女も内侍となりて、歌の上手なりければ、古今六帖といふ

けても、此家にてうまれしむすめを、土佐へつれて下りしに、彼國にて身まかりたれば、今日も伴ひかへらぬ事を、貫之夫婦のかなしまれし事どもを、女文章のさまにかゝれたる紀行を土佐日記といひて、今も專世に廣まれり。此紀行によりて、土佐よりなにはに往來する舟道の事、又此なにはの川口より山城の伏見あたりまで通ふ舟路の事どもを考へ合するに、いにしへと今とのかはりめ明らかに知らるゝなり。又いつの時にかありけん、貫之紀伊國に行て、都にかへりのぼらるゝに、夜中に和泉の國を通られけるが、俄に乘たる馬、足を折りて進み行かざる所ありければ、不審に思はれたるに、道行く人のいふ、これは此所にいます神の所爲なり、年來社もなくて知れる人も侍らねど、いとうたてしくとがめたまふ神なり、さきぐ\もかやうの事侍りきと申ければ、貫之たゞちに馬よりおり立ちて、旅中の事故、神にさゝぐべき幣帛もなければ、たゞ手を洗ひひざまづきて、神のいましげもなき山にむかひて、そもく\何の神とか申すと問へば、彼人蟻通の神となん申しさふらふといへば、

かきくもりあやめも知らぬおほ空にありと星をば思ふべきかは

と詠まれければ、彼馬たちまち起あがりて、常よりもまされる駿足となりたるよしいへり。此歌のこゝろは、かやうにかきくもりて、何のあやちもしれぬ大空に、星があらんとは思ひさふ

心づかひせられしよし見えたり。さて三十日に淡路の野島といふ所を過て、和泉のなだといふ所にいたれば、今は海賊の恐れもあらずして、船中の人々はじめて心落居たり。かくて二月五日、和泉の灘より船出して、住吉のわたりをこぎ過るに、風波あらくて舟のすゝまざれば、鏡などを海に入れて明神に祈られければ、海のあれもしづまりたり。二日津國のみをづくしのほどより出で、難波につきて川尻に入る。今の川口これなり。こゝにて船の人々、男も女もひたひに手をあてゝ、よろこぶ事限りなし。七日川尻に舟入りたちて、こぎのぼるに、川の水乾てなやみわづらひ、舟の上る事かたく、八日も猶川のほとりに舟なづみて、鳥飼の御牧といふ所にとゞまる。九日舟をひき上れども、川の水なければ、ゐざりにゐざりながら引上るに、渚の院といふところを見つゝ行く。これ河内國にて、今の牧方なり。十一日山崎の橋見ゆれば、うれしき事限りなしとぞ。十二日十三日兩日山崎に泊り、十四日雨ふりければ、こゝより京へ車とりにやられたるに、十五日車ひき來れり。十六日夕方より京に上り、夜ふけて京に入りたちて、うれしくわが家に歸り著て門に入られたるに、月あかりにみるに、おもひの外、家のこほれ破れたるを見て、宿もりの心の不實なるが知られたるに、庭に池めきてくぼまりたる水あり。あたりに松も有りけるが、五六年見られざりしあひだに、かた枝のなくなりたるを見るにつ

にて文をかく事は貫之に始まるよし、無名抄にもいへり。されば今かなぶみを書きならふ人は、此貫之の古今集の序と、大堰河行幸の序と、土佐日記とを、模範とすべき事なり。大堰河行幸の序は、延喜帝の昌泰元年九月に、朱雀上皇大堰河へみゆきしたまひし時の歌の序をかなにてかゝれたり。其文は扶桑拾葉集に見えたり。扨延喜八年、貫之、土佐守となりて彼國に下られけるが、土佐に五箇年居らるゝ中に、京よりつれて下られしいとけなきむすめに後られたり。さて承平五年の十二月、彼國の任滿たりければ、土佐を立て、廿二日に長岡郡の國府の館より出て、舟に乘られしに、廿五日前土佐守の館より、ふみを以てよびに來りければ、舟より上りて、廿六日迄彼館にて饗應にあはれ、廿七日土佐の大津より浦戸といふ所をさしてこぎ出で、廿九日大湊といふ所に舟繫りせられしかば、彼國の醫師屠蘇白散などを舟へもて來れり。此年小の晦日なりければ、元日も同じ泊なり。今日都の事を思ひ出て、小家のしめ繩、なよしのかしら、ひゝらぎなどはいかにといひあへると有り。此所に八日迄風待して、正月九日大湊より出たち、十日奈半の浦に泊り、それより日を經て、廿一日土佐の安藝郡なる室津といふ所を舟出せらる。此度土佐國を出らるゝより、海賊ども此舟に寇せんとするよし風聞ありしかば、もとより海上の風波の恐ろしきに、海賊の恐もあれば、此舟の中にて、かしらも白くなるほどに、

のあるじが、貫之へ申すには、久しく此方にて一宿もせられねど、此方の宿はかやうに相かはらずさぶらふと、内より言出したれば、其宿の庭に植てありたる梅の花を折て、此うたを詠みたるといふ事なり。さて歌の意は、そのもとの心は前かどとは、變りてあるかなきかは知らねど、われは故郷のやうにおもひ居る此御坊の庭の花は、まことに前かどの通りの香にすこしもかはらず匂ふことゝ存ずるといふ事なり。これは彼のあるじが、貫之の中絶せられたる事をうらみていひ出したる詞を聞て、わざと打かへして、かやうに詠みかけられたるなり。貫之の家集には、此時宿のあるじのよみたる返歌をものせたり。

　花だにも同じこゝろにさくものを植けん人のこゝろ知らなん

とあり。此歌の意は、梅の花さへもむかしと同じ心に相かはらず咲ものなれば、此梅を植たる我心を、花のかはらず咲くにて知りたまへと答へたるなり。

紀貫之の話

貫之延喜年中勅に依て、從弟の友則、其外凡河内躬恒、壬生忠岑と共に、古今和歌集二十卷を撰せらるゝ時、其序を作られたり。都て其頃迄の作文は皆漢文の體をうつしたるものにて、かな

紀貫之

中納言長谷雄の孫にて、父の望行も歌に名高かりし人なり。延喜年中御書所預となり、越前權少掾內膳典膳、少內記等の官を歴て大內記に轉ぜられ、五位下を授けられ、加賀、美濃介となり、延長年中、大監物、右京亮に拜せられ、土佐守となる。後天曆年中玄番頭となり、從五位上にすゝみ、木工權頭となり、同九年に卒す。

人もいさ心もしらすふるさとは
花そ昔の香にゝほひける

古今集春上、初瀨にまうづるごとにやどりける人の家に、久しくやどらで、ほどへて後いたれりければ、彼家のあるじ、かくさだかになん宿りはあるといひ出して侍りければ、そこにたてりける梅の花を折りてよめる、といふことがきあり。是は、貫之、都より長谷の觀音にまうでらるゝ度毎に宿られたる宿坊に、久しく一宿もせず、程經て後行て案內を乞れたれば、彼宿坊

百人一首一夕話　巻之四

目録

藤原興風の話

興風は參議濱成の曾孫、正六位相摸掾道成の子なり。正六位上治部少丞となりて、院の藤太と號す。此興風の曾祖父濱成といふ人は、天書といふ國史と、和歌の式とを作られたり。其和歌式を世に濱成式といへり。されど今世に流布する天書も、濱成式も僞書なり。本書は早く亡び失せて傳はらぬものなるべし。

藤原興風

昌泰三年正月相摸掾に任ぜられ、延喜十四年四月に下總權大掾に任じ、從五位下を授けらる

誰をかもしる人にせん高砂の
まつもむかしの友ならなくに

古今集雜上、題しらずと有り。歌の意は、我は年よりて友達どもは皆過さりたる故、今は誰をかしる人にはせん、あの高砂の松は年久しきものなるが、これも昔からの友にはあらずといふ事なり。高砂といふ事は、歌によりて山の惣名とす。それは高き砂といふ事にて、砂が高く積りて山となりたるこゝろなり。此歌の高砂は、播磨國の高砂をいふなり。此所はもと海邊にて、砂の高かりし所故、高砂と名づけたるものなるべし。

紀友則の話

寛平年中に、禁中にて歌合ありける時、友則左方に連りて、秋の題の初鴈の歌をよまれしに、講師一座の歌を披講するに、友則の歌の初五文字を、春がすみとよみ上るを聞て、秋の題に春がすみと詠めるはけしからぬ事と思ひて、右方の人々ひそかにわらひ出したりしに、次の句より、かすみて去し鴈がねは、今ぞ鳴なる秋霧の上に、とよみはてければ、はじめ笑ひたる人々面目なくおもはれたりとぞ。此後次第に昇進して、延喜四年七月に大内記に任ぜらる。友則は貫之の從弟にて、行年六十歳の時、古今集の撰者に加られしに、其撰集終らぬうちに、同じき五年二月に、六十一歳にて卒せられければ、貫之いたみの歌をよみて、彼集哀傷部に入られし。

あすしらぬわが身と思へどくれぬまの今日は人こそかなしかりけれ

紀友則

紀氏は、もと建内宿禰の子孫にして、木の角宿禰、木の臣、都奴の臣、坂本の臣の後なり。中頃木の字を改めて紀の字とせられたり。友則の父は、一說に宮內權少輔有友といひ、又の說には紀有常の子なりといふ。友則の官は寛平九年正月土佐掾、同十年正月少內記、延喜四年七月大內記に任ぜらる。位は五位なり。

久方の光のとけき春の日に
しつ心なく花のちるらむ

古今集春下に、櫻の花のちるを見てよめるとあり。歌の意は、久方といふは、すべて天の枕詞なり。空のけしきののどかなる春の日なるに、何とて花はしづかなる心もなく、かやうにいそがはしう散るやらんと詠めるなり。

春道列樹の話

春道といふ姓の事は、貞觀六年五月に、右京の人因幡權掾、正六位下物部門起といふ人に、春道宿禰といふ姓を賜りたるよし、三代實錄に見えたり。後々も大和國に春道の森、春道の社などといふ名あれば、列樹の先祖は其所より出たる人なるべしといへり。

春道列樹

従五位下雅樂頭親名宿禰の一男、文章博士正六位上、延喜二十年壹岐守に任ぜられ、又出雲守に任ぜらる。

やま河に風のかけたるしがらみは
ながれもあへぬもみぢなりけり

古今集秋下、しがの山越にてよめるとあり。志賀山越といふは、山城の北白川の瀧のかたはらより上りて、如意が嶽越に近江の志賀へ出る道なり。さて歌の意は、此山河に柵はかけてあると見ゆるが、よく〳〵みれば、人の懸たるしがらみにはあらで、風がかけたるなり。その故は水上より流れ來て、え流れおほせぬもみぢの落葉が、よどみたまりてしがらみのやうになりてあるのぞといふ心なり。元來柵といふものは、川の岸堤などを水のくづさぬやうに、杌をうちて竹柴などをからみつけて置くものなり。

びらきをあさぼらけとよみかへて、舟の事にはかゝはらずして、夜の明る時分の事によみなせり。

坂上是則の話

是則の先祖は、もろこし人にて、後漢の孝靈皇帝四代の孫、阿知使主といふ人の後なり。皇國にしては、坂上田村丸より四代好蔭の子にして、延喜帝、朱雀帝、二代の朝廷に仕へたる人なり。此人才學ありけるにや、わかき時は延喜帝の御書所に候せられしが、後に大内記となられたり。大内記といふは、天子の詔の文を作り、記錄の事をつかさどる役にして、儒者の官なり。又此人蹴鞠の達者なりければ、延喜五年三月廿日、仁壽殿に於て、殿上人幷びに藤原董之、帶刀の長在原相如、榎井淸鄕などをめされて、蹴鞠せしめたまひし時、是則も此人數の内にてありけるが、二百六度まで連足に蹴て、ひとつも墮されざりしかば、帝ことの外に愛させたまひ、内藏の絹をたまはりし事、西宮抄の裏書に見えたり。これは是則まだ年わかくして、御書所の衆たりし時の事なり。是則の子望城は、さして歌にほまれある人にてもあらざりしに、後撰集の撰者にくはへられしは、父是則の譽高かりし故なるべし。

坂上是則

初御書所の衆にてありしが、其勞によりて、延喜八年正月大和權少掾に任ぜられ、同年八月大掾に轉じ、十二年三月小監物に任ぜられ、同十五年中監物に轉じ、十七年正月少內記、廿一年正月大內記となり、延長二年正月從五位下に叙せられ、加賀介に任ぜらる。卒年つまびらかならず。

朝ぼらけ有明の月とみるまでに
よしのゝさとにふれるしらゆき

古今集冬部に、やまとの國にまかれりける時に雪の降けるをみて詠めるとあり。歌の意は、ほがらかに夜の明たる時にみれば、有明の月のかげかと見るほどまでに、此よしのの里にふりてある雪よといふ事なり。朝ぼらけといふ詞は、萬葉集には朝開とありて、朝早く船を漕出す時分の事なり。舟を出す事を開船といふは、漢土にてもいふ事なり。しかるに中世以後は、あさ

度不覺の名をとられたる事あり。或時宣旨によりて、春の歌奉られけるに、白雲のおりゐる山と詠れたるを、躬恒これを難ぜられしが、其後ほどなく天子の御位かはらせたまへり。帝の御位をおりさせたまへるを、おりゐのみかどと申すによりての事なりしとぞ。

は、近衛大將にて、召つれたまひし忠岑は、近衛の隨身なり。弓箭を帶して御供にまゐりしなり。近衛を、歌には近きまもりと詠めり。古今集の長歌に、かくはあれどもてるひかり、近きまもりの身なりしを、たれかは秋の來る方に、あざむき出て、とよめり。衛門は禁門をまもり、近衛は禁中の閤門を守り、天子を近く守護し奉る役なり。忠岑左近衛の番長なりしを、後に衛門の府生となされたる事をいきどほりて詠めるなり。誰かは秋の來る方に、あざむき出でみかきより、外衛もる身の御垣守、とよまれたるは、此衛門の府生の陣は宜秋門なる故なり。番長は後撰集にも、左近のつがひの長とかけり。是は左右合せて十六人あるなり。忠岑又延喜年中禁中の歌合に、ありあけのつれなく見えしといふ歌をよまれしに、帝深く其歌をよろこばせたまひ、御隨身に擢で、遂に昇殿を許され、御書所に候せしめ、貫之、躬恒等とともに古今集を撰せしめたまへり。忠岑嘗て和歌の十體をさだめられし時、貫之を先師土州の刺史と書れたれば、歌は貫之の弟子なりけるにや。土州刺史とは貫之土佐守なりし故なり。後代に至りて、後鳥羽院、古今集の中の秀歌は何ならん、と近臣に尋ねさせ給ふ時、定家、家隆兩人ながら、此有明のつれなく見えしとよめる歌を第一のよし奏せられしとぞ。忠岑長壽を保たれて、康保二年までながらへ、九十八歲にて身まかられたり。忠岑はかばかり歌に堪能の人なりけれど、一

月をいふなり。つれなくとは、先の人がわが心のほどを何とも思はぬといふ心なり。曉は夜明前をいふなり。

壬生忠岑の話

忠岑、和泉大將藤原定國の隨身たりし時、或夜定國酒に醉て、左大臣師尹公の御館へ深更に及て參られければ、師尹公おどろき怪しみ給ひ、いづくへ參られたるついでに立寄られたるぞと仰せられて、少し無興氣に見えける時、忠岑、定國卿の供にてありけるが、松明を持ながら階下にひざまづきて、

かさゝぎのわたせる橋の霜のうへを夜半に踏分けことさらにこそ

とよめり。此歌の意は、彼家持の歌の、鵲の渡せる橋におく霜のといふを本歌にして、此方の主人がかやうに霜の降たる上を、夜中にふみわけて參りさふらふは、外へまゐりしついでにはさふらはず、此御館へわざ〳〵參られ候なりといふこゝろなり。師尹公これを聞せたまひて、忠岑隨身として、かやうに主人の事をよき樣にとりなせしを感じたまひ、夜の明るまで酒宴したまひ、其上定國にも忠岑にも引出物賜はりたるよし、大和物語にしるされたり。此和泉大將

壬生忠岑

壬生の姓は、天足彦國押人の命の後なりとも、崇神天皇の後なりともいへり。後世壬生をみぶとよむは、壬はみづのえといふ字なるによりて、みと讀めるなるべし、古きものにては壬生をにぶとよめり。源順の和名鈔には、壬生をたゞちに爾布とかなをつけられたり。

有明のつれなく見えし別れより
あかつきばかりうきものはなし

古今集戀三に、題しらずとあり。歌の意は、在明の月は、夜の明るのを知らぬ顔して空にあるが、われも宵のほどより彼人のもとに行たるに、彼人は何とも思はず知らぬがほして、われに逢ぬ故、ほいなう別れてかへりしよりこのかた、いつの夜も、かのほいなうてわかれし時分になれば、先夜の事が思ひ出されて、曉ほど憂ものはなしと思ふ由なり。在明は十五夜以後の

をしく思はれしよしなり。躬恒の官を、御書所の預となり、又御厨子所に候すと記せり。此御厨子所といふは、天子の御膳を設け司る所なり。厨はくりやと訓ずる字にて、俗に臺所と云が如し。清少納言の枕の草子に、くりや女のいときよげなるさし出てとあるは、御厨子女といふに同し。世俗に飯炊ぎ水汲む下女をみづし女といふも、此御厨子所の名によりていひならはし來れるなり。されば水仕とかくは推量の宛字なり。

引うゑし人はむべこそ老にけれ松のこだかくなりにけるかな

といふ歌有り。淡路のまつりごと人とは、淡路掾の事にて、躬恒、淡路に四年ありて都に上られたる時の歌なり。又延長四年、大堰河行幸の時の和歌に、散位凡河内躬恒とありて、其行幸の日題九つ出されて、讀人は六人なりしに、外の人々は題ごとに一首をよまれたれど、躬恒は鶴江に立りといふ題の外は、一題に二首よみて獻ぜられし事、其日の眉目たりしよしなり。後の世に、三條の大相國檢非違使の別當たりし時、二條の師と二人、躬恒、貫之の歌の勝劣を論ぜらるゝに、三條相國は躬恒をほめられ、二條の師は貫之を譽られて、たがひに詞をつくして爭はれけれど、事はつべくもあらざりければ、二條の師、此よしを白川院へ奏聞して、御批判をこひ奉られけるに、院の仰には、朕いかでか此勝劣を定むべき、此事は俊頼などに問ふべしと仰せられし故、俊頼朝臣に逢て、彼三條相國とあらそひはじめし事より、院の仰せられし趣まで、くはしくものがたられしかば、俊頼これを聞て、たびたびうちうなづきて、躬恒をあなどらせたまふなとばかり申されければ、師は心得ぬ事におもひて、さらば貫之はおとりさふらふや、いづれにも勝劣をさだめたまへとせめられけれど、俊頼猶はじめのごとく躬恒をあなどらせたまふなとばかり申されければ、さては我論は負にさだまりたるなるべしと、師はくち

新古今
道房

凡河内躬恒の話

躬恒はもとより小身なる人にて、家も貧しかりけれど、歌をよまれたる故、寛平年中甲斐少目となり、延喜帝に召れて御書所に候し、又丹波權目、淡路權掾を歴て、和泉大掾にうつり、六位を授けられし。又古今集勅撰の時も、貫之、忠岑などゝ同列にて撰者に定められたり。帝、ある時躬恒を階下にめされ、月を弓張といふはいかなる故ぞと、問せ給ひければ、恐れながら、とりあへず歌を詠じて答へ奉られける。

照る月をゆみ張としもいふことは山の端さして入ればなりけり

帝甚賞したまひて、御衣をたまはりけるよし、大和物語にいへり。又躬恒の家に櫻の木ありて、春毎に花ざかりには見に來る人多かりけれど、其花散たる後は、來る人もなかりければ、

我がやどの花見がてらに來る人は散りなん後ぞこひしかるべき

是は世の人の薄情なる事をいきどほりてよまれたる歌にて、古今集にも入たり。又後撰集みつねの歌のことがきに、淡路のまつりごと人の任はてゝのぼりまうで來ての頃、兼輔朝臣の粟田の家にてと有りて、

凡河内躬恒

凡河内といふ姓の事は、もと天津彦根命の後、凡河内の國造等の子孫にて、昔は此姓の人、後の世の河内守の如くにて、代々河内國を治めしと見えたり。此躬恒も其河内守の子孫なりしと見ゆ。しかれども躬恒、眞高といふ人の子なりともいひ、或は諶利といふ人の子なりともいひて、其父祖をつまびらかにせず。

心あてに折らばや折らむはつしもの
おきまどはせるしらぎくの花

古今集秋下に、白菊の花を見て詠めるとあり。歌のこゝろは、我こゝろのおしあてにて折うならば折られもせうか、初霜がましろに置て、花の色を人に見ちがへさするやうなるしら菊の花なれば、といふこゝろなり。初霜は秋の末よりおく霜をいふなり。心あては、心に推量してそれとさしあつることなり。

のかるゝとは、人ばなれになりたる意なり。

源宗于朝臣の話

延喜廿年閏六月、光孝天皇第一の皇子、一品式部卿是忠親王出家したまひて、南院宮と申奉れり。此南院は四條の北壬生の西にて、此親王の家なり。宗于朝臣は此親王の御子たり。大和物語に、宇多院の花おもしろかりける頃、南院の公達これかれあつまりて歌よみなどしけるに、右京のかみ宗于のよまれたる歌、

來て見れば心もゆかずふる鄕はむかしながらの花は散れども

とあり。又同じ物語に、南院のいまぎみといふは、右京のかみ宗于のむすめなり。それを兵衞のかみの君あやぎみと聞えける時、曹子にしばしばおはし絕えにければかくなん、

かりそめに君がふしみし床夏のねもかれにしをいかで咲けん

とあり。これらの事にても、いよいよ本康親王の御子なりといふ說はあやまりにて、是忠親王の御子なりといふを、正しき說とすべし。

源宗于朝臣

父は光孝天皇の御子、一品式部卿是忠親王なり。一説に仁明天皇の御子本康親王の御子といへり。寛平六年正月従四位に叙せられ、承平二年十月に右京大夫正四位となり、天慶三年に卒す。

山里は冬ぞさびしさまさりける
人めも草もかれぬとおもへば

古今集冬部に、冬のうたとて詠めるとあり。歌のこゝろは、山中の里はいつもさびしき所なるが、冬になりては、まことに物淋しさが、いつよりもまさる事ぞ。いかにといふに、春秋などは花やもみぢを都より見に來る人もあるによりて、よのつねの淋しき所なりと思ひしが、冬になりては、かのまれ〳〵に見たる人目もたえ、草もかれはてたりと思ふによりて、いよ〳〵さびしさがまされると、上の句へかへして詠みたるなり。萬葉集に、離の字を枯るとよみて、人目

る事のありて、かやうに戀しくはある事ならんと詠めるなり。

中納言兼輔の話

兼輔は加茂河の堤の下に家居せられしによりて、堤中納言といへり。又後撰集に、兼輔朝臣粟田の家にて、人につかはしけるといふ歌あり。

あしびきの山のやどりのかひもなし峯の白雲たちしよらねば

又同じ集に、兼輔朝臣死後に、紀貫之土佐よりのぼり來て、かのあはだの家にてよまれたる歌あり。

植置きし二葉の松はありながら君がちとせのなきぞかなしき

又貫之に新撰和歌集を撰せよと、仰せ下さるゝ勅諚を、兼輔の申傳へられし事、彼集の序に見えたり。兼輔子四人あり。雅正、淸正、守正、庶正等なり。

中納言兼輔

勸修寺家の元祖良門の孫、右中將利基の子なり。寛平九年七月昇殿せられ、同十年正月讃岐掾に任ぜられ、延喜二年正月七日從五位下、延長五年正月十二日從三位中納言、同八年十二月右衛門督を兼れ、承平三年二月十八日五十七歳にして卒す。

みかの原わきて流るゝいづみ河
いつみきとてか戀しかるらん

新古今集戀一に、題しらずと有り。みかの原も、いづみ河も、山城の名所なり。涌て流るゝとは、泉は地よりわくもの故、涌てながるゝいづみと續けたるものにて、又いづみといふ詞より、いつ見きといひかけたるものなり。いつみきのきの字は、けりといふてにはをつめたるものにて、いつ見けりとてかといふことなり。さて歌のこゝろは、われは彼人をいまだ見たる事もなきに、かやうにこひしく思ふは、わがこゝろながら何たる事ぞと思はるゝ、何時その人を見た

せさたまへり。忠平御子五人あり。太郎は左大臣にて實頼のおとゞなり。是を小野宮殿と申す。次郎は右大臣にて師輔のおとゞ、是を九條殿と申す。三郎は從五位下師保、四郎は師氏の大納言と聞え、正三位にいたり給ひ、世に桃園と稱して和歌を好みたまひ、家集を海人手古良といへり。五郎に又左大臣師尹のおとゞ、これも小一條殿と申せしが、正二位にて薨後正一位を贈らせたまへり。又女子一ところは先坊の御息所にておはせり。常に三人の大臣たちのまゐらせたまふ爲にとて、小一條の南勘解由小路には石たゞみをせられけるに、おほよそ其一町のほどは、こと人はありかざりしとなり。

毛のむく〳〵と生たる手の、爪長くして刀の刃のやうなれば、扨は鬼なりけりと思して、恐ろしきさまなれど、少しも臆せずして、おほやけの勅諚を承りて、かためにまゐるものを捉ふるは何者なるぞ、あしくせば身の上ならんとのたまひて、太刀を抜て、彼鬼の手を捕へんとしたまひければ、あわてたるさまにて引放ち、うしとらの角へぞ逃たりける。又忠平公棗をすかせ給ひて、多く食したまひけるが、式部卿親王の家によき棗の木の有けるを、其枝を手づから花山院の北の對の西の妻戸の庭にさしたまひしが、後には其棗名木とぞなりける。後に法性寺攝政殿、六條坊門烏丸の亭より土御門の内裏へ參内せらるゝ時、此門前を通らるゝ度ごとに、御車の簾を下し、前驅の人を下馬させられし故、人々あやしがりて其子細を尋ねければ、此亭に貞信公の手づから植られたる名木あるによりて、禮をいたすなりとのたまへり。又此亭の四面の築土のうへには、瞿麥をひしと植られたるによりて、花ざかりには錦をおほひたるやうにありしかば、花山院とも申けり。又忠平公の家の邊に、宗像の明神の社ありけるに、忠平往來にかならず車より下て、社の前を過たまひけり。ある夜、宗像の神夢に見えてのたまひけるは、君には我より位高くて居させたまへるに、わが社の前を通らせたまふ毎に、我をうやまひたまふ事の心ぐるしく侍るよし、申させたまふと見て、後帝に奏して、宗像の神を正一位にすゝめ

捨芥抄曰貞信公
伝ニ云フ延長八年六
月二十六日霹靂
清涼殿之時侍臣
失色公心中帰依
三宝ニ殊無所懼大
納言清貫右中弁
希世等常不尊
仏法此両人已
当其殃ニ以是
謂之云々
貞信公みづから
三法帰依のことを
説きたまへども

二年、准三宮として輦を許さる。今年六十歳たるにより、六十箇寺に勅ありて經をよましめ、忠平公の壽命延長を祈らせられしが、天暦三年七十歳にして、小一條の第に薨ぜられし故、世に小一條太政大臣と申き。かくて法性寺に葬りて、正一位を贈られ、追て信濃公に封ぜられ、貞信公と諡を賜れり。忠平公寛仁にして慈愛深かりし故、上下共に惜まぬ人なかりし。在世の時、兄の時平公、仲平公と共に、高官たりし故、時の人三平とぞ申ける。又延喜帝相人を禁中へめされて、太子幷に左右の大臣を相せさせたまひし時、彼相人文獻彦太子を見奉りては、御容貌うるはしきに過たりと申し、時平公を見ては才智過たりといひ、菅丞相を見ては才能高きに過たりといひて、いづれも福を全くする相にあらずと論ぜしに、此忠平の末座におはせしを、かの相人はるかに指さして、才智容貌兼備りて、久しく朝家をたすけさかえたまふべき人は、此人ならんと云し事を、寛平法皇聞せられ、もとより此忠平を稱美したまひければ、御むすめ傾子と申すを忠平にめあはせ給へり。扨此忠平公は、菅原道眞公と至りて御中よかりければ、つくしへ左遷の後も、常に音信を絕したまはず、兄時平公によりての嫌疑は御互になかりしとぞ。忠平公、ある時宣旨をうけて陣の座へ出らるゝ道にて、夜中に南殿の御帳のうしろを通りたまふ折節、何者とも知らず御太刀の石突を捉へたり。怪しとおぼして探らせたまへば、

れば、歸り候はゞ其よし帝へ奏聞仕るべしと申上げて、よまれたりといふ事なり。さて歌の意は、此小倉山の峯のもみぢが心あるものにてあらば、今日法皇の御賞美にあひ奉りて、又當今もみゆきあるべき事におほせらるれば、此まゝ色もかはらず散りもせずして、今一度のみゆきを待奉りたらばよからんといふ意なり。大鏡には、もみぢの色も心あらばとあり。

貞信公の話

小一條の太政大臣忠平公は、基經公の四郎君なり。元慶四年に、母の懷姙七月にて生れさせ給ひしかど、幼少の時より聰明の生質なりし。ある年、父の基經公極樂寺を建立せんとて、其土地を歴覽したまふ時、忠平、父と同車し給へりけるが、ある所を指さして、父君の佛閣を建させたまふには、此所より外にはあるまじく候はん、と申されければ、委しく其地形を御覽ずるに、まことにすぐれたる所にて有しかば、基經公、わが御子ながら奇妙なる小兒かなとおほしめされぬ。寛平年中、正五位下に敍せられて、左大臣に轉ぜらる。先に兄の時平公延喜格式を撰ぜらるゝとて、いまだ其功終らぬうちに薨ぜられしによりて、忠平續て是を撰せられ、格十二卷式五十卷の書となりぬ。同じき八年攝政となり、承平六年に、太政大臣に拜せられ、天慶

貞信公

忠平公、基經公の四男、母は彈正尹人康親王の御むすめなり。寛平年中正五位下に敍せられ、左大臣に轉ぜらる。同八年攝政、承平六年太政大臣、天暦二年准三宮、小一條太政大臣といひ、又花山院と稱す。

小倉山みねのもみぢ葉心あらば今ひとたびのみゆき待たなむ

拾遺集雜部に、亭子院大堰河に御幸ありて、行幸もありぬべきところなりと、おほせたまふに、事のよし奏せんと申してとあり。亭子院は寛平法皇の御事にて、大堰河は山城の名所なり。扨御幸と書ても行幸と書ても、いづれもみゆきとはよめど、御幸は仙洞のみゆき、行幸は今上のみゆきなり。此ごと書のこゝろは、寛平法皇大堰河へみゆきしたまひて、をぐら山のもみぢのけしきを御覽あり、當今延喜の帝も行幸有べき所ぞと仰せられしを、此忠平公御供にてありけ

三條右大臣の話

定方公、醍醐天皇の朝に右大臣たり。中納言山蔭卿のむすめをめとり、朝忠、朝成、朝頼といふ三人の子あり。又一人の女子あり。これは先帝の女御たり。さて承平二年八月、六十歳にて薨ぜらる。一説には五十七歳といへり。其家三條にありし故、三條の右大臣と稱せり。

三條右大臣

定方公、勸修寺家の元祖、良門の孫内大臣高藤公の二男なり。母は宮内大輔弘益の女なり。延長二年正月、大納言より右大臣に任ぜらる。

名にしおはゞ逢坂山のさねかつら
　人にしられでくるよしもがな

後撰集戀三に、をんなの許に遣しけるとあり。歌のこゝろは、名にしおはばのしの字は、助字にて心なし。人にあふといふ事を、名に負うて居るとならば、其山に生えてあるさねかづらを手にてたぐるやうに、其人が此方へ來る事もあれかしと詠たるなり。逢坂山は、近江の名所にて、さねかづらは五味子といふ實のなる草なり。かづらとは、葛かづら、蔦かづらなどの如く、長く這うてあるもの故、手にて繰ることを、人の來るによせて詠めり。又寐る事を萬葉に、さねそめてなどよめれば、此さねかづらも寐ることにかけていへり。

夕殿螢飛思悄然
孤燈挑盡未成眠

神廟ハ筑前
宰府にあり。
宗廟にならべて。
四時の祭祀怠
られ宮殿の壮
麗いはん方なく。
崇信せざるはなし。
実に九国の鎮たり。

すぐれさせたまへるなるべしといへり。山城の北野の御社の事は、諸書につまびらかなれば、此所には云ず。いづれの宮居にいつきまつり奉るも、同じ菅神の御靈なれば、其所にしたがひて、いますが如く、仰ぎ奉るべきことなり。又上にもいへる聖廟の稱號の事は、もとは孔子の廟を申すべきを、菅廟を後世に聖廟といへり。此事は、年中行事故實考といふ書に、菅家を北野に祠り、子孫世々其祠をなす、もと學曹神なるを以て、聖廟の號を勅許あり、其後天下にことぐ〵く菅神の像を祭る、釋奠の遺風なるべしといへり。

かく生前に御こゝろをとゞめられし木なればとて、鳥居の外なる道路の左右に、並木の櫻を植ゑて、櫻の馬場と號す。壽永二年の秋、平家の宗盛卿一門の人々と共に、安徳天皇を供奉し、都を落て筑紫に下り、八月十七日、太宰府に著れければ、同じき十八日、平家の人々大臣殿を始め安樂寺にまうでて、よもすがら歌よみ連歌して、宮づかへせられける。中にも本三位中將重衡卿、

住なれしふるきみやこの戀しさは神もむかしに思ひ知るらん

かく詠みたまひしかば、人々まことにあはれにおぼえて、みな袖をぬらされしといへり。按ずるに、此歌を盛衰記には、皇后宮亮經正の作とせり。然ども、玉葉集にも重衡の作とあれば、盛衰記の說はあやまりなるべし。さてこの御社の地は、竈山東にそびえ、天判山西にむかひ、染川前にあり、石蹈川北にながれ、西にめぐりて思川となる。四王院大城の山北にそばだち、芦城の驛南にあり、右に觀音寺あり。都府樓の跡、太宰府の官舍の地など、其西につらなれり。山川村里のけしき、林の木立まで見どころ多く、いづくの宮所よりも、ことに勝れたる佳境なり。鎭西府今はなくて、谷ふかき山ふところなれど、御社のおはします故、今も猶人衆多くていらかをならべりたり。かゝる靈地に、おのづから宮柱のふとしきたちしも、神德のいと

信貞と號し、其嫡子を信昇といふ。是より大鳥居、小鳥居などの家別れて、其子孫相續て、今に至りて社務職たり。近頃延寶四年、宮司檢校坊快鎭、文學にこゝろざしあらん人のたよりにもなれかしとて、神殿の乾のほとりに、御社の文庫を初ていとなみ作れり。衆力をからずしてなりぬ。やがて四方の國より、經文その外、もろ〳〵の書ども多くこゝに納め奉れり。この御社は南にむかへり。社前に御池ありて、反橋二所にあり。其間に中島あり、直橋あり。御池のめぐり百八間、凡宮地東西五十三間、南北百七十間あり。都にて東風ふかばと詠ませたまひし紅梅、一夜に太宰府にとび來りしと、世にいひ傳へたる其梅を飛梅と稱す。其木は種を植傳へて、今も御前にある紅梅これなり。

なさけなく折る人つらし我がやどのあるじわすれぬ梅の立枝を

新古今集神祇部に入て、此歌は建久二年の春の頃、つくしへまかりける者の、安樂寺の梅を折て侍りける夜の夢に見えけるとなんと、左にしるされたり。又菅公櫻をもことに愛させたまひしにや、後撰集に、家より遠き所にまかる時、前栽のさくらの花にゆひつけける、

菅原右大臣

さくら花ぬしをわすれぬものならば吹來ん風にことづてはせよ

鷽替え御祭事ハ毎歳正月七日の夜酉の剋頃、参詣の老若男女木にて作りたる鷽の鳥を懐へ袖にかくし鷽かへんと聞て互に取替る事なり。其中に神司より金色の鷽出るを得れば其年幸福ありとて、人皆争ふなり。其夜業師参りとて遊離の者も有ていとふなり

和漢三才図会ニ曰、鷽状大於雀、頭黒觜短頬深紅、背灰青短尾黒、背胸及翅灰青帯微赤羽尾黒、其声円滑而短、鳴時張声而脚互挙、如弾琴、故俚俗称弾琴鳥、或以形声鶯曰宇曽、雄呼晴、雌呼雨

大和本草ニ雄ヲテリウソト云紅シ、雌ヲアマウソト云アカシナシ、其声如口嘯エヘニ名ヅクト云々

見えたり。中頃亂世となりしこのかた、四度の宴もたえて、久しく行はれず、今はたゞ七夕和歌の會のみぞ殘れる。廿五日には歌の會所に社司あつまり、月次の連歌ありて、年々月々怠る事なし。又同じ所にて、年毎に結夏の間は、五日に一會して連歌を詠ず。正月七日の夜は、先酉の時許に、うそかへといふ事あり。其次に法事をなして、後儺あり、鬼とりといふ貧人をからめて、鬼と名づけ、堂のあたりを引廻り、杖にて叩き、松の烟にてふすべて、鬼とりたりとてのゝしる事、今に年ごとに絶ず。いにしへは、觀音寺、武藏寺、安樂寺、此三所に行ひけり。又此國の香椎の宮、住吉の宮にも、昔此事有り。是鬼やらひなり。年の始め、寺のほとりの道行人をとらへ、面に象供をおはせ、身にいろどれるきぬを著せ、儺鬼と稱し、里の中ゆすりて、男女多く出て、是を打ちて、鬼やらひとす。鬼いたうくるしめり。此俗いにしへよりこれあり。此故に觀音寺のあたりは、此日行人なしといふ事、元亨釋書に見えたり。今は道行人をなやまさずして、貧人に物を得させて鬼とするなり。武藏寺、觀音寺に、今は此事なし。此御社の祭禮、はじめは太宰帥となる人つかさどれり。其後菅原氏勅をうけて、かはる〲御社の別當となり、六年を以て任じて祭禮をつとむ。後堀川院の御時、菅公九世の孫菅原善昇といひし人、おほやけのみことのりにて西府に下り、社職をつとめ祭禮を司れり。後に祝髮して

烏帽子白張著たる役夫これを荷ふ。朝ごとに祭禮の行はるゝ事かくのごとし。又幸祭とて、年毎に卯月廿日、霜月廿日には、夜に入て神前に御食を供へ祭る事あり。其夜夏冬の御衣をもあたらしきを奉りて、ふるきを賜はりぬ。此祭いつの時よりかありけん、知らず。又いにしへ此御神の爲、年毎に四度の宴を行はる。正月廿一日の内宴、七夕、十月五日の殘菊の宴、是なり。凡此日は、別當以下社人こと〴〵く一所に集まり、歌を詠じ、文人詩を獻じて、詩歌管絃の會ありしとかや。此御神は極めて風雅におはしましければ、神の御心を慰めまゐらせん爲なるべし。匡房卿早春の内宴に、安樂寺の聖廟に侍りて、詩ならびに序を作る。其序文は、續本朝文粹に出たり。又康和四年の春、匡房卿安樂寺にて曲水宴を行はれけるに、自序を作る。其詞に曰く、

堯女廟荒 春竹染二一掬之涙一 徐君墓古 秋松掛二三尺之霜一

此句披講の時、御廟鳴動せしとかや。其年匡房卿都にかへり、嘉承二年に、又都督になり給へり。或時匡房卿、安樂寺にまうでて五言の古調の詩一首を作らる。凡四百句あり。日本にて古今の大吟には先これを稱す。又西府の詩一首あり、三百句の五言なり。ならびに續本朝文粹に

とにつゞきて、笛大鼓などを鳴し、御社より榎寺まで、道の程音樂を奏す。其次に神馬三疋をひく。次に五別當いづれも馬に乘て供奉す。あとには三綱等馬にのり、其外神人多く扈從し奉り、遠近より來りて神輿にしたがふもの多し。宮司三人はさきだちて榎寺に行著て、むかへ奉り、其朝御旅所へ移しまゐらせ、其日の未の時、榎寺を出させ給ひ、天滿宮の石の鳥居の傍浮殿に御入あり、廿四日の戌の時、もとの如く御庿に返し入奉る。凡此時の儀式、餘所の祭のよそほひに勝れ、いと靜にして嚴重なれば、誰も見まほしき事におもへり。此國、となりの國の貴賤男女、神輿を拜まんとて、來りつどふ者夥し。此春秋二度の大祭、今に至りて年毎に怠る事なし。此秋の祭は、匡房卿よりはじめて行はれしなり。且二月廿五日は御忌日なれば、此さきより毎年祭禮ありといへども、一年に唯一度の御祭は疎そかなるやうなれば、又秋にも祭り奉るならん。春秋に祭禮を行ふ事、もろこしにも例多ければなるべし。匡房卿勅をうけて、滿願院を御庿のほとりに造立せらる。是又康和三年なり。六條院、仁安三年、始めて神前に日別の神食をそなふ。東鑑六卷に、安樂寺別當安能僧都、毎日御供を調味す、古來此事なしとあり。此安能が興行せし事にや。今に至て怠る事なし。今も行ふ其法は、大なる神器に一斗の御飯をうづ高く盛り、色々の供物御酒など供奉る。凡十五饌三十六器、神厨ありてこれを調へ、

ひ、八月二十一日、神體をかりに淨妙寺に移し參らせらる。二十三日、神輿宰府に歸りたまふ。僚官社司皆馬に乘りて供奉す。廟院の南に頓宮あり。神輿をそのうちに休めて、神事を其所の前におこなふ。翌日に宴終りて、夜に入て才子ひきて宴席をのぶ。是を祭の竟宴といふなり。神德契遐年といふ題を初て講ぜらる。序をば都督匡房卿かきたまふ。此祭禮年を經て絕ゆる事なく、いよ〳〵潤色をそへられけるよし、古今著聞集に見えたり。今は其作法、二十三日の曉に、神體をかりに榎寺の御旅所に遷し申さんとて、先宮司滿乘院あらかじめ齋戒し、神體をさぐり奉る時、暫く內外の燈を打消して、越殿樂を奏す。宮司、檢校坊、勾當坊もたすけてつかうまつれり。其後神輿にのせ奉り、御社を出しまゐらす。神燈凡二十八、神輿の跡先にかゝげ燈す。文人三人衣冠し、馬にのりて先驅す。もし御先に不淨の事あれば、文人祓をなす。其次に童子二人烏帽子素袍を著、馬に乘り、木にて作れる駒形をいたゞきて先驅をなす。又童子二人、是も烏帽子素袍を著、步行して榊の枝を持ち、口に喝道を唱へて、みさきを追ふ。其次に一人御沓を持て、神輿の御先にたつ。神輿をば、駕輿丁十二人にてかき奉る。御輿の左右に松明をともす。龍を畫がけるきぬさしば持たる者二人、すけさしば持たる者四人、左右より神輿の上にさしばを翳す。ひで笠持たる者一人、御輿の御うしろにあり。樂人等神輿の御あ

かしこにて三年の春秋を送らせたまひしに、都にて愛させたまふ梅花をおぼしめしいでて、東風ふかば匂ひおこせよと詠じたまひしかば、此梅はるかに飛去りて、配所の庭にぞ生たりける。されば夢の告ありて、折人つらしと惜まれし、西府の飛梅これなり。心なき草木までも、馴し御別ををしみ悲しみけるにや。其後、故郷の御庭の櫻はかれにけるとなん。此事を聞しめし及ばせて、

梅はとびさくらは枯るゝ世の中に松ばかりこそつれなかりけれ

さてこそ都の松は、御跡を追て西府には生たりけれ。追松と申すは是なりと有り。扨又太宰府安樂寺の寺跡は、筑前續風土記に曰く、天神の御廟地を安樂寺といふ。天原山廟院と號す。すなはち菅丞相を葬り奉りける所なり。菅公の御社、安樂寺ありし所に立し故、後迄天滿宮を安樂寺といふ。圓融院の永觀二年、此御社の中門一宇と廻廊を始て作らる。又同じ時、常行堂、寶塔院を建らる、皆是勅命にて作らせたまふ。此後相續きて代々の帝勅願にて、堂院多く作らせたまふ事擧てかぞへがたし。斯有し故、時を逐ていよ〳〵繁榮の靈區とぞなれりける。二月二十五日御忌日なれば、毎年祭禮あり。しかるに堀川院の寛治二年九月に、中納言匡房卿太宰都督に任じて下り給ふ。同じき康和三年に、都督夢想の事有りて、初て安樂寺の御祭禮を行

とこ契り置し事をわすれて、いくほどなく妻をまうけたりけり。今も昔もなさぬ中のならひにて、後の妻、此むすめをあながちに憎み、或時四五日も物をくはせずして、命をたゝんとぞしける。此繼母のけしきをうらめしく思ひて、姉妹北野に參りて籠りけり。晝夜淚を流して、天神たすけさせたまへと、愁ひ申して、失にし母に孝養報恩をもせぬ身ならば、命をめせとぞ申ける。さるほどに、御託宣あらたにて、折節同じく此社に參籠したりける播磨守有忠といふ人、おどろきて姉を呼よせ、其故を問聞き、やがて連歸りて妻としけり。さて妹をも宮づかへせさせけるほどに、宮をうみまゐらせて、めでたくさかえ、父母の孝養を思ふさまにしける。かやうのたぐひ猶あまたありて、荏柄緣起、北野緣起等の古き卷軸に載たり。又俗說に、菅公の御詠なりといひ傳へたる、梅はとびさくらは枯るといふ歌の事は、源平盛衰記に曰く、菅原の大臣、東風ふかばといふ御歌を詠みたまひしかば、紅梅つくしへ飛び行きければ、同じ所に並びてありける櫻の、御ことのはにかゝらざる事をうらみて、一夜が中にかれけるを、源順がうたに、

梅はとびさくらは枯れぬすがはらや深くぞたのむ神のちかひを

又榻鴫曉筆に曰く、昌泰四年正月、菅丞相を太宰權帥に遷し、九州へ配流せさせ給ひけり。

みて奉りける。

おもひいづやなき名たつ身はうかりきとあら人神になりし昔を

と詠みたりければ、其日やがてしきしまといふ半物の女盗みたりけるが、手づから彼の衣をいたゞきて、鳥羽院の御前に狂ひまはりけるとぞ。又治部卿通俊の子に、世尊寺の阿闍梨仁俊とて、貴き人おはしけり。しかるに或女房、鳥羽院に、彼仁俊女心のあるよしを讒言申たりけるに、仁俊やすからず思ひて、北野にこもりて詠みてさゝげける。

あはれとも神かみならばおもふらん人こそ人のみちをたつとも

と詠みたりける時、かの女房くれなゐのはかまを腰にまとひ、手に錫杖をふりて、仁俊にそらごとを言ひつけたるむくいよとて、狂ひをどりければ、院宣にて、北野より仁俊をめして、助くべきよし仰せければ、仁俊かの女に護身せられける程に、さはやかにさめにけり。仁俊には薄墨といふ御馬を引せたまひ、その上に種々の祿をぞたまひける。又承保二年の頃にや、西七條に貧しき銅細工人ありけり。女子二人持てありしが、十四十二ばかりにて、母わづらひけるに、此子供をいとねんごろにいとをしく思ひて、夫に返すぐ〵申置けるやう、あなかしこく〵、此子供のありつかんほどまで、繼母に見せたまふなと、泣々申して、はかなくなりにけり。を

幡二所の宗廟に同じき尊號なり。又その神徳を尊びたまひて、聖廟とも號せるよし、貝原篤信の筑前續風土記に見えたり。又漆桶萬里の帳中香巻二十一に、本邦口傳に曰く、筑紫宰府の菅丞相祠堂の額に扁して、菅丞相靈廟の五字を懸く、神夢の中に託して曰く、我はもと謫官にして斯地に寓す、靈異によりて丞相等の號を追贈らせたまへり。しかるに廟の字は、广の下に朝廷の朝の字あり、祠堂に於て宜とせず、幸に廟の古字庿なり。今より以後、我ために庿の字を用ひて廟の字を用ふべからずと、神託ありしといへり。又此外に、神靈託宣の事を古く記しつたへたる事どもあり。天慶五年七月十二日、西の京七條に住せし賤のむすめの、あや子といひし者に託宣ましく〳〵て、我昔世にありし時、しば〳〵右近の馬場にあそべり、都のほとりの閑に勝れたる地、此所にしくはなし、されども非道の罪を蒙りて、西の海にしづむといへども、潜に彼所に行てあそぶ時ばかり、少し心もなぐさめば、祠をかまへて立寄るたよりを得せしめよと、託宣し給ひけれど、あや子、身のほどの賤しさに、社をもえつくらず、柴の菴のほとりにみづがきをむすびて、五年が間あがめまゐらせけるに、天慶九年六月九日にぞ、おほやけより北野へは、遷し奉らせたまへりける。又待賢門院后の宮と申ける時、女房の衣うせたりけるを、あしざまにいはれける事、女房七日暇を申うけて、北野に籠りて、此歌をぞよ

時平公の御むすめの女御、御孫の東宮、時平の一男八條の大將保忠卿、其弟の中納言敦忠なども、つぎ〳〵に身まかりたまひしかば、時の人これらをも菅公の御崇なりといひさわげり。かゝりければ、延喜帝も菅公を左遷せしめ給ひし事をいだく御後悔ありて、延長元年に道眞公を本の位に復し、正二位を贈らせ給ひ、大富天神と號せられ、四人の御子の流罪をゆるされて、おの〳〵本の位に復され、先年左遷の時の宣旨、其外左遷一件にあづかれる文書をことごとく燒捨てられ、菅神の靈を北野の社にいはひこめ給ひしに、同じき八年六月廿二日、淸凉殿の坤に大雷落て、大納言淸貫のうへのきぬに火つきてふしまろび、右中辨希世朝臣は貌やけて倒れ、是茂朝臣は弓を取て行ほどに、立どころに蹴殺され、紀蔭連等は炎にむせびて悶絶しければ、いよ〳〵菅公の崇なるよし、世にいひふらせり。其後一條院の正曆四年五月に、菅原幹正を筑紫の安樂寺につかはされ、道眞公に左大臣を贈らせ給ふ。此幹正は道眞公の曾孫なり。さて今年の八月四日に、祭禮を設けさせ給ひしより、後々それを例として、諸國にて漸々に社を建て、或は像を畫などして、天滿天神と稱し奉りて、二十二社の數に入られたり。又同年の十月に、菅原爲理を遣されて、菅公に正一位太政大臣を贈らせ給へり。又いつの御時にかありけん、安樂寺の御社に天滿宮と廟號をまゐらせらる。宮の字を稱する事、伊勢、八

終らせ給へり。かゝりければ、御屍を太宰府に近き四堂のほとりに御墓所を點してをさめ奉らんとしけるに、御車たちまち途中に止まりて動かず。これによりて、すなはち其所をしめて御墓所とす。今の神廟の地これなり。延喜五年八月十九日、安樂寺に初て菅公の神殿を建てられ、味酒安行といひし人これを奉れりしが、其後藤原仲冬相續でこれを奉行し、同九年にいたりて作り終れり。これ菅公を始て神とあがめまゐらせし時、作りたる神殿なり。さても菅公筑紫にて薨じたまひし後、都に打つゞきて災あり。或時は雷電霹靂して世の中暮ふたがり、いかづちの音に多くの人肝たましひを碎きて、死まどひなどしけり。これ全く罪なき菅公を流罪に處せられし、そのたゝりなるよし沙汰せり。或時、禁中に雷鳴おびたゞしかりければ、清涼殿のうちに時平公一人太刀をぬき、虚空に向ひて、朝廷に仕へたまひし時も、わが次におはせしかば、神となりたまふとも、などか我に所をおきたまはざらんとて、立出られし。帝おそれおぼしめして、法性房僧正のもとへ、宣旨三度下りしかば、禁裏へまゐられしに、鴨河の洪水俄に落て、陸地の如くになりて通られしが、やう〳〵神の怒をこしらへなだめ奉りて、しばしはしづまり給ひしかど、延喜八年十月の頃にや、菅根朝臣は蹴殺されたまへり。同九年三月、時平公こゝちなやみ給ふに、さま〴〵の御祈のしるしなく、三十九歳にて薨じたまへり。

こちしたまひ、常に一室のうちにのみ鬱々として日を送りたまふ。ある夕ぐれによませたまへり、

夕されば野にもやまにも立つけぶりなげきよりこそ燃えまさりけれ

又あめのふりけるに、

あめのしたかくるゝ人もなければや著てしぬれぎぬ乾るよしもなき

又太宰府に都府樓あり。これは天智天皇の御時はじめて建させたまへる樓にて、官舍の地なり。又觀音寺といふ寺あり。これも同じ帝の御時開基ありし所なり。されど道眞公は不出門行といふ詩を作りて、いづかたへも立出でたまはず、

都府樓纔看二瓦色一　觀音寺只聽二鐘聲一

と作りたまへり。此一聯は、白樂天が遺愛寺鐘欹レ枕聽香爐峯雪撥レ簾看と作りしにもまさりぬべしと、昔の博士どもは賞しあへり。菅公都にましませし時の御作の詩文を菅家文草と名づけて、十二卷あり、又昌泰三年八月より後筑紫にて作らせたまへる詩文を後草と名づけられて、一卷ありけるを、延喜三年正月の頃、御心地例ならざりける時、此後草を箱の中に納めて、中納言長谷雄卿のもとへ遣はしたまひしが、其年の二月廿五日、御よはひ五十九にて

はしましける姫君は都のうちに止められて、いとけなき君達二人は具しまゐらせて、出させたまへり。さて紅梅殿に愛せさせたまひし梅を御覽じて、心なき木々にも契り置てぞ出給へる。

東風ふかばにほひおこせよ梅の花あるじなしとて春な忘れそ

さくら花ぬしをわすれぬ物ならば吹こん風にことづてはせよ

此歌のゆゑに、つくしへ此梅はとびて參りたりといへり。かくて二月朔日、都を出て筑紫へおもむかせたまふに、次第に道の遠くなりければ、御心細くおぼしめして、北の方へ贈らせたまへり。

君がすむやどの梢をゆく〳〵も隱るゝまでにかへり見しはや

ほどなく播磨の明石の浦に泊らせたまふ時、宿のあるじが、いたはしく思ひ奉れるを見たまひて、

驛長莫驚時變改　一榮一落是春秋

といふ詩を作りてあたへたまへり。さて筑紫太宰府につかせ給ひて、懷を述させたまふ詩に、

離家三四月　落淚百千行　萬事皆如夢　時々仰彼蒼

西府は人多けれど、はか〴〵しく物をも宣ひあはすべき人もなければ、異國に行きたまへるこ

べければ、右大臣の顯職を辭して、御身を全くし給ふべきよし諫められけれど、道眞公は、天下に大事のあらんに、我身のみ災を避んとて職を退くべきにあらずと思しけるにや、淸行の諫を用ひたまはず。果して今年、時平の黨の讒口にかゝりたまひしこそ歎かはしけれ。此淸行朝臣は、人となり明達にして、博く書をよみ、衆藝を兼學ばれけるが、道眞公の御身に禍の及ばん事を愁ひて、かく諫められたるなるべし。かくて道眞公、はからずも左遷の宣旨下りければ、悲みに堪ずして、亭子院へさゝげられし御歌、

ながれ行くわが身もくづとなりぬとも君しがらみとなりて止めよ

法皇此歌を御覽じて、御淚にむせばせ給ひ、帝と申せども我子なり、行て申さんになどか叶はざらんとおぼしめして、正月晦日、十善の御足に泥土をふませ給ひ、上西門より豐樂院、眞言院を打過ぎ、淸涼殿に近づかせ給ひて、かくと申せと仰せられけれど、菅根朝臣藏人頭にて有けるが、昔殿上の庚申の夜の御遊に、つらを打たれまゐらせたる恨ふかくて、此旨を奏し申さざりければ、法皇は世の中あぢきなく恨めしくおぼしめして、大庭のむくの木のもとに立やすらひたまひて、夕日の山のはにかたぶく頃、空しく還御ならせたまへり。道眞公は勅宣重くして、男女の御子二十三人おはせし中に、男子四人は同じく四方へ流されたまひ、おとなしくお

眞公の諫をも、よく納れたまひしほどの御事なりけれど、御よはひ十七歳にて、まだ若くおはしますに、御后は時平公の妹なるによりて、内外より讒せられければ、其實否をたゞさるゝに及ばず、昌泰三年正月廿五日、道眞公の右大臣の官職を停めて、太宰權帥に左遷せらるゝよしの宣旨下れり。此度時平の讒せられし趣意といふは、はじめ朱雀院の御在位に、當今敦仁親王と申せし時、朱雀院、御位を此親王に讓らんとのたまひし事ありき。その時道眞公申上られしは、君には御年もさかりにおはしませば、御位をゆづらせたまふ事は、いまだ遲からざる御事にさふらはんと、申上たまひし故、其事はやませ給ひしが、又年を經て後に、今は位をゆづらんと思ふと、宣まひければ、此度は太子もすでに御生長の御事にさふらへば、しかるべき時節にさふらはんまゝ、さもおぼしめされんには、いそぎて其御沙汰さふらへかしと、御すゝめ申されたる事あり。しかるを此たび讒して申さるゝは、先に亭子院君へ御位をゆづりたまはんとのたまひし時、道眞押へ止め奉りしは、君の御弟齋世の親王は、道眞の女の腹に生れたまへるなれば、道眞の心底には彼親王を御位に卽奉り、みづから一人として天下の權をとらんと謀りさふらふよしを、詞を巧みにして讒せられしなり。去年十月の頃、文章博士三善淸行、ひそかに道眞公に書を贈りて曰く、算道の事につけて考へ侍るに、明年かならず天下に事ある

行ふべしと仰せ下されければ、道眞大におどろきたまひて、しきりに辭し申させたまへど、さらに許したまはざるほどに、左大臣時平公、今日兩皇の道眞を召れし事、よのつねならざるけしきを見たまひて、座をたちて陣の座へ退かれければ、道眞兩皇へ奏し給ひけるは、只今臣を召れし事を怪しみおもふ人々も侍るべければ、詩の題を賜はるべしとて、春生柳眼中といふ題をこひうけたまひ、今日召の旨は此事なり、各此題にて詩を奉つるべしと申されければ、時平ももとの座へかへり參りて、詩の宴につらなり給へり。其日例祿の外に、兩皇并に后宮よりも御衣を道眞公へかづけ給へり。これにつけても、時平公のけしき例に違ひてぞ見えける。さて此兩皇の仰せられし事は、密々の儀なりけるに、いつしか世にもれて聞えければ、これより時平公、無實の讒言をかまへ、道眞公を罪に落さんとぞ計られける。それに荷擔せし人々は、光卿、定國卿、菅根朝臣等なり。此人々僞て勅諚と稱し、陰陽寮の官人に種々の珍寶を與へて冥衆を祭らせ、皇城の八方に山野を定め、壓術を行はせ、雜寶を埋ませらる。此源光卿は帝の御舅なり、藤原定國卿は家柄もとより高かりしかど、二人ともに位は道眞公の下にある事を無念に思はれ、菅根朝臣も道眞公に憾ありける故、時平公これらの人々と交をむすびて、共に道眞公を罪に落さんとせらるゝに、帝はもとより聰明におはして、常には道

時に昌泰二年、時平を左大臣に任じ、道眞を右大臣に任ぜらる。時平は放蕩濫行の人なれども、昭宣公の嫡子にて、代々大臣の家柄なりければ、當今第一の臣に定められ、時平の妹君は當今延喜帝の后にならせ給へり。又帝の外祖藤原高藤、仁明帝の御子たる源光、二人ともに大納言たりしかば、道眞おぼしめされけるは、我身はもと儒家より起りて右大臣に任ぜらるれば、其位高藤、光等の人々の上にあり、人々の上に立たんこと憚りある事なりとて、やがて表を奉りて、右大臣を辭したまひけれど、上皇も今帝も御ゆるしなく、たゞ〳〵幼主を輔佐し奉るべしとの御事にて、再三辭したまへども、終にゆるしたまはざりし。さて時平の道眞公を讒せられし起は、昌泰三年正月三日、延喜帝上皇の朱雀院へ行幸ありて、帝と法皇と御物がたりのついでに、密々に仰せ合さるゝには、當時左大臣時平、右大臣道眞、相竝びて政事を執行ふにつけては、さだめてきしらひさかふ事の出來んと思ひ侍れば、いづれ一人をとゞめられたらんがよかりぬべしとて、叡慮をめぐらしたまふに、時平は大職冠九代の孫にして、昭宣公の一男たる上、御后の兄上なれど、齡も三十にたらず、其身の才、心の掟なども、右大臣の道眞には及べくもあらず、道眞は重代の執政にあらねど、聖人の敎を守り、賢を擧げ德を貴べば、執政の任に當れりとて、兩皇の御前に道眞公をめされて、已後は一人にして天下の政をとり

なりと有て、誰しわざとも知れざりしが、後に當今の御所爲にて有けるよし知られたりとぞ。又同じき七年三月二十三日、延喜帝まだ春宮にておはしけるに、令旨を下されて曰く、我聞く唐土には一日に百首の詩を作りたる人有と、汝才智并なくして七步の跡を繼り、しからば一時のうちに十首の詩を作るべしとて、題を賜はりしかば、其日の酉の時より戌の初までに作りて奉られし。

送レ春不レ用レ動ニ舟車一　唯別ニ殘鶯與ニ落花一　若使ニ韶光一知ニ我意一
今宵旅宿在ニ詩家一

これも其中の詩にて有しを、後に大納言公任朗詠集に撰み入られたり。又次の年に同じく令旨をうけたまはりて、二時の中に二十首作りて參らせ給ひければ、人々昔も今もかゝる事なしとぞのゝしりあひける。扨同じき九年、御年五十三にて權大納言に任ぜられ、右大將を兼らる。此時時平も大納言に任ぜられて、左大將を兼られ、道眞と立ならびて政を執行はれけり。此時大臣の官なかりし故、大納言にて政事をとり行はれたるなり。今年七月三日、宇多天皇御位を太子敦仁親王に讓り給ひ、朱雀院へ入らせられて亭子院と申奉りしが、御法體にならせたまひし後は、寛平法皇とぞ稱し奉りける。此敦仁親王は、後に醍醐天皇とも延喜帝とも申奉れり。

折桂といふなり。是は道眞の元服したまひて、學業を成就し、菅原の家風をいよ〳〵世に廣くしたまへと、行末をいはひながら教訓したまへるなり。道眞其後御年三十六の時、陽成天皇の天慶四年八月晦日に、御父是善卿に後れたまへり。是善卿今年六十九歳なりし。此卿の著したまふ書は、家集十巻あり。又文德實錄十巻を、都良香と共に撰せられ、又勅を奉じて、貞觀格式を大江音人と共に撰せられき。其後道眞、寛平四年に御年四十八にて、宇多帝の勅を奉じ、類聚國史二百巻を撰せらる。翌年遣唐使を定らるゝに、道眞を大使とし、紀長谷雄を副使とせんと思しめしけれど、此時唐朝も末になりて、昭宗の景國年中にて大亂の折なる故、此度の遣唐使は止められぬ。しかるに同年の十二月、渤海國の使者裴文籍といふ者來れり。此人道眞の作りたまひし詩を見て、白樂天の風骨ありとて稱美せり。さて寛平六年九月の頃、道眞五十にならせたまふとて、門人たち貴きも賤しきも吉祥院といふ寺にあつまり、酒宴をまうけて賀せらるゝ所に、一人の老翁、わらぐつ、はきゝしたるが、沙金と文とを持來り、あゆみよりて賀筵の案の上に置て、何ともいふ事はなく急ぎて立去りぬ。人々これをあやしみければ、道眞其ふみを開き見たまふに、其文言に、菅家の門人たち五十の賀をせらるゝ由を聞けり、よりて此沙金を贈る、金はおもふ心の輕からぬを表し、沙はことぶきの限りなからんことを祈るしるし

臣に申さるゝを聞て、道眞とりあへず作らせ給ふ。

月輝如晴雪　梅花似照星　可憐金鏡轉　庭上玉房馨

又其頃、都良香といふ學者あり。道眞良香に從ひて遊學したまひけるに、貞觀十二年の春の頃、良香の家にて、人々弓射ける所へ行あひ給ひければ、人々思ひけるは、道眞は儒家の子なれば、常に扉をとぢ、閫を出ず、學文のみせられて、弓など手に取たる事はなくて、本末も知りたまはじと思ひて、試に御弓射させてんやと申されければ、道眞やがて弓場に立出で、弓矢をさしはげて引わたし給ひたるかたち、養由基が射つきもかくや有けんと思ふばかりに見えしが、すがたのみならず、放ち給ふ矢、ひとつも的をはづれざりければ、良香をはじめて一座の人々、奇異の思ひをぞなしにける。さて淸和天皇の貞觀元年に、十五歳にて元服せられ、同じき四年に文章生に擧られ、下野權掾にならせらる。同じき十四年御年廿八の正月、母伴氏身まかりたまへり。此母君もよく歌をよみたまへり。道眞御元服の夜よませたまひし歌、拾遺集に入たり。

　久方の月のかつらも折るばかり家の風をもふかせてしがな

月の桂を折るといふ事は、もろこしの故事にて、學問に上達して、天子より召出さるゝ事を、

に、先ほど時平公へ進ぜられたるよし人々申すを聞て、身もだえして後悔せられけれど甲斐なかりけり。此北の方は、業平の孫にて、在原棟梁のむすめなりしが、時平公の家に參られて子を生れたり。これ則ち中納言敦忠なり。さて昌泰元年、大納言時平、大納言道眞、共に朱雀上皇の勅を受て、幼主を輔佐し奉らる。此時時平二十七歳、道眞五十四歳なりし。扨此菅原道眞公の祖先は、土師古人、其子を淸公と申せしが、博學多才にして、嵯峨、淳和の御時代に、右大臣淸原夏野、竝に諸の博士と共に令義解を撰して、大學頭に任ぜらる。其子を是善と申してよく家業を繼ぎ、文章博士、大學士と成給へり。此時禁中に大學寮あり。東西に曹司とて部屋あり。菅原、大江の兩家、其曹主となりて諸生を敎授し、都て文學の事を掌る。是善卿は孝經、論語、其外經書、史類をも講ぜられて、帝の寵を得られ、從三位參議に進み、後は菅原相公とて、時の儒宗と仰がれ給へり。此是善卿の家は、禁裏の南に在て、菅原院と申き。さて是善卿第三の御子道眞、字は三と申せしが、幼き時より祖父淸公、父是善など傳來の學業をうけて、儒道を學び給へり。生得聰明の生質なりしが、文德天皇の齊衡二年、道眞御年十一の春、父の是善卿、島田忠臣といふ人に、御子道眞の才の程を試みさせんと思ひ給ひて、こよひは春ながら月も晴て、梅もおもしろく咲たるに、詩にても作りてあそびたまはんやと、忠

時おはしましけれど、道眞公、時平公、相並びて政事を執行はるゝ程に、博學德行の道眞公と、放蕩濫行の時平公とを、思し分たまはざりしこそ是非なけれ。時平公の濫行の事は、或時時平公の方にて、人々物語するついでに、今の世に美人の聞えあるは、誰ならんと申されければ、平貞文わが心におもふ人故にや有けん、今の世の美人と申すは、殿の御伯父大納言國經卿の北の方のよし承はり候といふを、時平公聞とゞめて、其後彼伯父國經卿の許へ、方違へに參るべきよし申遣はされければ、國經よろこびて、さまぐ\設などして待居られけり。扨其夜になりて、時平參られければ、種種饗應の上管絃の遊あり。酒酣になりたるに、國經よき琴を引出物にとて、時平に取らせられけるに、時平今宵の饗應には、北の方の見參に入待らんと、申されければ、國經いと安き事にさふらふとて、北の方をよび出されたり。此國經卿は年老て、北の方はいたう若かりければ、平生夫を厭ふ心有けるとかや。さて時平彼北の方を見らるゝに、貞文が申せしにも勝りてうるはしき容貌なりければ、國經にむかひて、今宵の引出物には、北の方を賜はらんと申されけるに、國經はいたく酒にゑはれたる折なりければ、ともかくもとて醉ふして居られたる間に、時平彼北の方を車に抱き乘て歸られぬ。しばらく有りて國經醉さめければ、北の方を尋ねらるゝ

みぢの錦にさふらふまゝ、此にしきを神の御こゝろまかせに、ぬさと御覽じたまへと詠ませられしなり。ぬさといふは、神にさゝぐる色々の帛の事なり。まに〳〵は隨意とかきて、心まかせといふ事なり。

菅家の話

醍醐天皇は宇多天皇第一の皇子にして、御母は勸修寺の內大臣高藤公の御女、承香殿の女御と申奉れり。元慶九年正月朔日の御誕生にて、寬平九年七月、御年十三にて帝位に卽せ給へり。其年はじめて群書治要をよみたまひ、學問を好ませたまふより、神明をうやまひ、佛教を崇め、人民を憐み、式條を定め、非を正し法を行ひ、政道を先とし給へり。さればにや、四海無事にして都に囘祿の災なく、國土に炎旱の患なかりし。此帝は常に龍顏御こゝちよげに笑をふくませおはします。其故は、あまりに人のきすくにまめだちたるは、物にくし、すこしうち解けたる氣色にぞあるべき、さればものもいひよければ、大小の諫をも聞ん爲なりとぞ仰せける。これによりて天下に愁をいだく民もなく、恨をふくむ人もなかりし。また冬の夜の雪降り風はげしき時などは、さこそ國土の民どもがさむからめとて、よるのおとゞに御衣を脫がせ

菅家

菅原の姓は、もとは土師なりしが、土師古人といふ人、光仁天皇の御時大和國菅原の里に居す。依て土師を菅原に改む。菅家御諱は道眞、字は三と申す。小名阿呼。参議是善卿の第三子なり。貞觀年中文章博士より數官を歷て、延喜中右大臣に任ぜられたまふ。

此たびはぬさもとりあへず手向山
もみぢの錦神のまに〳〵

古今集羇旅部に、朱雀院奈良におはしましける時、手向山にてよみ侍りけるとあり。宇多天皇朱雀院といふ御殿に引籠らせたまひし時、奈良にみゆきし給ふ御供にて、手向山にて詠せられたるなり。手向山は奈良にあり。歌のこゝろは、今度此旅は、君の御供なるによりて、道々の神に手向る幣も用意せざりし、しかれば此手向山の神へたむけ奉るぬさは、すなはち此山のも

千古朝臣

かへし、

しづむ身と聞から袖に波かけてうしろやすくはいかでおもはん

といふ贈答あり。千古は千里の弟なり。何事によりて籠居せられしにか、其事國史に見えねば、委くしりがたし。

えありて、清和天皇の御侍讀たり。かつて勅を奉じて羣籍要覽四十卷、弘帝範三卷を撰し、又勅に依て、菅原是喜卿と共に、貞觀格式を撰み定められしが、此書の上表幷に辨式の序、共に音人卿の作なり。陽成天皇の元慶元年十一月に卒せらる。其子は玉淵、千里、春澤、千古等なり。千里は第二子にて、此人も父の業を受繼て文學の聞えあり。殊に和歌をよくせり。家集幷に句題和歌百二十首あり。漢文の序ありて、其末に寛平六年四月廿五日、散位從五位上大江朝臣千里とありて、勅に依て古人の詩句を捜り、みづからの歌をよみそへて奉るよし序文に見えたり。此月みればの歌も、白氏文集の

燕子樓中霜月夜　秋來只爲二一人一長

といふ詩句によりて、詠れたるなるべし。さて家集に伊豫の任に侍りける時、よみ侍けるとて、

海山のめづらかなるにむかひても都に見ばとおもふこゝろあり

といふ歌あり。伊豫權守となりて彼國に下られたる時の歌なるべし。又同集に、罪なかりしかど、人の事につきてしばらく籠居すべきよしありし頃、式部大輔のもとへ、こまやかに申送りし文のおくに、

都まで波たち來ともきかなくにしばしだになど身のしづむらん

大江千里

大江氏は、もと大枝と書たりしが、參議從三位音人卿に至りて、表をたてまつりて大江と改められたり。其子を千里といへり。官は伊豫權守、式部權大輔たり。

月みれはちゝにものこそ悲しけれ
わかみひとつのあきにはあらねと

古今集秋上に、是貞のみこの家のうたあはせの歌とあり。歌のこゝろは、月を見れば、いろいろさまざまに物かなしうなる事かな、世界一統の秋にて、わが身一分の秋にてはなけれどもといふ事なり。

大江千里の話

大江音人は平城天皇の曾孫にして、阿保親王の御孫なり。もつぱら學問を好み、博覽宏才の聞

て析檻することを、しをるといふも同じ心なり。むべは宜の字にて、むべなる哉とうけがふ事にて、俗語に、さうあるべき事なりといふ心の詞なり。あらしは和名鈔に、山下に風を出すなり。和名あらしと有り。山といふ字の下に風とかきて、山より吹おろす風のあら〳〵しき義なり。

文屋康秀の話

此人もとより先祖もつまびらかに知れず、させる事實も傳らぬ人なれど、貫之の古今の序に、ぶんやのやすひでは、言葉はたくみにて、そのさま身におはず、いはゞあき人のよききぬ著たらんが如しと評せり。此こゝろは、康秀の歌はたくみにして、おもしろき所が、よき衣裳の如く目にたてども、その歌の姿俗にちかくていやしき所あるによりて、商人にたとへたるものなり。さはいへど、六歌仙の一人と定められたる事なれば、尋常の歌よみにてはあらざりしなるべし。又彼集の眞名序に、文琳とあり。文は文屋の一字を略せるなり。琳は康秀の字にて有けるにや。平定文を平仲といひ、三善清行を三耀といひし類なるべし。

文屋康秀

先祖つまびらかならず。作者部類に、元慶九年縫殿助に任ずとあり。古今集には三河掾とあり。文屋の姓は、姓氏錄に天武天皇の皇子二品長親王の後なりと云り。

吹くからに秋の草木のしをるれは

むへやまかせをあらしといふらむ

古今集秋下に出て、ことがきに、これさだのみこの家の歌合のうた、とあり。是貞のみこは、光孝天皇第二の皇子なり。歌のこゝろは、山風がふくゆゑに、秋の草や木の枝葉がをれふしも、しをれもするによりて、その山風をあらしといふは、もつともなる事なるべしといふ事なり。此歌古今の序には、野邊の草木のと有り。菅家萬葉集には、打吹に秋の草木のと有り。又六帖には、なべて草木のと有り。此歌の萎ればといふ詞は、しほたるゝ事にはあらず。風がきびしくあたりて、それに吹折るゝやうの心なり。それ故に、假名もしをると書くなり。人をしかり

御ともにさふらひて瀧を題にて仰ごとにて、

秋山にまどふこゝろを山河の瀧のしらあわに消ちやはてゝん

とよめる歌あり。

素性法師の話

良峯宗貞、出家して遍昭と名をあらためられし後は、もとの妻に逢ても避しりぞかれけるに、在俗の時の子に、右近衛少監玄利といふが有けり。これも歌の上手なりけるが、遍昭のもとの妻、此玄利を遍昭のもとへつかはしけるに、法師の子は法師がよきぞとて、此玄利をも出家させられ、名を素性とつけられたり。素性後に雲林院に住して、權律師たり。又大和國石上の良因院の住持となられし。昌泰元年十一月廿一日寛平法皇、宮の瀧御遊覽の時、素性法師の良因院に住せらるゝよし聞し召れ、道のほどより召しにつかはされければ、素性とりあへず馬にのりて、道の程まで參られけるを、法皇甚よろこばせ給へり。かくて素性は、笠をぬぎ、鞭をあげて、所々の案内を申上られけり。其時法皇の仰に、今日供奉の者ども皆俗人たるによりて、素性の呼名を假に俗にしたがふべしとて、彼住せらるゝ良因院の文字によりて、良因朝臣とよばせたまへり。さて、其日暮にければ、高市郡の右大將の山莊に一夜やどらせたまへり。其夜法皇の仰に、良禪師は和歌の名士なれば、先和歌をよみて旅の心をなぐさめらるべしとて、素性に歌を乞給へり。此時の事は、素性の家集に見えて、法皇宮の瀧御覽じに御座ましゝに、

素性法師

初の名は玄利といへり。清和天皇につかへて、右近衛將監たり。雲林院に住して、權律師に任ぜらる。又石上良因院に住す。一說に俗名を信時といへりとぞ。僧正遍昭の子なり。

今來むといひしばかりに長月の有明の月をまちいでつるかな

古今集戀四に、題しらずと有り。歌のこゝろは、彼人がほどなう今のまに來んと言ひおこせたるばかりにて、九月頃の長き夜に、まてどもく其人は來ずして、在明の月を待出したる事かなといふ事なり。在明の月は、廿日より後の月にて、夜ふけて後遲く出る故、空にありながら夜の明るといふ心にて、在明とはいふなり。

菅公五十賀に帝より沙金を賜ふ話
菅公時平と共に幼主を輔佐し給ふ話
兩皇菅公を寵したまふ話
時平菅公を讒せらるゝ話
菅公左遷の宣旨下る話
菅公亭子院に歌を奉りたまふ話
太宰府にて詠じたまふ詩歌の話
菅公薨去の話
安樂寺に墓所を定むる話
都に雷鳴の災ある話
時平公薨ぜらるゝ話
菅公を本位に復したまふ話
菅公の靈を北野に祭らるゝ話

天滿宮の廟號をまゐらせらるゝ話
西の京のあやこが話
待賢門院の半物衣をぬすむ話
阿闍梨仁俊歌の話
西七條銅細工の女の話
飛梅の話
太宰府祭禮の話
大江匡房卿の作文神慮に叶ふ話
太宰府の御社連歌の話
太宰府うそかへ鬼取の話
安樂寺景致の話
菅公櫻の御歌の話
重衡卿詠歌の話

百人一首一夕話　巻之三

目録

て、九月九日に聞え給ひける。

　世にふればありてふことをきくの花めで過ぎぬべき心地こそすれ

夢のごとく逢たまひて後、みかどつゝみて渡らせたまふとて、え逢たまはぬ時に、

　ふもとさへあつくぞ有ける富士の山みねのおもひの燃ゆる時には

此ほかにも、此御息所と贈答したまひし歌あまた見えたり。さやうにて事あらはれたるものなるべし。すべて此家集には、さま〴〵の女と詠みかはしたまへる歌、百六十餘首入たり。其中にも、ことに甚しき色ごのみの事は、御姨のおほひの大納言の北の方にておはしけるを、いと忍びてかよひ給ひけるに、かの北の方より、

　荒る海にせかるゝ海士はたちてなん今日は波間におりぬべきかな

此北の方うせたまひし時、いたみて詠ませたまへる親王の御歌も見えたり。大日本史此親王の傳に、好倭歌甚好色としるさせ給へるは、宜なり。又此親王の奏賀の聲は、鳥羽の造道まで聞えたるよし、兼好はいへり。

古き侍のいはく。上東門院
に。好色なる女房あり。或
時式部卿為行は右府と四条
中納言と。共に是を寵す。
或時。四条中納言。かの女
房にしのびて逢ふ
右府の来りたまふをかくしひ
めおかれしかば。後あし
そ坐ける人とする折から
かの法華経の方便
品を。そらうかくよみ
けるを女これを聞
て。其声のめでた
さに。ふかく感じつ
右府の方を背て
息を細めて泣くも
右府ひそかに思ふ

陽成天皇の御子元良親王は、いみじき色好みにておはしければ、今の世にある女の美麗なりと聞ゆるには、會たるにもいまだあはぬにも、常にふみをやりたまふことを業としたまへり。其頃枇杷の左大臣仲平公の御許に、女の童あり。その名をいちや君といひけるが、かたちありさま麗はしくて、心ばえもをかしかりければ、かなた此方よりねんごろにいひ寄りけれど、聞入れざりけるに、或人しきりに心をつくして懸想しければ、辭みがたくて會にけり。其後は、此男しのび〳〵に大臣の家の局に通ひけるに、元良親王これを知らせたまはず、彼女の美麗なるよしを聞て、度々人していはせたまひけるに、彼女男ありとはいはずして、唯つれなく返事をだにせざりければ、親王かくいひやり給へり。

おほ空にしめ結ふよりも果無きはつれなき人をたのむなりけり

女かへしはしたれど、終にあはざりけりとぞ。拾後撰集に、わびぬれば今はた同じといふ歌を入て、京極のみやす所に遣されし由のことがきあり。此御息所と申すは、藤原褒子と申して、時平公の御むすめにて、宇多天皇寵愛したまひ、女御にて雅明親王載明親王などを生せたまへり。元良親王此女御に通じたまひしに、其事あらはれて憂めを見たまひし時のうたなり。此御息所の事は、元良親王の家集に、京極の御息所また亭子院におはしける時に、懸想したまひ

元良親王

陽成天皇第一の皇子、御母は主殿頭遠長の女なり。元慶元年従四位上、又三位に叙せられ、兵部卿又式部卿とならせたまへり。天慶六年七月薨ず、御年五十四。

わびぬればいまはたおなじ難波なる
みをつくしてもあはむとぞおもふ

後撰集戀五に、事いで來て後に京極の御息所に遣しけると有り。歌のこゝろは、かやうにうんじはてゝ居れば、今は又いかやうにしても同じ事なれば、難波にある澪標といふものの名のやうに、わが身を盡しはて、命をすてゝも、君に逢まゐらせんと思ふといふ心なり。みをづくしといふものは、なにはの浦にたてゝある棒杭の事にて、水の深さ淺さをはかるしるしの杭なり。

南無やくしあはれみたまへ世の中にありわづらふも同じやまひぞ

と詠まれたれば、利生有て幸を得られたるよし書けるは、例のあとなし事にて、論ずるにたらぬ事なり。又伊勢と業平と贈答の歌ありといふは、時代の違ひたる事にて、大なる誤なり。それは、かな文字のあやまりより起りて、枇杷左大臣仲平公と伊勢との贈答の事を、業平とよみたがへたるものなるべしといへり。

の方に前追の音してまゐれば、歸り參りたりと申すに、とく〳〵と仰せらる。道風は筆をぬらしまうけて、御前に候す。しかる所に伊衡物をかづきて來り、殿上の戸のもとにかづけ物を置て、文を持來りて奉る。帝、これを開きて御覽ずるに、いみじく麗はしく書て、道風が書きしにもおとらず見ゆ。御息所のうたに、

散りちらず聞かまほしきを故さとの花みてかへる人もあはなん

帝これを御覽じて、ことにめでさせたまふ。御前に侍ふ上達部殿上人等に、これ見よとてたまはせければ、をかしき聲どもにて詠ずるに、いみじく聞ゆる事かぎりなし。たび〳〵詠じてのち道風は書けりとぞ。伊勢はかばかり世に愛られたる人なりしかど、年經て後、家をうりたまふ事、古今集の歌に見えたり。彼集に家をうりて詠める、　いせ

飛鳥川ふちにもあらぬわがやども瀬にかはり行ものにぞ有ける

此うたの意は、あすか川は淵瀬のさだまらず、變りやすき川のよしいひ傳へたり。わが家は、其あすか川の淵にもあらねど、錢とかはり行ものには有けりといふ事にて、瀬にといふ詞を錢といふ字にかけて詠れたるなり。伊勢の御の世に落ぶれたまひしことは、古今集の此うたにて知られたり。されど撰集抄に、伊勢の世にすみわびて、太秦に詣てよまれしといふうた有て、

きて故あり。伊衡これを聞て、世にはかゝる人も有けりとおもへり。しばしばかりありて、うつくしき女のわらはの、くれなゐの袴きたるが、銚子を持て簾の内より出て、繪をかしく書たる盤に、さかづきを据てさし出したり。又女房、蠻繪に蒔たる硯の筥のふたに、清げなる薄やうを敷きて、まぜくだものを入てさし出たり。酒を勸めければ、盃をとりあげたるに、わらは銚子をもちて酒をつぐ。多しといへどもおさへてつぎたり。酒のむと知りたるなりと思ふに、いとをかし。飲みてさかづきを置んとするに、たび〳〵强ひぬれば、四五度ばかり呑て盃を置くに、すだれの下より盃をさし出して、又のむべきよしをいふに、辭すれども頻りにしふるに、度々のむほどに大に醉たり。女房たち、少將を見るに、赤みたる顏つき、櫻の花に匂ひあひて、ことに美くし。さて、ほど久しくなりて後、紫の薄やうに歌をかきて、結びて、同じ色の薄やうにつゝみて、女の裝束を具して押出したり。物の色きはめて淸らにいみじ。伊衡おもひがけぬ事に侍りとて、取りてたちぬ。女房たち、少將の出るを見送りて、愛ることかぎりなし。門を出てかくるゝまで見るに、伊衡のあゆみ行く後姿、たをやかに麗はし。車の音も聞えずなりぬれば、いたうあはれに覺えて、居たりし茵のうつりがもなつかしき心地して、取去がたくおぼえたり。かくて內裏には、伊衡は歸らずや〳〵と、人して見せさせ給ふに、殿上口

れて、さすがにものふりたるさまなり。伊衡、中門の脇の廊に立て、人して内の御使に伊衡と申ものまゐりてさふらふと、いひ入れさせけるに、若きさぶらひ出來て、かなたへ入せたまへといへば、寢殿の南おもてに歩みよりて居るうちに、ふるびたる女房の聲にて、内に入らせたまへといふに、簾をかきあげて見れば、母屋のすだれはおろしたり。朽木形の几帳の淸げなるが立ちたり。母屋のすだれにそひて、高麗端の疊をしきて、其上に唐錦の茵しきたり。板敷の磨かれたること鏡の如く、人の影殘りなくうつりて見ゆ。伊衡入て茵のわきに居たれば、内よりそらだきの匂ひ、ひやゝかにかうばしくほの〲とかをり出るに、淸げなる女房の額つきよきが、ふたりみたりばかり、簾よりすきて見えたり。さて簾のもとに近くよりて、内の仰事にさふらふ、若宮の御袴著に屛風調じて奉るに、色紙形にかゝん料に歌よみ共に詠ませつるに、しかじかの所を思ひ落して、其所の色紙形にかくべき歌なし、其歌よむべき躬恒、貫之を召さするに、各他に行たり、今日になりて異人に命ずべきやうなければ、此歌只今よみてやられなんやと、仰せさふらひつるといへば、御息所おどろき給ひて、かねて仰ありてよむとも、何でふ貫之、躬恒などがよみたらんやうにあらん、ましてにはかにはいかでか詠み侍らん、いとわりなき仰ごとなり、おもひがくべき事にもあらずとのたまふ聲、ほのかに聞ゆ。けはひけだかく愛敬づ

著の御屛風を調へさせたまふに、其屛風の色紙形にかく歌を、當代の歌よみどもに勅して詠ませられけるを、小野道風に仰せて、屛風に押たる色紙どもに書かせらるゝに、春の帖に櫻の花のさきたる所に、女車の山道を行かた書きたる繪ありけるが、此所の色紙にかくべき歌をとり殘して、詠進せざりし人や有けん、道風はしつかたより書もて行に、此所の歌ひとつたらざるよし奏しければ、延喜帝もいかゞせんとおぼしめされ、にはかに誰にかよませんと仰せられて、しばし叡慮をめぐらされけるが、敏行朝臣の子の伊衡少將を召れて、汝只今伊勢の御息所の家に行て、しかぐの事あれば、只今此歌を詠進せらるべきよし申せと命ぜられぬ。此御使に伊衡をつかはさるゝ事は、此少將かたちありさまをはじめとして、たぐひなき人品なるによりて、伊勢の御息所もはづかしく思されんとおぼし召して、選出させたまふなりけり。この時伊勢は、例のつれぐと物あはれに打ながめておはしましけるに、思ひもよらず門のかたに、前駈の音して、欄すがたなる人の入來りければ、誰にかあるらんといぶかしくおもひて、人して問しめらる。伊衡少將、伊勢の御息所の家に入て見るに、五條わたりなる所なるが、庭の木立きはめて木暗く、前栽おもしろく植ゑわたされ、庭は苔砂青みわたりて、やよひばかりの事なれば、おまへのさくらうるはしく唉たり。寢殿の南面にかけられたるすだれの、へり所々やぶ

伊勢の話

枇杷左大臣藤原仲平公、御年わかくして少將と申せし時、七條の后溫子の官女たりし伊勢がもとへ、しのび〳〵に通はせたまひけるを、かくすとすれど人みな知りければ、人目をはゞかりて、少將のかよひたまはざりける頃、詠みて贈られし伊勢の歌、

人知れず絶えなましかば佗びつゝもなき名ぞとだにいはましものを

仲平少將此うたを見たまひて、其後はたれはゞからずかよひたまへり。扨ほどへて後に、宇多の帝 伊勢を寵愛したまひて、御子桂宮をうみ奉られしかば、伊勢を貴びて御息所と申けり。宇多の帝は、後に亭子院とも寬平法皇とも申 奉 れり。桂 宮は行明親王の御事なり。此伊勢は容貌のすぐれたる事はいふに及ばず、こゝろばせのうつくしき人にて、和歌の堪能なりしことは、其時代に名高かりし貫之、躬恒にも劣らざりしが、宇多帝御位をおりさせたまひて、法皇とならせたまひ、大内山といふ所に入て、佛道をのみ行はせたまふにより、伊勢の御息所は世の中をあぢきなく思ひたまひ、家にこもり居たまひても、をりふしは禁中の事をゆかしくおもひ出て、あはれに淋しく年月を經たまひしに、彼宇多帝の御子たる延喜の帝の皇子の、御袴

伊勢

父は伊勢守繼蔭、仁和の頃宮づかへに出て、父の伊勢守たるによりて、呼名をいせといへり。後に亭子院の王子を生奉られし故、貴て伊勢の御息所とも、いせの御ともいへり。

なには潟みしかきあしのふしのまも
あはてこのよをすくしてよとや

新古今集戀一に、題しらずとあり。難波潟は、津國の難波の海邊にて、鹽のさゝぬ時は干潟となる所をいふなり。さて、そのなにはがたに生えてある、たけのみじかき芦のふしとふしとの間は、わづかなるものなるが、それほどのわづかなる間も、思ふ人にはあはずして、此世を空しう過せよといふことかと詠めるなり。

藤原敏行朝臣の話

村上天皇醍醐天皇の御子の御時、小野道風、能書の聞え高かりしが、或時帝、道風を召されて、古今の妙筆は誰をか最上とすると、問せ給ひければ、空海と藤原敏行とをこそ古今の妙筆とは申しさふらふべけれと奏せられぬ。天下に能書の名だたる道風の、かく賞せられたるを以て、敏行の凡筆にあらざる事を知るべし。此敏行は左近衛權中將として、書を能するのみにあらず、和歌にも殊にたくみなりしが、あまりに能書の名高かりし故、さまぐ〜の妄說を世に言傳へしと見ゆるは、十訓抄に曰く、右兵衛督敏行不淨にて、人のあつらへける經をあまた書けるを、淸書の料紙をけがしけるとて、文字をあらひおとして、料紙をば帝釋宮にをさめられたり、其文字をあらひ捨たる水、黑大河となりて、敏行のよみぢのあたとなりけるこそ、よしなく思ゆれとあり。また一條禪閤の本朝語園に、敏行死して蘇生する後、一切經を自筆にてかきたり、終に二十七歳にて死せり、在世いくばくならぬに、かやうの早筆凡人にはあらざるべしといへり。

藤原敏行朝臣

父の按察使富士麿は、鎌足公の孫武智麿の事なり。三代實錄に、仁和二年六月從六位上、左兵衛權佐、右近少將に轉ずとあり。母は紀名虎のむすめなり。伊勢物語には、業平の妹婿とかけり。

住の江のきしによる波よるさへや
ゆめのかよひぢ人めよくらむ

古今集戀二に、寛平の御時、きさいの宮の歌合のうたとあり。寛平は宇多天皇の年號にて、其御時代に、后の御殿にて歌合有し時の歌なり。此きさいの宮と申は、七條后溫子の御事なり。歌のこゝろは、先づ住の江のきしによる波の事をいひ出し、波のきしによるを夜にいひかけ、晝は人目をよけはゞかる故、思ふ人のもとへ得かよはぬが、それがくせとなりて、よるの夢のうちのかよひみちにさへ、人目をよくる〳〵と見るならんといふ事なり。

和天皇の天長二年に生れ、陽成天皇の元慶四年五月廿一日、五十二歳にて卒せらる。長明の無名抄に、業平中將の家は、三條の坊門より南高倉より西にて、高倉表に近くまで侍りき。柱なども常にも似ず、茅卷柱といふものに侍りけるを、いつ頃の人のしわざにか、後に例の柱のやうに削りなしてなん侍りし。なげしも皆まろにかどもなくて、まことに古代の所と見え侍りき。中頃晴明が封じたりけるとて、火にも燒ずして久しくありけれど、世の末には甲斐なくて、一とせの火にやけにけりとあれば、鎌倉將軍の時代までも、其家は殘りて有たると見えたり。又同じ書に、河內國高安郡に、在中將の通ひけるよしは、彼いせものがたりに侍りき。されど其跡いづくとも知らぬを、かしこの土民の說に、其あとさだかに侍りとなん。中將の垣內と名づけたる、すなはち是なりとあり。此は彼伊勢物語を作りものがたりとも知らで、かやうの說を世に傳へたるものなり。

り、青き水がくゝると見ゆる、此やうなる怪き事は、神代にも有しとは聞かずといふことなり。からくれなゐとは、赤き色をほめていふなり。むかしは韓より來るものをめでて、から藍、からにしき、からくしげなどとも云ひたり。

在原業平朝臣の話

行平、業平兄弟にて、歌よみの名は兄の行平よりも勝られたれど、其行狀は雲泥の違ひなり。兄の行平は經濟の才有て、國家に益有事を考へて、もとより心正しかりし人なり。弟の業平は體貌閑麗とて、すがたかたちは雅びやかなる美男なりしかど、放縱にして拘はらずとて、身もちを我まゝにして物にかゝはらず、國家を治むべき才學はなくして、和歌をのみよく詠まれたるよし、三代實錄にもしるされたり。伊勢物語は、もとより作りものがたりなれど、業平の色を好みて放蕩なりし事を刺りて書きたるものなれば、彼むかし男何々と書たる中には、業平の所行の實事も多くまじはれりと見えたり、さりとて彼物語を、皆ながら業平の事とせば、大に事實をあやまるべし。中にも伊勢の齋宮の御事、二條后の御事などは實事にても有けんかし。さやうのあやまち有たればこそ、正しき王孫ながら、官位の昇進もはか〴〵しからざりけれ。淳

在原業平朝臣

阿保親王第五の御子にて、行平卿の弟なれど、同胞にはあらず。母は桓武天皇の皇女伊都内親王なり。貞觀年中、左近衛中將、元慶年中兼相摸美濃權守たり。世に在五中將と稱するは、在原氏にて第五子の中將なりし故なり。

千早ぬるかみよもきかす龍田河
あらくれなゐに水くゝるとは

古今集秋下、二條の后の春宮のみやすんどころと申しける時、御屛風に龍田河にもみぢ流れたるかたをかけりけるを題にて詠るとあり。此ことがきは、二條后がまだ后に立せたまはぬ先に、帝の御子をうませたまひて、春宮の御息所と申たる時といふ事にて、女御にて皇子をうみたまへば、御息所と稱し奉る事なり。歌のこゝろは、ちはやぶるは神といふ枕詞なり。神代にはさまぐ〵のあやしき事ども有しと聞くに、今此龍田川の繪を見れば、一面に赤き色の中よ

へ引退かれたる事の有しにや。しばしの事にて罪とすべきほどの事ならざりし故、正史には載られざりけるなるべし。然るに此事につけて、俗説に、松風、村雨といふ二人の蜑にたはぶれし事をいふは、西行の撰集抄に、昔行平の中納言といふ人、身にあやまつ事有て、須磨浦に流されて、も塩たれつゝ浦傳ひしありきけるに、絵島の浦にてかづきする蜑人の中に、世の心にとゞまりけるに便たまひしに、いづくに住居する人にかと尋ね給ふに、此蜑とりあへず、

しら波の寄するなぎさに世を過すあまの子なればやどもさだめず

と詠みてまぎれぬといふ事あり。これらを傳へあやまりたるものなるべし。

も富饒なれば、其土産に奇異の物多きを、徒に其國の郡司に任せて、恣に聚斂せしむる事、國司巡検の往いたらざるが故なり。しかのみならず、此地海中に在て、唐人ども我國に來る時は、先此島に至りて、妄りに香藥等を採て、貨物に加ふる故、此島の人民はかへりて其産物を見る事を得ず。且海濱に産する奇石は、或は鍛錬して銀を得、或は琢磨して玉と成ものなどあれど、多く唐人に奪取らるゝよし、土民どもが申により、行平改めて此二郷を合せて一つ島とし、郡領を置き正税を定めて、妄りに他國のものを入れず、以後は全く國益となさんよしを言上せられければ、直に其請にまかするよし勅許ありし。これらの功によりてます／＼昇進し、元慶六年に中納言に任ぜられしに、寛平五年七十六歳にて薨ぜられし。俗説に、行平須磨の浦へ流されられし事をいひ傳へたるのみにて、其事正史に見えざれば、いぶかしき事なれど、古今集雜下に、田村御時に事にあたりて、津國すまといふ所に籠り侍りけるに、宮のうちに侍りける人につかはしけると有て、

わくらばにとふ人あらば須磨の浦に藻塩たれつゝわぶとこたへよ

といふ歌有り。田村とは文德天皇の御事なり。行平經濟の才有て、器量すぐれたる人なりし故、事務の事につきていさゝかさはる事など有て、おほやけの御咎めにはあらねど、みづから須磨

中納言行平の話

嵯峨天皇の弘仁の頃、新羅國の者ども肥前國に寇して、唐より我國に貢する船をうばひ、或は船中の絹、綿などを掠めければ、或時は軍兵をつかはして討取り、或時は新羅の人を捕へて、近江、駿河などに配流せしむといへども、時としては穀物をぬすみて船に積入れ、海上に迯去事など度々に及びぬ。しかるに在原行平は、經濟の才ある人なりければ、太宰權帥に任ぜられて、西國の事務をつかさどらしめたまへり。これより先に、筑前肥前等の六ヶ國の穀物を運漕して、對島國の年糧とする例なりしを、渡海運漕の便あしく、その船十に六七は海中に漂ひ沈み、或は船人の溺れ死する事ありて、つゞがなく對馬に到著する事少かりしかば、行平奏聞を遂て、彼六ヶ國の運漕の廻米をとゞめ、筑前の民を發して壹岐國の水田を營ましめ、これを對馬の年糧に充て、壹岐より年々都へ貢ぐ穀米をとゞめて、其わきまへを筑前、肥前等の六ヶ國に課せられければ、これより年々運漕の費を省くのみならず、難船、溺死の患をまぬがるゝ事を悦ばざるものなかりし。又肥前松浦郡、庇羅、値嘉の二郷に、昔より奇石、香藥等を產するに、唐人の我國に來るもの、多く此奇石、香藥等を採かへれり。もと此二郷、地勢曠くして、民戶

中納言行平

父は彈正尹、四品阿保親王、實母つまびらかならず。弘仁九年誕生、伊都內親王御子とし給へり。天長三年在原の姓を賜り、承和二年藏人頭に補せられ、齊衡二年從四位に敍せられて、因幡守に任ぜらる。後昇進して、元慶六年中納言に任ぜらる。

たち別れいなはの山の峯に生ふる
まつとしきかは今かへりこむ

古今集離別部に、題しらずと有り。これは齊衡二年の正月に、行平因幡守になられ、其國に往るゝとて、京を出立るゝ時、人に詠て殘されたる歌なり。歌のこゝろは、京を起て、そなたに別れて行くその因幡國の、山の峯にはへてある松の木の名のやうに、そなたがわれを待といふ事を聞ならば、ほどなく今のまに京へ歸りて來んといふことなり。たちわかれいなばといふ詞に、わかれて行といふ心をかねたり。古き詞には、ゆくをいくとかきたる事多し。

まし〳〵けるが、萬機の政は基經公とりはからひたまひて、君臣の御中睦じかりし事どもなり。又此帝親王にて、小松宮にわびしく年月を過させたまひける時、多く町人の物を借用したまひしかば、御卽位の後町人ども參內して、せめ奉りける故、納殿の物をいだして、かへし與へたまひしよし記せり。

ひ、年號を仁和と改めらる。元年正月勅有て、攝津國爲奈野を以て太政大臣基經公に賜り、遊獵の地とせしめ給ひ、同年十二月仁壽殿に於て、僧正遍昭に七十の賀を賜はれり。これは遍昭若くして良峯宗貞とて、彼渤海國の使者來りし時、饗應の役にて有ける故、時康親王とも同席にて、むつまじくせさせ給ひし御好みによりてなるべし。さて同二年、基經公の子時平、十六歳にて元服せられけるにも、仁壽殿に於て帝御手づから冠をきせたまへり。又同年八月、禁裏に於て釋奠の禮を行はる。釋奠はくじまつりとて、孔子の聖像を天子の祭り給ふ事なり。又神泉苑に幸したまひて、鷹を放たせて池の鳥をとらしめ、或は芹川にもみゆきしたまひ、野口にいたりて鷹を放たせたまふは、すこぶる御狩をこのませ給ひし故なり。同三年五月、山城國乙訓郡の大原野を以て、先帝陽成上皇の遊獵の地に獻ぜさせたまひしが、今年帝御病にふさせ給ふより、御位を第三の皇子定省親王に讓らせたまひて、ほどなく崩じたまへり、御年五十八歳なり。山城國葛野郡後の田邑の陵に葬り奉れり。此帝はじめ小松殿におはしませし時、仲野親王の御むすめ班子と申を娶りたまひて、是忠、是貞、定省、忠子、爲子など申す皇子皇女をうませたまひしが、卽位の後御妻班子に從三位を授けられ、女御と稱し奉り、後に皇后と申奉れり。此外にも女御、宮女などの御腹に生れたまふ御子あまたおはしまして、男女三十六子

家業として。其
頃もとぐまり
の漢文帝
代王たりし時
呂氏が乱を避て
年勤て道を行ふ
大位に登りて ますます
く節倹なりし
光武帝に於ける
わざを為し給ひしも
其始を忘ざる
節倹の みこゝろ
なるべし

ふ類なり。

光孝天皇の話

仁明天皇第三の皇子時康親王、天長七年に東の京六條の小松殿にて生れさせたまひ、いとけなき御時より、好て經書歴史をよみたまひ、もとよりさとくおだやかなる御性質なりける故、御祖母橘大后殊に御鍾愛にて、嘉祥三年中務卿に任ぜられ給ふ。此年渤海國の使者王文矩といふもの入朝して、此親王、外の親王達の中に在て、起居し給へるを見て、饗應の人に申て曰く、此皇子至て貴き相おはしませば、天位にのぼりたまはん事、うたがふべからずといへり。又藤原仲實といふもの、よく人を相しけるが、ひそかに其弟宗直にいふやう、汝時康親王によく〳〵心を用ひて仕へ奉れ、此親王の御骨格よのつねにあらず、かならず帝王にならせたまふべしといへり。しかれども此親王、五十三歳まで小松殿におはしまして、常にまゐりかよふものなく、ものわびしく過させたまひしに、元慶八年、陽成帝にはかに御位をおりさせ給ふ時、基經公のはからひとして、此親王を新帝と定め奉られけるにて、彼王文矩幷に、仲實がよく相せし事を思ひ合せて、貴くおぼゆる人々もありけり。かくて五十四歳にて御位に即せたま

光孝天皇

御諱は時康、仁明帝第三の皇子、御母は贈皇大后宮藤原澤子、贈太政大臣總繼公の女なり。在位二年小松の天皇と申奉れり。

君がため春の野に出てわかなつむ
わがころもでに雪はふりつゝ

古今集春上、仁和のみかどの皇子におはしましける時、人にわかなたまひける御うたとあり。仁和は、此天皇の年號なり。みこにおはしましけるとは、時康親王と申せし時の事にて、人とは臣下の人をいふなり。御歌のこゝろは、そこもとへ進ぜんと思ふ故に、まだ餘寒の頃にてさむき春の野へ出て、此若菜を摘たるが、わが袖に雪がふりかゝり〳〵して、さむき事にて有しといふ事なり。衣手は袖なり。君といふ字は、もと下より上たる人をさしていふ詞なれど、したしく思ふあまりには、我より下の人をも君といへり。夫が妻を君といひ、親が子を君ともい

早く歸り去れとのたまふに、彼靈物、たちまち法皇の御腰を抱きければ、大におそれたまひて、半死半生の體にておはします。今日前驅の輩は、皆中門の外に候したる故、御聲遠きにいたらず、牛童のすこぶる近くさぶらひて、牛にものくはせ居たれば、件の童をめして、人々をして御車さし寄しめたまひて、乘らせたまふに、御息所の顏色青ざめたまひて、起たちたまふことあたはざりしを、とかくに扶け抱き乘せしめ、還御の後、淨藏大法師をめして加持せしめたまひければ、蘇生したまへりとぞ。此事は古事談にのせて、河海抄にも畧してしるされたり。此河原院の事は、古今集に、河原の左のおほいまうち君の身まかりて後に、彼家に罷りてありけるに、鹽がまといふ所のさまをつくれりけるを見て詠める、

君まさで烟たえにし鹽がまのうらさびしくも見えわたるかな　つらゆき

又いせものがたりにも、此院の菊の花うつろひ盛なるに、もみぢのちぐさに見ゆる折、みこたちおはしまさせて、夜ひと夜酒のみしあそびたまひたるよし見えたり。此故事によりて、名所菊といふ題にて、逍遙院實隆公のよませたまへる歌、雪玉集にあり。

みちのくは名にのみきくの花もたゞ都の秋のしほがまのうら

て融は、宇多天皇御位の後、從一位に進まれ、寛平六年に、輦に乘て禁中を出入するを許され、同じき七年の八月、七十歳にて薨ぜられしかば、正一位を贈らせ給へり。融公、生質遊樂を好み、鳥獸、虫魚、花木等を愛せられ、別業を宇治に構へて、陽成、宇多、朱雀の三帝を幸ならせ奉られしが、後の世に其別業を御堂關白求め領せられ、其子頼通公の代に寺として、平等院と名を改めらる。融公又嵯峨に山莊を營みて、遊覽の所とせられ、棲霞觀と名づけられしが、これも後には棲霞寺といふ寺になれり。今の清涼寺の東にある阿彌陀堂これなるよし、花鳥餘情に見えたり。又東六條の北、坊門の南、萬里小路の東、鴨河の西に四丁四方の地をしめて、河原院といふ殿を造り、池にはいろ〱の魚、貝などを放ち、毎日難波の浦より潮を二十斛づつ汲ませ、鹽竈をたて鹽を燒せ、奥州の鹽竈浦をうつされし故、河原左大臣と稱せり。此河原院は融公薨ぜられし後、宇多法皇の御領となりたり。然るに法皇ある時、京極御息所と同車にて、河原院に渡らせたまひ、風景を御覽ありけるに、夜になりて月の明かなりければ、御車の疊を取おろさせて假に御座としたまひ、御息所とふさせたまひしに、此院の塗籠の戸を開きて、出來るものの音しければ、法皇何ものなるぞと咎めさせたまへば、融にてさふらふ、御息所賜はらんといふ。法皇のたまはく、汝存生の時臣下たり、何ぞ不禮の言を出せるや、

萩、月草などを布にすりつけたるなり。後には、もののかたちを板にほりて、それに色をぬりて、布をすることになれり。

河原左大臣の話

源融公は、嵯峨天皇の御子にて有けれど、仁明帝正四位に叙して、臣下としたまひ、貞觀のはじめ正三位にすゝめ、十四年に左大臣に拜せられ、元慶二年陽成院卽位によりて、其輔佐の勞の爲に、正二位を授らるゝに、再三表を奉りて職を辭せられけれど、許し給はざりき。しかるに融公いかなる子細にてか、貞觀十八年の冬より、門を閉て參內もせられざりけるに、陽成院狂亂したまひし時より、又朝廷に出られけり。此節關白基經公陽成院の御位を下し奉り、小松宮を新帝と仰ぎ奉らん事を、陣の座にて議せけるゝ時、融公、基經に對して申されけるは、此度帝御位を去りたまふにつけて、御親族の中を選み尋ねらるゝならば、融などもさふらふはと申されければ、基經公卽答に、たとひ皇胤たりとも、一旦人臣の位に定り、源の姓を賜はりたる人を帝位につけ奉る例を聞さふらはずと、申されければ、融は舌を卷て默せられぬ。これによりて基經公、いよ〳〵光孝天皇の御卽位の事を急ぎて定められたるなり。かく

河原左大臣

源の融、嵯峨天皇第十二の皇子、母は正四位下大原金子と申しき。仁明天皇の御子となされて、承和五年皇太子御元服の日、融も共に禁中にて元服したまひ、正四位下に叙せらる。それより昇進して、貞觀の始め正二位、同十四年左大臣に任ぜらる。六條の河原の院に住れし故、河原左大臣と稱す。

陸奥のしのぶもぢずり誰ゆゑに
みだれそめにし我ならなくに

古今集戀四に、題しらずと有て、四の句亂れんと思ふとあり。歌のこゝろは、奥州の信夫郡より出るもぢずりといふものは、髪を亂したるやうにしどろもどろに、もやうをすりつけたるきぬなるが、われもたれゆゑに、心がみだれはじめしぞ。みなそこもとゆゑの事にて、われと思ひ亂れたるにはあらずと、いふ事なり。もぢずりは、すり衣の事にて、むかしは藍、しのぶ草、

て、かなしき事かなとて、をう〳〵とをめかせたまふがいたはしけれど、基經公かく申置て退出し、急ぎて百官を引連れ、御輿を備へて小松殿へ參り、時康親王を迎へ奉りて、直に儀式をとゝのへ、御位に卽け奉らる。是を光孝天皇と申奉れり。かくて先帝は其まゝ陽成院にこめ奉りて、太上天皇の尊號を奉りけるに、物狂はしく渡らせたまふ事、漸くうすらぎたまひしに、それより六年の後、寬平元年十月、御惱再發し給ひて、或は琴の絃を以て宮女を縛りて水に沈め、あるひは馬を馳て官人の家に駈入て、人をそこなひたまひしかば、京中の人民恐れをのゝく事、大方ならざりけるが、ほどなく靜まらせたもひければ、後には陽成院より二條院にうつりおはしまして、村上天皇の天曆三年、八十一歲にて崩じたまへり。

行かやう〳〵に侍れば、君御位に即せたまふべきよしをすゝめ奉られけるに、小松宮、再三辭したまへど、基經公詞をつくしてすゝめまゐらせ、しかも事急にさふらふよし申上られければ、それは何時のほどの事ぞとのたまひけるに、程を經候はゞあしく候はんまゝ、明後日よき日にも候へば、其日とこゝろえさせたまへと申置て、基經公は急ぎて小松殿を退出し、たゞちに禁中へ參られけるに、帝は今日も又木の上に人をのぼせて、打殺したるを興じたまひ、笑ひ入ておはするを見て、いと淺ましと思ひながら、さりげなき體にて奏せらるゝやうは、此程あまりにつれ〴〵におぼし召さるべく存じ候て、競馬を催し侍り、行幸なりて御覽ずべしと申さるれば、帝もとより馬を好ませたまふ事なれば、大によろこばせたまひ、いつのほどぞと宣まふに、明後日みゆきあるべきよし申さるゝを、よろこびたまひて、其日を待せたまへり。かくて其日になりければ、基經公のはからひとして、上達部、殿上人の中にてよき人々をえり殘し、年老て末みじかかるべき人々を供奉として、帝を御輿にめさせ、陽成院といふ御殿へ行幸なさせ奉り、そこに御輿をおろさせて後、基經公威儀を正して、奏し申させたまひけるは、君には萬乘の御あるじとして、御惱故とは申ながら、妄りに罪なきものを殺せさせたまへば、萬民歎きて世は盡なんとあやぶみ候故、やむことを得ず、御位をおろし奉るなりと、申さるゝを聞せたまひ

後、帝御惱にて物くるはしくならせ給ひ、生たるものどもをとり集めさせ、蛇に蛙を呑せ、猫に鼠をとらせ、犬と猿とを戰はせて殺させたまふのみならず、果には人を木にのぼせて打殺させたまひ、すこしも叡慮にたがふものあれば、寶劍をぬきて、これを追走らしめたまふなど、まことに其御行ひ、すべて帝業に乖かせたまふ故、基經公たび〳〵諫め奉らるといへども、用ひたまはざりければ、基經公歎息したまひ、今は御位をおろしまゐらするより外なしと思して、それより親王たち、又帝の近き御一族の中にて、帝位を繼せたまふべき御人體をうかゞひありきたまふ。親王たちは、早く此事を心得たまひ、基經公によく見られたまはんとて、おのおのつくろひきらめき合ひ給ひけれど、基經公の心には、これもわろし、これもよくは見えたまはずとおぼしけるが、仁明帝の御子時康親王の五十餘歳にならせたまへど、いまに式部卿、上野大守にて、かすかに過させたまふ小松宮に參りて、何となく此よそほひを見奉らるゝに、破れたるみすのうちに、緣のやれたる疊におはしまし、もとより二俣にとらせたまひたるまゝにて、直衣をも著たまはず、やすらかなるさまにて、基經公にむかはせたまひて、何事によりて立ち寄りたまへるぞとばかり宣へるさまの、いとけだかくおはしましければ、この君、帝位につかせたまはゞ、かしこくおはしまさんと見奉るより、基經公、心底を殘さず、當今の御惡

殿は、池河などの水の上へさして、かけ造りにたてたる御殿なり。居ながら魚の釣らるゝやうにして、かうらんのうちは板敷にしたるものなり。

陽成院の話

清和天皇貞觀十八年、大極殿炎上して、小安殿、蒼龍樓、白虎樓、延休堂、及び北門、北、東、西の廊百餘間類燒し、其火數日を歴て、漸く消けるに、又其年天下飢饉して百姓苦みければ、帝くらゐを辭して、皇太子貞明にゆづらせ給ふ。此時、太子御年わづかに八歳なりければ、御母后の兄、右大臣藤原基經幼主を輔佐して、天下の政を執行はれ、清和帝を尊て太上天皇と號し奉らる。其後、元慶四年十二月、淸和上皇崩じ給ひ、同六年、陽成天皇元服し給ふ。此帝は貞觀十年十二月、染殿院にて生れさせ給ひ、元慶元年正月二日、豐樂院にて御位に卽せたまへり。此時御年十歳にておはせし。しかるに此帝御卽位の後、殊に馬を愛したまひて、禁中の閑所に於てひそかに馬を飼しめたまひ、小野淸和よく馬を飼ふを以て寵を蒙り、紀正直道術をよくするを以て、昵近となりけるが、淸和が所行はなはだ不法にして、朝廷の儀式大に亂れければ、關白基經公此よしを聞せ給ひ、遽に宮中に入て、淸和正直等を逐斥らる。其

陽成院

御諱は貞明、清和天皇第一の皇子、御母は贈太政大臣長良公の女、皇大后宮高子と申す。則二條后の御事にて、藤原基經公の妹なり。

つくはねのみねよりおつるみなの河
こひぞつもりてふちとなりぬる

後撰集戀三に、つりどののみこにつかはしけるとあり。釣殿院といふは、光孝天皇の御殿の名なり。御むすめの綏子内親王に、此釣殿をゆづりて住しめ給ひし故、此内親王をつりどののみこと申奉りしなり。御歌のこゝろは、筑波根もみなの河も、常陸の國の名所なり。筑波山の峯のそのみねより流れ落る水が、ふもとのみなの河といふ河になるやうに、はじめは人しれず思ひそめたるわが戀も、つもり〳〵て今にては彼みなの河の淵のやうに、深うなりたりといふことなり。みなの河のみの字は、水の字にいひかけて、詠みたまへるなり。扨此釣殿といふ御

たれども、まことすくなし、たとへば繪にかける女をみて、いたづらに心をうごかすが如しといへり。此まことすくなしといふを、あしく心得れば、貫之の本意に違へり。遍昭世に執著なしといへども、たはぶれて女に贈られし歌などの心を、まことすくなしといへるなり。遍昭在俗の時男子二人あり。兄は左近將監なりしを、出家の後、法師の子は法師がよきとて剃髪させ、素性と號し、弟を弘延といへり。

せられし。扨出家の後も彼五條の女のもとへ、袈裟をあらひにやるとて、

霜雪のふる屋の下にひとり寐のうつぶしぞめのあさのけさなり

といふうたを詠みてやられぬ。かやうに僧となりても、歌の事は捨られざりけれど、世に執著する心はいさゝかもなかりし人なり。ある時初瀬にて、もとの妻に行逢れたれど、早く避てすがたを顯はさず。淸水にて小町にあやめられたれど、山住の苔の衣はといふ歌をよみすてて、たちまち其ところを迯去などせられり。かゝる德行のあらはれたる故にや、貞觀年中常康親王、みづから住せたまふ雲林院を遍昭に賜はりて、そこに住しめたまひ、後に法務に任ぜられ、元慶三年に權僧正に任ぜられ、光孝天皇の御代に至て、遍昭の德を重んぜられ、近江國高島郡の荒田百五十三町、別に封百戸を賜りて、元慶寺の座主とせられ、仁和二年に禁中に召るゝに輦を許され、同年十二月、仁壽殿に於て七十の賀を賜り、寛平二年二月十九日、七十六歳にて遷化せられぬ。元慶寺を花山の寺といひしに、遍昭此寺の座主たりし故、花山僧正といひ、又中院僧正とも良僧正とも申き。此遍昭は若かりし時、帝の崩御によりて、早く浮世を遁られたれど、德行堅固の出家にて、しかも氣性の洒なる洛人なりければ、たはぶれたる歌どもを詠みて、女に贈られたる事多し。實に貫之の古今の序に、遍昭の歌を評して、歌のさまはえ

くなりたり。此むすめの母の親、宗貞にあるじまうけすべきかたもなかりけるにや、供なる小舎人童には、鹽さかなにて酒のませ、宗貞には、廣庭に生だる若菜をつみて、むしものといふものにして茶椀にもり、箸には、かの庭に咲たる梅の花のさかりなる枝を折て、その花に母の手にて歌をかきそへて、出したり。

君がためこころものすそを濡しつゝはるの野に出てつめるわかなぞ

宗貞これを見るに、いとあはれにおぼえて、引寄せてくふを、女はづかしう思ひて、伏したるまゝにて顔をそむけたり。宗貞やをら立出て、供なる小舎人童を宿にはしらせて、車にてさまざまのものを取寄せて、此家にのこしおき、今又まゐりこんとて別れて歸りけるが、それより後は、たえず此女のかたを來とぶらひけり。へだてなき友に、ひそかに此事を語るとて、萬の物をくへど、なほ五條にて食ひたりし若菜のあつもののめづらしかりしには似ずとぞいひける。さて其後嘉祥二年四月に、渤海國の使者來朝して、書を獻じける時、宗貞容儀うるはしき人なりければ、帝より彼使者もてなしに出させ給ひけるが、翌年三月、帝崩御したまひて、山城國深草山に葬り奉りぬ。さて其御葬送の夜より、宗貞行方しらずなられけるが、たどちに叡山に上りて慈惠僧正の弟子となり、剃髪して名を遍昭とあらため、もつぱら天台宗の學問を

遍昭俗にて在し時ハ良峯の宗貞と
いひて深草帝の寵臣なりしが色
欲の心深く女におぼれし事も
そくたくしまでも。篤ありけるに
らんは。仁明帝の崩御あ
りしかバたちまちに世の塵を
はらひ。妻子の愛はかへて
見ることなく佛の道に
入りけるの人なりけれ
ども然るべき事なれば
あるやまさりん女業の
たくの梅あまる
宿の雨や一

と、ひとりごとに吟じたれば、宗貞これを聞くよりそゞろに心うかれて、
來たれどもいひし馴ねばうぐひすの君につげよとをしへてぞ鳴く
と、聲うるはしう吟じかへせば、彼女うちおどろける氣色にて、はづかしきさまを見えたる事よと思ひがほにて、物もいはず内に入たり。宗貞やがて緣にあがりていふやう、なにとて物はのたまはぬ、雨のわりなくふり侍れば、此雨のやむまでは此緣にかくて侍らんといへば、内より彼女の聲にて、かやうに荒たるすみかにてさふらへば、雨やどりしたまふとも、大路にまさりてわびしうおぼし召さんことのはづかしうこそ候へ、まだ初春の空にて、さむさのたへがたう侍らんものをとて、みすのうちよりしとねさし出したれば、宗貞いとうれしくて、彼じとねを引寄せて坐しぬ。さてつく〴〵とあたりを見れば、みすのへりも蝙蝠などのつゝきたるにや、所々そこなはれたるに、内のしつらひのほの見ゆるに、昔ゆかしう、疊などよかりけれどふるびたり。かくて日もやう〳〵暮ぬれば、宗貞いつともなしに簾のうちにすべり入りたれば、かの女は奥へ入らんとするを、引とゞめて、何かとかたらふに、女今更にはづかしく、悔しとおもへどせんかたなき樣なるに、雨は猶をやみもなく、夜ひとよ降あかして、又の日の朝になりて、少し空はれたるに、女は猶奥のかたへ退んとするをゆるさず。とかくするうちに日も高

の舞姫が、そらより下り來たる雲のかよひ路を吹とぢよ。さあらば天つをとめがもとの天へえ歸るまじきによりて、此おもしろき舞のすがたを、今しばしこゝに留めて見ん程にといふこゝろなり。をとめは未通女とかきて、いまだ男をもたぬむすめの事なり。それを天女と見なして詠みたるうたなり。天津風のつの字は、助字にて心なし。

僧正遍昭の話

遍昭、在俗の時良岑宗貞といひて、仁明天皇に仕へ奉り、藏人頭にて常に玉座に近く馴れ奉られ、美男にして歌の上手なりし。宗貞ある年の正月十日、こゝろざす所ありて出行れける道に、五條わたりにて雨の降出ければ、暫し雨やどりせんとて、荒たる家の軒にたゝずみながら、奥のかたを見入らるゝに、五間ばかりなる檜皮ぶきの家にて、人影も見えねば、宗貞何となく門内にあゆみ入て見れば、はしの間の軒に梅のいとおもしろく咲たるに、鶯も鳴居たり。人有げにも見えぬ簾のうちより、色こき衣の上に薄色のきぬを著て、たけだちよきほどなる女の髪いとながく見ゆるが、

よもぎおひて荒たるやどをうぐひすの人來と鳴くや誰とかまたん

僧正遍昭

俗名良峯宗貞といへり。父安世は、桓武天皇の御子にて、延暦二十一年、良峯といふ姓を賜はれり。宗貞は、仁明天皇の承和三年に従五位下左兵衛佐、十三年備前介兼左近衛少将たり。因て良少将といへり。僧となりて遍昭と號す。又良僧正とも、花山僧正ともいへり。素性法師の父なり。

あまつかせくものかよひちふきとちよ
をとめのすかたしはしととめむ

古今集雑上、五節の舞姫を見て詠める、良峯宗貞とあり。五節の舞といふ事は、毎年十一月の中の丑の日より、辰の日まで四日のあひだ、内裏にて儀式あり。辰の日は、公卿の家々の未だ男せぬむすめを選出されて、舞をまはせらるゝ事にて、是を豊明の節會といふなり。遍昭俗にてありし時、其舞をみて詠まれたるうたなり。歌のこゝろは、天ふく風よ、天女のやうなるあ

初め太宰府にありし時、唐人沈道固、鴻臚館にて篁が才ある事を聞き、たびたび詩を以て唱和するに、其才の富艶なるを賞しけるとぞ。此鴻臚館といふは、すべて外國の人、我國に貢をさゝぐる時、其使者を接待する館なり。

令義解曰玄蕃寮
頭一人掌仏寺僧尼名籍
蕃客辞見讌饗送迎及
在京夷狄監当館舎
謂鴻臚館

鴻臚館ハ朱雀の東西にあり
今の東寺也
其後天徳元年菅原文時

やとて、俄に病と稱して遣唐使の役を辭し、其うへ西道謠といふ詩を作りて、遣唐使の事を譏らるゝに、帝へ對し奉りて忌憚る語など有ければ、帝大に逆鱗あり、違勅の咎を責給ひて、死罪にも處せらるべき事なれど、一等をゆるして遠流に處し、篁の官を剝て庶人となし、同年十一月に、隱岐國に流しつかはさる。篁少しも是に屈せず、配所に赴く道にても、謫行吟といふ七十韵の詩を作られしを、聞傳ふる人は内々その度量をぞ賞しける。此篁は生質直言を好みて、諂らはざる人なりければ、當世に容られず、其上才を妬むもの多かりければ、此度もかく遠流に處せられけれど、原來帝の御寵愛あり、させる大罪もあらざりし故にや、翌年勅免ありて、隱岐より召かへされて本の位に復したまひ、陸奥守兼式部少輔とせられ、又從四位下にすゝめ、藏人頭として左中辨をかね、參議に任ぜられ、其後追々昇進せられしが、文德天皇御即位の頃、篁病重くなりて、やゝもすれば參内を怠らるゝ時は、帝殊に憐みたまひ、度々勅使をつかはされ、錢穀を賜り、仁壽二年十月には、其家にして三位を授け賜るほどの寵遇にて、五十一歲にて薨ぜられし。篁平生父母に孝心深く、家もとより貧しかりけれど、富貴を求めず、親族朋友の爲には我祿をも分ち惠まるゝ事多かりき。常に文書を好み、和歌を能し、兼て能書の聞え有て、草書、隷書をよくし、義之獻之の風ありける故、時の人これを學ぶもの多かりし。

され候、但、ねがはくは遙望の遙の字をかへて、空望と改させたまはゞ、ます〳〵絶唱と申べく候はんと、申されけるに、帝愕然として驚かせ給ひ、汝もとより此兩句を知れりやと仰られければ、篁謹で聖作の一聯、臣いかであらかじめ存じ候はんと、答へ奉らる。帝重ねてのたまふは、此二句は白樂天が句にて、もとは空望とありしを、汝が才を試んが爲、假に遙望とかへて示せしなり、實に汝は白樂天と詩情相同じきものなりとて、大に賞美したまへり。此時白氏文集わづかに一部わたりて、官庫にあるのみにて、世人いまだ見る事を得ざりければ、篁もとより知るべきやうなかりしとぞ。扨其後篁春宮學士となりて、淸原夏野と共に、勅を奉じて令義解を撰せらる。しかるに承和五年、藤原常嗣を聘唐大使とし、小野篁を副使として唐に遣はさるゝに、四艘の船次第に海に泛べしが、大使常嗣が船は太平龍と號して、もつとも堅固に造りたる船なり、副使篁の船はこれに次たる船なりけるに、いかゞしたりけん、第一の船少し水のもる所ありければ、大使常嗣、篁の船と乘替ん事を請により、其趣奏聞に及びければ、帝其事を許させ給へり。篁此由を聞き、大に怒て曰く、先に綸命をうけたまはりし時、第一の船は大使、第二の船は副使と分配すでに定まれり、しかるに今破損の船を我に賜はれるは何事ぞや、篁身不肖なりといへども、何の面目ありてか常嗣が所爲に從がはん

とて數も知れぬ島々へかけて、篁が船は今日漕出したりといふ事を、京の人々にも知らせたけれど、流人の身にてたよりも自由ならねば、此うらの蜑の釣舟よ、そのものどもなりとも、京の人々に此よしをつけ知らせよといふことなり。

參議篁の話

嵯峨天皇の弘仁の初めに、參議正四位下小野峯守、陸奥守となりて、其國に赴きけるに、峯守の嫡子篁、父に隨ひて奥州に在けるが、陸奥は牧の多き所なる故、篁彼國にある間は、常に馬を馳る事を業として、終にその術に秀られぬ。後、父峯守任果て都に歸りても、篁は馬をのみ好みて、文學をつとむる事をせられざりければ、帝此由を聞しめして、篁は峯守が子として弓馬の士となるはいたましき事なりと、歎かせたまふよしをうけたまはり、篁、大に慚恐れて、始て學問にこゝろざし、先大學寮に入て諸生となり、日夜學業をはげまれけるに、才智拔羣にして、程なく文名高くなられぬ。ある時、帝河陽館に幸したまひて、御製の詩句に、

閉レ閣唯聞朝暮鼓　登レ樓遙望往來船

此兩句を篁に示し給ひて、所存を申べきよし勅ありけるに、篁がいはく、聖作いみじくあそば

参議篁

姓は小野、参議正四位下峯守の長子、はじめ文章生たり。天長年中從五位下、太宰少貳、又東宮學士、彈正少弼、承和二年從五位上、同十四年從三位。俗書に篁の歌字盡といふものあり。俗書たる事は勿論の事なれど、より所なきにあらず。篁の屑玉集といふ書有り、偏旁同じ字をあつめて童蒙の便とせり。

わたの原八十島かけてこぎ出ぬと
人にはつげよあまのつりふね

古今集羈旅部に、隱岐國に流されける時、舟に乘て出たつとて、京なる人のもとへつかはしけると有り。歌のこゝろは、わたの原は海原の事なり。海は船にてわたるもの故、日本紀には海の字をわたともよませたり。原はすべて廣き處をいふ。天の原、野原、笹原、萩原などみなひろき事にいへり。さて此たび隱岐國へ流さるゝとて、津國の難波の浦より出船するに、八十島

けるを、博雅懇望せられけれど、深くかくして、さやうなる曲はえ知らずとてをしへざりければ、博雅心うくおもひ、恨みて都にかへり、それよりよな〳〵ひそかに木幡に行て、彼盲人が家の前栽のうちにかくれて、うかゞはるゝ事、百夜にもなりぬ。これは彼盲人が祕する手を、人なき折にひく事もあらんかとおもひて、うかゞはれたるなり。されども、かりにもさやうなる手を彈ざりしが、既に百夜に滿る曉に、此法師ふと起出て、心を澄したるさまにて、九月ばかりの月のいたく明きに、此祕したる手どもを三つながら彈たり。さて彈はてさせて、博雅前栽の中より出來て、月頃のねがひ叶ひたるよしを申されければ、彼法師打おどろきながら、博雅のこゝろざし淺からざるに感じ、その手どもを殘らずをしへ傳へて、その後法師はいづちにうせけん、行く所を知らずといへり。世に蟬丸を盲人なりといひ傳へたるは、此木幡の盲僧の事を、ひとつに混じたるあやまりなり。

いふ心にて、あふさかの關と名をつけたるものにてあらんといふ心なり。

蟬丸の話

宇多天皇の御子式部卿敦實親王と申せしは、管絃の道を好みたまひ、ことに其藝に精しくおはしましぬ。中にも琵琶に妙なりければ、みづから流泉、啄木の曲を作らせたまひけれど、祕して人には傳へたまはざりし。此蟬丸は彼親王の雜色なりけるが、これも琵琶を好みける故、親王の彈せたまふ流泉、啄木の曲をいつとなく聞覺えて、遂にその手を彈得られけり。後に親王に御いとまをこひ奉り、隱者となりて、所をさだめずいほりを結びて住れけるが、延喜五年の頃、逢坂の關のほとりに庵室を造りて住れけり。かくて時々琵琶を彈き、謠ひて樂しまれけるが、平生もてあそぶ琵琶の名を無名とぞいひける。蟬丸、隱遁の身となりて長生せられし故、老後に流泉、啄木の曲を博雅三位には傳へられたり。この三位は延喜帝の皇子、兼明親王の御子にて、皇大后宮大夫從三位源博雅と申せし人なり。さて此博雅も、ことに琵琶の上手にておはしけるが、まだわらはにてをさなかりける比より、木幡といふ所に目つぶれたる法師の、よにあやしげなるもの有て、それに琵琶を習はれけり。しかるに彼法師、琵琶の祕調三つあり

風俗通曰。枇杷此近世樂家所作。
不知誰也。以手枇杷因以為名。長
三尺五寸。法天地人与五行。四絃
象四時。と

蟬丸

姓氏つまびらかならず。古說に、仁明天皇の時の道人なり。常に髪をそらず、世の人翁と號し、或は仙人といひ、又延喜帝の第四の皇子などいへるは、いづれもよりどころなき說共にて、時代もたがへり。又蟬丸の像を盲人のさまに畫く事、わらふに堪たり。其事は下につまびらかにいふべし。

これやこのゆくも歸るも別れても
しるもしらぬもあふさかの關

後撰集雜一に、逢坂の關に庵室をつくりて住しに、行かふ人を見てと有て、行もかへるも別れつゝとあり。逢坂の關は京と大津との間にあり。そこにいほりをむすびて住れたる時のうたなり。歌のこゝろは、こゝを逢坂の關といふは、是は此關をこえて京より諸國へ行く人も、諸國より京へ歸る人も、こゝを行過てわかれては、知りたる人も知らぬ人も、又こゝにて行あふと

たるものなるべし。又小町が雨乞の歌とて、

ことわりや日のもとならば照りもせめさりとては又あめが下とは

といふ、てにをはもあはざるつたなき歌を、世にいひ傳へたり。これは慶長の頃あるもののよみたる狂歌のよし、雄長老の狂歌百首といふ附錄に見えたり。まことの小町の雨乞の歌といふは、小町の家集に、

あめにます神も見まさば立騷ぎあまのとがはのひぐちあけたまへ

といふ歌なり。これに混じて、右の狂歌を小町のうたといひ傳へたるものなるべし。猶小町の事につきていふべき事あまたあれど、くだくだしければもらしつ。

その髑髏の目の穴より薄一もと生出たるに、風になびく音のかく聞えければ、あやしく覺えて、あたりの人に此事を問ふに、或人のいふ、小野小町此國に下り、此所にて命終れり、かの頭それならんといふを聞て、業平あはれにかなしく思はれければ、下句をつけられたり。

をのとはいはじすゝき生けり

其野をば玉造の小野といひけるとあり。此事も怪しく論ずるに及ばぬ妄說なれど、ふるく言傳へたるにや、顯昭の說にも、小町は數十年在京して、好色の人なりしかど、本國へ歸りて死せしにより、八十島に屍のありしかとて、此あなめ〳〵の歌を載られたり。又玉造小町壯衰書といふもの有て、さしも美人の名高かりし小町も、年老て道の傍に食をこひ、かばねを野邊にさらせし事を、漢文のさまに書て、其書の作者を安部淸行とも、空海とも言傳へたれど、弘法大師は承和のはじめに遷化せられし故、小町とは時代違ふよしを兼好もいへり。此書の玉造といふ名の事、倭名抄の玉造の小野の說にかよへり。且此壯衰書は、つたなき作り物がたりなれど、此事をふるく言傳へたるにや、東鏡に、建暦二年十二月、御所に於て繪合ありし時、大江廣元の獻ぜられし繪は、小野小町が一期の盛衰の事なかりしが、其日の繪數卷の中にて御自愛ありたるよし見えたり。是等の說どもを取りあはせて、卒都婆小町、關寺小町などの謠曲は作り

と詠みておこせければ、小町これを見て、いよ〳〵少將大德なりけりと思ひて、日頃うらなくものがたりなどせし人なれば、逢てものもいはんと思ひて、彼僧の聲したる所へ行かれけれど、かきけすやうに失せて、一寺の中をもとめさすれど、いづくにか逃去れけん、其行がた知られざりしといふ事、大和物語にかきたり。仁明天皇を深草帝と申し、それに仕へられたる少將ゆゑ、深草少將といふ名をまうけ作りたるなるべし。又あなめ〳〵といふ歌の事は、無名抄に、業平朝臣、二條后のいまだたゞ人にておはしましたる時、盗み出て行けるを、兄上たちとどめてとり返されたるよし、伊勢ものだりに書けるが、日本紀式といふものにあるやうは、彼兄上たち后をとりかへしたまふ時、いきどほりやすめがたくて、業平のもとゞりをきりてけり。されど誰ためにもよからぬ事なれば、人にも知らせず、心ひとつに思ひてうかれありかれけるが、業平髪をはやさんとて籠居られたる間に、歌枕ども見んとて、あづまの方へ行けり。陸奥にいたりて、八十島といふ所にてやどりたる夜、野中に歌の上の句を詠ずる聲あり。よく〳〵聞けば、

　秋風のふくにつけてもあなめ〳〵

と聞ゆ。業平あやしみて、聲する方を尋ねもとむるに、人はなくて、死人のかしらひとつあり。

て、其事虚實相まじはれり。謠曲に通小町といふ名有て、深草少將といふ人をまうけつくりたれど、さる名の人其代にはなき事なり。こゝにひとつの考あり。大和物語并に後撰集に、小町と僧正遍昭と贈答の歌あり。これらによりて作りいだせるものなるべし。その事は、小町あるとしの正月に、淸水にまうでられけるが、佛をふし拜みながら聞に、たふとき聲にて經陀羅尼よむ法師あり。小町あやしみて人をやりて見せられければ、簔ひとつ著たる法師の、腰に火打などゆひつけたるなりといふ。猶其聲をきくに、いよ〳〵たふとかりければ、たゞ人にてはよもあらじ、もし少將大德にやあらんと思はれけり。少將大德とは、僧正遍昭の事なり。遍昭俗の時は、良峯少將宗貞とて、仁明天皇御寵愛の藏人にて、常に御側さらず召仕はせ給ひしかば、天皇崩御ありて、深草に葬り奉りし其夜より出家せられし故、少將大德といふなりけり。扨小町はもし遍昭にやと思ひて、こゝろみに人を遣して、こよひ此御寺に通夜し侍るがいたうさむきに、御衣ひとつかしたまへとて、

いはの上に旅寐をすればいとさむしこけの衣をわれにかさなん

といひやりたりける返しに、

世をそむくこけの衣はたゞひとへかさねばうとしいざふたり寐ん

帝これを聞せたまひて、いよく〳〵愛させたまひ、御かへしの歌に、

さゝらがたにしきの紐をときさけてあまたは寐ずとたゞ一夜のみ

後に皇后此事を聞かせたまひて、又大にうらみたまひしかば、弟姫帝に奏したまふは、妾大宮に近くさぶらひて、常に君の御よそほひを見奉んとおもひ侍れど、姉皇后妾が事故に、帝をうらみ奉りたまふが心やましく侍れば、こひねがはくは、妾を遠き所にさけ置たまへと請ひ給ふ。こゝに於て、天皇弟姫の願ひにまかせ、河内の茅渟に宮室を造りて、弟姫を住しめたまへり。それより後は、度々日根野に狩したまふ事はじまれり。これは御狩にかこつけたまひて、茅渟の宮に幸したまはんが爲なりき。扨このそとほり姫の御歌の心ばへと、小町の歌の心ばへと、よく似たるよし、貫之のかゝれたるは、六歌仙の中にて難なき歌のさまは小町なりと論ぜられしなるべし。此小町は仁明天皇の時の人にて、采女などの如く、いづれの國の郡司などの妹がむすめ、彼かたちよき故に都に奉りしにてもありけん、とかくに家系のしれざる人なれど、美人の聞え高く、しかも歌に堪能なりし故、古今集にも、小町があねの歌とて入られ、後撰集にも同じあね、又小町がうまごなどとかきて、歌を入られたるにて、其名高かりし事しらるるなり。此小町はあまりに名高かりし人故、昔より今に到るまで、さま〴〵の俗説をいひ傳へ

られん事必定に候、とても死しさふらはんには、此まゝ御庭にてむなしくなり侍らんとて、七日が間庭上に伏して歸らざれば、飲食をあたへたまへども辭して食はず、人なき隙をうかゞひて、ひそかに袖の中なるほしいひをくらひてぞ居たりける。弟姫おもひたまふやうは、姉皇后の妬みをはゞかる故に、帝の命に背くのみならず、忠臣たる烏賊津が命をさへ失はせん事、これわが罪なるべしと、やう〳〵うけがひたまひて、遂に烏賊津と共に京にいたりたまひければ、天皇厚く烏賊津を賞したまへり。しかれども、兎角に姉皇后の御氣色よからざれば、弟姫の別殿を藤原に造りて、そこに居らしめたまへり。此折しも皇后御懷妊なりけるが、御子うませたまふ夕、帝始て、弟姫の藤原の宮に幸したまひし事を聞せたまひ、皇后御うらみ大かたならず、已に御產屋に火をつけて、燒死たまはんとしけるよしを聞せたまひ、帝大に驚かせたまひて、樣々に皇后の御心をなぐさめこしらへたまへり。かくて翌年二月、天皇ひそかに藤原の宮に幸して、弟姫の御ありさまをうかゞひ見たまふに、此夕弟姫も、何となく帝を戀しくおぼしめしける折からなりけるに、帝の幸なりし事は知らせたまはずして、ひとりごとにうたひて宣まはく、

わがせこが來べき宵なりさゝがにの蜘蛛のふるまひかねてしるしも

出すことなるに、今日皇后舞終りたまひて、其事をのたまはざる故、天皇御氣色あしくて、何故に常の禮法をうしなふやと、咎めさせたまひしかば、皇后ふたゝび起て舞たまひ、舞終りて娘子を奉るとのたまひければ、天皇その娘子は誰ぞ、姓名を聞んとのたまひければ、皇后やむことを得たまはずして宣まひけるは、妾がいもうと名は弟姫と申しさふらふ、かたちすぐれて艶色衣を徹しさふらふ故、時の人、衣通姫と申侍るとのたまひければ、天皇御心うごかせたまひ、翌日使者をつかはして、弟姫をめしよばせたまふ。此時弟姫は、御母に隨ひて近江の坂田におはしけるに、勅使來りて、事のよしを申上ければ、弟姫は御姉皇后の御こゝろを畏ればゞかりたまひて、まゐりたまはず。帝より七度めせども、猶固くいなみてまゐりたまはざりければ、帝御心よろこびたまはず、この度の使は、舍人中臣烏賊津使主といふものに勅して、弟姫を召しにつかはさる。烏賊津仰をうけたまはるより、先私宅に歸り、糒を袖のうちにつゝみて坂田にいたり、弟姫の家の庭の中に平伏して、事のよしを申けるに、弟姫のたまふには、天皇のみことのりをかしこみ奉らぬにはあらねど、皇后の御心をいたましめたまはん事を思ふ故に、召しにしたがはざるなり、しかる上は、たとひ死すともまゐるまじと申させたまふ。烏賊津申けるは、臣、主上の勅をうけたまはりて御むかへに參り侍り、今空しく歸り侍らば、罪せ

まへど、皇子は聞召しいれたまはず、御身を背けてものをも宣まはざりければ、大中津姫、恐れかしこみながら、御前を退きたまはざる事、五時ばかりに及べり。此時十二月の天にて、風もことに烈しき日なりければ、姫のさゝげ持たまふ手洗水、御手のふるふにしたがひ溢れあふれて、御手に氷りつけば、今は寒氣に堪かねて、絶入らんとしたまひけれど、猶そのまゝにて御前をたち去り給はざりければ、皇子此體を御覽じて、はじめて驚かせたまひ、急にたすけおこして宣ひけるは、位をつぐ事はいたりて重き事なるゆゑ、たやすくうけがはざりしが、さほどまでに群臣のこひ望む事ならば、何ぞいなみ果んやと、のたまふ御詞を聞たまふとひとしく、大中津姫御かほをふりあげて、皇子を拜しよろこびたまひ、群臣を召してのたまひけるは、今日吾君諸臣の請をゆるし給ふぞ、早々天皇の璽符を奉れ、とのたまひければ、群臣大によろこびて即日神璽を奉り、御即位の事を急ぎ奉りぬ。さて翌年の春二月、大中津姫を立て皇后としたまへり。後々此御腹に、皇子皇女あまた生れさせたまふ。しかるに、此天皇の七年十二月、新室にて酒讌したまふ事ありて、天皇みづから琴を撫たまひ、皇后起て舞たまへり。皇后舞終りたまひて、例の作法のごとく娘子を奉るといふ事を宣まはず。是は其時代の風俗にて、酒宴の席にて舞をまふ時は、其舞終れば、いつも上座の人に對して、娘子を奉るとて、美女を

小野小町の話

古今集の序に、をののこまちは、いにしへのそとほりひめの流なり。あはれなるやうにて、つよからず、いはゞよき女のなやめるところあるに似たり、つよからぬは女のうたなればなるべしと書かれたり。小町のうたは、むかしの衣通姫の御歌の筋にて、あはれとは愛する心なり。強からぬとは、艶なる體なり。又よき女のなやめるところあるとは、すなはちつよからぬこゝろなり。扨この衣通姫と申すは、允恭天皇の御后にて、弟姫と申奉れり。後の世に玉津島明神といはひ奉るこれなり。允恭帝は反正天皇の御弟にて、稚子皇子と申奉れり。反正天皇崩御ありて、いまだ御跡をつがせらるゝ儲君おはしまさゞりければ、群臣相議して、御弟稚子皇子を御位につけ奉らんと申けるに、皇子多病なりとて、即位の事をうけがひたまはず、再三すゝめ奉るといへども、かたくいなみたまへり。其の時稚子皇子の妃忍坂大中津姫、群臣の憂を察したまひて、みづから洗手水を取持ちて、皇子の御前にすゝみてのたまひけるは、今大王帝位につかせ給ふことを辭したまふ故、空位にて年月を經んとす、此故に百官百司せんすべなくしてうれへ歎き侍り、大王諸臣の望にまかせて、強て帝位に即せたまへと、いさめ奉りた

小野小町

父祖つまびらかならず。古說に參議篁の孫なりといひ、小野良實のむすめといひ、又常澄の女當澄の女などいふ說あれど、いづれもたしかならず。古今に小野貞樹と詠みかはしたる歌あれば、此貞樹の親族にて有けんと、契沖はいへり。

花の色はうつりにけりないたつらに
わかみよにふるなかめせしまに

古今集春下に、題しらずと有り。歌のこゝろは、さかりを見んと思ひ居たる花の色は、うつろひかはりたることかな。無益にわが身が世事にかゝはりて、いく日も〳〵物思ひして居たるあひだに、折しも春の長雨もふりたり、かれこれしてといふこゝろなり。ながめといふ詞は、心にものおもひのある時は、何となうむかうを見つめて居るものなり。それをながめといふなり。又それに長雨をそへていへり。

れられたり。これより先に、續古今集を撰ばるゝ節、此歌を入られんといふ沙汰有けれども、爲家卿は貫之が筆空しくなるとて、うけがひ給はざりしかば、入られざりけるに、其末葉たる爲兼卿の玉葉に入られたる事いぶかし。又樹下集といふものに、喜撰の歌とて、

けがれたるたぶさはふれじ極樂のにしの風ふく秋のはつ花

といふ歌あり。此二首はわがいほはの歌の體とは大にかはりて、しかもいにしへのすがたにあらねば、とかく貫之の論にしたがひて、うぢ山の歌一首より外は傳らぬ事とすべきにこそ。

れたり。又寂蓮法師の家集に、宇治山の喜撰が跡などいふところにて人々歌よみける。秋の事なりとて、

あらし吹くむかしの庵のあときえて月のみぞすむうぢの山もと

といふ歌あり。さて此法師は隱遁の人にてありければ、虎關が元亨釋書には窺仙とかきて、宇治山に住て密咒を持し、長生をもとめて穀物を食せず、藥を服せしが、或時雲に乘て去たるよし記せり。是は例の妄說にして、論ずるにたらずと云ども、いづれにしても世をいとふ心のありたる人なるべし。しかるに千載集の序に、宇治山の僧喜撰といへるなん、すべらぎの詔をうけたまはりて、やまとうたの式をつゞれりけるとあり。されど、いづれの帝の勅をうけたまはりて作られたるといふ事たしかならねば、考ふべきやうなし。その上、今世に流布する喜撰式は、僞書なるべければ證すべからず。扨此喜撰法師の歌の事を、古今の序に、詠める歌多く聞えねば、かれこれをかよはしてよく知らずと、貫之の書れたれば、延喜の頃すでに此歌の外に、喜撰の歌といふものは聞えざりし事知らる。孫姬の式といふ書に、基泉の歌とてあり。

このまより見ゆるは谷のほたるかもいさりのあまの海べゆくかも

此歌を爲兼卿は、いさりの蜑の沖に行かもと直して、題しらず、喜撰法師と書て、玉葉集に入

喜撰法師の話

山城國宇治郡の事は、應神天皇第四の御子を大鷦鷯皇子と申奉り、（仁徳天皇の御事なり。）また末の御子を菟道若郎子と申せしが、此皇子桐原の日桁宮を造り、大宮となしてすませたまへり、此御座所をもとは許の國といひしを、こゝに住せたまふ菟道若郎子御名によりて、のちに宇治郡と名づけたるよし、古き風土記に見えたり。これによりて、後世その郡にある山を宇治山といひ、川を宇治河、里をうぢの里、橋をさへ宇治橋と名づけたり。宇治山は、宇治郡の東、池尾村の上に在て、峯高くかたちまどかにして、はるかに帝城に臨み、山中に清き泉ありて、四季ともに水の涸る事なく、殊に幽邃なる處なれば、昔より世ばなれて住む人の籠りし地と見えたり。されば喜撰法師も此山を愛して、住家をしめられたる故、貫之も宇治山の僧喜撰と書かれたるなるべし。しかるに、此山を後々の世には喜撰が嶽といひ、其山の半腹に大なる岩屋のあるを、喜撰が洞とも名づけたり。鴨長明も宇治郡の日野の外山に住て、喜撰の住たる跡を人にをしへたる文にも、三室戸の奥二十餘町ばかり山中へ入て、宇治山の喜撰が住けるあとあり、家はなけれど、室の石ずゑなど定かにあり、これらかならず尋ねて見るべき事なりと書か

喜撰法師

此法師の事は、系譜等見る所なしといふが正説なり。或は橘奈良丸の子といひ、又紀名虎の子なりといふは、よりどころなき説どもなり。貫之の古今の序に、宇治山の僧喜撰とばかりかゝれたれば、考ふべきよしなしといへども、かれこれにつきて考へあはする事ありて、弘仁の頃の人とおもはるゝ事もあるよしなり。

我いほは都のたつみしかそすむ
よをうちやまとひとはいふなり

古今集雑下に、題しらずとあり。歌のこゝろは、我いほりは、都よりは辰巳の方にあたりたる所に、たゞ此通に住で居ることなり。これといふも、うき世にあきて引籠りて居る事なるに、此山の名も世をうきものなりといふやうに、うぢ山〳〵と人がいふことぞと詠めるなり。

百人一首一夕話　卷之二

目錄

せし事を聞せたまひしかば、此國の仲麿が家の衰へたるを憐みたまひ、葬祭の料として絁百疋白綿三百屯を賜はれり。其後五十七年を歴て仁明天皇の承和三年に、藤原常嗣と小野篁とを唐使に遣さるゝ時、先年より以來、日本の使の唐國にて死したる者八人に位記を賜はり、正二位を贈らる。其詔に曰く、故留學問贈從二品安倍朝臣仲麿、大唐光祿大夫右散騎常侍兼御史中丞北海郡開國公贈潞州大都督朝衡に正二品を贈るとかゝせたまへり。初仲麿入唐の節、倶人としてわたりたる、羽栗吉滿といふものあり。仲麿に從ひて唐に在る間に、唐女を娶て二子を生り。其名を翼といひしが、天平五年廣成歸朝の節、仲麿にいとまをこひ、一子翼を伴ひて日本に歸りぬ。此翼といふもの生質聰明にして、歸朝の後出家して、學業殊に長ずるよし、朝廷に聞えければ、還俗せしめて、正二位を授けられ、桓武帝の延曆十年まで存命せしとぞ。

海上颶風に逢て。安南國に漂流し。再び唐朝の官人となり彼地に卒す

武備志曰
安南唐虞時南交也秦為象郡漢初為南越趙佗所據。之武帝平南越置交趾九真日南三郡光武時女子徴側徴貳叛馬援討平之。建安中改為交州。置設唐置都護府。改為安南

かの国人(くにびと)はきゝしるまじくおぼえたれど。ことのこゝろををとこもじに。さまを書出して。こゝのことばつたへたる人にいひしらせければ。心をや聞えたりけん。いとおもひのほかになんめでける。ろし

唐書地理志曰明州ハ属ス江南道ニ開元二十六年置。以テ境ニ有ルヲ四明山ヲ為ス名ト云々

日本晁卿辭二帝都一　片帆百里繞二蓬壺一　明月不レ歸沈二碧海一　白雲秋色滿二蒼梧一

晁卿とは、仲麿唐にて改名して朝衡といひけるに、朝の字と晁の字と其音通ずる故、晁卿ともいひしなり。扨仲麿は難風の災をのがれ、しばらく安南に在て、唐朝に歸られければ、玄宗もとの如くに官を授けられ、御子肅宗皇帝の代にいたりて、上元年中に仲麿を左散騎常侍、安南都護といふ官に擢られ、又光祿大夫、御史中丞、北海郡開國公に轉ぜられ、三千戸の食邑をあたへられけるが、肅宗の御子代宗皇帝の大曆五年正月に、七十歳にして唐に卒せられければ、代宗又潞州大都督を贈官したまへり。彼仲麿とともに歸朝せんとしける淸河も、終に唐朝にとゞまられしが、此人は左大臣房前公の子なる故、孝謙帝殊に親愛したまひ、後に渤海國の使高元度にことづけて歸朝をすゝめ給ひけれど、淸河も强て唐朝にとゞまり、名を河淸とぞ改めける。しかるに光仁天皇の寶龜元年三月、新羅王より級飡金初正等を使として、日本へ貢せしに、不禮の事ある故、此使を咎べき事なりしかど、此新羅の使、唐朝より仲麿淸河等が書翰をことづかり來りたる功に免じて、其不禮を咎めず、太宰府に於て饗應せさせたまへり。然るに同じき十年五月、唐朝の使者孫興進秦怤期等日本に來りければ、右大臣河麿の館に於て唐使をもてなさせたまひ、綿三千屯を賜はりて歸國せしめたまふ。此使の便に、仲麿が唐朝にて卒

たりし大伴古麿これを論じていはく、いにしへより新羅は吾日本へ貢を奉る國なり、しかるに今日新羅の使は東の上に列し、吾國の使その下に列する事、不快なる事のよし申ければ、唐の大將軍呉懷寶、古麿が肯ぜざる色を見て、直に新羅の使を引て、西畔第二の吐蕃國の下に列し、日本の使を大食國の上に列せしとぞ。此時玄宗、仲麿に命じて、今度の遣唐使を接待せしめられたり。さて、清河日本へ歸らるゝ時、仲麿も歸朝せんとて、玄宗にいとまを請ひて歸られんとしたる時、平生交をむすびたる詩人文人に書殘されたる仲麿の詩あり。其詩は、文苑英華、唐詩品彙等にのせたり。かゝりければ、仲麿の友たりし王維、包佶、趙驊など詩文を作りて贈別せしが、既に舟出せんとて、明州といふ海邊まで出られけるに、唐人餞別の宴を設て、仲麿をもてなしけり。夜に入ければ、海上の月を見て、天の原の歌を詠れたれど、國音通ぜずして、唐人ども其歌の意を解する事能はざる故、漢語に譯して見せられければ、いづれも感嘆したりしとぞ。それより明州を出船せられたるに、はからず海上にて難風にあひ、既に魚腹に葬られんとせられしが、からうじて安南國に漂著しければ、清河と共に再唐朝に入られぬ。其時古麿と吉備公とは恙なく歸朝せらる。しかるに此度、仲麿日本歸朝の海上にて難風にあひ、溺れ死したりしよし、もろこしに風聞有ければ、李白は詩を作りてこれを哭したり。其詩は、

とし、阿倍朝臣安麿を大使とし、藤原宇合を副使として、唐へつかはされけるが、此時下道眞備（後に吉備大臣といふ。）安倍仲麿を留學生としてつかはさる。留學生とは、遣唐使の諸生として從ひ行く人をいふなり。此時仲麿十六歳なりし。其後十七箇年を經て、聖武天皇の天平五年四月に、又多治比廣成遣唐使たり。同じき七年三月、廣成歸朝の時、仲麿は唐朝の風をよろこびて、もろこしに殘り留まり、吉備公ばかり廣成に從ひてかへられたり。此吉備公、十九年が間唐に在てならひ得られし、三史（史記、前漢書、後漢書）五經、其外陰陽道の事、軍制、陣法、幷に諸藝の事共を記して、聖武帝へ獻ぜられけり。此時唐禮百三十卷、大衍曆一卷、立成十二卷、孔子及び十哲の像、測影鐵、尺鐵の方磬、律管樂書要錄、弓箭等をも捧げられしより、唐朝の禮樂制度はじめて日本に傳はれりかし。仲麿は唐朝に殘りとゞまられし故、玄宗皇帝深く其志を愛て、名を朝衡と改めさせ、左補闕の官を授けて、御子儀王の友とせらる。さてほどなく祕書校書の官に遷られけり。又十五年の後、孝謙帝の天平勝寶二年、遣唐使を定めらる。此度は藤原清河を大使とし、大伴古麿と吉備公とを副使とせられたり。同じき五年正月、遣唐使の人々唐朝に入ければ、玄宗皇帝蓬萊宮に於て、外國の使者共の謁見をうけらるゝに、日本の使の座を蓬萊宮の西畔の第二、吐蕃國の下に設け、新羅の使の座を東畔の第一、大食國の使の上に設たりけるを見て、副使

といふ人をまたもろこしへつかはされて、その淸河に伴ひて、仲麿も歸られんとて、明州といふ所の海邊より出船せらるゝ時、唐人どもが、仲麿の爲に餞別の酒宴をしたるに、夜に入て明州の海の上へ、月のおもしろうさし出たるをみて、よまれたるなり。歌のこゝろは、天の原とは、そらの一面に廣き事なり。その空をはるかに見渡せば、おもしろう月が出てあるが、此月はわが幼少の時、奈良の都の三笠山より出たる月と同じ月なるが、此年頃久しく唐に住たる時、常々月を見たれども、かやうにはおもはざりしに、此たび久々にてふるさとの日本へ歸らんとおもひたちたる故にや、此明州の海上へ出る月をみれば、ふと三笠山へ出たる月の事がおもひ出さるゝといふこゝろなり。又此うたを貫之の土佐日記には、靑海原ふりさけみればと書かれたり。むかしより、靑海原とも、天の原とも兩樣にいひ傳へたる歌にて有しにや。

安倍仲麿の話

往古には、遣唐使とて皇國より才智ある官人を選みて、もろこしへ物學びにつかはさるゝ事ありし。それには、大使、副使、判官、主典とて、四人を四艘の船にのせて遣さるゝ例なれば、此遣唐使の事を、よつの船と歌にはよめり。元正天皇の靈龜二年六月、多治比眞人縣守を押使

安倍仲麿

古傳に、中務大輔船守の子とあれど、此船守といふ人、續日本紀に見えれば、仲麿の先祖はたしかに知り難し。安倍氏は、孝元天皇第一の皇子大彦命の後なり。

あまの原ふりさけみれば春日なる
　　みかさの山にいでし月かも

古今集羇旅部に、もろこしにて月を見て詠めるとて此歌をのせられ、歌の左の注に、此うたはむかしなかまろを、もろこしに物ならはしにつかはしたりけるに、あまたの年を經て、えかへりまうでざりけるを、此國より又つかひまかりいたりけるにたぐひて、まうで來なんとて、いで立ちけるに、めいしうと云ふところの海邊にて、彼國の人うまのはなむけしけり、よるになりて、月のいとおもしろうさし出けるを見てよめるとなん、かたり傳ふるとあり。これは仲麿を學問の爲もろこしへつかはされたるに、數十年を歴ても、歸朝せられざりしところに、淸河

はしかりし事を世にいひ傳ふるは、伊勢物語をよむ人多き故なるべし、家持の事は、萬葉集ふるくは世に流行せざりし故に人しらず、萬葉集十七巻平群氏の女郎が歌十二首の御釋に、家持は風流の美男にてありけるにや、第三巻に笠女郎が、託馬野の紫ふかく思ひそめしより、第四、第八及び今此女郎に至るまで、あまたの女の心をくだけばとかゝせ給へりと云々とあり。これは家持の美男にてありし事を、ことわれるなり。託馬野の歌は、彼集第三、笠女郎の歌に、

つくまのに生るむらさき衣にそめいまだ著ずして色にいでにけり

とよめるなり。つくまのは近江の名所にて、後世の歌にはちくまのとよめり。

天皇奈良の宮に行幸し給ひて、皇太子と種繼とに都の留守を命ぜられければ、此隙を得て、早良親王、繼人、竹良をして種繼を伺ひ狙はしめたまひけるに、一夕、種繼燭のもとに獨坐してありけるを見て、繼人、竹良、ひそかにしのびよりて、種繼が胸板を只一矢に射徹しければ、種繼は其創にて翌日死したり。天皇、奈良の宮にて此事を聞せたまひ、やがて長岡の都に還幸ありて、種繼が横死を傷ませたまひ、正一位を贈りて是を葬らしめ、繼人、竹良、并に其徒數十人を召捕て推問せしめ給ふに、早良親王に頼まれ奉りて、種繼を殺害せしよし白狀に及びければ、やがて繼人、竹良を斬罪に處し、皇太子早良親王を廢して、淡路に流し給へり。初め繼人等究明にあひし時、此事はもと大伴家持首謀にてありしよし申ける故、追て家持が名籍を削り、其子永主を隱岐國に流罪せられしかど、是も後には赦にあひて歸洛しけり。其後桓武天皇崩御の時、遺詔したまへるによりて、死したる家持を本の位に復されし事、日本紀略に見えたり。されば家持兩度まで惡名をたてられけるは、すべて無實のことにてありしなり。家持歌をよくせられて、萬葉集二十卷を撰せられたるよし、大日本史に記されたり。その細注にいはく、按ずるに萬葉集撰人の事、諸説まち〳〵なり、今其集を考へ、且拾芥抄に載るところの定家の説に據て、定て家持の撰するところとすといへり。又安藤爲章の説にいはく、業平の容貌うる

やむ事あたはざれば、川繼が死罪一等を免して、伊豆國に流し、母の不破内親王、幷に川繼が姉妹を淡路に流すべしと命ぜらる。しかるに此時、家持も川繼に一味の聞えありければ、其實否たしかならざる間、官を奪れて、都の外に追やられけり。されども、ほどなく其巾わけ立ければ、寃の罪をのがれて、後東宮大夫に任ぜられけるが、此時奥州の夷賊、やゝもすれば亂を起す事有ければ、家持を陸奥の按察使鎭守將軍に任ぜられ、延暦三年にふたゝび鎭東將軍とせられし時、家持上言せられけるは、奥州の名取郡より南の十四郡、山野の地にて陣營を去る事遠き故、急に軍勢を徴すに機會宜からざるまゝ、權に多賀郡階上郡の二郡を置き、百姓を募り集めて國府にこめ置き、東西の夷賊を防ぐ便とし侍らん、しからば此後夷賊どもの隙をうかゞふ道を絶候はんと訴へられしが、ほどなく其年に薨ぜられければ、彼事はむなしくなりぬ。しかるに家持の死後廿日ばかりにして、いまだ葬式も終らざるに、當帝の皇太子早良親王先帝の御弟也。大伴繼人、大伴竹良兩人に命じて、中納言藤原種繼を殺害せられければ、都の内騷動せり。此種繼といふ人は、三位宇合卿の孫にして、帝の寵を得られける故、天下の政ことごとく己が意に任せて、内外の事皆此種繼に決しけるを、皇太子早良親王、これを惡み憤りたまひて、常々種繼と御中不和なりければ、かねて種繼をうしなはんと思しめしけるに、今年八月、

ぎの橋を禁庭の御殿へ上る御階の事にいひならはせたり。されば此歌のこゝろは、禁中に宿直して、冬の夜に禁庭の御階のあたりに、置渡したる霜のましろなるを見れば、まことに夜のふけたるよと思はるゝといふことなり。

中納言家持の話

天應元年十二月に、光仁天皇崩じたまひければ、第一の皇子山部親王御位につきたまふ。これを桓武天皇と申奉る。しかるに延暦元年閏正月、氷上川繼謀反せり。此川繼は鹽燒王の子なり。これより先に、川繼が傔人大和乙人といふもの、兵器を携へてひそかに禁中に入ければ、所司これを捕へて推問す。乙人がいふ、主人川繼隱謀を企て候て、今月十日の夜、徒黨を集め北門より攻入て、朝廷を侵し奉らんとす、此故に下官を以て、謀反の方人たる宇治王を召將しめ、彼日限を定んとせらるゝ由、白狀に及びければ、帝此事を聞し召し、大に驚かせ給ひ、急に勅使をつかはされて、川繼をめされけるに、川繼勅使の到ると聞より、ひそかに後門より出て逐電せしを、官使追かけてこれを捕へたり。桓武帝詔してのたまはく、川繼潛に亂を謀りて事已に發覺す、其罪極刑に合ふといへども、先帝崩御ありて諒闇のはじめなる故、哀慼の情

中納言家持

祖父は大納言従二位安麿、父は大納言従二位旅人、姓は大伴といへり。孝謙天皇の天平十七年従五位下、寶龜十一年參議に任ず。光仁天皇の天應元年従三位、桓武天皇の延暦元年參議東宮大夫、兼陸奥按察使、鎭守將軍、同三年中納言、同四年薨ず。

あさゝぎの渡せる橋におく霜の
志ろきを見れば夜ぞ更にける

新古今集冬部に、題しらずとて入れり。かさゝぎの橋といふ事は、もと漢土の故事にて、淮南子に、七月七日夜烏鵲塡〻河成〻橋以度〻織女〻とありて、七夕にはからすどもが羽をよせあはせて、天河に橋をかけて、織女をわたすと言傳へるより起りて、皇國にても、此事をかさゝぎのより羽の橋など歌によみて、鵲の橋といへば、天上にある橋の事となりたり。しかるに帝を天子と申奉るより、禁中の事をすべて天上に譬へていふ事、やまとも唐も同じ事故、かさゝ

然れども猶
宇佐の
神勅を
うかゞふて
ゆるさば
清麿
道鏡の
威激を
はゞらば
神勅成
述られ其まゝ
天心を逆ふ
いへもする
あらば易曰
王臣蹇々たり
躬に是をいふ歟

て立つべしとの神託を承り候よしを、誰はゞからず奏しければ、朝廷に並び立たる百官百司、清麿が言を聞もの、おぼえず冷汗をぞ流しける。時に帝は默然としておはしけるが、道鏡此言を聞て大に怒り、清麿を穢麿と改名して、大隅國に配流しけれども、公卿大臣も道鏡が威勢に恐れて、これを支ゆる人なかりけり。其後寶龜元年二月、帝河内の由義の宮に行幸したまひける時、道鏡怪しき食物を帝にすゝ奉りけれ共、もとより寵愛の道鏡が奉れるものなれば、うたがひ無くそれをきこしめしてより、御惱に臥させ給ひ、翌年の四月に、由義の宮より都にかへり給ひしかど、ひたすら打伏させたまひて、今年八月に崩御なりければ、藤原百川と藤原良繼と相はかりて、天智天皇の御孫、白壁王六十二歳にならせたまふを皇太子として、ほどなく帝位に卽奉れり。是すなはち光仁天皇なり。さて道鏡は現に先帝を弑し奉りし、大逆の罪ありといへ共、先帝の寵を得たるもの故、法王の位を貶し、下野國藥師寺の別當として、卽日配所に遣はされけるが、藥師寺に三年在て死したり。かゝる大逆無道の道鏡を猿丸大夫の事とするは、あまりなる附會の說なり。今猿丸の事につけて道鏡の事をとくは、彼妄說の甚しき事を、兒女の輩にわきまへさせんが爲なり。

神護元年に、道鏡を太政大臣とし、同二年に法王の位を授け給ひ、三年正月、道鏡を西宮の前殿に坐せしめ、大臣以下の官人に命じて、道鏡を拜賀せしめたまへり。これより先に大宰府の神主阿曾麿といふもの、兼て道鏡が權威の盛なるを見て、是にへつらひ、八幡宮の神託といつはりて、道鏡を帝位に卽しめ給はゞ、天下太平ならんと奏聞しけり。道鏡此よしを聞て、心によろこびけるが、帝和氣淸麿を召して、勅してのたまはく、此頃不思議の神託あり、汝早く宇佐に往て、八幡宮の神命をうけ來れと。其時道鏡ひそかに淸麿に語りていふやう、此度八幡大神勅使をこひたまふは、わが帝位につく事を告んが爲なるべし、汝よく〳〵意得て帝に歸り奏せよ、事成就の後は、官爵を以て重く汝にむくふべしと。淸麿は此言を聞捨にして、阿曾に往に、途中にて眞人豐永といふものに往逢たり。豐永淸麿にかたりていはく、道鏡もし天位を侵さば、我何の顏ありてか彼が臣とならん、若さもあらば、足下と共に、今の世の伯夷叔齊となりて、いづくの山にも隱れ入るべしといふを聞て、淸麿もとより忠直の人なれば、深く豐永が一言を感じけり。扨宇佐に詣て都に歸り、帝へ奏聞しけるは、淸麿八幡大神の神託を承りさふらふ、我國天地開闢よりこのかた、君と臣との分ち明かに定りぬ、しかるに今道鏡無道にして、輙く帝位を望めり、こゝを以て、神靈怒て其祈を歆ず、天津日嗣は正しき皇統の人を以

古今集の眞名序に、大友黒主の歌は、いにしへの猿丸大夫の次なりとあり。此黒主は光孝天皇の仁和年中の人なり。しかるに此奥山にもみぢふみわけといふ歌は、光孝天皇第四の御子の是貞親王の家の歌合に、よみ人しらずの歌なるを、今猿丸大夫の歌として是を考ふれば、不審なる事あり。其故は、黒主、猿丸大夫ともに仁和の頃の人とすべし。しからば古今の眞名序に、黒主の事を評するとて、いにしへの猿丸大夫の次なりとかゝるべきやうなし。されば此歌はもとよりよみ人しらずの歌にて、猿丸大夫の作にはあらざるべし。さて、この人もむかしより父祖もつまびらかならぬ人なりといふを、宗祇の百人一首古注に、猿丸大夫を弓削道鏡と號すとかきたるより、種々の妄說どもをいひつたへ、あまつさへそれを祕傳の說とせり。これは天武天皇の皇子に、弓削王と申すがおはしませしを、道鏡の事に混じていひ傳へたるなり。それを又後の世には、わざをぎの狂言にまでとりなして、猿丸大夫を全く道鏡の事となせるは、彼宗祇注のあやまりより起れるなり。彼道鏡は淡路廢帝の五年、はじめて孝謙天皇に見え奉りて、寵愛甚しかりける故、廢帝常に此事を諫め給ひしかど、孝謙帝これを用ひたまはざりし故、孝謙帝と廢帝と御中よからぬやうに成らせたまひ、孝謙帝終に廢帝を淡路國にうつさせたまひ、みづからふたゝび帝位に卽せたまひて、稱德天皇と申奉れり。かくて、稱德帝の天平

猿丸大夫

父祖官位ともにつまびらかならず。或説に元明天皇の時の人なりといへるは、續日本紀に、柿本朝臣佐留卒すとあるを、此人の事と思ひあやまりたるなり。大夫といふは、官人の稱なり。古今の眞名序に、柿本大夫とかきて、かきのもとのまうちぎみと讀せたり。

奥山にもみちふみわけなくしかの
こゑきくときそあきはかなしき

古今集秋部に、是貞のみこの家の歌合の歌、よみ人しらずとあり。歌のこゝろは、奥山に散しきてあるもみぢの中をふみわけて、鳴ありく鹿の聲を聞く時が、まことに秋のものがなしき至極の時節なりといふこゝろなり。

猿丸大夫の話

られし後も、子孫猶伊豫にも有りけるにや。此別れ其職により、由縁ありて諸國に散うつる事あるなれば、東國に住れし事もあるか、知らずといへり。さて人麿は聖武天皇の神龜元年に石見國にて卒せられたるに、赤人は其頃天子の御供に候して、紀國に行き、天平年中には吉野の離宮にまゐり、又春日神岳にいたり、辛荷島、敏馬浦、あるひは東國にあそびて、富士の歌などよまれたる事、萬葉集に正しく見えたれば、人麿の卒後にも久しく世にながらへて、しかも帝の寵遇を得られたれども、官位にすゝまぬ人故、その始末をしりがたし。時代は元正天皇の御宇より、聖武天皇の御代の半まで在りし人と知らるゝなり。

歌の事に妙なる故、とりわきて召れたるなるべし、されば天平八年吉野に幸の時、詔に應じて詠めるとあるが、赤人存生の規模にて、ほどなく身まかられたりと見ゆ。大伴池主、家持に報ずる書に、幼年いまだ山柿の門に逕らずと書かれたるは、天平二十年の事なれば、其ほどを距る事十餘年にて、いくばくの先達ならず。當世ならば、さはかゝれまじき事なり。富士の數首の歌、また勝鹿の眞間娘子が墓を過るの詠にて、まさしく坂東に下向せられし事知らる。其國守の下司などにて下られしにや、故郷とは見えざる歌のさまなり。赤人もし伊豫の人にてありけるか。萬葉集の伊豫の溫泉に至るといふ歌につきて、伊豫の溫泉に幸なりし時、御供に從はれけるにやと思ふより、此溫泉に幸の事を國史に考ふるに、昔は代々幸ありけれど、齊明帝の後絕たりと見ゆ。此帝の七年よりかぞへみるに、天平八年まで七十六年なり。赤人其身貴からざりし人故、國史には載られざるなり。又かゝる人を若年ならば召しつれらるべき事にあらず。然れば此伊豫に行れし事は、私の入湯か、又彼國の守の下司などにて下られたるなるべし。又故鄕なる故、おもむかれたるも知りがたし。これは日本紀顯宗紀に、播磨國司山部連先祖伊豫來目部小楯とあるによりて、思ひよれるなり。されば若き時一度都にのぼられしが、よしありて故鄕へ歸られし事のありて、其時などの歌にや。先祖伊豫來目部小楯氏を山部とあらため

駿河國廬原郡の田籠の浦から、むかうへ出て見れば、ましろに富士の高きみねに雪のふりたるが見ゆるといふことなり。しかるに直して入られたる今の歌にてとけば、田子の浦へふと出てみれば、ましろなるふじの高きみねに、又雪がふりつゝするといふ意になるなり。

山部赤人の話

貫之の古今集の序に、人麿は赤人が上にたゝん事かたく、赤人は人麿がしもにたゝん事かたくなんありけると書かれしより、人麿、赤人を和歌の二聖と稱する事は、誰も知りたる事なれど、此事は貫之よりはるか前に、萬葉集の大伴池主の歌の序に、人麿、赤人の事を山柿の門とかゝれたれば、既に其代に名をひとしくせられたるなるべし。さて、此人の先祖、位階等も人麿に同じく、さして考ふべからず。海北若沖の赤人勘文にいはく、赤人の傳國史等にかつて見えねば、中頃の抄物にたまく\かゝれし事も、より所なきは用ひがたし、家集といふものも信じがたく、傳記の考ふべきたよりなし、たゞ萬葉集によりて案ずるに、神龜のはじめより天平八年まではまさしく見えて、十三年がほどにて、聖武帝の御代に殊に仕へられし人なるが、老後

山部赤人

先祖つまびらかならず。山邊とかくは誤なり。萬葉集に、山部宿禰赤人とありて、この山部の姓は、顯宗天皇の御時、伊豫來目部小楯といふ人に、始て山部連を賜ふよし日本紀に見えたり。又其後、桓武天皇を山部王と申ける故、山部の姓をあらためて山とせられたり。

田子浦にうちいでゝみれば白妙の
ふじのたかねにゆきはふりつゝ

新古今集冬部に、題しらずとあり。此歌はもと萬葉集に出て、

たごの浦ゆうち出でて見ればましろにぞ富士のたかねに雪は降ける

とよまれたるが、まことの赤人の歌なり。それを、新古今に直して入られたるなるべし。しかれば、先萬葉の歌にて解くべし。

茂に寫させ、大學頭敦光に讃をこひ、神祇伯顯仲に淸書せしめて、此影供を行はれしなり。其影供の儀式は、當日彼眞影の前に机を立て、飯一坏、幷に菓子、種々の魚鳥の造物を居ゑたり。今日の會首は伊豫守長實朝臣、近江守經忠朝臣、前杢頭俊頼朝臣、加賀守顯輔朝臣、前兵衞佐顯仲朝臣、大學頭藤原敦光、少納言宗兼、前和泉守道經、安藝守爲忠等なり。次に饗膳を出し、次に初獻、侍人等鸚鵡の盃、小銚子をもちて簀子に候す。其儀嚴重なり。勸盃終りて、白き唐紙二枚にかきたる彼讃をひらき、文臺に置きて、これを講じ、次に和歌を講ず。今日の通題は水風晩來といふ題にて、人々の歌十三首あり。これすなはち後世和歌の會に、人麿の像をかくる濫觴たるべしといへり。

ふるきあとを苔の下までたづねずば残れるかきのもとを見ましや

かくておもひがけず尋ねまかりて詠める、

おもひかね夏野のすゑにまよひ來ぬとゞめし道のゆくへ知らせよ

とあり。さて此歌塚といふ名は、人麿の歌に秀られしを稱するにはあらで、かの清輔の卒都婆をたてゝ、わが歌をかきつけおかれしを見て、里人どもが、よびならはしたる名なるべし。近き享保十六年、和州の森本宗範とかいひし人、此ところに石碑を興立して、碑文は百拙和尙書かれたり。又今の世に傳はれる人麿の畫像の事は、鳥羽院の元永元年六月十日、藤原顯季卿の家にて、人麿の影供といふ事を行はる。その事の起は、白河院の御時、藤原兼房といふ人、歌道に志ふかく、かねて人麿を仰ぎ慕はれしに、或夜、夢中の感得によりて、人麿の眞影を寫しとゞめらる。其像は左の手に紙をとり、右の手に筆をとりて、年六十ばかりの人なり。これは兼房夢覺て後、畫工に命じて寫さしむる所なるが、はじめのほどは、夢中の形に似ざる所ありける故、たび／＼書き改めさせて後、朝夕これを拜せられければ、これより才思日々にすゝみけるとぞ。然るに兼房終に臨む頃、此眞影を白河院に獻ぜられければ、寶藏に納めさせたまひしに、顯季は彼院に親しく仕へ奉る人なりければ、强て願ひ奉りて、彼像を申下し、繪師信

寺のほとりに往還の
叢の中に一の石塔を
建てゝ今は縁なきを
哀なり身は龍門の土
に埋むとも名を風
聞に伝へて侍らむとて

新撰姓氏録曰

大和皇別

柿本朝臣

大春日朝臣同祖。天足彥國押人命之後也。敏達天皇御世。依家門有柿樹。爲柿本臣氏。

傍に社あり、春道の社と稱す、其社地に寺ありて柹本寺と稱す、これ人麿の祠堂なり、その社の前の田の中に、ちひさき塚ありて、人麿塚と稱すといへり。淸輔かの土民のいひし事を聞き、よろこびて彼家に行向ひけるに、春道の社は鳥居あり。柹本寺はたゞ礎のみあり。人麿の墓は四尺ばかりのちひさき塚なり。木はなくして薄生たり。仍て後代の爲に卒都婆をたてゝ、其銘に柹本朝臣人麿墓と書し、その裏に佛菩薩の名號と經敎の要文とを書き、又淸輔の姓名を書き、その下に和歌をしるしつけて曰く、

世を經てもあふべかりけるちぎりこそ苔の下にも朽ちせざりけれ

ひそかに案ずるに、人麿石見の國に於て死亡すといへども、其屍を和州にうつせるか。其例これ多しといへり。近世の釋顯常の說に云く、人麿石見に終られし事、分明に諸書に見えたり、しかれども、柹本寺歌塚の事、淸輔すでに筆記せられしかば、後世の附會にあらず、人麿石見にて歿せられし遺骸を、大和へかへし葬りしならんといへり。又長明の無名抄に、人麿の墓は大和の國にあり、初瀬へまゐる道なり、人麿墓といひては、たづぬるに知る人なし、かしこにては、歌塚といふなりといへり。又寂蓮法師の家集に、人麿の墓尋ねありきけるに、柹本明神にまうでて、

いつまでも歸りますものにして待てあらんといふなり。有といはずやもといふ詞、いとせめてあはれなり。又次の歌は、石見までは、はるかなる道をへだてたれば、行てむなしき骸をみんことも難し、さらば其石川に雲なりともたちわたれ、それを面影に見て慕はんと詠めるなり。

日毎に待つゝくらせしを、彼國にてむなしくなられしと聞て、中々にそのよしをつけ來ずば、

さて又いつの頃よりいひ傳へけん、人麿の辭世の歌とて、

石見のや高角やまの木の間よりうき世の月を見はてつるかな

といふうた、世に弘まれり。これは萬葉集の石見國より、妻にわかれて上るといふ長歌の末の反歌に、

石見のやたかつの山の木の間ゆもわがふる袖を妹見つらんか

とある歌の末をとりかへたるものにて、人麿の辭世のうたといふは妄説なり。此うき世の月といふうたは、一條禪閤の本朝語園に、人麿の歌とのせられたれば、早く其頃もつぱらいひ傳へたるものなるべし。又後世にいたりて、人麿の祠といふもの、ところどころにありて、石碑などたてたるもあれど、必ず其ところに住れたるにはあらず、よまれたる歌によりて、附會したるが多し。藤原清輔の云く、大和國に下向せし時、彼國の古老の民のいふ、添上郡の石上寺の

とて筆
柿しいて諸の
画をかきちら
とんかゝれる
跳んぞ筆に
しゆるふ。
鹿心様の
知名を
夜末加岐
かゝものなり

大和本草曰
山柿葉如椑
柿實大如棗
而圓味如椑
柿而甜之

石見国
人麿出
現
柿

のに見えねど、若此歌よみたる後に、石見のしのび妻の子産たるが、其子彼國にとゞまつて子孫傳はり來たるが、彼綾部氏なりしにや。とにかくに、柿の木のもとに神童とあらはれられたるといふ事は、例の後人の附會にて、妄說論ずるに及ばず。又人麿の本妻は、名を依羅娘子といひて、大和の都にありし事、萬葉集にて知らる。其證は萬葉に、人麿在二石見國一臨レ死時

自傷作歌

かもやまの岩根しまける我をかも知らずていもが待つゝあらん

とよまれたり。眞淵云く、鴨山は石見に在て、そのかみ死人を葬り埋みなどせし地なるべし、人麿今はかぎりとおもはれける時、かの鴨山にやがて葬られんことを、かの山の岩がね枕すべき我とも知らずして、都なる妻の待つゝあらんとよめるなり。岩根しまけるは、岩の根に枕してふす事なり。又次に大和の都なる妻の依羅娘子が歌にいはく、

けふ〱とわが待つ君は石川の貝にまじりてありといはずやも

又いはく、

たゞにあはばあひがてましを石川に雲たちわたれみつゝ忍ばん

これは人麿、石川といふ里にて死せられしよしを告げ來るに、今日や都にかへりたまはんと、

に、我に父母なし、唯風月の主として敷島の道をさとれりといふ。夫婦よろこびてこれを撫育す。生長の後出身して、和歌の才徳をあらはしたまへりと書けり。此說論ずるにも足らざる事なれど、石見國に綾部氏あり、一に語合氏といへり。其家凡四十代、血脈綿々として相つゞき、しかも長壽の人多しといへり。そこに人麿の神祠もあり、そのところを柹本と名づく。人麿出現の柹の木と云もあり。其柹の實は細長く尖り黑みて、筆先に墨の染みたるに似たり。世の人是を筆柹とよべり。其實に核なく、老樹になれば、他の柹の木に接木とす。此柹の木は、此鄉と高角社の別當眞福寺の庭とにありて、他處になし。人これをとり去て他の木に接ば、尋常の柹の實と變ずるよしいへり。この事ふるくかたり傳へて、其家今猶相續すといへり。さて人麿の子孫數代連綿たりといはん事は、人麿石見に在す間、使して京に上らるゝ時の歌の小序に、從二石見國一別レ妻上來時作歌とあり。此事眞淵の說には、人麿もとより京官の人なれば、石見國に本妻はあるべからず。この妻とあるは、石見國なる女にしのび逢たるにて、其別の歌なるべし。其歌にいはく、

　さぬる夜はいくばくもあらず這ふくずのわかれし來れば　云々

かく詠みたるにて、しのび妻なる事をしるといへり。さて、そのしのび妻に子ありし事は、も

孝昭天皇の皇子、天押帶日子命の子孫、十六氏にわかれたる中に、柿本の姓あり。此姓の事は、新撰姓氏錄に、敏達天皇の御時、柿本臣といふ人あり。これは其人の家の門に柿の木ありけるゆゑ、かく稱したるものなりといへり。其後、天武天皇の御時に、柿本臣猿といふ人も有ければ、人麿はこれらの親族にてありけるや。また續日本紀、聖武天皇の神龜天平の間に、柿本朝臣建石といふ人、正六位上より外從五位下に叙せられ、又柿本濱名といふ人、又市守といふ人など、いづれも正六位上より從五位下に敍せられし事見えれり。この人々も、みな人麿の氏族なるべし。とかくに家系たしかならねば、其詳なる事を知らず。萬葉集の外に、此人の事をしるせることのなければ、彼集によりてこれを考ふるに、持統天皇の御代の始に、石見國より都に上り、文武天皇の御代の末に、また石見に下りて死せられたり。官位は、古今集の序によれば、正三位と見れど、それは死後の贈位にて、存生は至つて卑賤なる人にてありけれど、歌よむことの堪能なりし故にや、新田皇子高市皇子などともまじはり奉り、又帝の供奉して、紀國、伊勢國、雷岳、吉野などにも行き、近江、筑紫などの諸國にあそびて、歌よまれたることども見えて、石見國にてをはられたる事いちじるし。或書にいはく、石見國、美濃郡戸田鄕小野といふ所に、綾部氏の人あり。ある時、後園の柿の樹の下に神童立ちたり。何人ぞと問ふ

柿本人麿

先祖つまびらかならず。天武天皇の白鳳九年に詠まれたる歌、萬葉集に見えたり。人麿死去の年は、聖武天皇の神龜元年二月なるよし、林家の國史實錄に見えたり。

あしびきの山鳥の尾のしだり尾の
ながながし夜をひとりかもねむ

拾遺集戀部に、題しらずとあり。あしびきは山といふ枕詞なり。山鳥の尾はしだりてなが〳〵しきものなるが、此なが〳〵しき夜を、ひとりねする事かといふこゝろなり。此歌の趣意は、たゞ長き夜を待人は來ぬ故ひとりねする事かと、歎く心許なるに、足引の山鳥の尾のなどと、外の事をかりていひつゞくるを、序歌といひて、古今集などにもあまた此體の歌あり。

柿本人麿の話

以上のものには、稲五十束宛下し賜はりければ、萬民その仁徳を仰ぎ奉らぬものなかりき。さて八年の十二月に、都を大和の藤原宮に遷させ給ひ、十年正月に、草壁皇子の御子珂瑠王を立て、皇太子と定めたまふ。後に文武天皇と稱し奉るこれなり。さて皇太子卽位の後、持統帝太上天皇とならせたまひしが、大寶二年十一月、參州に御幸したまひ、都に歸らせたまひし程より、御不例にならせたまひしかば、御孫帝文武天皇、是を歎ぎ奉りたまひて、天下に大赦を行はれ、百人の僧に度牒を賜はり、畿内の國々に於て、金光明最勝王經を講ぜさせ給ひなどして、太上皇の御惱平癒を祈らせ給ひしかど、終に其しるしなくして、今年十二月二十二日に崩御ならせたまへり。帝御遺詔ありて崩御の節、羣臣素服して、哀感することを止めたまひ、文武百官政事を行ふ事平日の如くにして、御葬式もつとめて儉約にしたがふべきよし仰置かれければ、明年十二月、飛鳥岡にて火葬にし奉れり。

心おはしましけるに、新羅より來りたる僧行心といふもの、皇子の謀反の御心あるを察して、君は人の臣たる相にはましまさず、かゝる貴相のそなはりながら、臣下の位にましまさば、恐らくは御身を全うし給はじなど申して、反逆をすゝめ奉りしかば、もとより御下心ある事故、行心にあざむかれたまひて、草壁皇子を殺さんとしたまひけるに、早くも其事あらはれければ、皇后大に驚き給ひ、御子の草壁皇子と計りて、急に大津皇子を捕へて殺害したまへり。大津皇子、此時御年はたちにておはしけり。かゝりけるに、いくほどなく草壁皇子も早世したまひければ、いよ／＼皇后は國政をゆるみなくとり行ひたまひ、諸國に詔を下して、諸臣にもつぱら武藝を習はせたまふ。かくて四年の正月に、みづから帝位に卽せたまへり。是すなはち持統天皇なり。天皇御卽位の後、高市皇子太政大臣たり。持統帝つねに遠方に行幸したまふを好ませたまひ、年ごとに吉野にみゆきしたまひ、今年三月には、伊勢に行幸せんとのたまひけるを、高市麿といふ人、表を上りて、三月に幸あらん事、百姓の農業の妨となりさふらはん由を述て、諫め奉りけれど、天皇此諫を用ひたまはざりければ、高市麿重ねて冠を脱ぎ、頭を叩きて、切に諫め奉るといへども、終に諫に従ひたまはずして、伊勢へみゆきなりけるが、過させたまふところの國々は、みな其年の貢をゆるさせたまひ、志摩國の百姓男女とも、八十歳

ほまれありけんや。史筆忌諱に觸るゝとぞ。闕畧して傳らず。僅に淡海三船が懐風藻を撰ぶ。水府の黄門公日本史に論ずるむべなるかな。皇子山前に隠れて縊れ給ふ。史にあれど其所詳ならず。金烏臨終の作あり。えいずるものハ大津に皇子の御姿也

御方申されたる右大臣中臣連金、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等を召捕て斬罪に處し、其子孫をも國々に流し給ひ、翌年みづから帝位に卽たまへり。これを天武天皇と申奉る。又其年、御妃を皇后としたまふ。さて天武天皇御在位十五年にして、朱鳥元年九月に、淨御原宮において崩じたまひしかば、皇后みづから朝廷に出たまひて、萬機の政を聽せたまへり。此皇后は天智帝第二の御むすめなりしが、はじめ齊明天皇の三年に、天武帝いまだ大海人皇子と申奉りしとき、御妃となりたまひて、草壁皇子を生たまひしが、大友皇子の亂の時、天武帝とともに吉野の宮より東國へ落させ給ふ時も、附從ひたまひ、女ながらも軍議にあづかりたまひ、太平の後皇后とならせたまへり。此皇后御人となり沈深としとやかにして、しかも大度ありしゆゑ、政道の大事に於ても、天武帝を輔佐し奉らせたまふ事多かりしが、今年天武帝崩御ならせたまひし故、かく朝政をとり行ひたまへるなり。されど御下心には、御腹に生れさせたまへる草壁皇子を、帝位に卽奉らんと思しけるに、天武帝第三の御子に、大津皇子と申奉るあり、これは皇后の御姊大田皇女の御腹に生れさせ給へるなり。此大津皇子いとけなきより、御狀大きやかにして、學問を好ませられ、博覽にして文を作り詩を賦し、壯とならせたまひては、武事を好みたまひ、御力強くして劍術をよくしたまひしが、みづから力を賴みたまひて、かねて謀反の

に、大海人皇子方の稚臣智尊を橋爪にて討取り、男依は軍兵をすゝめて、犬養連谷壚手をも討取りければ、大友皇子今はせんかたなくて落行たまひしかど、落つきたまふべき所なければ、隱山に入て、みづから縊れて薨じたまへり。臨終に詩を賦してのたまはく、

金烏臨西舍　鼓聲催短命　泉路無賓主　此夕誰家向

此詩のこゝろは、金烏は日の事にて、西舍はにしのやどりと讀みて、日影の西の空にかたぶく事なり。鼓聲短命を催すとは、軍破れてせめ鼓の聲が、わが今はの命をもよほすやうに聞ゆるよしなり。泉路は、よみぢとよみて冥途の事なり。賓は客、主はあるじなり。これより冥途に赴くに、主客の分ちもあるまじきに、此夕誰が家にむかひて行んと、作らせ給へるなり。さてこの時に當りて、大友皇子の御方たりし左右の大臣、及び群臣皆逃失せ、たゞ物部連麿と舍人一人ばかりぞ討死の御供には從ひける。そも〳〵此大友皇子は、生れたまひし時より眼中精く耀きて、常人の體にましまさず見えさせ給ひ、天性明らかに悟く、いとけなかりし御時より學問を好ませたまひ、武の才にも通じたまひけるが、兼て才を恃み威に誇りたまひ、道德を御身に修めたまはずして、その終をよくせず、わづかに廿五歳にしてかくれ給ひしこそいたはしけれ。かくて大海人皇子は、大友皇子既に亡びたまひしかば、近江の朝廷の群臣の中に、大友に

朝發鄴都橋。暮濟白馬津。逍遙河堤上左顧望我軍。連舫踰萬艘。帶甲千萬人。率彼東南路。將定一舉勳 下畧
從軍詩
王粲

給へり。かくて紀阿閉麿置始連等を大將として、數萬騎を引率せしめ、伊勢の大山を越て大和に向はせ、村岡男依等をして、數萬騎に將として不破より出て、直に近江の都に攻め入らしめけるが、吹肩が軍勢一番に進みて、大友方の勇將大野果安と相戰ひ、打負て引退く時に、男依等は大友方の軍と息長横川に戰ひて、是を打破り、敵の大將あまた討取ければ、勝に乘て直に進んで瀨田に至る。其時大海人皇子の御方の兵ども、みな赤符をつけたりければ、殊に花々しくぞ見えにける。こゝに大友皇子は、みづから群臣に將として、勢田の橋の西爪に陣をたてられけるが、其陣大にして數里が間旌旗空を覆ひ、烟塵天に連れり。さて勢田の橋板を截つ事三丈許にして、わざと一枚の長き板を置き、敵軍其板を踏でよせ來るものあらば、彼板を引て河の中に墮さんと謀り、且亦强弓の者を設け列ねて、射かくる矢雨の如く、矢聲を天に響かせたり。かゝりければ、大海人皇子方の軍勢たやすく橋を渡り得ずして、暫ためらひける所に、男依が部將大分稚彥といふ者、武勇三軍に冠たりけるが、一人すゝみ出て、彼橋板を踏で馳渡るよと見えしが、かねて引落すべく謀り設けたりし長板の綱を切て、直に大友皇子の中軍へ衝てかゝりければ、大友の軍勢驚き騷ぎて亂れ走る。大友皇子の先鋒の大將智尊、大に怒て逃走る所の御方の軍兵をきりまはるといへども、崩れたちたる勢なれば、禁ずる事能はざる間

村岡男依、美濃の軍兵三千人を發して、不破の道をさし塞ぎ、皇子を迎へ奉りて、進みて桑名の郡家にいたりて、留め宿し奉る。こゝに數日滯留したまふ間に、山背部小田及び安斗阿加布を遣はして、東海道の軍を發し、稚櫻五百瀨、土師馬手をして、東山道の軍を發せしめたまふ。こゝに於て、大海人皇子の御軍勢、いよ〳〵盛になりにける。この時大友皇子に從ひて、近江の朝廷にある郡臣共、大海人皇子吉野を出て、東國に入たまふよしを聞て、大に愕れ、或は東國に往て降參せん事を思ひ、又は山澤に逃匿れんことを思ひなどして、人心まち〳〵になり、京中大に騷動せり。時に一人大友皇子の御前に出て申やう、遲く謀らば事に後れ侍るべし、急ぎて健なる騎馬の兵を催し、大海人皇子の御跡より追蒐け、討奉るに如じと勸め奉りけれども、大友皇子此諫にしたがひ給はざりし故、其事やみぬ。さてそれより軍議さま〴〵なりける間に、大友皇子の大將大伴馬來田、其弟吹負等も、時の勢を見て、大海人皇子に降參し、又尾張國主小子部鉏鉤も、二萬騎を引率して、大海人に御方し奉りければ、いよ〳〵大友方の軍勢は氣を落せり。時に高市皇子、大海人のおはします桑名の郡家に使をさゝげて、皇子の行宮遠くして、政を行ふに便あしゝ、早く近き所に御座を移さるべしと、申させたまひければ、大海人皇子御妃（後に持統帝と申奉る。）を殘し留めて、卽日野上に遷りたまふに、高市皇子まゐりむかへ

一語を
おもへし

の到らんとするを待ちて、徒に身を亡すべきにあらずとて、密に吉野を出て、奥州に落たまふべき用意をなさせらるゝに、先村岡男依等に命じ、急に美濃國に往き、國司共に觸知せて、諸軍を發し、急ぎて不破の道を塞がしめよと仰られ、俄に吉野を出て東國に赴きたまふに、事喧噪くして御車をよするも待ず、直に御馬にめされて出立ちたまふ。此時御妃（持統帝の御事也。）幷に御子の草壁皇子、忍坂皇子、舍人朴井連雄君等二十餘人、女孺十餘人徒にて御供に從はれけるが、甘羅村を過させたまふ時、獵者二十餘人行逢ひ奉りて、御供に加はれり。菟田郡に至る時、伊勢の貢米を負せたる馱馬五十匹引連れ來るに行逢たれば、悉く其馬を奪ひ、米を棄させて歩立の人々を乘せ、大野といふ所にいたりて、日既に暮たり。山道暗くして進み行く事自由ならざりければ、民家の垣を壞ち松明として、夜半の頃隱郡に至れり。こゝに於て、火を擧て邑中の者どもを詔ていはく、天智帝の皇子東國に入らせたまふなるぞ、人夫共早く參れ、とよばはりけれど、一人として命に從ひて參るものなかりければ、せんかたなく、道をいそぎて伊賀郡にいたりたまふに、當國の郡司等、數百人を引連れ來り、高市皇子も來り會たまひて、ともに伊勢の鈴鹿にいたりたまひけるに、國司三宅石床等、五百人を率ゐて御方に來りくはゝり、大津皇子幷に惠尺なども、馳附て御供に從はれければ、供奉の人々力を得て勇みすゝみけるに、

かと、恐れ給ひて、手づから佛前の香爐を執り、座を起て盟てのたまはく、今汝たち五人と共に、父天皇の詔をうけて、我今日より儲の君たらんとす、もしこの詔にたがふものあらば、必天罰を被らんと申されければ、蘇我赤兄續き起て盟ひていはく、臣等五人君に從ひ奉りて、御父天皇の詔をうけ奉れり、もし違ふものあらば、天神地祇の誅罰をうけ、子孫斷絶して、家門亡び候べしと申ければ、殘る四人の輩も異議なく、皇子に一味の盟をぞたてにける。斯て程なく天智帝崩御なりけるに、朴井連雄君といふもの、吉野の宮におはしける大海人皇子に告奉るやう、臣此頃私用ありて、美濃國に行侍りしに、此節大友皇子より、美濃、尾張の兩國司に命ぜられて、山陵を造らせたまはんとて、多くの人夫をめしよせられ、其人夫どもに、兵器をあたへ給ふよし承はれり、是全く山陵を造らせたまふにはあらで、君の御爲に、一大事の出來侍らんしるしと察し侍り、君には早く此所をたち去りたまひて、御難をさけたまへと申けるに、又一人告奉りけるは、此頃近江の京より大和の京にいたる道の處々に、候を置れ、又菟道の橋守に命じて、大海人皇子の御用米を運ばさるゝ事をさしとゞめよと、命ぜられさふらふよしに侍る、といふを聞せたまひ、大海人皇子かた〴〵の注進に驚かせたまひて仰せけるは、わが位を辭し世を遁るゝ事は、病を養ひ、身を全うせんとおもふが故なり、しかるに今わざはひ

にさだめ置れし御弟の大海人皇子（後に天武天皇と稱し奉る。）を召れて、天位を讓りたまはん事を、仰せ置れんとしけるに、蘇我安麿は、もとより東宮大海人皇子とむつまじかりければ、ひそかに大海人皇子に告げ奉つりて、天皇へ御讓位の事を辭退したまふべきよしを申さる。これは、內々大友皇子、天位を心がけたまふ事を知るによりてなり。かくて天智帝、大海人皇子を大殿にめされて、天位を授けたまはん事をのたまひけるに、大海人皇子辭してのたまふやう、臣もとより多病にさふらへば、帝位を保たんことは存じもよらずさふらふ、願はくは、大友皇子を立てて東宮としたまひ、この人に御位を讓らせたまふべし、臣は出家して、陛下の御あとをとぶらひ奉るべしと、仰せられけるに、天智帝、もとより御寵愛の采女の腹に生れたまへる大友皇子を、御位に卽けたく思しめされし事故、直に此儀を御許容ありて、大海人皇子は、其日出家したまひけるに、帝御袈裟をたまはりて、吉野宮に入らせたまふ。この時公卿たち、大海人皇子を莵道まで送り奉りて歸られけるが、或人、大海人皇子の吉野へ入らせたまふ事を、虎に翼をつけて放つやうなりと、ひそかに申せしとかや。其折しも大友皇子は、內裏の西殿にて織ものの佛像の前におはしまして、其座に左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金連、蘇我果安、巨勢人臣などさぶらひけるが、大友皇子、天位は既に我に定まりけれど、諸臣の內に歸服せざるものも有らん

雲はるゝ雪のひかりや白たへのころもほすてふあまのかぐ山

とよまれたり。此後京極殿は、定家卿と同じ時代の人なるに、わが歌に持統天皇の御製を、三句ながらそのまゝにてぬすみ詠みたまふべきにあらず。この後京極殿の歌のこゝろは、かの萬葉集にある、持統帝の御製の、ころもさらせりあまのかぐ山と、詠ませたまへるは、夏のはじめの景色なるを、今雲のはれたるあとの雪のひかりの眞白に見ゆるにつけて、むかし持統帝の衣さらせりとのたまひし、天のかぐ山のけしきも、かやうにありたるやと、思ひあはせて詠まれたるなり。ほすもさらすも同じこゝろなれば、これにてよく聞ゆるなり。されば、新古今にも此百人一首にも、後京極殿の歌と、持統帝の御製とをひとつに混じて、書きつたへたるものなるべく思はるゝなり。

持統天皇の話

天智帝の八年に、内大臣藤原鎌足公薨ぜられければ、大友皇子を太政大臣として、天下の政を執行はしめ給ふ。此大友皇子は天智天皇の御子にて、伊賀采女宅子の腹に生れたまひしかば、伊賀皇子とも申奉れり。しかるに今年、天智帝御惱重らせたまふ時、かねて東宮

景色を、ありのまゝに染めぬ前の著ものの色は、皆白き故、むかしより白たへの衣とも、白たへの袖とも歌によみ來れり。白妙とかく妙の字は、假字にて、萬葉には多く白栲とかけり。栲の字は木の名にて、栲といふ木の皮をさきて衣に織たる故、外の色に染ぬ先を白栲といふなり。さらせりとは、日にほしてあるといふ意にて、此御時代は藤原宮とて、大和の高市郡が都にてありし故、禁裏よりほど近き、十市郡の香具山あたりなる民の家々に、夏になれば櫃より著物どもをとり出して、ほしわたすさまを御覽じて、詠ませ給へるなり。しかるに新古今集にも、此百人一首にも、衣ほすてふとかゝれたるは、不審なる事なり。すべて歌の詞に、てふといふは、といふと云ふ詞をつゞめたるものにて、戀をするといふことを、戀すてふといへるが如し。しかれば此御製に、眼前衣のほしてあることを、衣ほすてふと、詠ませたまふべきにあらず。此故に百人一首の諸家の註釋、いづれも此歌の解に、さまぐ\のむづかしき說どもをつけながら、明らかに解き得たるも見えず。こゝにひとつの考あり。後京極攝政良經公の月淸集に、院の第二度の百首とてあり。その冬の歌のうちに、

持統天皇

御幼名は、鸕野讃良の皇女と申奉る。御父は天智天皇、御母は大臣蘇我山田石川麿の女なり。天武天皇の皇后とならせたまひ、後に帝位に即たまふ。文武天皇の大寶三年に崩じたまへり。御諡を、高天原廣野姫天皇、又持統天皇とも稱し奉る。

春すぎて夏來にけらし白たへの
ころもほすてふあまのかぐ山

新古今集夏部に入て、題しらずとあり。此御製は、もと萬葉集に入て、

春すぎて夏は來ぬらし白たへのころもさらせりあまのかぐやま

とありしを、新古今集に、詞をその時代の風に直して、入られたるものか、または傳へあやまりてかやうの詞になりたるか、知りがたし。先萬葉集にあるまゝの詞にて、御歌のこゝろを解かば、春は過去りて夏が來たるにや、民百姓どもの白き著物どもが、天のかぐ山あたりにほ

給ふ。これを近江朝の令と申して、萬代不朽の法式となれり。さて此帝の七年に、鎌足公の中臣といふ姓を、藤原と改めさせ給ひ、大織冠といふ號を賜はりしに、翌年の冬、大織冠鎌足公病重くなりける時、天皇其家に行幸ならせられけり。其後、天皇も十年の九月より御惱にて、十二月に近江宮に崩じ給へり。御在位十年、御年四十六と云り。世の人淡海帝とも申奉れり。一説に、天皇崩御の事を、今年十二月帝御馬にて山科へおはして、林の中に入たまひけるに、いづくへおはすといふことを知らねば、只御沓の落たりしを見て、陵にこめたてまつりしといへり。これは大鏡にしるせる趣なれど、信じがたきとなり。上に述るところは日本紀の趣なれば、外説にまどふべきにあらず。

天皇と稱し奉る。しかるに六年の十二月、新羅と百濟と合戰ありて、百濟の將軍福信、援兵を日本に請ふによりて、天皇兵を遣し百濟を救ひ給はんとて、七年の五月、帝筑前國に幸したまひ、朝倉宮におはしまして、軍兵をあつめ、甲兵を修め繕ひ、兵糧を儲へ設けて、百濟を救はんと思しめしけるに、はからずも御惱によりて崩じたまへり。其頃中大兄皇子も、御母帝に從ひて朝倉宮におはせしが、この朝倉宮は假宮にて、山中に造らせたまひければ、材木も削らず、丸木のまゝにて建させたまひしかば、時の人黑木御所とも、木丸殿とも申せしとかや。中大兄皇子、此御所にてよませたまへる御歌、

　朝くらや木のまろどのにわが居ればなのりをしつゝ行くはたが子ぞ

これは、朝倉山の中にたてたる假御殿にて、要害堅固ならざれば、供奉の人々の名をなのりて行くを、誰々ぞと聞とゞめさせ給ふことを、詠ませ給へるなり。後世に此御歌の事を論じて、後々の天子の御代に、大嘗會行はるゝ時、黑木屋とて、北野の齋場所につくらるゝは、彼御時の例にて、民を煩はさず宮造りも儉約なるべきといふよしなりと、十訓抄にしるせり。さて中大兄皇子は、御母齊明天皇崩御の後、御服のあひだながら、天下の政事を聞せられ、ほどなく帝位に卽せられて、大に帝業を開き、學問を好ませ給ひ、諸臣に命じて令二十一卷を撰ばしめ

さて其後、帝は御位を中大兄皇子に讓らんとおぼしめされけるに、大兄皇子退て此事を鎌足に語りたまふ。鎌足申されけるは、今古人皇子は君の御兄なり、輕皇子は君の御舅なり、しかるに是等をさしおきて、君天位を受つぎたまはん事、道にたがひたまふなれば、輕皇子を御位にすゝめて、恭謙のこゝろをあらはしたまへと申さるゝに、大兄皇子深く鎌足の敎をよろこびたまひて、ひそかに御母帝に此事を奏したまふ。こゝに於て、帝輕皇子に詔して、御位を授けたまはんとするに、輕皇子固く辭して、古人皇子に讓りたまふ。古人皇子またこれを辭して、何ぞ天皇の詔に違はんとて、髮を截て吉野山に入たまひければ、輕皇子も今はせんかたなくて、御位を繼給へり。これを孝德天皇と申し奉る。孝德帝卽位の後、中大兄皇子を皇太子と定め、鎌足を內大臣となして、政事を司どらしめ給ひけるに、其年の冬、古人皇子謀反を企給へり。これは古人皇子、もとより入鹿と睦かりけるが、入鹿の誅せられし時、その死をいたみたまふあまり、讓位を辭するにかこつけて、髮を斷て吉野に入り、密に謀反して、蘇我物部椎子等と相謀りて、禁裏を襲はんとしたまひけるに、吉備笠垂といふもの此事を聞き知りて、皇太子中大兄に告奉るより、すなはち軍兵をつかはして古人皇子を討せられけれど、古人遂に自殺したまへり。其後白雉五年十月、孝德天皇崩じ給ひければ、皇極帝重祚したまひて、齊明

伏して奏したまふは、入鹿、かねて陰謀を企て朝家を滅し、日嗣の御位を傾け奉らんとし侍れば、かくはからひ侍り、豈、天位を以て大臣に代へ侍らんやと、のたまひければ、天皇此言を聞せ給ひ、直に玉座を起て殿中に入御なりければ、子麿、綱田、其まゝ入鹿にとゞめをぞ刺したりける。さて中大兄皇子は法興寺に馳入りて、城を構へ備をたてたまひければ、諸皇子、諸卿、こと〴〵く大兄皇子に從ひ奉りて、守護し給ふ。御兄古人皇子一人は私宅に走り歸り、門を杜て出たまはず、下心には入鹿が横死をいたみたまへり。かくて、入鹿が死骸を父の蝦夷に賜はせければ、蝦夷が臣漢直等眷屬を總聚め、甲を懐き、兵器を持せて、蝦夷を助け軍陣を設く。大兄皇子此よしを聞せ給ひ、將軍巨勢徳を以て、入鹿罪有て誅に伏せしよしを諭したまひければ、蝦夷が徒黨の者共、ともに罪せられん事を恐れて、一同に遁れ去ぬ。さて蝦夷は我子入鹿が大兄皇子に討れたる事を、憤り恨む事甚しきよし聞えければ、やがて其家に討手をつかはされて、誅に伏する時、大臣たる蝦夷が家なれば、かねて朝廷より預り居たる天下の記錄國紀、天皇紀、其外珍寶の類こと〴〵くみづから火をかけて燒失ひけるに、船史惠尺、逸早く火中にかけ入り、國紀許を取出して、大兄皇子に奉れり。されば此度の亂に、日本先代の記録共こと〴〵く燒失して、わづかに殘るところは、惠尺が取出したる殘冊ばかりなりき。

帝位て乱れしかバ。ちうおうてひそかに謀議を企まして殿に入鹿を酒に酔しめ、ひと誅ちしむ。殿上に法興寺にて蹴鞠を催し、いとま。乙巳の年、蹴鞠の会にて中大兄皇子の御足と鎌足の袖に撃。生者や何ぞ怨嗟。しそ。備つく鎌足、中大兄の皇子の御足を謀て入鹿を大極殿に誅しける。そもそもおもしろきものなるべし

何心もなく咲ひて、劍を解て御前に著座せり。さて倉山田麿席を進みて、三韓王の表文を讀唱ふる間に、大兄皇子ひそかに起て、衞門府の官人に命じて、禁裏の十二門をさし鎖めさせて、人の往來を絶ち、自ら長き槍を執て、殿の傍に隱れたまひ、鎌足は弓矢を持て加勢の用意せらる。又犬養連勝麿に、三韓より進調せし箱に、二振の劍を隱し入たるを持しめ、倉山田麿が表文を讀の時に當て、ひそかに彼箱の中なる兩の劍を、佐伯連子麿と葛城稚犬養連綱田と兩人に投與へ、心を合せて入鹿が不意をうつべしと、命ぜられければ、人々これを承はれり。かくて倉山田麿は、三韓の表文既によみ終らんとすれども、子麿等が入鹿を恐れて起あがらざるを見るより、倉山田は流るゝ汗渾身にそゝぐが如く、聲亂れ手戰ひければ、入鹿怪しみて、何故にかくふるひをのゝくやと問ふ。倉山田こたへて、玉座近く侍るにより、あまりの恐ろしさに、覺えず汗を流し候といふ。此時中大兄皇子は、子麿等が入鹿が威に恐れて、進みかねたるを見て、咄嗟と一聲かけたまふを相圖に、とびかゝりて、不意なる入鹿が頭より肩先かけて斬つくれば、入鹿驚き起ところを、子麿又劍を揮うて、片足を斬倒せば、入鹿は王座に轉びより、頭を叩て、臣何の罪か侍る、明にさとし給へと請ふ。天皇も大に驚かせたまひ、中大兄皇子に詔して、何事によりて大臣たる入鹿をかくはからふやと、仰せられければ、大兄皇子平

されければ、大兄皇子大に悦て其議に從ひたまへり。鎌足すなはち、みづから倉山田麿の家に往て媒せらるゝに、倉山田も大に歡びて、其むすめを大兄皇子に奉りければ、これより倉山田と共に內々その計をぞなしにける。此時蘇我大臣蝦夷が子入鹿は、甘檮の岡に大なる家どもを起雙べ、父の蝦夷が家を宮門と稱し、己が家を谷の宮門と稱し、己が男子女子をいづれも王子と稱し、家の外にこと〴〵しき築土を構へ、門の傍に兵庫を作り、常に力士をして兵具を持せて守らしめ、父蝦夷も、又長直といふ者に命じて、畝傍山の東に家を造り、池を穿り城を作り、庫を起て弓箭を儲へ、常に五七人の兵士を從へて其身を守護せしめ、其餘萬事の儀式を禁中に等しくして、殆反逆のさまをあらはせり。然るに今年六月、三韓より日本へ進調を奉る事ありければ、中大兄皇子ひそかに、倉山田麿にかたらひたまふやうは、此度三韓より我帝に奉る表文を、御前に於て讀唱ふる役を汝に命ずべし、汝が表文をよみあぐる間に、鎌足と計りて、入鹿を斬ん、汝かねて此事を會得すべしと仰られければ、倉山田領承して退きぬ。かくて其日になりければ、天皇大極殿に出御あり、中大兄皇子は御兄古人皇子と共に、玉座のかたはらに侍したまふ。鎌足は、かねて入鹿が疑ひ深き性にて、晝夜劍を帶る事を知られければ、俳優のものにいひ含め、戲れごとをいはせて、今日の昇殿には、たばかりて帶劍を解しめけるに、入鹿

れを感じて、或時皇子の舍人に語りていはく、下官殊に君の恩澤を蒙る事を辱くす、願くは皇子を以て天下の主となし奉りて、此恩に酬い奉らんと。舍人此よしを皇子に申上ければ、皇子もひそかに悅ばせたまへり。鎌足又當時の王宗の中にて、器量ある君を見立奉りて、功名をたてんとおもふこゝろざしある故、當今皇極帝の御子中大兄皇子（後に天智天皇と稱し奉る。）聰明にして、人君の大度おはしますを見て、これに因み奉らんと思はれけれど、其心底を明し奉るべき隙を得られざりけるに、大化三年の彌生の頃、中大兄皇子法興寺の槻の木の下にて鞠の御遊ありけるに、鎌足も伺候せられけるが、はからず大兄皇子の御沓、鞠につきて脫落けるを、鎌足直に立寄り、彼御沓を取て手に居ゑ、御前に跪てこれを捧げられければ、大兄皇子も跪てこれを取たまへり。これを睦びのはじめとして、後には隔なく交りたまふあまりに、今は心に懷ふ事を隱したまはざるやうになれり。しかれども、他人の耳目を憚りて、時の博士南淵先生の所に、學問に通ふ事に託け、大兄皇子と鎌足と、途中往還の間にて肩を比べて密事を謀りたまふに、鎌足の申さるゝ事一として、皇子の御心に叶はざるはなし。こゝに於て、鎌足議して申されけるは、大事を謀るには、輔佐の人あるにしかず、蘇我倉山田麿のむすめを納て、君の妃となし、婚姻の昵をなして後大事を陳說き、彼と共に事を計らば、功を成の道これより近きは候はじと、申

居るわれらの袖が、朝もよるも露にぬれつくして、苦勞なる事ぞといふこゝろなり。これを天子の御身にて、わが衣手と仰せられたるよし注するはわろし。天皇の御身をおしくだしたまひ、土民になりかはりて詠ませられたる御歌なれば、百姓の辛勞をいたはらせたまふ、叡慮のありがたきなり。衣手はすなはち袖の事にて、むかしは衣といふ字を、衣と一字の訓によみたり。衣の手のあたる所なるゆゑ、ころもでと訓じたり。

天智天皇の話

皇極女帝の御時、蘇我の蝦夷大臣たりければ、其子入鹿天下の政を執行ひて、威勢父の蝦夷にも勝れるあまりに、終には天子の御位をも簒はんとする下ごころありければ、中臣の鎌足心に深く憤り惡まれけれども、入鹿が勢强大にして、輕々しく敵對しがたき故、常に齒を切て虛病を構へ、三島といふ所に引籠りてぞ居られける。時に皇極帝の御弟輕の皇子（後に孝德天皇と稱し奉る。）脚の病おはして、これも參內したまはざりけるが、平生鎌足と御中よかりければ、鎌足時々輕の皇子の宮にまゐりて、宿直などせられけるに、皇子鎌足の意氣高く逸れて、天下萬民を匡し救ふべき器量あることを察したまひ、御鍾愛の御女を、鎌足にめあはせたまへり。鎌足こ

百人一首一夕話

天智天皇

御幼名を葛城皇子とも中大兄皇子とも申奉り、御諱を天命開別天皇とも申奉る。天智とは、平城の朝の御時に、淡海眞人御船といふ人、代々の天皇の御徳を考へ、漢土の例にならひて、諡を奉りしよりかく稱し奉るなり。御父は舒明天皇、御母は寶皇女、後に皇極天皇又齊明天皇とも申奉れり。

秋乃田のかりほの庵の苫をあらみ
わかころもてはつゆにぬれつゝ

此御製は、後撰集秋中に題知らずとて入れり。御歌の意は、稲の實のりたる秋の田を、鳥獸にあらさせじと、假庵とて假屋をたてゝ守り居るが、其庵をふきたる苫の、目があらき故、中に

されバ平安城の制も都而漢家に為ひ大極殿を八省院の正堂として天子百官を朝せらるゝ所清涼殿を大和殿といひ今は禁闕にて紫宸殿と又是に於て画史ことし障写はしをしよらせ製などを考へ延喜時を定めてすぐれたる人をして当時の行ひおのかくあるべしは取りとす今こゝに写せしも古き図により新たに議論を校合せて是を画く粧状等に毛頭乃かまはぬこゝにあらねば

朱雀門ハ宮城
十二門の南面
羅城門に通ず
七軒五戸柱ハ
ことごとく朱
青藻をゑがきて
おもひやるべし

著聞集曰
むかし玄象のうせたりけるに。家ながらきゝおぼえずして。秘法を二七日修せられければ朱雀門の上よりくびに緒をつけておろしたりけり。鬼のぬすみたりけるにやとぞ

續日本紀曰
聖武天皇天平六年二月癸巳朔。天皇御朱雀門覧歌垣云

翔鸞樓

盛衰記曰
應天門
栖鳳樓

會昌門
龍尾道

抄本紀略
紫宸にあげ
たまふ。周茂
叔太極図説
を作て無極
にして太極と
いへり。太極を
天下の至る
所と透て君
大にして如く
るなし。太いは
くまた大の
義極は至
る当の以て
加ふるなき
故に天子の
朝堂太極を
もって号く

江家次第曰
寛平九年
以来於龍
尾道東階
上殿御覧
叙目行
御霊東遣
具上学習
還幸入御

明徵作意旁及故事
歌道可講異聞兼備
一夕之話百人之詩
朧月之影桂林一枝

小竹散人題

百人一首一夕話　卷之一

目録

よろづに堪能ならずとも、一の道をつらぬき得たらむ人は、おのづからもの毎に渡りていとも尊くぞ覺ゆ。こゝに百人一首といへる文は、そのむかしより今に傳り、稚きをはじめ、あまねく敎と成りて、其いさを筆にも盡しがたきをや。さるに難波わたりなる尾崎雅嘉、彼えらびにあへりし人々の有つる事を、一夜の中にも世にしらしめんと、四方のうみの玉藻のかずかずひろひあつめ、一夜がたりと名づけ、櫻木にちりばめ、ながく世につたへむとて、予にはし書を需む。實に身を盡し、ふかくもしげる志のせつなれば、千ひろの竹のよゝもかはらず榮えむことをおもひて、いさゝかつたなき筆をそむるになむ。

波龍主人

内容細目 終

○逸話

○作者

内容細目

下句七言

内容細目

○和歌

上句五言

百人一首一夕話　目錄

るものあるを見ず。今本文庫に採錄するに當りては、天保四年新刻の木版本を底本として、句讀點を施し、假名遣を統一したる外、事實文格の如きは勿論、振假名、送り假名の類と雖も、殆んど原本施す所のまゝを覆刻し、敢へて私意を以て增減改竄せず。插畫また悉く寫眞製版として之を本文中に挿入し、小竹の題辭の如き亦之を寫眞に附し、以て原本の致趣を傷はざらん事を期したり。但し原本、作者の略傳に限り、小字を以て之を歌詞の鼇頭に加へたれども、組版の都合上姑く之を作者の次に置きたり。又原本目次の始めに錄する所の書名、卷一、卷七、卷八、卷九は「百人一首一夕話」とし、卷二は一夕話に代ふるに「比登與俄哆里」、卷三は「飛登與我丹理」卷四は「秘斗豫峨他梨」卷五は「飛登世我多利」卷六は「斐刀餘雅太唎」なる萬葉假名を以てせりと雖も、體裁上姑く「百人一首一夕話」の文字を以て統一する事となしたり。讀者請ふ之を諒せよ。

大正三年五月　校訂者　塚本哲三

緒言

百人一首一夕話九巻は、尾崎雅嘉の著作にして、百人一首の歌に基き、作者の略傳、歌詞の解釋、及び作者に聯關せる幾多の逸話奇聞を輯め、加ふるに二百十數面の挿畫を以てせるもの也。畫は大石眞虎の描く所、風韻最も掬すべく、歷史畫及び風俗畫の逸品として、世に名高きものの一に居る。

尾崎雅嘉は浪華の人、字を有魚、通稱を春藏といひ、華陽、春陽軒、蘿月、傳古知今堂等の數號あり。書估を以て業とし、傍ら讀書述作を努め、和漢の學に通ぜり。本書の外、著はす所數十卷あり、就中群書一覽の如きは、其最も著名なるもの也。

本書說く所の歌詞の解說を見るに、二三の首肯し難きもの無きにあらずと雖ども、概して懇切平正、初學者を益する所少なからず。殊に其作者に關する逸話奇聞の類は、汎く各種の典籍を涉獵し、最も趣味ある材料を輯集したるものにして、其內容殆んど信據すべきに近く、文亦平明典雅愛誦すべし。

本書は、曩に某文庫が其內容の一部分を拔萃出版したる外、未だ活字本として世に流布す

百人一首一夕話

全